令和３年矢巾町議会定例会３月会議目次

議案目次 …… 1

第　１　号　（２月１８日）

○議事日程 …… 3
○本日の会議に付した事件 …… 4
○出席議員 …… 4
○欠席議員 …… 4
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 …… 4
○職務のために出席した職員 …… 5
○開　　議 …… 7
○議事日程の報告 …… 7
○諸般の報告 …… 7
○会議録署名議員の指名 …… 7
○会議期間の決定 …… 7
○施政方針演述並びに教育行政方針演述 …… 8
○請願・陳情 ……２３
３請願第１号　高田第三行政区内道路整備に関する請願
○諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ……２４
○諮問第　２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ……２５
○諮問第　３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ……２６
○議案第　４号　令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出
決算の認定について ……２７
○議案第　５号　南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の変更について ……３１
○議案第　６号　矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の制
定について ……３３
○議案第　７号　矢巾町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例の制定について ……３５
○議案第　８号　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ……３６

○議案第　９号　一般職の職員の給与に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について　……３７
○議案第１０号　矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について　……３９
○議案第１１号　矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について　……４０
○議案第１２号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について　……４１
○議案第１３号　矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について　……４３
○議案第１４号　矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について　……４５
○議案第１５号　町道路線の廃止に関し議決を求めることについて　……４６
○議案第１６号　町道路線の認定に関し議決を求めることについて　……４７
○議案第１７号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第１３号）について　……４８
○議案第１８号　令和３年度矢巾町一般会計予算について　……５４
○議案第１９号　令和３年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について　……５４
○議案第２０号　令和３年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について　……５４
○議案第２１号　令和３年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について　……５４
○議案第２２号　令和３年度矢巾町水道事業会計予算について　……５４
○議案第２３号　令和３年度矢巾町下水道事業会計予算について　……５４
○散　　会　……５６

第　２　号　（３月４日）

○議事日程　……５７
○本日の会議に付した事件　……５７
○出席議員　……５７
○欠席議員　……５７
○地方自治法第１２１条により出席した説明員　……５７
○職務のために出席した職員　……５８
○開　　議　……５９
○議事日程の報告　……５９
○代表質問　……５９
１　廣　田　清　実　議員　（町民の会）　……５９

２　廣　田　光　男　議員　（一心会）　……７７
３　村　松　信　一　議員　（矢巾明進会）　……１０２
○散　　会　……１２５

第　３　号　（３月５日）
○議事日程　……１２７
○本日の会議に付した事件　……１２７
○出席議員　……１２７
○欠席議員　……１２７
○地方自治法第１２１条により出席した説明員　……１２７
○職務のために出席した職員　……１２８
○開　　議　……１２９
○議事日程の報告　……１２９
○一般質問　……１２９
１　昆　　秀　一　議員　……１２９
２　赤　丸　秀　雄　議員　……１６４
３　山　﨑　道　夫　議員　……１８６
４　高　橋　安　子　議員　……２０５
○会議時間の延長　……２２２
○散　　会　……２２７

第　４　号　（３月８日）
○議事日程　……２２９
○本日の会議に付した事件　……２２９
○出席議員　……２２９
○欠席議員　……２２９
○地方自治法第１２１条により出席した説明員　……２２９
○職務のために出席した職員　……２３０
○開　　議　……２３１
○議事日程の報告　……２３１

○一般質問 ……２３１
１　藤　原　信　悦　議員 ……２３１
２　水　本　淳　一　議員 ……２４９
３　藤　原　梅　昭　議員 ……２６８
４　小笠原　佳　子　議員 ……２９０
５　川　村　よし子　議員 ……３１３
○会議時間の延長 ……３１９
○散　　会 ……３３９

第　５　号　（３月９日）

○議事日程 ……３４１
○本日の会議に付した事件 ……３４１
○出席議員 ……３４１
○欠席議員 ……３４１
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 ……３４１
○職務のために出席した職員 ……３４２
○開　　議 ……３４３
○議事日程の報告 ……３４３
○一般質問 ……３４３
１　小　川　文　子　議員 ……３４３
２　谷　上　知　子　議員 ……３６７
○散　　会 ……３７８

第　６　号　（３月１８日）

○議事日程 ……３７９
○本日の会議に付した事件 ……３８０
○出席議員 ……３８０
○欠席議員 ……３８０
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 ……３８０
○職務のために出席した職員 ……３８１

○開　　議　……３８３
○議事日程の報告　……３８３
○請願・陳情の審査報告　……３８３
　３請願第１号　高田第三行政区内道路整備に関する請願
○常任委員会報告について　……３８５
○議案第１８号　令和３年度矢巾町一般会計予算について　……３８９
○議案第１９号　令和３年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について　……３８９
○議案第２０号　令和３年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について　……３８９
○議案第２１号　令和３年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について　……３８９
○議案第２２号　令和３年度矢巾町水道事業会計予算について　……３９０
○議案第２３号　令和３年度矢巾町下水道事業会計予算について　……３９０
○議案第２４号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９８
○議案第２５号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９８
○議案第２６号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９８
○議案第２７号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９８
○議案第２８号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９８
○議案第２９号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９８
○議案第３０号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９８
○議案第３１号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９８
○議案第３２号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９８
○議案第３３号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９９
○議案第３４号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９９
○議案第３５号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９９
○議案第３６号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９９
○議案第３７号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９９
○議案第３８号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９９
○議案第３９号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて　……３９９
○議案第４０号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について　……４０４
○議案第４１号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第１４号）について　……４０７
○議案第４２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）

について　……４１８
○議案第４３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）につ
いて　……４１９
○議案第４４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）に
ついて　……４２３
○議案第４５号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について　……４２５
○議案第４６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）について　……４２７
○発議案第２号　高田第三行政区内道路整備に関する意見書の提出について　……４２９
○町長挨拶　……４３０
○散　　会　……４３２
○署　　名　……４３３

議　案　目　次

令和３年矢巾町議会定例会３月会議

１．請願・陳情

３請願第１号　高田第三行政区内道路整備に関する請願

２．諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

３．諮問第　２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

４．諮問第　３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

５．議案第　４号　令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出決算の認定について

６．議案第　５号　南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の変更について

７．議案第　６号　矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の制定について

８．議案第　７号　矢巾町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例の制定について

９．議案第　８号　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

１０．議案第　９号　一般職の職員の給与に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

１１．議案第１０号　矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について

１２．議案第１１号　矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

１３．議案第１２号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

１４．議案第１３号　矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について

１５．議案第１４号　矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

１６．議案第１５号　町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

１７．議案第１６号　町道路線の認定に関し議決を求めることについて

１８．議案第１７号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第１３号）について

１９．議案第１８号　令和３年度矢巾町一般会計予算について

２０．議案第１９号　令和３年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

２１．議案第２０号　令和３年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

２２．議案第２１号　令和３年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
２３．議案第２２号　令和３年度矢巾町水道事業会計予算について
２４．議案第２３号　令和３年度矢巾町下水道事業会計予算について
２５．常任委員会報告について
２６．議案第２４号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
２７．議案第２５号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
２８．議案第２６号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
２９．議案第２７号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３０．議案第２８号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３１．議案第２９号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３２．議案第３０号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３３．議案第３１号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３４．議案第３２号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３５．議案第３３号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３６．議案第３４号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３７．議案第３５号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３８．議案第３６号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３９．議案第３７号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
４０．議案第３８号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
４１．議案第３９号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
４２．議案第４０号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
４３．議案第４１号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第１４号）について
４４．議案第４２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について
４５．議案第４３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について
４６．議案第４４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について
４７．議案第４５号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について
４８．議案第４６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）について
４９．発議案第２号　高田第三行政区内道路整備に関する意見書の提出について

令和３年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第１号）

令和３年２月１８日（木）午前１０時００分開議

議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会議期間の決定

第　３　施政方針演述並びに教育行政方針演述

第　４　請願・陳情

３請願第１号　高田第三行政区内道路整備に関する請願

第　５　諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第　６　諮問第　２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第　７　諮問第　３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第　８　議案第　４号　令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第　９　議案第　５号　南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の変更について

第１０　議案第　６号　矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の制定について

第１１　議案第　７号　矢巾町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例の制定について

第１２　議案第　８号　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第１３　議案第　９号　一般職の職員の給与に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

第１４　議案第１０号　矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について

第１５　議案第１１号　矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

第１６　議案第１２号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

第１７　議案第１３号　矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について

第１８　議案第１４号　矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

第１９　議案第１５号　町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

第２０　議案第１６号　町道路線の認定に関し議決を求めることについて

第２１　議案第１７号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第１３号）について

第２２　議案第１８号　令和３年度矢巾町一般会計予算について

第２３　議案第１９号　令和３年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

第２４　議案第２０号　令和３年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

第２５　議案第２１号　令和３年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

第２６　議案第２２号　令和３年度矢巾町水道事業会計予算について

第２７　議案第２３号　令和３年度矢巾町下水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員
１７番	髙橋七郎　議員	１８番	藤原由巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長兼防災安全室長	藤原道明君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司君
税務課長	花立孝美君	町民環境課長	吉田　徹君

福祉課長	浅沼圭美君	健康長寿課長	村松　徹君
産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ課長	田村英典君	農業委員会事務局長	高橋　保君
上下水道課長	浅沼　亨君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田　修君	学校教育課長	田中舘和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同調理場所長	村松康志君
代表監査委員	佐々木良隆君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和３年矢巾町議会定例会を再開します。

これより３月会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――

諸般の報告

○議長（藤原由巳議員）　日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長　議会関係報告）

○議長（藤原由巳議員）　次に、高橋町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長　行政報告）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

13番　川　村　よし子　議員

14番　小　川　文　子　議員

15番　山　﨑　道　夫　議員

の３名を指名します。

―――

日程第２　会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員）　日程第２、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の３月会議の会議期間は、２月10日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から３月18日までの29日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、３月会議の会議期間は本日から３月18日までの29日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第３　施政方針演述並びに教育行政方針演述

○議長（藤原由巳議員）　日程第３、施政方針演述並びに教育行政方針演述に入ります。

初めに、令和３年度施政方針演述を行います。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　本日、ここに令和３年矢巾町議会定例会３月会議が開催されるに当たり、行政経営に対する私の所信と新年度の主な施策について概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

初めに私の所信を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の治療や感染拡大の防止に携わる皆様、そして私たちの暮らしを支えていただいております全ての皆様に敬意と感謝の意を表します。新型コロナウイルス感染症は私たちの日常を大きく変え、その猛威は現在も予断を許さない状況が続いております。町はこれまで医療機関や介護、障がい福祉事業者への緊急支援や要保護世帯等支援給付金、乳児特別定額給付金等の独自施策を展開するほか、国や県と歩調を合わせ支援が速やかに町民や事業者の皆様に届くよう総力を挙げて事業を進めてまいりました。令和３年度は第７次総合計画・後期基本計画の２年目であり、基本理念であります「希望と誇りと活力にあふれ躍動するまちやはば」を実現するため７つのまちづくりの方針と掲げた施策を着実に進めることに加え、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る施策を矢巾町の先頭に立って進めてまいる所存であります。

それでは、後期基本計画における施策を展開するに当たり、令和３年度に重点的に取り組む４項目について述べさせていただきます。

１つ目は「新たな日常の実現」であります。新型コロナウイルス感染症は全国的に感染拡大が止まらない状況にありますが、医療従事者向けにワクチン接種が開始されており、町民の皆様に適切かつ速やかにワクチン接種を実施できるよう体制整備を進めてまいります。また、町民や事業者の皆様が安心して生活、事業展開が図れるよう、国や県と一体となって有効な支援施策を講じてまいります。今、社会はウイルスとの共存・共生を前提としたウィズコロナの状況を念頭に置いたまちづくりが求められております。感染症拡大の防止に加えコロナに強い社会環境の整備、新たな暮らしのスタイルの確立、新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進といった視点からの施策展開について、創意工夫を行い新たな日常の実現に努めてまいります。

２つ目は「脱炭素・ＳＤＧｓの実現」であります。異常気象、自然災害の原因とされる温室効果ガスの排出量削減が重要な課題であることから、昨年９月に発出いたしました「矢巾町気候非常事態宣言」に対する具体的な取組といたしまして町が一丸となり二酸化炭素削減に取り組むため、国連の持続可能な開発目標「ＳＤＧｓ」を横断的に取り入れながら、太陽光発電、バイオマス発電など新エネルギーの導入促進、クリーンエネルギー自動車の普及に努めてまいります。また、町民、事業者の皆様に対して、省エネルギー活動及び二酸化炭素排出削減等の環境配慮につながる行動変容を促すための活動を推進するとともに、脱炭素ライフスタイルへの転換を行う取組として、環境省が進める「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」に賛同し、持続可能なまちづくりを実現するため、環境問題に積極的に取り組んでまいります。

３つ目は「デジタル化の推進」であります。デジタル化の推進につきましては、国においても将来を見据えた施策の柱としてデジタルトランスフォーメーション、いわゆるＤＸを推進する方針が示されたところでありますが、本町におきましても行政組織内に新たにＤＸの担当部署を設け、情報セキュリティーの強化を図りながら、行政のデジタル化・オンライン化による町民サービスの向上やマイナンバーカードの取得促進、テレワークの普及による働き方改革の推進などの取組を進めてまいります。また、町内の公共施設及び各コミュニティの主要施設を高速無線通信で結ぶＷｉ―Ｆｉネットワーク網を構築し、町内のＤＸ推進を支える情報インフラとして活用してまいります。

それで、皆さんご存じかと思いますが、ここで注釈を加えさせていただきたいのですが、Ｗｉ―Ｆｉの関係でございますが、うちの中ではパソコンとかタブレットなど、いろんなものを使ってネットワーク対応端末がケーブルではなく無線の電波によって接続できるような、便利な方式であります。これからＷｉ―Ｆｉの関係に力を入れていきたいということで、ひと

つよろしくお願いをいたしたいと思います。

４つ目は「定住人口・交流人口・関係人口の創出」であります。定住人口の創出策といたしまして、積極的な空き家対策に取り組みます。所有者の意向や都市計画法による区域区分及び建築物の用途を精査し、空き家バンク等を通じた売買等により空き家の解消に努めるとともに、町農業委員会と連携を図りながら市街化調整区域内の農地つき空き家の解消ができるよう推進してまいります。

交流人口の創出策といたしましては､観光を通じた地域の活性化に取り組んでまいります。西部地域につきましては、城内山の整備とその活用に向け、地権者及び地元関係者と協議の上、事業化する取組をスタートいたします。また、今年春オープンする「アスレチック施設」やシーズンに２万5,000人の来場者があり町内で一番の集客力を誇る｢煙山ひまわりパーク｣、そして近年のアウトドアブームにより利用者が急増している町営キャンプ場、矢巾町国民保養センターなど相乗効果を高めるサービスの提供を目指してまいります。東部地域につきましては、国指定史跡徳丹城跡の第２次史跡整備事業として緑地化や遊歩道の整備を行うとともに、より多くの来場者を受け入れるために駐車場を整備し、岩手医科大学周辺の市街化区域と一体となった観光スポットとして整備してまいります。

関係人口の創出策といたしましては、ふるさと納税を通じて魅力を発信するとともに、文化やスポーツ、観光面において本町に関心を持つ方々を増やす施策を進めてまいります。

続きまして、第７次矢巾町総合計画の施策の大綱であります、まちの将来像の実現に向けた７つのまちづくりの方針に沿って、令和３年度の主要な事業の方向性をご説明申し上げます。

第１に『健やかな生活を守るまちづくり』についてですが、健康寿命の延伸を図るとともに､高齢者については本人の意思と個人の尊厳を保持し､その高齢者を支えるご家族のため、高齢者それぞれの有する能力に応じ、健康で自立した日常生活を営むことができるよう支援してまいります。

そのために、「人生100年時代を健幸に暮らせるまちやはば」の実現を目指し、第８期介護保険事業計画の初年度として、必要なニーズと地域資源の状況を常時的確に把握し、生活支援コーディネーターを中心に、高齢者を支えるネットワークの構築を推進するとともに、介護予防･認知症施策の推進施設として整備した｢矢巾町えんじょいセンター｣を拠点として、オレンジボランティアや介護・福祉事業者と協力、連携し、介護予防・日常生活支援事業、認知症施策の充実を図ってまいります。

また、岩手県後期高齢者医療広域連合と緊密な連携を図り、高齢者の心身の多様な課題に対応するきめ細かな支援として、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施してまいります。令和２年度の機構改革により、高齢者の一人一人の医療、介護、健康診査等の情報を一括把握し対応できる体制となり、高齢者の社会参加を含むフレイル予防を視野に入れた疾病予防と重症化予防の取組をより一層推し進め、健康寿命の延伸を目指してまいります。

なお、今後においては介護保険事業者の人材育成・確保が全国的にも懸念されているところでありますが、事業者とともに人材育成・確保施策に取り組み、さらにはボランティア団体と連携を図りながら、2025年、2040年を見据えた地域包括ケアシステムの実現と地域共生社会の構築を図ってまいります。

子育て支援策といたしましては、家族が増える喜びを実感し、安心して子育てができる環境を整えるため、不妊治療費助成、健康診査、予防接種費助成及び医療費助成を継続実施してまいります。

子どもの健やかな成長を見守り育むため、妊娠、出産、子育て期における母子保健対策の充実として、妊産婦健診及び乳幼児健診を実施するとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応し、切れ目なくきめ細やかに支援する体制を構築するため、子育て世代包括支援センターの円滑な運営を通じて、安心して子育てができる支援体制を構築してまいります。

健康づくりにつきましては、「健康チャレンジ事業」をメディカルフィットネス施設と連携し運動習慣の定着を図ってまいります。また、紫波郡医師会や健診協力機関の協力をいただきながら、国保特定健診と特定保健指導の受診率を向上させるとともに、生活習慣病の発症、重症化の予防への取組等を行い、町民の健康づくりと健康寿命の延伸を目指してまいります。

地域福祉の充実につきましては、新事業として「重層的支援体制整備事業」が施行されることから、本町はいち早くこの事業に取り組み、地域共生社会の実現に向け、8050世帯や介護と育児のダブルケアなど複雑化、複合化した課題を抱えた状態に対する包括的な相談支援体制を整備し、支え合いの地域づくりを推し進めてまいります。

そこで、ここでもちょっと注釈を入れさせていただきますが、8050、これは皆さんご存じのとおり、今8050問題は80代の親が50代の子どもと同居して、経済的な支援をする状態になぞらえた中高年ひきこもりを抱える世帯を象徴した言葉ですが、今8050から9060問題に移行するのではないかという、そういう危機感があります。そこで、議員各位には8050問題、そ

してひきこもり、このことは放置できない大きな課題になっているということを付け加えさせていただきます。

自殺対策につきましては、自殺対策計画に基づき「生きることの包括的な支援」という視点で、町内外の関係機関との連携を密にし、コロナ禍における「いのちを支え合う」取組をより一層強化してまいります。

障がい福祉の充実につきましては、紫波地域障がい者基幹相談支援センターと連携しながら、障がい児や障がい者の方々が、身近なところで相談でき、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、緊急時の受入れ対応や医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置などサービス提供体制を強化し、令和３年度が初年度となる第６期障がい者プラン・障がい福祉計画及び第２期障がい児福祉計画に基づき、障がいの有無にかかわらず、共に暮らし、共に支え合う地域づくりを目指してまいります。

第２に、『時代を拓き次代につながるひとづくり』についてですが、青少年の健全育成につきましては、人間性の形成において基本となる「家庭教育」を重視し、急速に進む少子高齢化や情報化、価値観の多様化などによる青少年のコミュニケーション能力や教育力の低下が生じることのないよう、家庭・学校・地域・行政が連携して子どもたちを健やかに育む教育振興運動、各地区子ども会や青少年団体などの団体活動を支援することで、人と人とがつながり、地域社会全体の教育力がさらに向上するよう取り組んでまいります。

生涯学習の充実につきましては、町民一人一人が、自分に合った方法で生涯にわたり自主的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある前向きな生活を送ることができるよう、多様で幅広いニーズに対応した事業を推進し支援に努めてまいります。

町公民館事業につきましては、生涯学習の拠点として、町民の皆様のニーズの多様化に応じた自主事業講座を開催するとともに、自主学習活動や学習グループの育成・支援等に、より一層取り組んでまいります。

スポーツ・レクリエーション環境の充実につきましては、「スポーツのまち　やはば」宣言並びに矢巾町スポーツ推進計画に基づき、スポーツを「する、みる、ささえる」ことで感動と喜びを分かち合い、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを通して健康で幸福な人生を送ることのできるまちを目指してまいります。

芸術・文化活動の推進につきましては、「音楽のまち　やはば」として音楽にあふれたまちづくりを進めるとともに、町公民館や文化会館を中心とした、音楽、演劇、舞踊など多種多方面にわたる芸術団体の主体的な活動や小中高校生の芸術･文化活動に対する支援に努め、

芸術文化のさらなる振興と継承を促してまいります。また、町公民館や文化会館を利用する機会が少ない世代に向けて参加の働きかけを行い、多くの町民が芸術文化に親しむ環境を整えてまいります。

文化財の保護と活用につきましては、国指定史跡徳丹城跡をはじめとする史跡や数多くの貴重な有形・無形文化財等について、町民に対する周知活動等を通じて文化財に親しむ機会を増やしてまいります。

また、郷土芸能は、地域文化の継承という重要な役割を担っていることから、地域振興を主眼とする事業を推進し、まちづくりの視点から保存団体や地域における伝承活動の活性化を図ってまいります。

さらに、歴史復元事業の実施や歴史民俗資料館の企画展示等の開催を通して、町内外に情報の発信を図り、史跡の活用につなげる活動を推進するとともに、合併70周年記念に向け仮称「新編矢巾町史現代編」の編さんに着手してまいります。

なお、学校教育につきましては、引き続き総合教育会議において、本町の教育の方向性や今後重点的に取り組む施策を共有し、教育委員会と一層の連携強化を図ってまいります。

第３に、『利便性と発展性を高めるまちづくり』についてですが、土地利用につきましては、国土利用計画や都市計画マスタープランに基づいて、引き続き市街化調整区域における地区計画制度による企業誘致事業を推進してまいります。また、令和元年度から進めております市街化区域の拡大について、今後も関係機関と調整を行い、一日も早く実現するよう推進してまいります。

矢巾中学校跡地につきましては、利活用についての基本方針を決定し、その方針に沿った土地利用の実現を進めてまいります。

活動交流センター「やはぱーく」につきましては、これまでも活動の拠点として多くの皆様にご利用いただいており、今後も各種イベントを開催し、中心市街地の活性化とにぎわいの創出に努めてまいります。

道路ネットワークの整備につきましては、児童生徒の安全を確保するため、町道島線、田中縦道線の歩道整備を引き続き推進してまいります。また、１日当たり2,800台を超える利用となっております矢巾スマートインターチェンジ周辺道路につきましても、交通安全確保並びに利便性の向上を図るため、歩道整備を含む拡幅工事について引き続き、整備を進めてまいります。

さらに、町内３か所の踏切拡幅につきましては、上杉踏切が昨年７月から供用開始し、白

沢踏切につきましては、関係機関と協議を進めており、本年８月に完成予定となっております。また、南矢巾踏切につきましても、令和３年度からの事業着手に向けて、引き続き取り組んでまいります。

そのほか、国で調査を進めている盛岡南道路につきましては「バイパス案」で対応方針が決定されましたことから、引き続き関係機関と連携を図りつつ、早期事業化へ向けた要望活動を行うとともに、関連する都市計画道路についても見直しを行いながら、広域的な地域連携を支える道路ネットワークの強化、安定した救急搬送ルートの確保、円滑な物流ルートの確保、交通安全の確保の取組を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う日常生活支援、高齢者の自動車運転免許証の返納推奨や遠方への外出が難しい町民のために、移動販売による生活支援事業を開始し、地域の見守りを含めた地域活動の活性化を図ってまいります。

第４に『快適性と安全性を高めるまちづくり』についてですが、消防団や自主防災組織と共同しながら､地域ぐるみで取り組む防災体制の構築と防災意識の高揚を図ってまいります。具体的には、消防団へホースバッグなどの新装備、このホースバッグは、いわゆるホースを入れるバッグでございます。何か特別なあれなのかというか、単純でございます。ホースを入れるバッグなどの新装備を導入するほか、これまでに整備した備蓄品や災害対処用の各種資機材の運用を踏まえた効率的な各種訓練や研修を進め、特にも令和２年度までに育成した町内防災士と自主防災組織が連携するための、講習会や訓練を行ってまいります。

交通安全につきましては、事故のない明るいまちづくりを目指して、町民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止、危険運転防止活動を推進するとともに、交通安全施設の整備に関して、各関係機関と連携を図りながら、今後の交通の流れをしっかりと見極めつつ、岩手県公安委員会や道路管理者に対し要望を継続し、また、通学路の交通安全対策として注意喚起の路面標示等の設置事業に取り組んでまいります。

防犯につきましては、犯罪のない明るく住みよい地域社会の実現のためには、町民一人一人の防犯意識を高めることが重要であることから、要望に応じて防犯講話を行うなど、地域と一体となった防犯活動に努めるほか､地域安全推進隊の活動を積極的に支援するとともに、引き続き紫波警察署等との情報共有、連携を密にし、犯罪が発生しやすい場所のパトロールを重点的に行うなど､犯罪が発生しにくい､犯罪に強いまちづくりに取り組んでまいります。

住宅政策につきましては、矢巾町住宅マスタープランに基づき老朽化した町営住宅の集約化について、民間活力を活用した整備手法の検討を引き続き進めてまいります。また、住宅

セーフティーネットの強化については空き家や民間賃貸住宅の活用も含め、不動産事業者や社会福祉協議会等関係機関と連携しながら推進してまいります。

上水道事業につきましては、安定した水質と水量の供給のために必要な設備の更新を計画的に進めるとともに、将来にわたって安定的に事業を継続していくため経営戦略の見直しを行い、併せて技術継承の体制構築を図ってまいります。また、計画的に耐震性を有する管路及び設備への更新を進め強靭化を推進するとともに、緊急時に迅速な対応を行うための体制及び装備を充実・強化させ、より一層の水道水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、管路・処理施設とも老朽化が進んでいることから、計画的な改築・更新を進めるとともに、施設の統廃合による効率化・省力化を図ってまいります。また、公共用水域のさらなる水質改善を図るため、排水設備接続率の向上と浄化槽の普及のための活動を継続的に推進してまいります。

第５に『産業の活力を高めるまちづくり』についてですが、農業基盤整備事業につきましては、昨年10月事業認可となった矢次地区の調査事業等を行うとともに、現在進めております事業申請地区については事業認可に向けた地元農業者等との調整を行ってまいります。また、いきいき農村基盤整備事業等を活用し、暗渠排水設備の更新等を進めるほか、多面的機能支払交付金や、中山間地域等直接支払交付金等を活用し、引き続き耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。

たまった土砂の排除等を行う煙山ダムの大規模改修事業につきましては、今年度からしゅんせつ工事を実施するところであり、引き続き事業を確実に推進してまいります。

農業従事者と後継者の確保につきましては、やはば農業担い手応援事業、矢巾町親元就農給付金をはじめとする各種制度を活用し、農業従事者の確保・育成を支援するとともに、農業分野と福祉分野の連携について支援してまいります。また、地域の中心経営体に対し、農業用機械・施設の導入についても併せて支援してまいります。

そのほか、各集落において策定し取り組んでおります人・農地プランについて、町農業委員会と連携しながら支援を行ってまいります。

林業関係につきましては、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業により活動組織を支援するとともに、森林環境譲与税を活用し森林の整備に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、持続可能で活力ある地域経済の振興を図るため、中小企業振興基本条例を制定し、中小企業とともに地域を活性化するための具体的な施策を盛り込んだ中小企業振興計画の策定に向け取り組んでまいります。

企業誘致の推進につきましては、地域経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、企業立地奨励制度を推進していくほか、企業の要望に対応するため、地区計画制度による企業誘致事業における用地確保の拡大をさらに進めてまいります。

第６として『豊かな生活環境を守るまちづくり』についてですが、ごみの減量につきましては、いつでもごみを資源として回収できるリサイクル拠点回収を充実させ展開してまいります。新たなごみの減量化策として、今後高齢化とともに増加が見込まれる紙おむつのリサイクルを進めるため、紙おむつリサイクルシンポジウムの開催を皮切りに、ごみの資源化品目の開拓も含めて検討を進めてまいります。また、ごみの分別、資源化、事業系一般ごみの減量については、一人一人の取組意識の醸成に加え、資源循環ビジネスを推奨し、事業者と連携を図りながら減量化策を進めてまいります。

本町の未来を担う小学生を対象とした環境教育につきましては、温暖化及び省エネルギー対策に重点を置き､地球温暖化及び異常気象の原因とされる二酸化炭素排出の仕組みのほか、ごみの減量との関連性、リサイクルの重要性について学ぶ機会を提供してまいります。

第７として『安心と信頼が寄せられる行政経営』についてですが、町民の現在と未来の幸せを念頭に置いて、効果的な経営体として運営する観点に立ち、また、町の戦略を確実に進めるため事務事業評価を実施し、限られた予算と人員を最大限有効に活用する手段を模索しながら、より高い成果志向の行政経営を実現し、財政の健全化を進めるよう業務を推進いたします。

広報・広聴活動では、広報紙、やはラヂ、ＳＮＳ等を活用し、幅広い世代の方々に情報が届くよう発信するとともに、町なかのニーズを把握し、これまで以上に町民の皆様とコミュニケーションを形成するよう一体的に広報と広聴に取り組んでまいります。

また、Society5.0時代の到来に対応し、住民サービスの質的向上を図り、2030年のＳＤＧｓ目標の達成を図るためスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に向けた取組を進めてまいります。

そして、議員の皆様方には、Society5.0でございますが、これは1.0から2.0と進んできておるわけですが、そして4.0は情報化社会と言われたわけですが、Society5.0というのは、ＩｏＴ、ロボット、ＡＩなどの先端技術をあらゆる、本町であれば農業とか商工業、社会生活に取り入れ、格差がなく多様なニーズにきめ細かく対応した物やサービスの提供を図る、そういうことでございます。そういったことで、１つ注釈を加えさせていただきました。

以上、令和３年度の重点的な取組と主要な事業の方向性ついて申し上げました。

続きまして、令和３年度の予算について申し上げます。

一般会計は、106億9,200万円で前年度と比較し5.1％の増。

国民健康保険事業特別会計は、23億2,261万4,000円で前年度と比較し1.3％の減。

介護保険事業特別会計は、23億2,004万5,000円で前年度と比較し2.6％の増。

後期高齢者医療特別会計は、２億2,744万円で前年度と比較し6.3％の増。

これによりまして一般会計及び特別会計の総予算額は、155億6,209万9,000円で前年度と比較し3.7％の増となっております。

次に企業会計の予算規模につきましてご説明申し上げます。

水道事業会計は、収益的収入と資本的収入の総額が10億2,057万円で前年度と比較し13.6％の増、収益的支出と資本的支出の総額が14億408万3,000円で前年度と比較し22.4％の増。

下水道事業会計は、収益的収入と資本的収入の総額が15億2,746万6,000円で前年度と比較し31.4％の増、収益的支出と資本的支出の総額が19億1,745万6,000円で前年度と比較し10.5％の増。

これによりまして、企業会計全体では、収入総額が25億4,803万6,000円で前年度と比較し23.7％の増、支出総額が33億2,153万9,000円で前年度と比較し15.2％の増となっております。

令和３年度予算編成に当たりましては、コロナ禍による町税等自主財源の大幅な減少が見込まれることに加えて、経常経費の増大による財政の硬直化が深刻となっている現状を踏まえ、新規・拡充事業及び大規模事業の見直しを行うとともに、経常的・継続的な事業については可能な限り経費の削減に努めたところであります。

一方で、町民生活に直接関わる喫緊の課題に対応するために必要となる経費や防災に係る経費、公共施設の長寿命化事業など、行政の責務として確実に実施しなければならない事業に係る経費につきましては、緊急性や費用対効果を精査した上で計上いたしました。

ウィズコロナへの対応に加え、厳しい財政運営など幾多の困難に直面している中、希望のたすきを次代へつなぐためには、町民の皆様、議会、企業、団体をはじめとする全ての皆様と手を携え、英知を結集し、困難に正面から立ち向かう以外に道はないと確信しております。

以上、町政運営に対する私の基本的な考え方を申し上げました。議員各位をはじめ町民の皆様のなお一層のご指導を賜りますようお願い申し上げまして、令和３年度の施政方針といたします。ご清聴誠にありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員）　以上で施政方針演述を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたしますので、よろしくお願いします。

午前１１時０２分　休憩

――――――――――――

午前１１時１０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

続いて、令和３年度教育行政方針演述を行います。

和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　令和３年矢巾町議会定例会３月会議に当たり、令和３年度の矢巾町教育行政方針を申し上げます。

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援に心から感謝申し上げます。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大は、教育・保育にも大きな影響を与えており、特にも昨年３月に行われた全国一斉の小中学校臨時休業は、児童生徒の学習機会の確保という基本的なことでありながら最も大切なことを、私たちに再認識させるものでした。

また、臨時休業は学校だけの問題にとどまらず、子どもの見守りをどのようにしていくのか、保育施設や児童館、そして家庭を含む社会全体の課題ともなりました。幸いにも本町ではその後に長期間の休業に至ることはありませんでした。改めて児童生徒一人一人にとって最適な教育のために、誰一人として取り残さない取組の継続を大切にすることが、ＳＤＧｓの目標である「質の高い教育をみんなに」につながるものと考えております。

それでは、第７次矢巾町総合計画後期基本計画に掲げられた、まちづくりの施策方針のうち「健やかな生活を守るまちづくり」「時代を拓き次代につながる人づくり」の実現に向けた、教育委員会としての新年度の主な施策の方針について、『児童福祉の充実』及び『学校教育の充実』に大別して述べさせていただきます。

最初に『児童福祉の充実』については、「子ども・子育て支援の充実」及び「児童虐待防止体制の充実」に分けて述べさせていただきます。

「子ども・子育て支援の充実」についてですが、子育て支援を所管する部署が教育委員会に統合された利点をさらに活かし、幼保小の連携による小学校教育との円滑な接続体制を推進いたします。また、子育て支援ネットワークによる学校をはじめとした関係機関と緊密に連携するほか、社会環境の変化により核家族化や共働き等、多様化する子育てニーズに対応

するため、「第２期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援により、地域全体で子育てを支え合う体制づくりをより一層強化いたします。

あわせて、町立保育園の在り方を検討する委員会を設置し、子どもの育ちの安全や安心を提供するための仕組み、いわゆる「セーフティーネット」として公立施設である煙山保育園が担う役割とともに、病児、医療的ケア児等の配慮が必要な子どもへの支援体制について検討してまいります。

また、保育環境を充実させるため、防犯対策を目的としたフェンス設置等による保育施設整備を実施するほか、保育士等を対象とした奨学金助成制度による処遇改善や子育て支援員の育成による人員の確保により、引き続き待機児童の解消に努め、保育料や副食費の保護者負担軽減による経済的な支援を行ってまいります。

さらに、多様な子育てニーズにきめ細やかに対応するため、地域の支援者との調整を行うファミリー・サポート・センター事業の拡充についても、引き続き取り組んでまいります。

病児保育事業については、現在、町内の保育施設５か所で体調不良児の保育事業を実施しているほか、紫波町、盛岡市及び滝沢市と協定を締結し、町外７施設において病児保育を実施しております。そして、より身近な町内施設における受入れ体制の整備については、引き続き関係機関と協議を進めてまいります。

町内４か所で運営しております児童館については、新しい生活様式を取り入れ、季節感のある、年齢に合わせた「遊び」や「生活」の支援を行い、家庭や学校との日常的な情報共有を通して、心身ともに安全・安心な居場所をつくりながら、児童の健全育成の充実に努めてまいります。

今後も、「子ども・子育て関連３法」に基づく「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援」を実施するため、総合的かつ計画的に推進してまいります。

次に「児童虐待防止体制の充実」についてですが、18歳までの子どもが心身共に健やかに育成されるよう、子どもとその家庭や妊産婦に必要な情報提供や専門的な支援などを提供する「矢巾町子ども家庭総合支援拠点」を令和２年４月に設置いたしました。

また、令和２年度に実施された機構改革により、子どもの育ちについて、学校教育だけでなく、支援が必要な子どもやその家庭についても、共に対応できる体制となり、子どもへの虐待や養育に係る家庭への支援が必要な場合は、小中学校をはじめとする要保護児童対策地域協議会の構成機関による見守りと支援を行っております。そして、学校や地域の子どもの

防犯に関わる情報についても、いち早く共有することが可能となっております。これからも、子どもが子どもらしく育つことができる地域や家庭環境づくりに努めてまいります。

続きまして『学校教育の充実』については、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」及び「地域と学校との連携・協働の推進」に分けて述べさせていただきます。

「確かな学力の育成」についてですが、将来予測が難しい中でも、社会を生き抜く力を育む教育が求められており、これまでの問題を効率的に解くことだけでなく、直面する課題や変化を柔軟に受け止め、どのような未来をつくっていくのか、主体的に学びながら自分の能力を引き出し、協働しながら新たな価値を生み出していく能力を身につける必要があります。各教科等の特質や学習過程を踏まえて、基礎・基本の定着を図るとともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度を育んでいくため、教材・教具や学習ツールの一つとしてＩＣＴを積極的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業を行ってまいります。

そのためにも、文部科学省が提唱するＧＩＧＡスクール構想の実現による「誰一人取り残すことなく、全児童生徒それぞれに、公正に個別最適化された学びを学校現場で持続的に実現すること」を目的に整備した児童生徒への１人１台端末を活用し、まずは端末に慣れることから始め、最終的には様々な場面で学習の道具にすることができるように、学校現場と教育委員会が一体となって取り組んでまいります。

また、小学校５・６年で教科となっている英語教育や小学校３・４年で実施されている外国語活動を充実させるため、ＡＬＴ（英語指導助手）、外国語活動支援員の配置を継続するとともに、英語専科講師の配置の継続について県へ要望し、指導体制の充実に努めてまいります。

学びを継続させるための経済的支援については、小中学校における要保護・準要保護世帯への就学援助費の支給やクラブ活動での各種大会参加費補助を引き続き行い、児童生徒が安心して目標に向かって活動できる環境を整えてまいります。奨学金制度は、これまでの貸与型奨学金に加え、令和３年度から給付型奨学金を創設しましたので、２種類の奨学金事業を効果的に運用し、経済的な困窮によって学びの継続を諦めることのない制度としてまいります。通学支援については、遠距離通学費バス利用者補助の対象範囲を令和２年度から見直し、より現状に適した制度としておりますし、昨年11月から運行を開始したスクールバスについても、利用者からの要望を参考にして、運行時刻や停留所位置等を改善しながら、引き続き、

小学校での冬期間の運行に取り組んでまいります。

施設維持・教材備品整備については、建築して25年以上経過した学校の校舎内外施設の老朽化が見受けられることから、令和２年度内に策定する矢巾町学校教育施設長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策のほか、日常的な施設・設備点検の徹底と小規模修繕に早急に対応し、児童生徒が安全な環境で安心して学ぶことができるよう、施設の適切な維持管理に努めてまいります。教材備品などの更新についても計画的に進め、学習に支障を来さないよう、教育環境の充実を図ってまいります。

学校規模及び通学区域の適正化については、小学校間で児童数に大きな偏りがあることから、将来を見据えた学校教育環境の確保のために、適正な学校規模及び学区の見直しに向けた学校通学区域審議会を開催し、本町の人口動態を見据えながら、様々な選択肢の検討に着手してまいります。

次に「豊かな心の育成」についてですが、生命を尊ぶとともに、してはならないことはしないといった倫理意識などの確立のため、教科となった道徳教育の充実や生徒指導の充実に努め、人権を考える授業、いのちの尊さを考える道徳とともにその他の教育活動として、ＱＵいわゆる「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を実施することにより、児童生徒一人一人についての理解を深め、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握分析し、児童生徒の指導や教育相談につなげてまいります。いじめ・不登校対策への対応についても、いじめは決して許されない行為であるとともに、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導します。そして、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることを十分に認識した上で、その防止と対策に当たります。そのために、各学校においては「いじめの見逃し０」を掲げ、いじめの早期発見と早期対応に努め、学校全体での情報共有と、学校と教育委員会との連携による組織的な取組体制により、児童生徒に寄り添う対応を引き続き行ってまいります。

なお、生徒だけではなく、保護者や教職員を対象とした精神科医による講演会や、中学生を対象に行っている「心の授業」を令和２年度からは小学校１校においても開催しておりますので、さらに他校にも広げ、より幅広く意識の向上に努めてまいります。そして、学校ネットパトロールを引き続き実施するとともに、児童生徒がスマートフォン等を持たない基本原則を維持しつつ、現実に持っているまたは持たせなければならない場合における使用のルール、特にもＳＮＳによる被害の怖さを繰り返し指導してまいります。その他、児童生徒の周りで起きる問題や困り事など、心理面への対応や家庭環境による問題について支援する専

門家として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や教育研究所への相談員の配置により、児童生徒やその保護者が相談できる窓口を複数設けることで、つながりが途切れることのないようにして、様々な心の問題に対応してまいります。

また、児童生徒一人一人の特性が多様化しており、同時に教育に求められる教育支援ニーズも多岐にわたっている状況であることから、児童生徒個々の状況に応じた指導の充実を図るため、適応支援員及び特別支援教育支援員の配置を引き続き行い、学校での学習面・生活面の支援を強化できるよう進めてまいります。様々な理由で不登校となっている児童生徒が通う適応指導教室「こころの窓」では、生活体験や作業学習等を通じて基本的生活習慣の形成を図り、学校復帰することを目指しながら本人の自己実現を支援しております。そのほかに幼児言語通級指導を行っている「幼児おはなし教室」では、“正しい発音をする”“聞く”“話す”“理解する”などの言葉の課題について指導を行っております。これからも子どもたちが自己肯定感や自己有能感を持てるように、各相談業務及び教育環境のさらなる充実に努めてまいります。

次に「健やかな体の育成」についてですが、教員の体育の授業力の向上に努めるとともに、地域のスポーツ指導者や大学生の活用により、体育活動の充実に努めます。また、児童生徒の心身の健康保持増進のため、各種健診による結果を基に事後指導の充実に努めます。

学校給食については、成長期の子どもたちの身体づくりを支える大切なものであることから、多様な食材を適切に組み合わせ、栄養バランスが取れた、安全・安心でおいしい給食を提供してまいります。

食材には、町内産農産物を優先的に取り入れ、「郷土食」や「行事食」を提供することで、学校給食を通して、児童生徒が地域に受け継がれてきた文化や伝統に対する関心を深め、郷土愛を育むきっかけとなるよう、引き続き取り組んでまいります。食について学ぶことは生涯にわたる健康保持にもつながることから、成長過程に合わせた食育を学校と一体となって積極的に行ってまいります。

食物アレルギーへの対応では、保護者、学校、関係機関との密接な連携の下、対象者の情報を共有し、できる限り除去食等の対応を行うとともに、教職員のアレルギー対応研修等により、対応力の向上を図り、事故防止に努めてまいります。

学校給食は、昨年、公会計に移行し、順調に推移しているところですが、給食費の徴収に当たっては、それぞれのケースに十分な配慮をしながら、早め早めの対応を行い、未納とならないように取り組んでまいります。

また、学校給食の質の維持を図りながら、将来にわたって安定して学校給食を提供できる体制を整備するため、令和４年度からの調理等の業務の委託に向けて、適切に事業を推進してまいります。

施設等については、安全・安心な給食を安定的に提供するため、経年劣化が見られる施設や機器、備品の修理、更新を計画的に行ってまいります。

次に「地域と学校との連携・協働の推進」についてですが、地域と学校が協働で子どもたちの９年間を一貫して見守り、育てていくために学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置しましたが、町民や保護者等が当事者として学校運営に参画いただける体制が確立できるように、「地域とともにある学校づくり」や「課題解決に向けた取り組み」を進めることが出来るように取り組んでまいります。

また、学校ではいつどこで発生するか分からない自然災害などの危険から自らの命を守り抜くために必要な「主体的に行動する態度」を、防災・環境教育や交通事故・犯罪被害に遭わないようにするための防犯・安全教育を通して育成してまいります。地域においては、各種見守りネットワークやスクールガードにご協力いただき、地域ぐるみで登下校時や学校外において児童生徒を見守っていただいておりますので、今後も地域ボランティアの方々にご協力いただくためにも、コミュニティ・スクールにおいての検討も行いながら協力関係を築き上げてまいります。

以上のように、未来を生きる子どもたちのために教育委員会としては、乳幼児期から青年期までの子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援に取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆様のなお一層のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げまして、令和３年度の教育行政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員）　以上で教育行政方針演述を終わります。

―――

日程第４　請願・陳情

３請願第１号　高田第三行政区内道路整備に関する請願

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第４、請願・陳情を議題とします。

２月10日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。３請願第１号　高田第三行政区内道路整備に関する請願については、会議規則第92条第１項の規定により、産業建設常任委員会に付託することにご異議ございません

か。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

――

日程第５　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　日程第５、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員には､現在８名の方々が法務大臣から３年を任期とし委嘱されており、平成30年７月１日からお務めいただいております矢巾町大字東徳田第９地割254番地､宮一夫さんの任期が本年６月30日までとなっていることから、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会からご意見を求めるものであります。

宮一夫さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見共非常に立派な方でありますことから、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、諮問第１号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

―――

日程第６　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　日程第６、諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員には､現在８名の方々が法務大臣から３年を任期とし委嘱されており、平成18年７月から５期にわたりお務めいただいております坂本信行さんが本年６月30日をもって任期満了となりますことから、新たに矢巾町大字南矢幅第９地割260番地、新沼武彦さんを人権擁護委員として推薦いたしたく、議会からご意見を求めるものであります。

新沼武彦さんは、昭和47年から平成26年まで警察官として勤務され、水沢警察署長や岩手県警察本部において生活安全部参事などを歴任されており、また定年退職後は民間の警備会社に勤務され、保安業務に従事されるなど、長きにわたり生活安全の場で活躍されております。地域住民の信頼も厚く、人権擁護委員の任務を全うするに人格、識見共立派な方でありますことから、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、諮問第２号は原案のとおり同意することに決定しました。

――

日程第７　諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　日程第７、諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員には、現在８名の方々が法務大臣から３年を任期とし委嘱されており、平成24年７月から３期にわたりお務めいただいております今野文子さんが本年６月30日をもって任期満了となりますことから、新たに矢巾町大字南矢幅第８地割205番地、中澤美香さんを人権擁護委員として推薦いたしたく、議会からご意見を求めるものであります。

中澤美香さんは、昭和62年から令和２年まで県内の小学校に教員として務められ、特にも平成９年から７年間は徳田小学校に、平成22年から７年間は煙山小学校にそれぞれ勤務され、長きにわたり本町の教育現場で活躍をされております。退職後は、地域でのコミュニティ活動にも積極的に参加され、地域住民の信頼も厚く、人権擁護委員の任務を全うするに人格、識見共立派な方でありますことから、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、諮問第３号は原案のとおり同意することに決定しました。

――

日程第８　議案第４号　令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第８、議案第４号　令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第４号　令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明を申し上げます。

令和２年３月31日をもって解散いたしました盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の決算につきましては、歳入決算額は２億6,988万2,188円、歳出決算額は２億6,361万3,391円となり、歳入歳出差引額は626万8,797円となりましたことから、地方自治法第233条第３項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　議案第４号　令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出決算についての詳細について説明いたします。

まず、本議案につきましては、通常であれば盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合議会において認定される案件となるものですが、同組合が令和２年３月31日をもって解散し、法人格としての実態がなくなったことによりまして、事業を承継いたしました本町の議会において認定をお願いするものであります。

本決算は、打切決算となります。決算に至る経緯でありますが、予算につきましては全て組合議会において議決されたもの、また執行に当たっても全て盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が執行した内容となっております。

それでは、令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出決算書の内容と事業承継後の精算について説明いたします。決算書の２ページをお開き願います。提案理由でもありましたように、歳入決算額は収入済額の歳入合計欄に記載のとおり、２億6,988万

2,188円となります。

４ページにお進み願います。歳出決算額は、支出済額の歳出合計欄に記載のとおり、２億6,361万3,391円となります。歳入歳出差引額残高につきましては、３ページにお戻りいただきまして、記載のとおり626万8,797円となっております。

なお、歳入歳出差引残高の626万8,797円につきましては、本議会で認定をいただきました後に、既に終了しております盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の残務の精算の確定を行い、盛岡市と本町の配分額を確定した後に、本年度中に本町の一般会計の雑入として歳入することを予定しております。

以上、議案第４号　令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりました。

決算審査意見書が当職の下に届いております。なお、意見書及び報告書につきましては、お手元に配付しておりますので、御覧願います。

佐々木代表監査委員が出席しておりますので、審査意見書について補足説明がありましたなら、これを許します。

佐々木代表監査委員。

○代表監査委員（佐々木良隆君）　令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳入歳出決算につきましては、審査意見書に記載のとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。

この決算審査は、当組合の解散に伴い、令和２年３月31日をもって打ち切られた令和元年度組合決算について、地方自治法第292条の規定により、地方自治法施行令第５条第３項を準用したものでございます。決算の概要につきましては、ただいまご説明があったとおりでございます。

審査に当たりましては、町長から提出されました一般会計歳入歳出決算書及び附属書類が関係法令に基づき作成されているかを確認し、係数につきましては関係帳簿等と照合し、また組合が既に実施いたしました定期監査及び現金出納検査の結果も踏まえまして審査を行いましたが、いずれも符合し、正確であると認められました。また、歳計剰余金につきましては、組合から矢巾町に適正に引き継がれたものと認められました。

組合解散に向け、事務事業の移管に伴う地域住民及び事業者への説明会を何度も開催し、意見、要望等を集め、上下水道の管理移管や料金改定等について理解を得て、令和２年10月

１日から盛岡市､矢巾町､それぞれの自治体から水道の供給が計画どおり開始されたことは、特筆されるべきものでございます。

これまで、昭和46年２月の組合設立から令和２年３月の解散までの49年間、岩手流通センターの上下水道、道路、緑地、公園等の維持管理を適切に行い、地域住民の生活環境の向上及び岩手流通センターの発展に大きく貢献されてきたことに改めて感謝を申し上げます。

組合解散後においては、承継された事務を遺漏なく履行するとともに、盛岡市、矢巾町にそれぞれ移管された流通センター上下水道事業については、安心安全な水の提供と適切な管理を行い、地域の快適な生活環境の維持、向上が図られることを期待しております。

以上を申し上げまして、私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木代表監査委員の補足説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　１点質問させていただきます。

今監査委員さんの審査意見をお聞きしまして、大変長い間、大体49年間やってきて、本当に関係者の方々にはご苦労さまと一言申し上げるものですけれども、上下水道のことが主だったのですけれども、流通センター４丁目の中の道路とか、それから公園等ありますが、そういうところは今後は道路住宅課になるわけですけれども、流通センター４丁目の方々からどのような意見があったのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

住民の方々からの直接的な道路とか公園の要望等、そういったものは特にございませんでした。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　流通センター４丁目の道路の歩道なのですけれども、公園の周りの歩道は昔のつくりになっていて、ちょっとしたところでつまずくとか、それからお年寄りの方たちが今多くなってきていますので、若い人たちも住んでいますけれども、段差があるというようなことを私は聞いておるので、スロープというか、車椅子でも歩けるような、そういう公園というか、周りを歩けるようにしてほしいということを聞いたことがあるのですけれども、そういう意見はないのですねということと、それから今から10年前なのですけれ

ども､東日本大震災のときに流通センター内の水道管が破裂した記憶があるのですけれども、下水も含めて老朽化が進んでいると思いますけれども、そういうことについてはどうなのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　確かに現地のほうは公園周り、あとそのほかのところも歩道幅員が当時の基準で行われておりますので、あまり広くなく、一瞬見れば段差があるというような感じには見受けられますが、特段住民の方あるいは地域のほうからも、そういった要望はうちのほうでは承っておりませんが、引き続きそういった声が上がってくるようであれば、いろいろ構造的なところとか、そういったものは検討してまいりたいと思いますが、現段階では計画とか、そういったものは特にございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼　亨君）　上下水のことについての問合せもありましたので、お答えいたします。

大震災の時点で、流通センター４丁目で水道管が破裂したというのは、ちょっと私は聞いておりません。すみません、ちなみに私４丁目に住んでいました。特にはなかったと記憶しております。

あと、下水道につきましては、水道もそうですが、議員おっしゃるとおり、老朽化が進んでおりますので、アセットマネジメント、ストックマネジメント、それぞれの計画に取り入れて、５年間の繰り返しになりますけれども、年次計画をもって計画的に対応していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第４号　令和元年度盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合一般会計歳

入歳出決算の認定についてを起立により採決します。

本案は議案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第４号は原案のとおり認定されました。

ここで間もなく正午となりますので、昼食のための休憩に入ります。

なお、休憩時間内の日程は、局長のほうから日程を説明していただきますが、そのことがありますので、再開を１時10分、午後１時10分再開といたしますので、ひとつご協力お願いします。

午前１１時５８分　休憩

――――――――――――

午後　１時１０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再開をいたします。

――

日程第９　議案第５号　南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の変更について

○議長（藤原由巳議員）　日程第９、議案第５号　南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第５号　南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

令和２年12月10日にご議決を賜りました南昌グリーンハイツ改修工事につきましては、株式会社カガヤ代表取締役、加賀谷浩一と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に推移しておりますが、変更を要したところであります。

主な変更内容は、消防署との協議において、火災からのリスクを最小限にするため定められております内装制限により、壁と天井を不燃材にするよう指示があったことによる変更や、２階の床の上物を解体したところ、床に段差があることが確認されたことから、これを平らにする工事の追加が必要になったことに伴い工事費を増額するものであり、変更前の契約金額5,093万円に459万6,900円を増額し、変更後の契約金額を5,552万6,900円とするものであり

ます。

なお、工期につきましては当初の契約から変更はなく、令和３年３月19日までとなっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

９番、赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　２点質問します。

まず１点は、変更契約をやることによって、開業というのですか、運営の時期等が変わるのでしょうか。再度いつ頃開業、開館するのか、その辺を確認しておきたいと思います。

２点目は、あそこの前に公共というか、公衆トイレがあるわけですが、もしここの建物が運営会社に委託契約等された場合、敷地の全部を管理されて、あそこが自由に使えなくなるようなことがないのかどうか、その辺について確認しておきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君）　お答えいたします。

まず、開所開業日については、株式会社カヴァーロ様という会社なのですけれども、打合せさせていただいている中では、今のところ変更はございません。具体的には、工期は３月19日までの工期で変更ございませんし、あくまで予定でございますが、予定として４月17日に矢巾町としての開所式、議員の皆様にもご参集いただければと思っております。後ほどご通知申し上げますが、４月17日が開所式、それから本格営業につきましてはゴールデンウイークの５月１日に踏み切りたいという、あくまで予定でございますが、その予定で今は組んでいるという状況でございます。

それから、グリーンハイツ前の駐車場、それからトイレにつきましては、駐車場につきましては今回カヴァーロさんの専有面積には入りません。当然公衆トイレもございますので、供用の場ということでなってございまして、普通財産という扱いになってございます。これにつきましては、管理についてはどのような形がいいのかというのは、今カヴァーロさん、それから関係課で詰めさせていただいている状況です。今ご指摘のとおり、例えばトイレの管理までお願いするのか、あるいは駐車場の草の関係、あるいは白線を引くとか、あるいは除雪の関係とかもございますので、そういった部分についてもカヴァーロさんで受けられる

のか、あるいはそれぞれの担当課、所属課で担当するのかという部分についてはこれから協議させていただいて、しっかり責任を明確にしたいというふうに考えてございますので、以上お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。他に質疑ございますか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　これの財源は、コロナの交付金だったかと思ったのですけれども、増加分もコロナの交付金で賄うのか、その辺お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君）　お答えいたします。

当初の契約に至る入札前の予算額が5,555万ということで、2,790万の寄附金をいただいていたという状況で、それの差額分がコロナの交付金という形でございます。入札残といたしましては462万ということで､その分が今回の変更契約に充てられたという部分でございますので、案分いたしまして今回の変更契約の金額、それから寄附金という割合で交付金に充てる部分というものが出てくるということで、充てさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第５号　南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の変更についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１０　議案第６号　矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関

する条例の制定について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第10、議案第６号　矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第６号　矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の制定は、公職選挙法の改正に伴い、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るため、候補者の選挙運動の費用を公費で負担する制度、いわゆる選挙公営制度の対象が拡大されたことから、矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙における選挙運動に係る費用の公費負担について整備するものであります。

その内容は、公職選挙法が改正され、条例で定めるところにより、選挙公営制度の対象となった選挙運動用の自動車の使用やビラ、ポスターの作成に係る費用の公費負担に関し、必要な事項を定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第６号　矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１１　議案第７号　矢巾町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例の制定について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第11、議案第７号　矢巾町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第７号　矢巾町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の制定は、これまで国庫補助事業による基盤整備の対象とならない小規模な地区において、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備事業として、令和３年度から矢巾町がいきいき農村基盤整備事業を実施することを踏まえ、当該事業を実施する上で必要な分担金を徴収するために定めるものであります。

その内容は、暗渠排水施設の整備等を実施するいきいき農村基盤整備事業の対象となった農地を使用し及び収益する者から、当該事業に係る費用の一部に充てるため、地方自治法第224条に規定する分担金を徴収するものであり、分担金の額は事業に要した費用の額から補助金の額を減じた額とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第７号　矢巾町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

――

日程第１２　議案第８号　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（藤原由巳議員）　日程第12、議案第８号　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第８号　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの整備条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の一部の改正を行うものであります。

新型コロナウイルス感染症について、令和３年２月３日に公布されました新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、正式に新型インフルエンザ等感染症として位置づけがなされました。

本町では、矢巾町税条例、矢巾町国民健康保険条例及び矢巾町介護保険条例において、新型コロナウイルス感染症を定義しておりましたが、今回の法改正に伴い、定義を具体的に記載する形でそれぞれの条例を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第８号　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１３　議案第９号　一般職の職員の給与に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第13、議案第９号　一般職の職員の給与に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第９号　一般職の職員の給与に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国等への派遣により、民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、その地域の民間賃金水準を反映した地域手当を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

その改正内容でありますが、第１条では国に準拠した級地の割合で地域手当を規定するものであります。また、第２条では第１条の改正に伴い、該当する他の条例について所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　今これの対象になる方はいらっしゃるのかということと、今後どのような形になるのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　ただいまのご質問でございますが、現時点でこの地域手当が該当する者はございません。今後につきまして、可能性があるなということで、今回提案させていただいたものです。

ちなみに、以前農林水産省のほうに行ったケースがありましたが、それは割愛、要は一旦こちらを退職してあちらで採用して、また戻ってきたときにまた入るというふうな、割愛という一旦身分が切れる形だったのですけれども、そういった場合ではないケースも十分あり得ますので、どうしても民間アパートを借りて住まなければならないケースも想定されるものですから、今回条例改正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。他に質疑ございますか。

９番、赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　確認ですが、この場合該当して、多分首都圏を意識していると思いますが、確かに今課長がおっしゃったようなことが考えられますが、例えばこれが長期間、３年とか、そういうスパンで行って帰ってこられたとき、こっちに来て急に給料が下がるという、そういうとき県等では暫定措置期間を設けていますが、ちょっと私全部読んだわけではないのですが、そういうところに対するただ行っている期間だけ対象なのか、それとも帰ってきての暫定期間も設けるのか、その辺はどのような考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　あくまで地域手当でございますので、基本給を変えるものではございません。なので、こっちに帰ってきた際は普通のアパートとか実家でよかったりするわけで、戻ってきてから経過措置的なことをするものではございません。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第９号　一般職の職員の給与に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１４　議案第１０号　矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第14、議案第10号　矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第10号　矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、農業研修施設の適正な維持管理及び利用者の利便向上のため、冷房設備を設置したことに伴い、使用料を規定するために定めるものであります。

その改正内容でありますが、これまで暖房使用料の徴収規定となっていたところを新たに冷房使用料の徴収が可能となるよう、冷暖房についての規定に改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第10号　矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１５　議案第１１号　矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第15、議案第11号　矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第11号　矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、公営住宅法及び所得税法の改正に伴い、町営住宅への入居予定者の選考に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、入居予定者を選考するに当たり、20歳未満のお子さんを扶養している母子世帯に加え、独り親世帯についても優先的に入居予定者として決定できるように定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　１点だけ質問させていただきます。

現在入居している方で、18歳未満の子どもを持つ方、この改正に合う方はどのくらい入居されているのでしょうか。老朽化が進んでいるので、なかなか若い方は住んでいないのではないかなという思いはあるのですけれども、三堤住宅では何人かいるようですけれども、どうなのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

独り親、母子家庭という方については、それ相応にいらっしゃいます。今までも入居の際には申込みで受けた方も結構いらっしゃいます。申込みの段階で独り親世帯、いわゆる父子家庭という方については、今までなかったわけなのですが、今現在入居の中では母子家庭ではなくて独り親世帯という方につきましては、数件いらっしゃいますが、特段うちのほうでも、何らかの事情でそうなったという形になっていますので、入居はそのままいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　数名おるということで、ご理解いただきます。他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第11号　矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１６　議案第１２号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第16、議案第12号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第12号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和３年度から令和５年度までの各年度における介護保険料率に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、第８期介護保険事業計画に基づき、３年間の基準介護保険料等はこれまでと同様となりますが、適用年度と併せまして、介護保険法施行規則の改正を受け、第７段階と第８段階を区分する基準所得金額を210万円、第８段階と第９段階を区分する基準所得金額を320万円に定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　１点質問させていただきます。

今回の改正は、令和３年度から令和５年度までのことでということなのですけれども、金額が、収入が、多く定める額、所得でしたか、ちょっとそこがあれですけれども、多くなっているのです。例えば３のところが200万だったのが210万、それから４のところが300万だったのが320万、その考え方、10万、20万の差があるのですけれども、考え方をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

これは国のほうのルールで、全国一律このような枠組みになるということで、これまで200万円の範囲で区分が決定された方については210万に、10万円所得の金額の幅が上がるということで、200万円だった人は上の階層に行っていたのが、逆に210万超えなければ１階層上がらなくて済む、つまり負担が軽減されるということなので、限度額のほうが200万から210万、300万から320万ということで、負担が増えるのではなく負担の適用が軽減されるというふうにご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。他に質疑ございますか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　第８期、第７期と同等の保険額ということでしたけれども、これは基金が入って第８期もそうだというので、第７期と比べて第８期は基金はどのくらい変わっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

今回の第８期の改定6,500円据置きにつきましては、基金を5,000万取り崩して据置きということでございますけれども、前回は第７期ということで、第７期の平成29年３月31日現在では4,042万9,219円の基金残高でございました。それに対して、今現在の基金残高が１億5,240万4,125円ということで、第７期の改定の際よりは基金があるということで、そちらで保険料の軽減を図りたいという内容でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第12号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１７　議案第１３号　矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第17、議案第13号　矢巾町交通安全条例の一部を改正す

る条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第13号　矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、道路交通法の改正に伴い、交通安全対策の推進のため、所要の改正を行うとともに、矢巾町交通安全対策協議会の効果的な運営を図るため、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、道路交通法の改正により罰則が規定された妨害運転を悪質違反として追加し、近年減少しております暴走族について、その根絶に関する事項を削除するなど、近年の社会情勢を反映した交通安全対策の推進を図るものであります。また、矢巾町交通安全対策協議会を構成する委員の見直しを行い、より効果的な協議会の運営の推進を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第13号　矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１８　議案第１４号　矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第18、議案第14号　矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第14号　矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員､設備及び運営に関する基準等の省令の一部改正により、従うべき基準である人員に係る内容が改められたことを受け、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないことの要件に係る経過措置を延長することと併せて、状況により主任介護支援専門員ではない介護支援専門員を管理者とすることが可能となるよう定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　この主任介護支援専門員確保が著しく困難であるとやむを得ない理由がある場合というのは、例えばどのようなことなのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　主任ケアマネの要件については、国が定めているとおりでございますけれども、どうしても更新の際の研修期間が非常に長くて、本業に支障が出るような形では開催はしていないわけでございますが、それでも負担が多いというような声も実際寄せられております。いずれ主任ケアマネの養成研修の受講の在り方とか、あとは介護支援事業所の運営における特別な事情がある場合も想定されますので、そこは具体的な状況を見

ながら対応させていただくような形になろうかというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第14号　矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１９　議案第１５号　町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第19、議案第15号　町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第15号　町道路線の廃止に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

今回の町道路線の廃止は、現地調査の結果、道路としての機能が認められなかった４路線、全長600.7メートルについて、路線を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

なお、お手元には廃止路線の場所について図面を添付させていただいておりますので、ご高覧をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第15号　町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　賛成多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２０　議案第１６号　町道路線の認定に関し議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第20、議案第16号　町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第16号　町道路線の認定に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

今回の町道路線の認定は、主に高田地区の開発行為や上杉踏切の拡幅に伴うものであり、11路線、全長893.2メートルを新たな町道路線として認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

なお、認定路線の場所については、お手元に図面を差し上げておりますが、ぜひそれをご高覧いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第16号　町道路線の認定に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　賛成多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで時間も大分経過してまいりましたので、暫時休憩といたします。

再開をここの時計で14時５分といたします。

午後　１時５４分　休憩

――――――――――――

午後　２時０５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再開します。

――

日程第２１　議案第１７号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第１３号）について

○議長（藤原由巳議員）　日程第21、議案第17号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第17号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、４款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、８款土木費の除雪事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億

1,105万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億976万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　議案第17号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の詳細について、事項別明細により説明いたします。

９ページをお開き願います。歳入補正の説明につきましては、款、項、項の補正額の順に行います。歳入、14款国庫支出金、２項国庫補助金2,406万1,000円、主な内容といたしましては、保育対策総合支援事業費補助金の増100万円。こちらにつきましては、国の三次補正で保育園のＩＣＴ導入支援、保育管理システム導入に係る補助となっております。

下に下がっていただきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,306万1,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費に対する補助でございます。

続きまして、18款繰入金、２項基金繰入金8,699万5,000円。財政調整基金の繰入れでございますが、これによりまして年度末の残高が４億8,131万8,000円となります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。13ページにお進み願います。歳出補正につきましても、款、項、項の補正額の順に行います。歳出、３款民生費、１項社会福祉費46万7,000円、同じく２項児童福祉費194万1,000円。主なものといたしましては、町立保育園事業の増119万1,000円。こちらの内容につきましては、煙山保育園に国の補助金を活用して保育管理システムを導入する内容となっております。

14ページにお進みいただきまして、４款衛生費、１項保健衛生費2,375万1,000円。主な内容といたしましては、予防接種事業の増2,346万1,000円で、こちらの主な内容といたしましては、集団接種に係る医療物品購入費及び予約接種簿のデータ管理に係る業務委託料となっております。

続きまして、６款農林水産業費、１項農業費、こちらは同額の組替えを行い補正額はゼロとなっておりますが、内容につきましては移動式スーパーの設備導入について、業務委託からＪＡシンセラへの補助金に組替えを行うものとなっております。

７款商工費、１項商工費、補正額は15ページにお進みいただきまして、41万3,000円の減。８款土木費、２項道路橋梁費8,531万円、主なものといたしまして、除雪事業の増。こちらは、

１月の除雪出動の増加に伴いまして、燃料費及び除雪委託料の内容となっております。

以上で議案第17号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　３点についてお伺いします。

13ページ、下の段の児童福祉費の保育管理システム導入委託料、これはどういう内容なのかお伺いします。先ほど歳入では、ＩＣＴをちょっとという説明をされたのですけれども、どのようにされるのかお伺いします。

２点目は14ページ、予防費、予防接種事業の増の接種予約システム管理業務委託、管理委託ということなのですけれども、管理ですから機械だと思うのですけれども、ここの内容をもう少し詳しくお願いいたします。委託ですので、業者と思いますけれども、そこのところをお伺いします。

それから３点目は、同じページで農林水産業の農政対策事業の移動式スーパー生活支援事業ですけれども、これはいつから始めるのか、ＪＡシンセラさんということなのですけれども、いつ頃から始めるのか、そしてどのような方式、移動車を改造するということも前に決まっていたような気がするのですけれども、そういうことも含めて、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　１点目の質問についてお答えいたします。

国の令和２年度第三次補正で予算化されました、保育所等におけるＩＣＴ化推進事業という補助メニューが新設されたところですけれども、それに対応して町立保育園に保育業務支援システムを導入しようとするものです。内容としましては、園児の登降園の管理、職員のシフト表の管理､保護者への一斉メールの送信システム､あとは請求書の作成とか園の日誌、園の年計画などの業務をシステム化するという内容でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　２点目でございます。14ページの予防接種事業の増の接種体制確保事業の接種予約システム管理業務委託料2,028万についてお答えいたします。

こちらにつきましては、接種予約システム管理ということで、接種予約の専門スタッフを

派遣してもらうということで、派遣に関わる委託料ということで1,663万2,000円と、あとさらに交通費61万6,000円、さらに業務管理費が297万6,069円ということで、あとは細かいですが事務費５万5,000円を加えた金額で、要は繰越しの対象の分もひっくるめて委託料の部分を今回計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　３点目についてお答えいたします。

予定といたしましては、そもそも委託から補助に切り替えた理由につきましては、車両購入のための補助ということで、３月までに車両を購入していただきまして、早くて４月から移動販売をさせていただきたいなというふうにＪＡシンセラとは協議をしてございます。

なお、どういうところを回るのかといいますと、いろいろ地域にうちのほうからも聞き取り調査が入りまして、主に地域公民館でやっているえんじょいとか、ああいうもののサークルで集まった際に、それに合わせて移動式販売が行くという形で今進めてございます。いろいろ地域の要望に応えながら、今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　３点のうち２つは分かりましたけれども、１点だけ。予防接種の接種予約システム管理委託というのは、専門スタッフというのは町内の医療機関に専門に来てもらうのか、医療機関でやるのか、それともまた別に人件費というのが、職員手当が入っているので、そういうのがまだ分からないので、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

この部分の人件費につきましては、国の補助事業の中で向こう７か月分は繰り越せるというルールになってございますので、電話予約を受け付けるスタッフ４名分の７か月分ということで、医療機関で受付するのではなくて、さわやかハウスの２階の部屋で、がんばルームというところがありますので、そちらのほうで、いわゆる横文字で言いますとコールセンターになるわけですが、電話予約を受ける対応をしていただくということでございます。

なお、時間が８時半から夜７時までということで、長丁場でございますし、あと件数から割り返してもかなりの件数をこなさなければならないということで、前回の補正で直営の会計年度任用職員の分はのせさせていただいたのですが、会計年度の部分は国の補助金上、繰

越しができないということで、３月分だけ前回の補正で取らせていただいて、今回は向こう７か月分の専門スタッフの派遣分を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。他に質疑ございますか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　14ページの移動式スーパーなのですけれども、今車両購入の補助ということだったのですけれども、もし来年度そういうふうなのをした場合は、かかってこないのでしょうか。委託料になっていくのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今回はあくまで購入費用ということになりますので、それ以降は費用負担は発生いたしません。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　ページ数でいくと13ページです。私立保育園に対する事業の補助ですけれども、中身と、それから２保育園にはクーラーの設置がなかったわけですけれども、年度末に向けて、今の状況についてお伺いをいたします。

もう一点は、コロナの注射の体制の大まかな手順といいますか、各病院で受けるのか、あるいは体育館等で受ける場合のアナフィラキシー等出たときの対応の仕方とか、そういうことについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまの１点目の質問にお答えいたします。

保育対策総合支援事業費補助金75万円ですけれども、こちらは先ほど町立保育園に保育業務支援システムを導入するという説明をさせていただいたのですけれども、同じことでありまして、具体的に言えば、流通センターの小規模保育事業所、ないろ保育園のほうに保育業務支援システムを導入することにしております。町立の場合は直営なので、委託料ということで業者と契約してシステムを導入するのですけれども、民間保育園の場合は、民間保育園とシステム業者が契約したものの経費に対して矢巾町が補助を出すということで、科目が違っていますので、２つに分かれてしまっているわけですけれども、金額としましては100万

を事業費の上限にして、国が２分の１、50万、なので歳入に煙山保育園となないろ保育園の分50万ずつなので100万計上していますので、あとは民間に対しては矢巾町が４分の１を補助しますので、100万のうち75万を補助して、事業者は残りを負担するという仕組みになっております。

クーラーですけれども、北川保育園と徳田保育園に今年度クーラーを導入しようとしているわけなのですけれども、徳田保育園のほうは完了しておりますけれども、北川のほうはまだ途中になっております。年度末までには終わらせるように指導してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　新型コロナワクチンの接種体制についてのご質問にお答えいたします。

接種体制につきましては、高齢者が４月１日以降ということでスタートするわけでございますが、電話での予約受付、そのほかにはラインあるいはネットでの予約受付という形になります。接種体制につきましては、町内各医療機関における個別接種と、あと例えばさわやかハウスのような会場を利用した集団接種と両方行いながら、対応していきたいというふうに考えておりますし、今回消耗品で計上させていただいた中に、やはり急変対応ということで、アナフィラキシーショック対応のためのエピペンであるとか、あるいはＡＥＤとか、そういった部分も計上させていただきましたので、いずれ接種後15分から30分は様子を見なければならないというルールが定められておりますので、それにのっとって安全かつ適正に接種が行われるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第17号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第２２　議案第１８号　令和３年度矢巾町一般会計予算について

日程第２３　議案第１９号　令和３年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第２４　議案第２０号　令和３年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第２５　議案第２１号　令和３年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第２６　議案第２２号　令和３年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第２７　議案第２３号　令和３年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（藤原由巳議員）　お諮りします。

日程第22、議案第18号　令和３年度矢巾町一般会計予算について、日程第23、議案第19号　令和３年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第24、議案第20号　令和３年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第25、議案第21号　令和３年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第26、議案第22号　令和３年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第27、議案第23号　令和３年度矢巾町下水道事業会計予算について、この６議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、日程第22、議案第18号から日程第27、議案第23号までの６議案については、一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま一括上程されました６会計の令和３年度予算に係る議案につ

きまして、皆様方にあらかじめ配付させていただいております令和３年度当初予算に関する説明書、そしてもう一枚は令和２・３年度公営企業会計別予算比較表によりご説明を申し上げます。

まず初めに、令和３年度当初予算に関する説明書の２ページをお開きになっていただきます。この２ページ目に令和２年度・３年度会計別予算比較表がございますが、上欄に会計、令和３年度当初予算額、次は飛ばさせていただいて、対前年度増減額、増減率の順でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議案第18号、一般会計106億9,200万円、５億1,590万円、5.1％。議案第19号、国民健康保険事業特別会計23億2,261万4,000円、△3,164万5,000円、同じく△1.3％。議案第20号、介護保険事業特別会計23億2,004万5,000円、5,842万5,000円、2.6％。議案第21号、後期高齢者医療特別会計２億2,744万円、1,355万7,000円、6.3％。合計に参りまして、155億6,209万9,000円、５億5,623万7,000円、3.7％の増でございます。

続きまして、令和２年度・３年度公営企業会計別予算比較表の１枚物でご説明をさせていただきます。これも先ほどと同様に、上欄の順で支出をご説明させていただきます。議案第22号、水道事業会計の収益的収入及び支出６億7,948万円、6,835万5,000円、11.2％。資本的収入及び支出７億2,460万3,000円、１億8,899万4,000円、35.3％。

議案第23号、下水道事業会計、公共下水道事業の収益的収入及び支出７億4,365万9,000円、△1,987万円、△2.6％。資本的収入及び支出５億7,397万5,000円、１億8,616万6,000円、48.0％。農業集落排水事業の収益的収入及び支出３億6,362万9,000円、752万8,000円、2.1％。資本的収入及び支出２億3,619万3,000円、771万9,000円、3.4％。公営企業会計の合計でございますが、33億2,153万9,000円、４億3,889万2,000円、15.2％の増でございます。

一般会計、特別会計及び公営企業会計の総計でございますが188億8,363万8,000円、対前年度の増減額では９億9,512万9,000円、5.6％の増でございます。

なお、それぞれの詳細につきましては、副町長及び担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　お諮りします。

一括上程しました議案第18号から議案第23号までの予算６議案につきましては、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第23号までの予算６議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した予算６議案につきましては、３月18日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、６議案につきましては、３月18日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日19日は、予算決算常任委員会において、予算の詳細説明を行う旨、廣田予算決算常任委員長から申出がありましたので、午前10時に本議場にご参集されるようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後　２時３３分　散会

令和３年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第２号）

令和３年３月４日（木）午前１０時００分開議

議事日程（第２号）

第　１　代表質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員
１７番	髙橋七郎　議員	１８番	藤原由巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造　君	副町長	水本良則　君
総務課長兼防災安全室長	藤原道明　君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司　君
税務課長	花立孝美　君	町民環境課長	吉田　徹　君
福祉課長	浅沼圭美　君	健康長寿課長	村松　徹　君

産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長兼まちづくり推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ課長	田村英典君	農業委員会事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	会計管理者兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中舘和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同調理場所長	村松康志君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

―――

日程第１　代表質問

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

町民の会、廣田清実議員。

１問目の質問を許します。

（６番　廣田清実議員　登壇）

○６番（廣田清実議員）　議席番号６番、町民の会を代表いたしまして質問します廣田清実です。よろしくお願いいたします。

まず、１問目は、令和３年度施政方針についてでございます。令和３年２月18日の施政方針について質問いたします。人口３万人構想のための新たな政策指標が施政方針には見えてきません。そのことから下記について伺います。

１、市街化区域拡大のための現状と令和３年度の見通しを伺う。

２、町所有の市街化区域内における町有地の活用と現在不足している住宅地確保の政策を伺う。

３、定住化には働く場所の確保が重要である。町の企業誘致の政策、職種の順位はあるのか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　町民の会、廣田清実議員の令和３年度町長施政方針についてのご質問

にお答えをいたします。

１点目についてですが、市街化区域拡大の取組状況は、現在岩手県と東北農政局において都市計画と農林漁業との調整措置に基づく協議を行っており、区域区分の見直し協議に時間を要している状況と聞いております。今後の見通しは、この協議が終了となり次第、都市計画法に基づく所定の手続を進めることとしております。

２点目についてですが、普通財産として、市街化区域内に所有しております利用可能な土地のうち、借地契約をしているものは４件、面積約4,211平方メートルあり、主に事業所用地として利用されております。また、借地契約していない土地のうち令和２年度で５区画、面積約1,954平方メートルを民間に売却し、主に住宅地として土地利用が進められております。未処分の３区画、面積約7,197平方メートルの土地についても処分のための準備を進めており、令和３年度中に処分を実施いたします。

なお、市街化区域の大規模な町有地として旧矢巾中学校敷地がありますが、かっこうグラウンドも含めた大枠としての土地利用の方向性を検討中であり、議会には、その都度状況をお示ししながらご意見を頂戴し、年内には町の方針を決定して事業実現を目指しておるところであります。

また、市街化調整区域でありますが、室岡地区のふどうこども園周辺に大規模な町有の宅地がありますので、こちらについても地区計画等の手法によって土地利用を実現できるよう検討を進めてまいります。

このほか住宅地確保の政策につきましては、矢巾町都市計画マスタープランで掲げる整備方針に基づきながら、盛岡広域都市計画区域内の動向等を見極めつつ、必要に応じて住宅地の整備に取り組んでまいります。

３点目についてですが、企業誘致は、自治体にとって新たな雇用の確保や定住人口の促進など、地域経済の活性化が期待される重要な施策であり、本町においては、企業立地を促進するため、様々な優遇制度を設けております。現時点では、日本の基幹産業で雇用創出が大きく見込まれる製造業をはじめとし、卸売業、道路貨物運送業、情報サービス業を優遇制度の対象業種としておりますが、企業誘致の施策に当たっては、定住促進、雇用者確保につながるものとして職種の順位は定めておらず、今後社会情勢の変化を見据えながら、雇用環境及び町の健全な発展の促進につながる制度の適用業種を拡大するなど、企業誘致の施策を積極的に推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　まず、土地の関係ですけれども、１点目の市街化調整区域の拡大の状況でありますけれども、私ちょっと調べたところでは、県都市計画課実務ということで令和２年６月19日に、そちらのほうはオーケーが出ていると。それから、農業振興課のほうでも同じく令和２年６月19日に滝沢市と矢巾町に対して変更する旨の話合いがあったという話で聞いております。３月３日、昨日現在ですけれども、なかなかそういう部分では進んでいないというのは、何か県のほうでもちょっと確認はしておりますけれども、矢巾町の見直しをかけて、その根拠を２月19日以降に県のほうに提出していると思うのですけれども、その３区画の見直しはどういうふうな見直しを出したのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　３地区の見直しといいますか、拡大の箇所が３箇所ということで進めておりますが、それぞれ現段階では民間開発による開発行為ということで計画しておりまして、主に住宅用地がメインとなります。そのほか道路あるいは雨水の調整の関係で調整池とか、そういった部分の面積を含めて今回開発行為を予定している部分につきましては22ヘクタール、市街化区域の拡大につきましては、そのほか周辺の既存の区域も含めると、市街化区域の拡大自体の面積は33ヘクタールとなっておりますが、開発行為の面積は22ヘクタールというような形で現在それぞれ３地区、同じような開発行為の計画で進めております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　単純な質問をもう一回させていただきます。その３地区というのは、みんな３地区、３地区という部分では理解しておりますけれども、町民の方もどこなのだろうという部分が示されているし、私たちも矢巾町にどうしても住みたいのだと、土地はないかという部分でいつも町民からも、それから町外の方からも聞かれるのですけれども、それに対してどの地区というか、はっきりした部分ってなかなか、大体ここら辺だなと私たちも思っているのですけれども、そこの場所というのは、正確な場所はどこら辺でしょうか。その３地区。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　３地区の場所ですが、まず１つは、藤沢地区ということで岩手医科大学附属病院の東側で、既存のビックハウスとか、商店と住宅地がある部分の北側のエリアになります。こちらとあとは不来方高校の南側の田園地帯の部分となりますし、もう一つは、産業短期大学校の南側の地区、この３地区を現在調整しているところであります。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　その３地区、県のほうに令和２年６月19日に了となった部分、滝沢市と矢巾町に対して調整措置を了とするための根拠の資料の作成、提出をしているわけなのですけれども、その中で初めの面積よりは減らしたのか。それの調整、ここの答弁書にありますけれども、その調整、変更した部分の見直しの時間に時間がかかっているというふうに答弁しておりますけれども、大きく１回目に出した部分より変更したのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　各地区の面積自体は、微調整はあるにせよ大きく変更したという点は、今までは特にありません。最初から今回の開発区域の面積については、議会のほうでも以前から答弁しているとおり、先ほど申し上げた、今回開発行為で拡大しようとしている部分については、22ヘクタールというような議会での答弁も今までもずっとしてきているところで、現段階も変更はありません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　その部分では、まだその手続段階だということで理解しております。それで、都市計画法の第16条になる住民説明会、それから公聴会、それから第18条の町村の意見聴取等の日程というか、もう３月に入ってある程度はなるのかなと。異動もありますからですけれども、その３つの都市計のほうの動きはどのくらい、どういうふうになっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　今廣田議員が申したとおり、それぞれの所定の都市計画法に基づく手続が今後されていく予定になっております。ただ、現段階で今町長答弁でもありましたけれども、農業調整のほうで時間を要しております。この農業

調整のほうで了というような結果が出てこないと、我々もそのスケジュールを組めないというような状況になっております。

ただ、現在はそれの手続の前の関係機関との協議とか、あるいは地元への説明とか、そういった部分については、現段階でも進めておりますし、今後も河川協議とか、そういった部分の協議の部分も進めて、いざ了が出た段階で、すぐ都市計画の手続のほうも進められるような状態で現在調整をしているところであります。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　そのとおり私たちもそれには応援したいと思いますし、やはりどうしても人口を増やしたい、来たいと言っているのですけれども、場所がないという部分がありますので、ぜひやっていただきたいなと思います。

それから、単純な話で都市計のほうの手続というのは、大体結構住民説明会、公聴会、それからいろいろありまして、それがなるのがどのくらいの期間かかって、それからどっちが先なのか、農業振興課のほうが先なのか、了とすれば、それで進むのでしょうけれども、どっちにしても、期間ってどのくらいかかるのか、ちょっともうずっと前から来年はなる、来年はなるという部分で私たちも期待をかけるような答弁はしてきたのですけれども、なかなか見えてこないので、実務的にもある程度のスケジュールが来ています。私第８回定例見直しのスケジュールというものを見てお話ししているのですけれども、そういう部分で今後都市計の部分がどのくらいかかって、それから農業サイドの、農業振興課のほうのサイドはどのくらいかかるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　期間については、それぞれトータルで考えると、約１年ぐらい手続期間にはかかるかと思います。その間に先ほど言った説明会とか、公聴会とか、都市計画の審議会とか、そういったものの所定の手続を経て、最終的に工事というような形まで持っていくためには、あるいはその前段でも先ほど答弁でも申し上げましたけれども、今回の拡大地区につきましては、開発行為というような形の手法を取りますので、民間による開発行為という手法の計画を予定しておりますので、そういった部分も並行して手続は取っていきますが、期間ははっきりとは言えませんけれども、約１年ぐらいはかかるかと思います。その間に農業のほうの農政関係のほうの手続も並行して一緒に行っていくというような形になろうかと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　同時進行でやっていただけるということで、それはいいことだなと思います。実は、医大が来てもう時間がたっておりますし、本当に今度は土地を必要とする人がいるのかなという部分もあるので、１年後、２年後になると、また状況が変わってくると思うのですけれども、今その３地区というのは、民間開発という話でありますけれども、ある程度民間開発の会社は決まっているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　今提案をいただいている企業というのはあります。特定した会社名はちょっと述べられませんけれども、民間の開発の業者さんとも調整をしながら、時期的なところも、このとおり時間を要している状況ですので、その都度情報提供しながら現在進めているところであります。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　やはり欲しい人も、今土地を持っている人もすごく関心があることなのです。なので、今１年があって、今度は業者のほうを選定するとかという話になると、またまたかかる。そういうことではなくて、スピーディーにいかないと、私何回も言っているのですけれども、この質問とか、人口については言っているのですけれども、やっぱり土地も生き物なのです。価値が下がってくる可能性もありますし、矢巾町だけは上がっていると言いますけれども、だんだんやっぱり人口が減ってくると、矢巾町に需要がなくなってくることもありますので、そこら辺は、今もう紫波町のほうで600世帯も増えているということは、矢巾町に来る600世帯が行ったのかなという部分も危惧されますので、大変でしょうけれども、ぜひ頑張っていただければなと。私たちも町民のために、あと町民になりたい人のために応援したいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、２点目ですけれども、３区画で平米で言われるとなかなか分からないですけれども、2,150坪ぐらいはあると書いてあるのですけれども、これはどこ、トータルでなのでしょうか。それとも大きなところはあるのでしたか、そこを質問いたします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　答弁にありましたのは、まだ売却できていなくて

３年度中に売却するというものの部分でよろしいですね。そちらにつきましては、３区画あるということですけれども、１つは旧事業等組合の用地、あれ市街化区域でございます。それから、もう一つは、広宮沢11地割にあるビレッジハウスの駐車場として貸していたところを、それは借地契約は解消しましたので、売却可能にはなっております。それから願いますもう一つ、流通４丁目の中に住宅地の一角に空き地のようになっているところがあるのですが、これちょっと事情がございまして、現地と測量図がずれていることがあって、なかなかうまく処分、これまでできなかったのですけれども、そこはいろいろ工夫を凝らして何とかしたいなと思っているところです。その３つの区画で合わせて約7,200平米程度というようになってございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　これは、なかなか住宅地になるというようなものではありません。逆に言えば、必要とされてある部分でしょうし、そこを住宅地にするというのは、全く難しい話であって１区画、流通センターぐらいは何とかなるかもしれませんけれども、それも測量ですから、機械的な部分でしょうから、それはあると思いますけれども、ということは、現在では、住宅地、残っている３区画の総面積をしても、町とすれば、そこに何戸の住宅が建てられるというように思いますか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　この３区画のうち１つ、現地と測量図が合っていないというところは、周辺も住宅地ですので、そこは住宅にできるのかなと思っておりますが、旧事業等組合と、それからビレッジハウスの駐車場だったところにつきましては、どちらかというと事業所向け、あと末端面積で流通センター及びその周辺地にあるということからすると、住宅地というよりは事業所用地として使ったほうが矢巾町にとってプラスになるだろうというふうに考えていましたので、実はそちらの２つにつきましては、今後単純に一般競争入札ではなく、プロポーザル方式なりで、やはりより矢巾町に貢献していただけそうな事業所さんを募集したいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　ということは、この３区画のうち２区画は、企業向けの土地という感じなのですよね。そうすると、市街化区域は、矢巾中学校の跡地、あとは不動のほうは、農業施設とか、市街化調整区域でありますので、簡単にはまだ住宅地にはならないというふうなので、今のお話を聞くと、まず２年ぐらいは住宅地は矢巾町にはできないという、道路住宅課さんが頑張っている部分としても、これは相手があることですから、なかなかできないということであると、矢巾町の方向性、今このとおりもうどこにも住宅地はないという状況でありますから、それで矢巾中学校の跡地も今検討しているという話でありますけれども、この検討して、検討したらいろいろな話合いとかして、みんな住民から聞きました、なかなか方向性が出てこないのですけれども、その方向性というのはいつ頃出る予定なのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　今現在考えておりますのは、複数の案を議会にお示しして、それについてのご意見を頂戴した上で、町長答弁のとおりなのですけれども頂戴しながら最終案を決定していきたいなと思ってございます。

以前12月の答弁で、何とか３月中には、大枠としての方向性をお示ししたいというふうにしておりましたので、今すみません、こちらサイドの勝手なスケジューリングですけれども、何とか３月中に、かなり後ろのほうになると思いますけれども、全員協議会等でお示しできればなと思っております。それは、今役場の内部のほうで検討して、今までの外部委員会からの意見を総合しながら役場の内部で検討中でございますので、それを３月中に何とかお示ししたいなと思っております。

なお、その後、できれば議会から直接ご意見を頂戴した上で、その意見も踏まえて、外部委員会ありますので、そちらに最終的なものを諮問していただきたいなと思っております。

ただ、そのときに、一本に絞れるのか、二、三本になるのか、その辺はちょっと今後の流れもあるのかなというふうに考えてございます。いずれにせよ当局としましては、当局の思いなりというのは、お示しはできるのですけれども、最終的には議会の皆様のご了解がないと全く動けませんので、ぜひそれを。両方が両輪のように進めないと実現が不可能ですので、そういうことは、以前から我々としても認識しておりましたし、過去の反省に立っても、当局側だけでいろいろ進めて、うまくいかなかったという過去の話もありますので、今後都度都度状況はお示ししながら、最終的には議会議員の皆様にもご了解いただける案を練り上げていきたいなと思っておりましたので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　失敗はするものですから、やりましょうよ。前向きにやって、それで失敗したら、また戻ってやればいいのではないですか。そういうことで町民のためになるのであれば、私たち議員もみんな町民のためになることだと思って、考えはいろいろ違うと思いますけれども、そういう部分でやっていかないと、矢巾町だけ置かれていくような状況になっているのは事実でありますので、そういう部分でぜひ失敗を恐れず、町長にも力をお借りしながら、ぜひ頑張っていただきたいなと思います。

それから次に、企業誘致の関係なのですけれども、企業誘致、さっき聞いたので、流通センターと広宮沢、２か所、４号線沿いは今やっていますけれども、それ以外に企業誘致する土地というのはあるのですか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今現在西部工業団地にしても、ほかの企業誘致ができる団地というものが、今のところ計画はございません。ただ、都市計画、市街化調整区域における地区計画制度を利用しながら、今先ほど廣田議員からもお話があった国道４号線沿線沿い、その辺りを民間事業の提案によってですけれども、提案が出た場合には、それに沿った形で企業誘致を進めてまいりたいというふうに考えてございますし、今現在でも空き地、町内にもございます。例えば矢巾口にもございますし、高田のほうにもたしか国道４号沿線沿いにもあったはずだと思いますので、その辺、土地所有者の方々と情報共有しながら、そういったところに企業誘致できないかどうか、その辺は進めてまいりたいというふうに思ってございますし、今朝の報道なんかでも県が医療関係の企業誘致を進めるような報道が今朝日報のほうで流れておりましたけれども、そういった状況も踏まえながら、町としては、今現在使っている企業奨励対象企業があるわけでございますけれども、そういったものも新たに状況の流れによっては、新たな業種として加えながら矢巾町にとってよりよい企業の誘致を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　企業誘致は、まず土地がないことには何ともなりませんけれども、考え方として、今コロナの関係でリモートの関係で、矢巾町は駅の立地とか大変いいという部分で聞いておりますし、今私たちは車社会だなと思っていたのですけれども、やっぱり駅

に近いところに起業する、ＩＴ関係の起業をするという部分の人たちが多いと聞いております。ほかのところでも誘致してやっている部分がありますけれども、矢巾町の場合は、今度Ｗｉ―Ｆｉ化になる部分もありますし、やっぱり誘致するという部分、正直言って駅前のＢ区画のところにも、なかなか事務所を借りる場所がないとかという話は聞いておりますので、その事務所、立地とすれば駅前ですし、矢巾中学校のところも私は立地とすれば、住宅地もしかりですけれども、やっぱりそういう企業を誘致して、その人たちが住むという部分もいろいろなところでありましたので、この答弁書には、窓口を広げると書いているのですけれども、１回窓口閉めないと、絞ってダイレクトメールとかやらないと、矢巾町にはこれが必要なのだと、私は矢巾町に若い人たちのＩＴ企業関係の人たちを呼ぼうと思えば、それなりの部分の人たちに、そういう人たちは、何でも見て、ホームページでも何でも見ていますので、そういうふうに絞って、若い人たちを入れる、若い起業家を育てるという部分のようにして企業誘致をしないと、なかなか難しいのではないのかなと私は思いますし、何せ土地がないのに、来てくれ、来てくれと言うことは、なかなか難しいのですけれども、視点を変えて、そういう部分で、この土地はこういう部分でという部分で、企業を絞っても直接交渉するような形の積極性がないと、これからならないと思うのです。

企業誘致の推進事業って、この予算を見ると159万円、やはり少ないのではないかなと私は思うのです。やっぱり企業誘致をすることによって矢巾町に雇用が生まれる。そういう部分で定住していただけるという部分を考えると、もっと積極性を持ってやったほうがいいのではないかなと、やるべきだと思います、私は。なので、駅前のところの、もう駐車場にしていますけれども、そういう部分の考えも、ＩＴ関係の事務所とか、事務所が足りないという需要は聞いておりますのですけれども、こちらのほうにはそういう需要が、企業的な事務所が足りないような話は聞いていないでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今のところ、今お話がありましたＩＴ企業とか、そういった関連業者が事務所を駅周辺のほうに建てたいというような事業要望については、私どものほうにはまだ届いてございません。もしそういった要望が直接議員さんのほうに届いているのであれば、それを介しまして、我々もそれに対応してまいりたいというふうに考えてございます。

確かに駅にはもう町有地はないのですけれども、今空き地となっている民地としてまだ未活用の部分ありますので、その辺は地権者の方々と情報を密にしながら、そういった来たい

という業者があれば、紹介をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　これは堂々巡りなので、１つお願いと決意をちょっと聞きたいのですけれども、来る企業を待っていても来ないのです。やはりこちらのほうから、私もあるところで、やっぱりテナントさんがいないときに、前までは待っていたのです、誰が来るかなとかと。違うのです。当たり、はずれはあるかもしれないですけれども、私やるとすれば160ぐらいの企業さんにダイレクトメール、このくらいのところありますけれども、私駅のところに建てものないけれども、今ある駅の施設あるではないですか、町の施設。ああいうところにたった１坪でもいいからやってみませんかみたいなアイデアなのです。

だから、来る企業は拒まないではなくて、呼び込まなければ今の時代は来ませんから、そういう部分をぜひ考えていただきたいと思いますけれども、その考えは、町長によろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

実は、土地利用のこととか、企業誘致のことについていろいろご質問いただいているのですが、私の反省点といたしましては、やっぱり土地利用も10年スパンで考えていかなければできないということを今回改めて、そういった意味で、まず１つは土地利用計画、これは盛岡広域で、そして今県のほうとの協議、まず一通りは終わったところなのです。そして、これは盛岡市と滝沢市と本町が３市町で取り組んでおるので、そういった意味で今後東北農政局にも県のご指導をいただきながら対応していきたいと。待ちの姿勢ではなく、こちらからもお願いに上がらなければならないと。

それから、企業誘致についても、私まちづくり推進室、特命担当課長を設けてまちづくり推進室、今回設けたのですが、ちょっと今機能していないところもあるのですが、いずれ今のところ土地利用計画、企業誘致、いいお知らせができないのですが、ここをそう遠くない中で企業誘致も今温めておるのもありますので、そういったことでまたここでお話しすると、担当課から高橋昌造は口が軽いと言われるので、そういうお知らせもできる時期がそう遠くないので。

そして、やっぱりこれは誘致はセールスなのです。うちから頭を下げて歩かなければ、だ

から特命担当課長当時は歩いておったのです。もうどこでもいいから、とにかく歩けということであれなのですが、今ちょっと組織もそういったことであれなのですが、もう犬も歩けば棒に当たるということで、今そういうことにこれからしっかり取組をさせていただきますので、そういった土地利用のこと、企業誘致については、また商工会なんかとも企業誘致のことでお話をしなければならないことがあれば、今私どもも県の工業クラブの会員なんかにも入っておりますので、そういうところからも情報収集できればと。

そして、地元には何といっても岩手医科大学と県立の産業技術短期大学校があるので、あそこの卒業生は、今株式会社ベンに就職する方々がおるのですが、やっぱりそういった受皿も町としては考えていかなければならないということで、もう少しお待ちになっていただきたいと。必ずやりますので、これはもう私どもにとっては、至上命題でございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは次に、２問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　２問目の質問に移りますけれども、町長の言葉を聞いて、やっぱり施政方針の中にもっと力強いところが、100をやろうとすると、なかなかないのですけれども、やっぱりここだけは必ずやるのだみたいなところを書いていただければ、何となくもっと心強いなと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、２問目は、令和３年度教育行政方針についてお伺いいたします。ＳＤＧｓの目標である「質の高い教育をみんなに」は、当然の目標であります。本町の「学校教育の充実」の中に、「確かな学力の育成」とありますが、ハード面では、本町は大変進んでいると思います。しかしながら、学力向上の内容、来年度の予算内容において見えてきません。そのことから、下記お伺いいたします。

１、本町のソフト面についての取組は、どのような内容か伺いいたします。

２、本町の学力における目標はあるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　令和３年度教育行政方針についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、ＧＩＧＡスクール構想の児童生徒１人１台端末の導入によってインターネットを用いて情報収集し、写真や動画等の記録による調査活動などの個別学習やグループでの分担、協働による作品の政策などの共同作業、協働学習が可能となります。令和３年度当初予算に計上させていただいている一部の教科に導入にするデジタル教科書により、音声再生機能、アニメーション機能、教科書紙面にはない画像や資料を見ることができ、児童生徒が自らの学習を自分のペースで進めることができるなどのメリットがあります。

ＩＣＴ機器を活用することにより、学びの場において、今までの一斉学習に加え、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び、いわゆる個別学習や「子どもたち同士が教え合い、学び合う協働的な学び、いわゆる協働学習が可能となり、それぞれの学習場面が相互に組み合わされた学びの場が形成され、より分かりやすく、理解が深まる授業の実現が可能となります。

なお、授業への効果や運用効率を高めるため、ＧＩＧＡスクールサポーターによる研修等も実施しながら、実際に授業を行う教職員への指導を行い、端末が授業の中で児童生徒の教材の一部として有効に活用されるように取り組んでまいります。

また、各学校では、学力向上の具体的な目標を設定し、授業改善や教員の指導力に努め、児童生徒の基礎的、基本的な知識、技能の確実な習得と、これらを活用する力の育成に努めております。その１つとして、各校において、確かな学力育成プランを作成し、児童生徒がどのような場面でつまずきが見られるかを学力調査等を使って分析及び把握し、その具体的な取組を計画、実施、検証して次年度に向けた目標設定を行う取組を行っております。

なお、プランの作成に当たっては、教育委員会指導主事が指導や授業改善のアドバイスを行っております。そのほか令和３年度は、大学生を小中学校に派遣し、個別指導の充実を図り、学力の向上を図る基礎学力向上事業、ラーニングサポートを実施するなど、様々な施策を展開し、確かな学力の育成に取り組んでまいります。

２点目についてですが、学力における目標を設定しており、例えば学校の学びを基に授業以外の学習時間に自立的に取り組む児童生徒の割合や中学校３年生において求められている英語力を有している生徒の割合などの各種施策に掲げられている数値を基に各校において作成する確かな学力育成プランに盛り込むなど、授業改善や指導力の向上に努め、児童生徒の学力向上につなげております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　目標値はあるという部分で聞きました。それもどっちかといえば、学校自体に目標値を任せているという部分の答弁書なのですけれども、私は矢巾町自体に指導する立場の取りまとめている部分、矢巾町としての学力の目標値はどのくらいに考えているのかまずお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど教育長答弁したとおり、各校それぞれ様々な目標を定めているのですけれども、教育委員会として、町として例を挙げさせていただければ、まず全国の学調がありますけれども、こちらは町としての目標は、小学校６年生であれば、全国を100とした場合ですけれども、矢巾町は104％を目標、それから中学校３年生であれば103％を目標という設定をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　やっぱり一気には階段を上れないと思いますので、そういう部分ではいいと思います。ただ、私その目標値が達成できているのか、その部分というのは大きいと思うのです。達成できていないものに対して、またそれに上乗せはできないでしょうから、そういう部分でそういう検証を、矢巾町の現状というか、新聞等で見ると、到底その数値にはいっていないような気がしますけれども、教育委員会としては、その目標に対してどのくらいの目標を達成できているのか、どういう感触なのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

その年によっても違うのですけれども、令和２年度は全国学調、今回はコロナの関係でありませんでしたので、今令和元年度をここで比較させていただきたいと思いますけれども、先ほどお話ししたとおり104％という目標を持っていたのですが、実績値としては100％ということだったので、目標まで届かなかったということがございます。やはりある程度目標は少し高めには目標にして取り組んでいるのですけれども、なかなかそこまでは今回至っていなかったという結果でございました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　104にして100、その部分として、目標を達成できなかったら、なぜ目標達成できなかったのか。やっぱり予算配分をしっかりするべきだと思うのですけれども、去年の予算の小学校、中学校、学力向上事業委託料というのが毎年小学校は12万円、中学校は24万円、やはりそういう部分、私から見ると、今の現状のままでいいのかなという部分でいっているのかなという部分しか感じられないのです。やはりお金もかかることでしょうし、矢巾町はハード面はすごくお金かけているのです。全生徒にタブレットをするとか、そういう部分では、方針の中でも、何か柔らかく、柔らかく、これまで柔らかくやって標準なところは必ずやらなければならない部分なのです。でも、やはりそれに甘んじるのではなくて、少しでも、だから104のところを101にして、必ず101はやるのだという部分でやってもらって、その部分の予算取りもしていただければなと思うのですけれども、そうすると、この学力向上事業委託料というのは、ただ講師とか、そういう部分なのでしょうか。毎年同じ金額は出ていますけれども、ちょっとそこだけお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

そこの部分は、講師を呼んでというところで大体定額でやっているところでございます。特に最近の全国学調とかの傾向としてなのですけれども、いわゆる大学受験ですとか、高校受験みたいな、どちらかというと暗記物に近かったようなものが、徐々に思考判断といいますか、考えることを問うという問題がかなり傾向としてそっちのほうに偏ってきているなと思っておりますので、やはりそういう部分では、今までの授業の進め方というもの自体を変えなければならないということで、そこはどちらかというと、お金をかけるというよりは、例えば教育事務所ですとか県教委のほうで行っている研修のメニューがたくさんあるのですけれども、そういう中で先生方の授業力を向上していくということが重要になってきているのではないかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　私のほうからも話をさせていただきます。まず、今課長のほうから説明があった全国学調、ただ全国学調だけではなくて、いろんな形、いろんな方面からというのですか、視点の様々なところからやっている検査があります。ＣＲＴという検査があり

ます。これでは町の子どもたちは105とか107とか、あるいは110とかというそういう項目もございます。ですから、どういう観点で見るかということもひとつあると思います。

それから、ハード面は確かに充実しております。これからは、教職員のほうのソフトのほうだと、そのとおりで、そしてアイデアだと思っています。先ほど廣田議員のほうからも言葉としてアイデアというのが大事だとおっしゃっていましたが、そのとおりだと思います。ハード面は、私たち整備しました。これからはアイデアを先生方に募る。私たちも提供する。あるいはコミュニティ・スクールとか、様々なところで地域の力を借りる、そういった形で子どもたちの９年間の、あるいはその前の就学前から高校、様々なところまで含めて、この学びの連続を支えていく、そういうふうな体制をつくっていきたいと、そう思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　ぜひやっていただければなと思いますし、なかなかやはりアイデアの部分が方針の中に入ってきていないのです。やはり矢巾町型のアイデア、さっき言いましたけれども、失敗をするかもしれません。これは失敗はできないのです、教育ですから。ですけれども、やはり一歩進めるためには、一気に10段は進めないでしょうから、１段１段進めるために、やっぱり矢巾町の子どもたちの学力を向上するためには、スポーツでもそうなのですけれども、やっぱり高校生レベルまでは指導者なのです。指導者がいいと、やっぱりぐっと上がるのです。そういう部分では、和田教育長さんもいろんな部分でアイデアを持っていろんな部分の経験もしておりますし、私もこの問題については、前に質問したことにすごく勉強しているという部分は感じましたし、それを一気にはできないのです。そして、人口が全く違う話でしたから、それはできないと思うのですけれども、やはり子どもたちの未来を、うちの孫なんかにもお母さんが勉強しろ、勉強をしたくてもできない子どもたちがいるのだけれどもという話をするのだけれども、私たちも大人になって、もう少し勉強していればよかったなと、そういう部分を感じるときがあるのです。あのとき、高校のときもう少し勉強していればよかったなとかという部分があるのですけれども、その勉強する癖、勉強に興味を持つ癖、そういう矢巾型の、ただ学力向上すると、がつがつやるのではなくて、興味を持つ矢巾型の教育方針というのをぜひつくっていただきたいなと思うのですけれども、これは教育長さんと町長にお願いしたいのですけれども、やはりそういう小さいことが矢巾町全体に来たいとか、矢巾町に住みたいということになると思いますので、その興味を持つ

ような、今の授業の中で対応力とかというのに変わってきたと。でも、実質的には、試験はあるのです。特にここら辺の周りはまだありますから、高校に行くといっても試験がありますし、それからそういう部分でやっぱり興味を持つような、うちの孫なんか興味が薄れたのかなと思って心配するときがあるのですけれども、やっぱりそういう部分を育てるように工夫していただければと思いますけれども、それは何か、今後の課題だと思うのですけれども、やっぱりちょっとした育成型の未来型志向の教育方針みたいなのを考えていただければなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　先に私のほうから少しお答えさせていただきたいと思います。

まさに今回そういう意味では、このＧＩＧＡスクール構想というのは、すごく大きなきっかけだと思っています。私ももうちょっと勉強すればよかったなと思うところがありましたが、そのときに、紙の教科書だとなかなか興味を示さない子どもが、今回タブレット、今の子どもってやっぱりゲームとかをやる機会が多いですので、画面に興味を示すということもあり得ると思います。今回デジタルドリルあるいはデジタル教科書も、これはすぐに子ども用にはなかなかできませんけれども、今国のほうのモデル事業に採択してもらえないかなと思って手も挙げておりますが、そういったＩＣＴを使うことによって興味を示さなかった子どもが示す可能性もあります。それから、特別支援関係にもＩＣＴを活用することが有効だというのは、これはもう既に研究でも示されておりますので、そういった意味で全員に全てではないかもしれませんが、今までなかなかできなかった部分に対して、このデジタル化によって底上げができるというのも可能ではないかなと思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　私のほうからもお話をさせていただきます。矢巾だからできる、そういうふうな学びのプラン、それを私たちも目指したいと思っております。そして、そういったことを家庭学習あるいは家庭のほうにも求めたり、学校だけではなくて、そういった一体としたものが必要だと思います。家庭学習の大切さ、その宿題をどういうふうにやっていくのか。そういった細かいことも含めて今研究所のほうで今年はタブレットを使ったＩＣＴ教育ですけれども、その素地になっているところは、そういうものだと思っております。子どもたちの学びをどういうふうに考えていくか。９年間という長いスパンの中でどう考えて

いくかということを取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　教育委員会のあれですが、今廣田清実議員の小さいときもっと勉強すればよかったなと、これは同感です。それで、今オーストリア、オリパラで今ホストタウンでお世話になっているのですが、今オンラインで、この間続け様に２回ほどやったのですが、ちょうどこちらが夕方の５時半というのがオーストリアでは朝の８時、そして今オリパラで私ども那須塩原と長井市と私らで、それで那須塩原の渡辺市長は、ドイツ語で挨拶をしたのです。それは最後までではないのですが、いや、私もただ馬齢を重ねてきて、英語ぐらいは、英会話できるぐらいはできなければならないなと。

そこで、昨日たまたま社会教育委員とか、公民館の方々の集まりがあって、私そのときにお話ししたのですが、教育は３本柱ではないのかと。家庭教育と学校教育と社会教育、それでこの３本柱の教育には、トライ・アンド・エラーと、トライをさせてやる環境づくり、それからエラーは少なくしてやるように指導者が、学校であれば先生です。そういう人たちがいかにしてエラーを少なくさせるかと、そういうことが大事なのだということで、社会教育は、まず３つの人づくり、それから地域づくり、つながり、絆づくりと。そして、公民館の活動は、まちづくりの中核なのだと。だから、それを置き換えれば、学校はそのとおりなのです。

だから、私はいろんな分野の視点から学校教育だけの視点ではなく、いろんな視点から教育ということを、今いわゆるよく言われる教育と学習の違い、これは何だと。恐らくうちの職員に聞いても、しっかりした答えができないのもいると思うのですが、いずれこれから人生100年時代なので、もうそういった中で私は振り返ってみたときに、学校教育というのがいかに大事なのか。

トライを、もう保育園とかこども園であれば、あの先生みたいになりたいと、卒園式には私は保育園の保母さんになりたいと、先生になりたい。そういう尊敬されるやっぱり教育者というか、そういったことをしっかりサポートできる体制が大事ではないのかなということで、私も廣田清実議員の質問の中身にちょっと共鳴したところがあったので、そして昨日星北高等学園で卒業式があったのです、10名の方々の。田中耕之助という校長先生が一人一人温かい思いやりの言葉でお話ししてくれた。だから、そして卒業生の中にお一人、今日紹介していいか、春日太斗君という人が、いわゆる青少年健全会議の町民会議の小笠原会長から

紹介があって、ぜひ春日太斗君の作文を読んでくれと。その最後に何を言ったかというと、不登校は不幸でないと。不登校でも一生懸命やれば報われることはできると、私がこうして卒業できるということを。だから、私は教育というのは、温かいまなざしと思いやり、そしてそれをしっかり支えていく教育の指導者ではないのかなということを昨日２つの会議に出てつくづく実感したところでございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは、以上で町民の会、廣田清実議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、ここで時間も大分経過してまいりましたので、暫時休憩に入ります。

再開を11時10分に再開といたしたいと思います。

午前１１時０２分　休憩

――――――――――――

午前１１時１０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

代表質問を行います。

次に、一心会、廣田光男議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（16番　廣田光男議員　登壇）

○16番（廣田光男議員）　しばらくぶりの質問でございますが、しばしご清聴をお願いしたいと思います。一心会を代表しまして、私は、令和３年度の施政方針と令和３年度の一般会計予算についてご質問したいと思います。

まず、質問に入る前に、2011年の大災害によりまして多くの犠牲者がありました。その亡くなられた方に衷心よりお悔やみを申し上げるとともに、10年たってもなおかつ再建がままならない皆さんの一日も早い回復をお願いを申し上げるところでございます。

それでは、令和３年度の施政方針の第７次総合計画後期基本計画の２年目である「希望と誇りと活力にあふれ　躍動するまち　やはば」の実現のため７つのまちづくり方針と引き続き新型コロナウイルス感染症に係る施策を進めるとしております。まちづくり推進に当たり、令和３年度において重点的に取り組む４項目の施策を挙げておりますが、以下について伺います。

１つ目、新たな目標の日常の実現でありますが、コロナ対策のワクチン接種を実施する体制を進めていくとのことですが、現在の取組状況と今後の接種の見通しを伺います。

２つ目、脱炭素、ＳＤＧｓの実現とありますが、その中で矢巾町気候非常事態宣言に対する具体的取組の中で、太陽光発電、バイオマス発電、クリーンエネルギー自動車の普及に努めるとありますが、具体的に取組方法があれば、伺います。

また、町民に町が進める行政課題及び環境問題について、自助、共助、公助の観点から何をなすべきか誘導してほしいと考えますが、お考えを伺います。

３つ目、デジタル化の推進でありますが、その中でデジタルトランスフォーメーション対応のため、担当部署を設けるとあります。昨年取り組んだ機構改革の成果の検証と、さらに新部署新設の構想を伺います。特にも予想される多くの行政課題を現行の職員配置によっていかに対応していくのか伺います。

４点目は、定住人口、交流人口、関係人口の創出でありますが、その中で観光を通した地域の活性化に取り組むとありますが、西部地域について、城内山の整備に取り組み、事業化するとありますが、このコロナ感染の状況下において、人の交流が制約される中、大変な事業でありますが、事業化に要する費用をどう捻出するのかお伺いします。

５番目に､令和３年度の予算について以下伺います｡昨年の３月会議でも質問しましたが、予算編成方針があれば、お示し願いたい。方針により、町の財政に取り組む姿勢と現状認識が共有できることから再度伺います。

２番目に、本町の財政上の課題解決のために矢巾町財政計画を策定し、町民にも知らしめる必要があると考えますが、お考えを伺います。

３点目は、歳入予算の町税が減額になっているが、減額理由と算定根拠を伺います。

４点目に、歳入不足と思われる財源が町債や寄附金、負担金に依存していると思われるところもありますが、歳入欠陥を起こす心配がないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　一心会、廣田光男議員の令和３年度施政方針と令和３年度一般会計予算についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、ワクチンの接種は、集団接種と個別接種のいずれの体制も確保できるよう紫波郡医師会と協議中であり、集団接種の会場は、さわやかハウス、農業構造改善センター、農村環境改善センターを想定しております。集団接種実施の日時や個別接種が可

能な医療機関についても、紫波郡医師会と協議を進めているところであります。

ワクチン配分に関する国の動向を注視し、接種計画を構築してまいりますが、医療従事者に続き、４月以降に65歳以上の方から順次接種券、国ではクーポン券と言っておるわけでございますが、と予診票を郵送し、接種会場や日時をお知らせいたします。また、接種に関する相談と予約のためのフリーダイヤルをそれぞれ開設し、広報やはばや接種案内文書に記載の上、周知を図ってまいります。

また、町といたしましては、接種会場への自力移動が困難な方々の接種促進に向けた対応策として、マイクロバスなどによる送迎を検討しておりましたところ、町内に営業所を有する民間の事業者から高齢者の接種が完了するまでの間、福祉用車両２台を無償貸与いただける旨の申出がありましたことから、当該車両を活用しつつ、町民ボランティアを募るなどして、送迎体制の充実を図るとともに、ワクチン接種環境のさらなる拡充を図ってまいります。

なお、国によるワクチン接種確保上の課題が指摘されておりますが、今後も引き続き国等の動向を注視し、県や郡医師会等との連携を図りながら、安全かつ適切な接種体制の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

２点目についてですが、矢巾町気候非常事態宣言に対する具体的な取組のうち、太陽光発電の普及については、引き続き矢巾町新エネルギー導入事業費補助金制度に取り組み、家庭用太陽光発電設備の普及に努めてまいります。バイオマス発電事業は、今後発展が期待されている分野であり、事業者が町内で事業展開できるよう情報提供など支援を行ってまいります。

クリーンエネルギー自動車の普及啓発については、公用車の導入や更新に際し、優先して採用するよう努め、家庭及び事業者の自動車についても、国などの各種補助制度の動向を周知していくとともに、矢巾町気候非常事態宣言の趣旨をご理解いただくよう努め、普及に向け取り組んでまいります。

また、行政課題及び環境問題について自助、共助、公助の観点から、何をなすべきかの誘導をしてほしいについてですが、これまで町民の皆さんにごみの分別や省エネ行動の実践を周知することに始まり、地域として資源回収の展開による分別の徹底など推奨してきたほか、町としての資源回収活動に対する助成や太陽光発電などへの導入補助などで環境問題の解消に取り組んできました。今後町民の皆様にさらに浸透させるには、より幅広い啓発が必要と捉えております。

そのため、小学生の時点から温暖化の仕組み、省エネ行動などを伝える環境教育を充実さ

せ、一般の方には、分別に関するシンポジウム開催などで環境に対する意識を高め、自分たちができる省エネ行動、ごみの分別を実践し、親から子、孫へと伝えていくよう、さらには事業活動においても、燃料使用量の削減など、地域の省エネ、地球温暖化防止の推進に向け、それぞれできる分野の役割を担い、自発的かつ相互に連携していけるよう政策を展開して誘導してまいります。

３点目についてですが、令和２年度の機構改革の検証として、特にも近年の社会問題である子どもの虐待や高齢者の介護予防について、機構改革により情報共有が迅速となり、早急に、そして的確な支援に対応できるようになったものと評価しております。

また、令和３年度は、デジタル化を推進していくため、国や県の動向を注視するとともに、総務課に専任職員を配置し、全庁的に取り組んでいくこととしております。

なお、多くの行政課題を現行の職員配置で対応することについては、組織体制の見直しに加え、今後策定する定員管理計画において、働き方改革の観点も踏まえ、リスク対応人員を含める形で必要人員数の見直しを行い、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。

４点目についてですが、城内山の整備については、矢巾町観光振興ビジョンにおいても重要課題として位置づけており、令和３年度から本格的に事業に着手する予定であります。具体的には、既存の散策路の環境維持と、それらを活用した体験事業を実施するほか、新たな登山道を整備するため、現地調査を行い、トレッキングコースなどを含めて方向性を検討いたします。いずれにおいても費用を要することから、事業の実施に当たっては、国の交付金事業であります森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、地権者及び地域の里山協議会と連携の上、事業申請し、プロジェクトを立ち上げ、取り組んでまいります。

５点目についてですが、令和３年度の予算編成方針につきましては、歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響によります町税や各種交付金の減少と基金残高の不足、歳出では、経常経費の増加により、財政の硬直化が進み、予算編成に必要な財源の確保が困難となっている現状を踏まえ、全ての経費において必要性や効果、積算内容を十分に検証した上で予算を削減することを基本方針としております。

また、その一方で新型コロナウイルス感染症対策に継続して取り組むこと、各種計画に位置づけております施策で緊急性の高いものは、最小の経費で最大の効果を上げる内容、経費で計上することに留意し、全ての事業において創意工夫と質の向上に努めるとともに、組織間連携による効果的な事業展開を行うよう指示しております。

なお、予算編成方針は、例年４月に新年度予算書と同時に町ホームページに掲載しており、

常時４か年分の予算編成方針を公開しておりますが、今後は町財政の現状と次年度の重点項目等をご説明する資料として、事前にお示ししたいと考えております。

次に、財政計画につきましては、現在本町財政の現状と今後５年間の歳入歳出の見込みや財政指数の予想、財政健全化への取組をまとめた中期財政計画を策定中であり、完成後、町民の皆さんにその内容をお知らせし、町財政の現状と財政健全化に向けた姿勢を明らかにすることで健全化に向けた取組へのご理解とご協力をいただきたいと考えております。

次に、町税の減額のうち主なものを申し上げます。個人町民税は、コロナ禍の影響を考慮し、引き続きリーマンショック時と同等に推移するものと考えております。また、法人町民税は、年間を通して、法人税法改正による税率の引下げの影響を受けることから減収になると見込んでおります。

固定資産税は、３年に１度の評価替えの年になっていることから、全体的に賦課額は下がる傾向となります。そのほか土地については、国の方針により、今回の評価替えにおいて評価額が上昇する部分については、据え置きとの方針が出されたことから、現状維持及び下落となります。また、家屋については、減価償却が進み、税額としては下落となります。加えて償却資産分については、減価償却による減のほか、コロナ禍により企業の新規設備投資が伸び悩む傾向が見られることにより、減額と見込んでおります。

以上のことから、全体的に町税収入は下がるものと見込んでおり、歳入欠陥を起こさない堅調な試算を行った結果となっております。

次に、歳入不足の財源についてですが、町債は、事業費に対する決められた割合または設定された限度額の枠内で借入しているものであり、歳入欠陥はないものと考えますが、将来の負担を少しでも抑えるため、元利償還金に係る交付税措置やプライマリーバランスに十分留意の上、借入を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　施政方針と令和３年度予算についての再質問を行いたいと思います。若干重複した点がありますが、原稿にまとめておりますので、読ませていただきます。

具体的な接種方法や対応をお聞きし、安心いたしました。今重要なのは、ワクチン接種を進めることＰＣＲ検査の拡充など、感染対策であります。伺いたいのは、ワクチンの安全性、有効性、副反応の危険性について町民に周知するため、どんな方法を考えるかであります。

ワクチン接種は、あくまで個人の自由意志であるが、個人的に私は接種したいと考えております。町民の皆さんにもぜひ接種してほしいものと思いますが、接種に消極的な町民への対応などはどう考えているのかお伺いしたいと思います。

なお、いろいろ毎日報道されておりますが、日々日々変わります。いわゆる１回で済むものもあるというふうに聞いてみると、２回受けなくてもいいから１回目パスすると、１回で済むときに受けるとか、そういうことになった場合に、では町として随分困ってしまったなと。それから、国は一斉にクーポン券を発送するといったけれども、クーポン券の発送については、自治体に任せるなど、とにかく毎日変わってまいりますが、その辺のところを私は詰めるつもりはございません。ぜひただ、もし希望しない方に対してどのような対応で臨むのかを伺います。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

廣田議員おっしゃるように、強制的に接種していただくというわけにはいきません。あくまでも個人の判断にはなるのですけれども、ただ全体といたしましては、やっぱり集団免疫を獲得することでクラスターとか、そういう重篤になったり、お亡くなりになったりすることが、そういったリスクが避けられるように、町といたしましては、ご指摘のとおり、ワクチンの有効性あるいはその逆の面の副反応の部分とかもお知らせはしてまいりますけれども、やはり消極的な方については、個別に対応することもあろうかと思いますし、あとはやはり一番はかかりつけ医の先生のご判断、ご指示に負うところも大きいと思いますので、まずかかりつけ医がいらっしゃる方については、ぜひ相談していただく。特にも基礎疾患のある方とか、私のようにＢＭＩが高いとか、そういった、いずれそういうリスクが高いというのは、もう明らかにされていますので、そういった不安感を払拭できるように啓発、周知してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　それでは、よろしくお願いしたいと思います。

次に、ＳＤＧｓについてちょっとお伺いしたいと思いますが、ＳＤＧｓとは、先ほど議論にもありましたけれども、2015年に国連で採択されたと、2017年ダボス会議で巨大な経済効果が発表されました。1,200兆円の経済効果と３億8,000万人の雇用が生まれるというふうに

いっております。これに取り組まないと、自治体も企業も社会的責任を果たす意欲がないと、マイナスイメージを与えられると言われております。

持続可能な開発目標、2030年に目標達成、特に環境問題を目指すとされております。住み続けられるまちづくりは、地域によって要望が違うわけでありまして、市民レベルで考えることは当たり前のことだと思っておりますが、持続可能な開発目標の中に、17の目標のほかに169のターゲットがあると言われております。17のそれぞれの項目の中には、さらに234の指標も出される。これらについて私らも共有したことはございませんが、改めて勉強する機会を得ました。

日本も世界に向かって日本モデルというものを発信しているのです。その１つには、自治体主導の官民連携パートナーシップによる地方創生、やっぱりここから来ているのです。それから、企業、金融の力を生かした社会的投資の拡大とイノベーション、イノベーションというのは技術革新でしょうが、それから３つ目に、世代男女格差、ジェンダーを超えたパートナーシップによる住民主体となるＳＤＧｓの推進というふうに発信しているわけです。

また、安全な情報通信、情報システムによるＳＤＧｓの普遍的目標、誰も置き去りにしないという約束を掲げて、何かの目標達成の裏で泣いている人がいないように配慮する気持ちが必要だと、ここは大事なわけで、町長もいつも言われる部分であります。まさにそのとおりでありまして、そこで矢巾町の非常事態宣言でありますが、17の持続可能な開発目標のうち、どの目標に沿ったものなのか。つまり町民にＳＤＧｓの狙いと目標をしっかり示すことで、他の開発目標との関連性についても周知することが肝要であると考えますが、そのことについて、今後環境問題だけではなくて、環境問題の関連する17の項目に対する周知徹底することが大事かと思っています。特に若い子たち、あるいは働き盛りの人たちが何をめどに何を考えて、どう行動するかということだと思いますので、ぜひそれについての所感があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田　徹君）　それでは、ただいまの廣田議員の気候非常事態宣言はＳＤＧｓの17の目標、どの部分に関わってくるかというところに関連しての質問にお答えしたいと思います。

私ども気候非常事態宣言、まず昨年の９月させていただいたわけでございますけれども、その中において、大きく３つの項目について付記するような形にさせていただいてございました。防災に関すること。あとは大ざっぱに言うと、温暖化の抑制する意識を町民の方々に

高めていただくこと。あとは県のほうでも2050年までに実質ゼロを目指すということで再生エネルギーの普及拡大に努めることということに関して取り組みましょうということで投げかけておるところでございます。そういうことで17の目標に分類しますと、１番の防災意識を高めるというところに関しては、11のうちの住み続けられるまちづくり、13の気候変動に具体的な対策というところに関連してくるのかなというふうに考えてございます。

あと２番の町民の啓発に努め､温暖化を抑制する意識を高めるという部分に関しましては、重複する部分もありますけれども、７番のエネルギーとか、グリーン施策の部分に関すること。９番の産業と技術革新、そして11番、先ほどとかぶりますけれども、11番、住み続けられるまちづくり。そして12番、つくる責任、つかう責任というところに関連してくるというふうに捉えてございます。

そして３番目、再生可能エネルギーへの移行という部分に関しては、ここも重複しますけれども、７番の部分。そして、15番の緑の豊かさも守ろうというところにつながるのかなというふうに考えてございます。

ＳＤＧｓの目標に関して、この気候非常事態宣言に関しては、私どもそういうふうに考えてございますけれども、この辺も今後周知のほうに努めながら意識を高めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　お話のとおり、この17の目標は、複雑多岐にわたる大きな目標と関連性があるわけでありますが、町民が果たしてみんな分かるのでしょうか。分かるはずがないです。いろんなことを言っているなという程度なのです。一番分かりやすいのは、町長がいつも言うごみの問題です。ごみの問題というのは、最終大きな目標になっているのです、本町にとってはです。やっぱり今大事なのは、そのことから先に進めつつ、他の目標についても周知していくということですから、今一生懸命周知しないと、一過性になります。だって、これが二千何年でしたか、2030年には達成するのでしょう。今何年ですか。そう考えれば、やっぱり今もう少し、いま一度体系的な説明してやらないと、なへんにあるのかよく分からないです。そういった意味でしつこく言ったのでありますので、これについては所見は結構でございます。

次に、ＤＸ、私あまり横文字好きではないのですけれども、いわゆるデジタルトランスフ

ォーメーションということなそうですけれども、いずれデジタルを使った企業向けの言葉なのです。これについては、やっぱり官民挙げて取り組まなければならないというふうになっておりますので、デジタル化することについて、いろいろ私も疑問があります。しかし、今の状況では、デジタル化は避けて通れない。なぜかというと、国にもデジタルに特化した大臣ができてしまっている。後戻りできないのです、これは。ですから、これはやっぱりデジタル化を進めざるを得ない。

ただ、デジタル化を進めるということに対して温度差があるわけです。年寄りたちは、私もインターネットで税務申告しようと思ってやってみました。びったり引っかかるのです。簡単だ、簡単だと言いながら、前に進まないのです。何だと思ったら、マイナンバーカードのパスワードが分からないといわれる。パスワード、何だっけ。1234だったか、分からなくなってしまう。それが分からないと前に進めないし、それがいっても、今度クリックするのに子どもたちのように早くぱぱぱっといかないのです。こういうことを考えると、デジタル化もいいのですが、優しくしてやらなければ、ついてこられないということを頭の中にきちっと置いて対応していただきたい。

その中で、何か職員が仕事が増えるというふうになるのでは逆になります。それで、新しいできるセクションの課長については３割増しとか、そこに対応して職員については５割増しだとか、それで今問題になっているのは、デジタルに対応する職員が足りないと言っているのです。結局我々おじいさんではついていけないです。そこに対する役場の機構改革の中には、そういったものもしんしゃくしてあげなければ、前には進まないと。そして、役場の職員がそこでおたおたするようでは、ましてや町民がデジタル化については、逡巡します。そういったことも考えながら、ぜひ共有する情報システムづくりについてどう考えているのか、さっとでいいですからお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　私からお答えさせていただきます。

ＤＸにつきましても、いろんな観点、いろんな範囲でものを考えることができるのですけれども、現状として矢巾町役場としての考えは、現在町が行っております様々な業務やサービスの内容について、デジタル化できるところはデジタル化することによって、町民の皆様にとって手間がかからなくなるとか、スピーディーに処理できるようになるとか、待ち時間が少ないとか、そういったふうな形にすることを目的に、職員の側は、これまでの業務の在り方、アナログファーストだったものをデジタルファーストにすることによって、どう改善

していけるのかということを職員自らみんなが担当している仕事そのものをどうしていったら、そういうふうに効率化できるのかということをより強力に考えていくというふうなことを進めるものだというふうに矢巾町役場としては捉えております。

より具体的なお話をしますと、要は英語で言えばワークフロー、要は業務手順をやはり現状の業務手順はアナログ中心になっているので、それをデジタル中心にするためには、業務手順をどういうふうに考えたらいいのか。基本的には、見直しになると。そういったことをベースにしながら、それを全部の課でどうなるのかということを洗い出し、そこの中で、ではこの分野にはこういうデジタル化を導入すると効率が上がるだろうというものをリストアップしていって、段階的に進めていこうと考えております。大規模に一気にやるというのは、私も各種図書を読みましたが、完全に失敗の原因だというふうに全部書いていましたので、小さいことから、できることから段階的に進めていくつもりでございます。

ですので、職員体制につきましても、まずはワークフローの見直しの部分を強力に指導していくというふうな部分から始めていきますので、最初から何も投入しない形でいきます。あと計画を立てたりしていきますので、そういった先に少しずつ必要な人員があれば増やしていきますが、ただこのＤＸをうまく推進できますと、職員のほうの業務も効率が上がりますので、その際には、現状の人数ではなくてもできるようになるというふうになる道もありますので、ただただ増やしていくというわけには当然いかないと思っておりますが、いずれそこはバランスを取りながらやっていきたいと思います。

ご質問の直接の回答ではないのですが、働き方改革の観点も含めて定員については、見直していきたいというふうに考えておりますので、そういったことの両方のバランスを取りながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　ぜひそのような方向で職員に負担のかからないようなスリム化の中でできたら進めていただきたいというふうに思います。

次に、観光と通じた地域の活性化、西部地域について南昌山の整備をするとありますが、今後国の事業を活用し、プロジェクトを立ち上げることであり、大いに期待するものであります。その際、歩くこと、歩道整備、自転車道路の整備、西部地域の史跡、舘前遺跡や岩清水館、大白沢松街道など、点と点を結んだ線として一体としたウオーキングコースを造ると

か、それからやはり森林浴を中心にしたコースを造るとか、やっぱりそこには金のかからない手法による自然にも親しめる遊歩道などを造るべきだと考えますが、これについてのお考えも伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今お話がありました点と点を結びつけて、それを回遊できるようなウオーキングコースというようなお話かと思いますけれども、その辺につきましては、以前より城内山の整備とともに、回遊性が取れるようなウオーキングコースの整備をすべきではないかというようなご質問を前回伺ってございます。今年度につきましては、国の予算がどうかまだ分かりませんけれども、先ほど町長からもお話があった森林・山村多面的機能発揮対策交付金というものを活用しながら調査を進めて、どういったところに新しく城内山であれば、登山道を造ればよいか、その辺新しくコースを造ることも検討しながら、新しく今度グリーンハイツに施設が、民間事業者が施設をこれから活用していただきますので、その辺とも併せながら、あとは矢巾温泉もありますし、その辺もやはり点と点でただ単にやるのではなくて、有機的に結びつけるようなそれぞれの役割を生かしながら観光のほうに位置づけられるような進め方をこれから検討しながら民間事業者とともに観光事業をさらに進めてまいりたいというふうに考えてございますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　ここからが私の佳境になる予算の内容についての質問に入るわけでありますけれども、昨年の３月会議の代表質問で伺った予算編成方針や財政計画に対する方針の答弁をお聞きし、提案が尊重されて、一定の前進があり、評価するものであります。まず、財源の補足であります。町財政における入るを量りていずるを制するという中国儒教の経典「礼記」に記されている財政の心構えの中で、二宮尊徳は、この故事から報徳精神と分度、推譲による倹約の精神を財政の基本として政を行うべしと言っております。

私も全く同感であり、特にも予算編成を行う上で、最も大事で基本となるのは襟の部分であります。よく言います、ない袖は振れない、やっぱり歳出を質問するには、歳入はどうなるということを検証した上で要求しなければ町長には響かないというふうに考えております。したがって、今回の歳出についてよりも歳入についての質問をさせていただきたいというふうに思います。ちょっと時間がかかりますが、私はいつも疑問に思っているのには、臨

時財政対策債の話になるわけですけれども、その中に臨時財政対策債を組む場合に、皆さんに共有していただきたい部分もあるわけでありますが、ここで臨時財政対策債についてちょっとだけ話をさせてください。

住民に必要な行財政サービスをするに当たっては、財政に不足がないように国から交付されるのが地方交付税であります。地方交付税に対する法定財源だけでは、地方が必要とされる地方交付税の水準を確保することができないとき、そこで特別の措置として講ずることが毎年繰り返されてきたのであります。この特別措置が地方財政対策と呼ばれ、対策の手段として2001年、平成13年に創設されたのが臨時財政対策債であります。

臨時財政対策債が特別視されるのは、地方債でありながら地方交付税に準ずる財源として国が発行限度を決めています。発行した債権は、元利償還を含め100％次年度以降の地方交付税算定過程において国から補填されますと、こういうものなのです。したがって、ちょっと目には非常にいい制度です。しかし、地方自治体の中には、地方交付税見合いの財源だからといって地方債の残高から除外して、実質債権残高が少ないようなというふうな風潮も見られますが、借金には変わりないわけで、このような表現には疑問を感じます。国も臨時財政対策債を出すことによって元利分を損するわけです、余計な支出をするわけです。そんなのは、私のほうからあまり関係ないのですけれども、国のほうからすればそうなのです。そういったことを皆さんに共有していただきたい。

それから、本当に妥当だろうかと、どうも算定方法が複雑で誰にも分からないような仕組みの中で臨時財政対策債分が今年度の地方交付税に入っているが、検証が本当は必要なのであります。ただ、検証するにはかなりの能力が要ります。とてもではないけれども、私らの頭では考えきれない部分があります。しかし、出した債権と来た交付税のプラスマイナスぐらいは、比較できるのではないかというふうに私は思うわけでありますが、現に最近この臨時財政対策債が各市町村によっては、出した対策債に見合うだけの地方交付税が反映されていないということもあちこちから出ているわけです。確かに私もそうだと思います。ただ、本町では、そこを詰めたことがないのです、私もよく分からないから。だけれども、本当に100％来ているか、そうでないです。何か損しているような気がします。だまされているような感じもします。ただ、このことを臨時という既に20年間も続いて、臨時ではなくて恒常化していることから地方自治体に借金させてまで地方交付税を先送りすべきではないと私は考えるのですが、いかがですか、まず。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えをさせていただきたいと思います。

大変行政経験が長い廣田議員の広範な知見に基づく質問で担当課長として２年目の私が十分に期待できるお答えができるのかどうかちょっと不安なところもございまして、ぜひご指導していただくような立場で聞いていただきたいと思います。

今のご質問でございますが、議員がご説明していただいたとおりの経緯の中で臨時財政対策債というものが出来上がったというふうに認識しております。その主な理由というのは、やはり国の財政の逼迫というところも挙げられると思いますけれども、その中で地方財政計画との兼ね合いの中で、このような措置が取られたものと認識しております。既に20年以上経過して臨時というような話でございますが、恐らくこの名前は変わることはないのかななんていうふうには思っておりますが、まずここの中で、臨時財政対策債分が果たして100％措置されていないのではないかというような疑念についてのことでございましたが、たまたま私が総務省の研究会で一緒させていただいている財政学の先生なんかから言わせると、いや大変難しいけれども、計算はできるのだよという話を伺っております。

そうした中で矢巾町の認識としては、国から送付されます基準財政需要額の内訳の中に、臨時財政対策債償還金という項目がございまして、そこでも歳入額というものが確認できるような仕組みになっておりまして、本町といたしましては、そこの金額をもちまして制度に基づいて措置されているというふうに認識しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　その程度だと思います。なかなか難しいわけです。非常にこれだけやったならば１年もかかるくらいに勉強しないと難しいのです。私も役所におって、全然分かりません、最後まで。ただ、こうですよ、この額ですよと言われれば、はいそうですね、それはあとフィードバックして予算に反映する程度のことしかやってこなかったのが実情であります。

それはそれとして、今時間お昼になりますので、私は最後のところ、ちょっと伺いところがあるのですけれども、ちょっとだけ私だけ一方的に話して、ちょっとだけあと所見を伺いますが、それでとどめておきたいと思いますが、私ふるさと納税に関して、３億円の前年度実績に対して４億円ということですから、１億円上げたわけですが、１億円上げたには秘策があるのですねということをちょっとだけ後で教えてください。それで、やっぱり秘策がな

いのであれば、ちょっと上げ過ぎたったのかな。企業版ふるさと納税もあるようですが、それらの活用もしていくのかというようなこと一つあります。

ただ、あともう一つ、どうしても気になるのは、経常収支比率というのがあります。財政見通しを立てる場合には、計画を立てるときには、その比率というのを非常に気にしてやっていくわけです。その中で本町が真ん中辺りにいるのであれば、何も別に私は目の敵にするのではありません。いつも矢巾町は、経常収支比率と将来比率の負担率が県内でトップなのです、トップクラスなのです、紫波町と矢巾町が。なぜなのかと。これでいいのかということを本来はここで論を展開したいところでありますけれども、これについて私今言ってもあれですから、また次回に譲るとしまして、課長さん、この比率がどの辺に問題があるというふうに考えているのか、ちょっと後で所感を述べていただきたいと思います。

まず、皆さんも聞いているところで経常収支比率というのは、家計に例えればどんなものかということだけ話しておきたいと思いますが、家計に例えれば、給料などの定期的な収入のうち光熱費やローンの返済、家賃などの固定費にどのぐらい充てられるのかを示すのが経常収支比率なのです。これが非常に悪いということです。だから、やっぱりこれはいつかの段階かでは戻していかなければならないです。借金の返済終わったならば、ある程度戻るような、そういう仕組みをしていかなければならない。そして、将来に負担を求めるものを今の財政を繰越しをするような形の中で、次世代の子どもたちにつけを回すようなことは、やっぱり避けなければならない。なるべく縮小してやらなければならない。そういうことでインフラ整備をしたことによって非常に矢巾町よくなったわけですけれども、やっぱり将来の負担率を子どもたちに負わせないように努力をする、これが財政に対する私の思いでありますが、最後にそこのところをお聞きして、午前を終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたしたいと思います。

まず､何点かありましたふるさと納税１億円の秘策でございます｡こちらにつきましては、今年度予算可決いただきました、補正予算でいただいておりますが、５億5,000万円ということになっておりまして、当初昨年、令和２年度は３億円で見ていたものが、恐らく１億円上げても私どものほうの中でリピート率なんかを見ても、大分矢巾町に対して複数回応援していただいてくる方々が定着してきているという見込みの下に算定したものでございます。また、そのほか新しい返礼品ということで、各事業者さんが努力していただいておりますので、そういった部分も見込んで上げた金額となっております。そういったところが秘策とな

るのか、見込みというものなのかということになりますが、これにつきましては、頑張っていきたいと思います。

また、企業版ふるさと納税も、今矢巾町の取組に応援したいというような企業は複数出てきております。そういった中で、今なかなか対面で意見のぶつけ合いというか、議論して、こういう町にしたいのだという共感を持っていただくことというのがなかなか難しい状況になっておりまして、リモートでは何度も打合せをしておりますが、熱く情熱を語りながらまちづくりに応援していただく企業版ふるさと納税について応援のほうを募っていきたいなと考えております。

また、経常収支比率のことでございます。こちらにつきましては、本当に議員ご指摘のとおり県内でもワースト１というような位置づけでございます。平成30年度は98.5％でしたが、令和元年度はさらに上昇して99.7％ほどになる見込みとなっております。そうした意味で経常経費一般充当財源という部分に対して、人件費、物件費、扶助費、補助費、公債費などといったものについて、先ほど家計に例えてお話がございましたが、そういったものにかかる経費の中でかなり余裕がなくなってきておりまして、そういった余剰金というものが現在2,690万円ほどしかないような計算になってきます。

こうした意味におきまして、私ども財政健全化プロジェクトを立ち上げておりまして、令和４年度の編成に向けまして経常収支比率は99.7％から95％への改善を目指して、実際の数値目標を挙げて取り組んでいるところでございます。補助費であるとか、扶助費といったようなところ、あるいは人件費などといったところにもメスを入れなければいけないのかなというふうに思っておりまして、令和３年度の予算につきましては、そのような予算編成方針になっております。

また、将来負担比率につきましても、議員からご指摘のとおり、昨日ちょうど盛岡財務事務所の財政のヒアリングを行ったものに対して回答がございました。やはり大分矢巾町の将来負担比率につきましては、高い比率にはなっているのですが、措置される350という数字に関しては、まだまだ行き着くところではございませんし、令和３年度は改善する見込みになっております。とはいうものの、高いのは事実でございますので、そういった部分につきましては、こちらにつきましても財政健全化プロジェクトの中で提言ができるように検討を進めてまいりたいなと思っているところでございます。

いずれにしましても、将来負担比率の高さというのは、ひとえに数値だけではなくて、まちづくりの住みよさというところも示しているものでございます。そうした中で矢巾町が選

択される町になるように、この比率が高い理由もきちんと私どもまちづくりに生かしつつ、それを生かしたような形で展開していく必要があるのかなと思っているところでございます。

多岐にわたってご質問いただきまして本当にありがとうございました。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　今吉岡課長が答弁したとおりなのですが、いずれ二宮尊徳の報徳訓にもございますように、入るを量りていずるを制す、そして何よりも隗より始めよと、今菅総理も自助、共助、公助の話、それも自助からではなく、できるところから、自分でできるところ、そして地域でできること、いわゆる公助、私らでなければできない、そういうふうなことのあれをしっかりこれから。もう今財政が非常に厳しい状況下において、私どもだけではなく、町民の皆さん方にも今の財政状況を分かっていただいて、自分のできるところは自分たちでやっていただく。また、地域でやっていただく。ここのところを例えば今もう新聞報道、テレビ報道でも生活保護とか、明日からの生活が困る。それはもう公助で支えなければならないわけですので、そういう役割をしっかり果たしていきたい。

それから、財務指標も今いろいろあるのですが、矢巾町が財政力指数とか、自主財源比率は県内33市町村でもまず高いほうなのです。だから、もう一度私どもといたしましては、そういう財政指標の一つ一つを総点検しながらやっていきたいなと。

今私ども先ほどの臨時財政対策債のお話もあったのですが、これはうちらは借りない手というのはないわけです。交付税100％なわけですから。だから、自主財源があって余裕があるのであれば、臨時財政対策債を借りなくてもいいのですが、岩手県の場合、県内市町村はもうどこもお願いしなければならない。そこで私どもが、今町村会を通してお願いしているのは、やはり地方交付税の充実確保、それから臨時財政対策債で私どもお願いしているのは、この残高を縮減して、そして何としても累積する地方債の元利償還についても将来町村の財政運営に支障が生ずることのないような対策をしっかり講じていただきたいということをお願いしておりますので、いずれこれは当局、議会だけではなく、町民の皆さんにもお知らせして、今の現状を分かっていただいて、そしてしっかり対応していきたいと。だから、入るを量りていずるを制すの精神で対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは、質問の最中ではございますけれども、正午を回りましたので、ここで暫時昼食のための休憩といたします。

再開を午後１時10分といたしますので、ご参集お願いします。

午後　０時０７分　休憩

――――――――――――

午後　１時１０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続き代表質問を行います。再質問ありますか。

次に、２問目の質問を許します。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）

それでは、２問目に移りますが、農政課題と矢巾町農業ビジョンの検証についてを伺います。

本町農林行政の最大の使命は、いかなる時代でも安全、高品質、多様な農畜産物を安定的に供給できる環境を守り、防災、水源の涵養、自然環境の保全、保健休養、教育の提供などの多面的な機能を有する農業、農村及び森林山村を守ることであります。したがって、農を語るときは、国民生活の根幹を論ずることであり、いかなる議論も原点にあるのは、食と農を通した最も基本的な政治課題への対応策であります。こうした状況を踏まえ、本町は、平成31年３月におおむね20年後の矢巾町農業ビジョンを矢巾町総合計画の下に策定をいたしました。そして矢巾町農林業ビジョンには、現状の課題としておおむね20年後の2040年におけるあるべき姿を描き、本町が行うべき施策を取りまとめたものであり、これらの施策を未来に引き継ぐ矢巾型農林業の実現を目的とするとあります。

以下、矢巾町農林業ビジョンに示された農政の課題と政策展開について、その後の推進状況について検証していきたいと思います。

１つ、農地の活用推進について、ビジョンでは農畜産物の生産増進の基盤は農地であるとして、農地面積を維持することが不可欠であるとして、農業振興地域においては、不要不急な開発行為、営農に支障を来すような開発行為を抑制し、都市と農村が調和したまちづくりを目指してまいりますとありますが、今後農業振興地域の転用の見込みはどうなっていくの

か見通しと展望を伺います。

２番目、耕作放棄地を含め潜在的耕作放棄地が全て解消されるべきであるとして、そのために矢巾町農業経営体連絡協議会を支援し、地域の人・農地プランに反映させるよう支援するとありますが、現在の取組状況について伺います。

３つ目、新たな集積先の確保、支援について、ビジョンでは、新たな集積地先の確保や地域外農地の集積や地域内での換地により大区画化による規模拡大による経営の効率化を図るとありますが、具体的に話合いは農業経営体連絡協議会とどのような支援策が協議されているのか伺います。

４つ目、持続可能な農業経営体の育成とあります。全ての農業経営者が持続可能な農業経営体であるべきとありますが、そのために高収益作物の生産推進と農畜産物の販売拡大や複合経営による推進を含めた岩手県農業協同組合や農業経営団体連絡協議会と具体的にどのような推進策を考えているのか伺います。

最後に、農業生産法人設立がどうして進まないのか。その実態と理由、そして今後の経営体としての役割についてどう考えていくのか、その支援策を伺います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　農政課題と矢巾町農林業ビジョンの検証についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、本町では、昭和45年から農業振興地域を指定しており、農業振興地域の変更、農用地区域からの除外及びそれに伴う宅地転用については、経済事情の変動に対応する必要最低限の面積としてきたところにより、優良農地の保全に努めてきたところであります。今後においても、本町における経済事情の変動を見定めつつ、都市的土地利用との調整を図りながら、優良農地の保全に努めてまいります。

２点目と３点目についてですが、潜在的耕作放棄地の解消及び新たな集積先などの確保、支援は、農業委員会会長を協議会長とする矢巾町農業経営体連絡協議会が人・農地プラン及び農地適正化等に係る総括として取り組んでおり、協議会の下、各関係機関で組織された人・農地プラン推進チームの連携により取組を進めております。昨年度と今年度については、16地区において人・農地プランの実質化の取組を実施しております。また、今年度の重点推進モデル地区の取組により、地区内農地の中心経営体への集約化、地区外農地の地元中心経営体への再配分など、意向調査、関係農業者による協議等を実践し、実際に集積、集約化の成果も見込まれております。今回得られたノウハウこそが今後の取組推進において重要であ

ることから、協議会の下、町や農業委員会、関係機関において、今後の支援に生かしてまいります。

４点目の持続可能な農業経営体の育成についてですが、高収益作物の推進に向けて直接的には、産地交付金により支援しているところであり、その基盤となる圃場整備事業の推進、補助事業による農業用機械の導入、普及センターの協力により各種研修会を実施しているほか、農協においては、生産者に有利な販路の開拓を推進しております。

５点目の農業生産法人の設立が進まない実態についてですが、現在本町において30の集落営農組織のうち９つの組織の法人化が完了し、21の組織が任意組合のままとなっております。法人化が進まない要因として、事務を請け負う者がいない、中心となって経営を担う人材がいない、企業として収益の見込みが立たないなどの理由が挙げられます。効率的かつ安定的な農業経営に向けて集落営農の法人化は喫緊の課題であるものの、最終的な判断は、地域の総意であるという前提の下、圃場整備事業と併せた集落営農組織の法人化のほか、規模拡大による法人化に向けた発展的合併など、地域からの相談に対し、関係機関と連携を図りながら解決に向けた支援に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　それでは、再質問いたします。

平成23年３月作成の農業ビジョンの具体的政策実現のため、喫緊の課題を重点的に取り上げ、具体的政策を生かした平成31年３月の矢巾町農業ビジョンには大変感謝しております。その中で、耕作放棄地を含めた潜在的耕作放棄地対策、このままでは矢巾町の農地は、荒れ地が広がると心配しております。矢巾町の農地利活用にとって最も大きな課題として捉えなければならないものに耕作放棄地と潜在的耕作放棄地対策があります。

まず第一に、現状についてでありますが、平成30年６月の岩手中央農協のアンケート調査によれば、10年以内に規模縮小や廃業を希望する者が1,225人中404人となっております。さらに1,235人のうち699人が、その理由として後継者不足、高齢者のため農業では生計が立てられないなどが572人もおり、約82％を占めております。この中のうちから10年以内に耕作放棄地が出ることが予想されます。

次に、こうした実情の中、規模拡大を目指す者は45人しかなく、多くの者が農地を手放すのではないかと心配をしております。農畜産物の生産増進の基盤は言うまでもなく農地であ

り、農畜産物増進のためには、まず農地面積を維持することが不可欠であるとされ、町民人口３万人を標榜する本町においては、今後もさらなる宅地事業が見込まれる中、現在圃場面積の約９割が含まれている農業推進地域においては、今後も農地における不要不急な開発行為、営農に支障を来すような開発行為など抑制し、都市と農村が調和したまちづくりを目指してまいりますとありますが、現状はどうも農地よりも宅地開発の趣のほうが主流を占める状況にあり、当面農地は、ここ数年減り続けておりますが、このことについて所見を伺います。

また、農林業ビジョンでは、農業経営体に農地を集約する必要があるとしております。しかし、規模を拡大する者や集落営農組合でも、先ほど羅列したような理由から放棄地問題を解消するには限界があり、そのために農業委員会などから構成される農業経営連絡協議会においては、耕作放棄地や潜在的耕作放棄地の耕作条件などの情報を聴取し、それらの耕作者に協議を促し、支援し、その結果が地域の人・農地プランに反映されるよう支援するものでありますが、これは抽象的表現となっておりまして、７年後には農地は荒れ、ますます耕作放棄地が拡大するのではないかと思われ、早急に問題を共有化し、対策をしなければならないと思います。

例えばサラリーマン農家と兼業農家の支援策を話し合う懇談会や座談会を開き、楽しい農業、つまり楽農、日曜百姓、兼業農業として農地の継承策を支援する制度の創設を考えてはどうでしょうか。コミュニティの一員として、非農家との交流、農福連携の構築、このことは農の持つ大きな強みではないでしょうか。つまり何を語っても最後は農の話に尽きるわけでありまして、こうした多様の要望に応えた上で、今後の農政課題に取り組む姿勢と現状認識を共有する考えについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　いろいろお話があったわけでございますけれども、まず農地面積の維持ということで、確かに午前中にも質問がございました宅地開発、町内では３地区を今後市街化区域を拡大するということで計画をして、今いろいろ都市計画的な調整手続を進めているところではありますけれども、一方で今進めております矢次地区と広宮沢地区で、今後今まで圃場整備事業が行われておらなかったところを今後圃場整備を実施いたしまして、米作でも普通の畑作でもできるような汎用化もできるような田んぼの基盤整備をするというところも一方で進めているところでございます。

いろいろお話がありました座談会につきましても、楽しい農業とか、そういったことで家

族経営を含めてのことだとは思いますけれども、以前山﨑道夫議員からも家族経営につきましては、ご質問を頂戴しておりまして、まさに経営拡大する担い手農家はもちろんのこと、今後はそういった家族経営で農地を維持していただけるような楽しい農業を目指している方も中にはいらっしゃるかと思いますので、その辺は疲弊することなく、農業を続けていけるような環境づくりが非常に大切になってくるのかなというふうに考えてございます。そういった面では、今ご指摘がありました件につきましても座談会等も今後開きつつ、皆様方の意見、その辺を聞き入れながら耕作放棄地につながらないような農地の維持を努めてまいりたいなというふうに考えてございます。

また、農福連携につきましては、今既にやっておられる民間事業者もございますけれども、新たに４号沿いのほうで今障がい者の店舗を開いているところが、今度は店舗だけではなくて農作業もやってみたいというような、そういった申出もございますので、それらとも連携を図りながら農福連携についても力を注いでいきたいなというふうに考えてございます。

答えになるか分かりませんけれども、以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋　保君）　私のほうから加えてご説明、ご回答申し上げます。

まず人・農地プランについて抽象的だというところでちょっと具体な話をさせていただきます。昨年度、今年度で31プランを実質化しておりまして、今年度も順調に進んでおります。先ほど町長答弁にもありましたとおり、本年度重点モデル地区としてサンやはばを指定しまして、具体的な出作入作とか、こういったものを調整しつつ集約化を図ってきてございます。これもある一定の成果が見られるところでございます。これがまず一つのモデルとなりますので、来年度、令和３年度以降は、これを実践化していきたいというふうに思っております。

ほか30プランを一気にやるというのは、かなりちょっと難しいところもありますので、年度計画を立てながら、このプランの実践化をさらに重点化していくということによって、先ほどお話し申し上げました耕作放棄地となり得るもの、あるいは担い手、こういったものが形成されていくというふうに判断してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　個々具体的な話になりますといろいろありますので、概括的な質問にさせてもらいますけれども、次に、持続可能な農業経営体の育成についてでありますけれ

ども、同僚の山﨑議員が一般質問ありますので、そちらのほうに深掘りを、議論を譲りたいと思いますが、究極において議論はここに尽きるわけであります、持続可能な農業ということに。いわゆるどうしたらもうかる農業者となれるのかと私も書くわけですけれども、結論がないのです、私も。何かといいますと、もうかる農業というのは、本当はかなり難しいのです。しかし、先ほど言ったように、楽しい農業もまた一つなのです。それから、矢巾町型からいえば、兼業農家が占めるウエートって物すごく高いわけです。もうからなくても農業をやるという、非常に矛盾した考え、両方あるわけで、質問するほうも戸惑っているような現況ではあります。その辺のことはさておいて、私も質問した以上続けたいと思いますので、お付き合いをいただきたいと思います。

実は、経営規模拡大が必要とあって、米、麦などの多くの経営面積を必要とする土地利用型作物だけではなく、少ない面積でも十分な収益を得ることができる園芸作物により生産をシフトすることが大事だと農林業ビジョンでは提案しております。しかし、水田作物に比べてはるかに労働力が必要な園芸作物は、本町にとっては、非常に難しい。ご存じのとおり本町の農地は、稲作農家に適した湿田圃場なのです。園芸圃場は基本的に立地上不可能な圃場と言わざるを得ません。やはり傾斜地のきつい水はけのよいところが園芸には向いているわけです。

かつて米が宝と言われ、日本では米農家こそ豊かさの象徴であり、よくおソバの名産地などというような、知られるとお里が知れるというふうに揶揄された時代もあったわけであります。かつて矢巾町は、岩手県内でも指折りな稲作圃場適地として数えられておりました。そこで提案でありますが、湿田圃場を生かす農業支援が必要であることから、農地の利用推進を図るためにも集落営農を中心とした農業経営体を育成するとともに、機械化共同利用可能な稲作農業に特化した推進を図ることが所得向上には重要であるとも思われますが、このようなお考えについてもお伺いをしたいと思います。スマート農業なども含めた。

それでここが大事なのですけれども、現在米の生産農家は、１年100日に満たない日にちしか従事しない状況にあり、空いた労働力を何に向けるか、今後大きな課題となってくると思います、いわゆる機械化によって。農福連携による農外収入確保の方法や６次産業化による労働力確保などを模索する必要もあることから、そのお考えも伺いたいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今お話がありました集落営農、非常に厳しいところにあると

いうことで、確かに矢巾町は平場が多いということで、中山間地のような段差のある圃場が少ないということで稲作に適しているという圃場であることは、確かにお話があったとおりでございます。傾斜地であれば、園芸作物が適しておりまして、土質によっても、やはり岩手町のキャベツのような形で、そういった場所、場所によって適した作物というものはやっぱりあると思います。本町におきましては、今お話があったとおり、稲作が適した圃場ではあるものの、やはり今米だけにこだわって作り始めますと、やはり米余り現象というか、そういった需給の関係で、どうしても米の値段が今度作れば作ったほど米の値段が下がっていくといったことも今起きてきているわけでございまして、そういった面では、やはり需要と供給に見合った形の作物を今後植えていかなければならないのかなというふうなことで、なかなか農林業ビジョンで掲げている園芸作物に今後はシフトしていかなければならないというようなことは、確かに厳しい面はあるかもしれませんけれども、今東北で１位になっているズッキーニの生産もございます。そういったズッキーニばかりではなくて、やはり個々に適したものをということでいろいろ検証を重ねながら新しい作物の確立も今後重要になってくるのかなということで農協とあとは普及センター、あと一緒に新たな作物に取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。

また、スマート農業によって機械化された部分、そこで余った労働力をどうするかというようなお話がございました。これにつきましても、やはり６次産業化のこともございます。そういった部分もありますので、余った労働力を別なもので、農業に関連したものであれば一番いいのでしょうけれども、そういったもので費やして、それが収益というか、自分の身に賃金として返ってくるようなものができるようなことでサポートしてまいりたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋　保君）　加えて、また私のほうからお答え申し上げます。

先ほどから若干重複する点があると思いますけれども、高収益作物、農産物の作成というのは、かなりこれは課題になっておりまして、先ほど産業観光課長答弁にもありましたとおり、普及センターあるいは金ケ崎にある短期大学校とかに研修等、あるいは講師を招くなど、こういった方法を見ながら、こういった作物を探してまいりたいというふうに思っております。

あと２点目でございましたけれども、農福連携につきましては、今権利移動の関係で福祉

業者のほうから声がけをいただいているところですので、こういったところをどんどん支援してまいりたいというふうに思っておりますし、先ほどお話がありました専業農家、これの新規就農者というのは、なかなか増えないという状況でございまして、これから先ほどお話がありました兼業農家を育成していくということがとても重要と考えておりますので、そういったものをこれから課題としまして、農業経営体でも話し合いながら進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　時間も押してまいりまして、いろいろな質問事項を用意してはおりますけれども、最後になりますけれども、私の思いをちょっとお話をしますが、集落営農の法人化が進まない原因のことでもありますが、まず戦後の農地開放から、農家は個人で業として生計が図られる道が開かれたわけであります。その個人主義的な経営議論が幅を利かせて自ら機械などの共同利用を避けてきたと思われます。生産コストの面から見れば、機械の共同利用により効率的運営が認められるわけでありますが、補助金目当ての個人経営から一日も早く脱却する必要があると思うのです。このことについて、やはり話合いが足りない。問題点として挙げれば、時間がなくなりましたけれども、農協と役場、行政と、それから農業協同組合の組合員の力関係、位置関係といいますか、これが全く曖昧模糊としておって、最近余計に顕在化してまいりました。

農協も一時は元気があったわけですが、今は農協は、営農に特化しない、共済と預金だけ、貯金にだけぶら下がるような農協になってしまったのです。したがって、我々農家組合員は、形だけの組合員なのです。だから、総会を開いても集まりません。集まる意義がなくなっている。このことも踏まえると、国は都道府県に通知を流し、それを受けた県は、ただ市町村に紙を配る。そして、市町村に至っては、農協に何をしているのですか。ただ県から来たものを横流しするだけでしょう。そこに行政課題があるはずなのに、農協とのコンセンサスが取れていないという大きな問題があるわけです。これを何とかして、やはり議論としてどこかの俎上に上げなければならない。農協も変わらなければならない。目を覚ませ農協と言いたいわけです。そのインパクトになる提言していくのが我々行政の責任ではありませんか。ここでもうかる農業なんて議論するよりも、今の農政の現状というものを本当の意味で深掘りをするべきではないですか。

そして、農地を守ると言いながら、他方では、やっぱり人口３万人だから、どんどん、どんどん早く宅地化しろと、こういう話になるわけですけれども、これも矛盾した話ですので、やっぱりそれも大事です。これも大事です。しかし、私が先ほど言ったように、どれも大事なのです。ですから、ぜひお互いにそういうことのコンセンサスを深めるためにも大いに共通した共有の考え方を持っていかなければならないと思っています。

そこで最後になりますが、町長殿、矢巾町の農家というのはどうあればいいとお考えなのでしょうか最後にお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長、詳しくお願いします。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

まず、今廣田光男議員からお話あったり、やっぱり農業をやってみたい、そういう環境づくりです。昔は、例えば今３町歩なんかあっても、どこにもあれなのですが、自作農で３町歩あれば、親、子どもを養って生活ができると。いわゆる今お話あったもうかる農業、もう今は考えられないわけです。そこで、今私いろいろ廣田光男議員の農業に対する思いをお聞きしたのですが、今国で示しておるのは、持続的発展だと。今日廣田光男議員の環境問題にしても、今日の農業問題にしても、持続的に発展できるのかと、今の現状で。これを町長がどのように捉えているのかということを何と思うかなのです。

そこで私は、いろいろ整理整頓してみたのですが、まず農業と農村のやっぱり調和的な発展ということを国では言っているのですが、その調和的発展とは何かということなのです。それで、今いろいろあれしていくためには、例えば農業の成長産業化に向けた産業政策と、それから多面的機能の維持、発揮のための地域政策、これをいかにしてうまく組み合わせていくかということが非常に大事だと思うのです。その中で、私はやっぱり何といっても持続的な発展の中では、まず一つは、地域農業の担い手の育成確保、育成だけでは駄目ですし、確保だけで、これはもう連携して育成と確保。それから、米政策が国がしょっちゅう変わるのです。この間も東北農政局で飼料用米を今度やってくださいと。もうあるときはこういうこと、あるときはこういうことをやってほしいと。農業、猫の目農政と言われているからあれなのですが、やっぱり米政策も一貫した取組をしていかなければならないと。

その中で、やっぱり考えていかなければならないのは、適地適作、矢巾町で何を米の代わりにやったらいいのかと。これは、やっぱり農業改良普及センターとか、農協とか、できるのであれば、農業共済組合なんかも巻き込んでやっていかなければならない。この間ＮＯＳＡＩもおいでになって収入保険、今あまり冷害というような言葉がないのですが、私役場の

税務課にお世話になったときに、平成５年、大冷害だったのです。だから、やっぱりそういうこともしっかりサポートできる、支援できる体制をやっていかなければならないと。

だから、私どもはそういうことにも取り組んで、経営安定のためにいろんな選択肢を考えていかなければならないということで、そのほかにも６次産業化の問題とか、今そして国でいっているスマート農業、もういろんな近代的な農業機械を使って、そういうことも推進していかなければならないということで、そこで結論からお話し申し上げると、今日は法人化とか、集落営農組織のお話、それから集積、集約化のお話もあったのですが、私は何といっても矢巾町は、農業は多様な担い手、国も今回初めて、いわゆる食料・農業・農村基本計画の中で多様な担い手と、兼業農家もその一つの中に認めるということをお示ししたわけです。だから、矢巾町は、もう集積、集約は進んでおるわけですので、これからそういったことをもう一度原点に立ち返ってやっていくことも大事ではないのかなということで、私は今まさに農業は一つの大きな転換期だと思うのです。ここを間違った方向に私どもが誘導すると大変なことになりますので、だから集落営農組織の法人化も全て、今認定農業者の方々も含めて、ここはしっかり議論を重ねて、そしてそこからこれからの農業政策、地域政策の方向性を導き出していくのが私らの役割ではないのかなと、こう思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご苦労さまでございました。

以上で一心会、廣田光男議員の質問を終わります。

それでは次に、矢巾明進会、村松信一議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（５番　村松信一議員　登壇）

○５番（村松信一議員）　議席番号、５番、矢巾明進会、村松信一でございます。これより会派代表質問をさせていただきます。

１問目の質問であります。スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に向けた取組の考えについて町長にお伺いをいたします。高橋町長による令和３年度施政方針演述は、「希望と誇りと活力にあふれ　躍動するまち　やはば」を実現するための施策を着実に進めるという力強い決意の感じられる内容でありました、特にデジタル化の推進については、行政組織内に担当部署を設けるなど、デジタルトランスフォーメーションの強化に努める内容が打ち出

され、行政サービスの向上に期待するものであります。特にデジタルトランスフォーメーションは、スーパーシティとの関係性があり、将来の本町にとって取り組むべきとの考えから会派の代表質問として取り上げることとした次第であります。

スーパーシティ構想については、さきの通常国会において、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律が成立しまして、令和２年９月に関係政省令とともに改正法が施行されております。また、令和２年10月30日閣議決定で国家戦略特別区域基本方針の一部が変更され、スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定等が定められております。国では、これら改正後の国家戦略特区法基本方針等に基づき、スーパーシティ型国家戦略特区を指定するべき区域、実施する先端的サービス、規制改革等に関し、地方公共団体に対し、幅広く提案を求める公募を令和２年12月25日から開始いたしましたが、今後の矢巾町の対応について、以下お伺いをいたします。

１点目、12月会議に当時の検討状況を質問をいたしました。応募する考えがあるのか。そしてまた、ある場合は、現時点で考えている内容と今後の進め方について、まず１点お伺いをしたいと思います。

２点目であります。応募した場合は、どのようなプロセスで特区に指定されるのか。また、どの程度の自治体が指定されるのか。

３点目、個人情報保護については、国で様々な議論をした上で国家戦略特区法、スーパーシティ構想の基本方針が定められると認識しておりますが、矢巾町はどのようにして個人情報を保護しようとしているのか。また、監視社会となることを懸念する声もありますが、その点をどう考えているのか。

それから、４点目、スーパーシティ構想について、どのように住民合意形成を図るのか。

以上であります。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　矢巾明進会、村松信一議員のスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に向けた取組の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、令和３年２月15日から３月３日まで矢巾町スーパーシティ構想連携候補事業者の募集を実施したところであり、事業者からの提案を審査し、取りまとめた内容を内閣府地方創生推進事務局が令和３年４月16日を期限に実施しております公募に対し、本町の提案として応募したいと考えております。

なお、応募に当たっては、町民の皆様への周知を行うともに、議員の皆様に提案内容を説明させていただきたいと考えております。

２点目についてですが、現在内閣府地方創生推進事務局が実施しております公募は、スーパーシティ型国家戦略特別区域指定基準に基づき、指定を希望する地方公共団体を募集しているものであり、公募締切り後の４月以降に専門調査会において、提案の内容の検討が行われ、その後国家戦略特区諮問会議で区域指定の案の意見具申がなされ、最終的に閣議において５つ程度の地方公共団体が区域指定されると伺っております。

３点目についてですが、改正国家戦略特別区域基本計画方針では、データ連携、基盤整備事業及び先端的サービスの実施に当たり、地方公共団体及び関係事業者等において、個人情報保護法令等の遵守を含め、住民等の個人情報の適切な取扱いが図られると規定されております。この規定は、当初なかった内容であり、国の制度設計や国会の質疑から、このような内容になったと認識しております。本町におけるスーパーシティの取組を進める上でも、個人情報の扱いは極めて重要な点であり、法令に基づき適切に運用してまいります。また、監視社会の懸念ですが、国会で議論された諸外国の例のように、町中に監視カメラを設置することや決済への顔認証システムの導入は行いません。あくまで個人が同意した範囲内で個人情報を活用する仕組みとしてまいります。

４点目についてですが、区域指定がなされた場合における町民の意向の把握、確認に関しては、内閣府及び地方公共団体等が構成員となって区域ごとに設立される区域会議において、基本構想の作成の段階で町民等の利害関係者の代表で組織される協議会の議決、議会の議決、住民投票などから適切と認めるいずれかの方法を選択し、町民等の意向を把握して反映させることとしております。その上で基本構想を内閣総理大臣へ提出する前に、町民による投票によって、その意向を改めて確認することが基本となっております。このように国家戦略特別区域基本方針に町民の意向の把握、確認が担保されておりますが、本町におきましては、アウトリーチ手法の活用やワークショップを行い、より丁寧な取組を実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、再質問ですが、矢巾町で実施しました事業者公募でありますけれども、具体的にまずどのような提案があったのか。そして、昨年のアイデアの募集

というときには、全域の分類の中で、その中の取組の軸が明確になっているというところの部分にアイデアで募集されたわけであります。このときは、中心地と、それから周辺地域の格差是正と、それからコミュニティの持続可能性の維持、それから健康意識の向上の３点が、このスーパーシティの構想であったわけであります。

それで、健康意識の向上の３点、スーパーシティの構想でしたが、内閣地方創生推進事務局の指定基準では、先端的サービス９分野の中から最低でもおおむね５分野ほどを目安として応募を受けようとしているわけでありますけれども、本町は正式にどの分野で応募を計画しているのか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　ご質問にお答えいたします。

まず、議員の今おっしゃいました課題、地域課題で３つ、この３つについては、解決したい課題として変更はございません。町政調査会の際に、ご説明申し上げました主にヘルスケアの分野と、あとは事業者公募で挙げておりますこの分野についても、基本的な軸として変わるものではございません。今回事業者公募を行いまして、３月３日までの締切りで行わせていただきました。

昨日が締切りだったので､その内容全て詳細にまだ目を通していない状況でございますが、昨日の時間かけて取りまとめた段階では、先端的サービスの提案が17の企業からございました。そのうち１件は、２者による共同提案でございましたので、18の企業から応募があったと。データ連携基盤の提案が１社からございました。また、３つの大学から協力の表明がございました。あとなお、県内の企業が４者でございます。大学は全て県内の大学となっておりまして、具体的な提案としていただいている部分につきましては、町民の健康維持や医療、介護、救急に関する内容が中心でございまして、先日町政調査会のときに見ていただいたようなサービスが、健康維持だとか、そういったところまで広がったような提案がありました。その他では、ユニバーサルサービス社会に対応した移動サービスの提案であるとか、ＲＥ100による新たな経済モデルの提案、あるいはデジタルＰＦＩ構想に基づく町民総合ポータルサイトの運用、あとバーチャルリアリティーを活用した防災啓蒙、あとは子ども教育の高齢者人材活用や保育講師やボランティアマッチング機能などといった社会教育に関するような提案もございました。

この先端的サービス９分野は、あくまで国が提示した内容でございまして、応募に当たっては、応募団体が自由に設定できるものというふうに認識しております。昨日３月３日に事

業者公募終了したばかりなのですけれども、町政調査会でございましたヘルスケア分野と医療分野、防災、救急分野、介護分野、移動、配送分野、産業分野を基本にしまして、あとは事業者公募で新たに提案のありました行政手続の分野やエネルギーの分野、あとは社会教育の分野などにどのようにして取り組んでいくのかというのは、今後応募に向けて検討して取組案を作成していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　17の企業って非常に多いわけですけれども、まず私一つ聞きますが、産業分野では、この17の企業の中からどのような提案があったのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　町政調査会でご説明申し上げましたときに、６番目に産業分野というものを挙げておきました。この中では、産業分野では、まず２点具体的な提案がございまして、１点目はスマート農業ではなくてスマート漁業、陸上養殖施設の提案がございました。もう一つは、メディカルツーリズムの提案というものでございました。正直期待しておりましたスマート農業系の提案というものはございませんで、スマート農業系は、圃場を大きくするようなことがまず初めでということで、このスーパーシティに合わないのではないかというようなお話を様々な分野からされました。今ご質問にお答えした分野の産業分野については、以上２点につきまして提案がございました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　この17の企業、すごく多いわけですけれども、これから実際はこの本来の応募の締めは３月26日だったわけですけれども、変更になりまして４月16日となりました。それにしてもまだ時間はそんなにあるわけではないわけですけれども、この17の企業をどのようにして絞っていくのでしょうか。それとも全部全て対象にして応募の中に含めるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

この17の企業をどのように今後決めていくかということですけれども、庁内で審査会を設

けておりまして、募集に当たりましては、審査基準などの公表をしているところでございます。その審査基準に基づきまして、粛々と検討させていただきたいなと思っておりますけれども、何を取り組むにしても、これは役所が勝手にやるわけにはいきませんので、様々な予算が関係してきます。昨日さっと見た段階で、役所の補助金を目当てで来ているのではないかなというような企業も正直ございました。そういったところとは、社会的課題を共に解決していくというふうな関係性は築いていくことは恐らく無理だと思いますので、そうした企業につきましては、恐らく評価の段階、審査の段階で落ちることになるのではないのかなと思っております。

いずれにしましても、財政の話が先ほど廣田議員の代表質問でもありましたけれども、限られた財源の中で行っていくというような形になりますので、そうしたところと併走していただくような企業というものを選択していくというような考えでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　分かりました。それでは、この取組を全ての町民が取組に参加しなければならないのか、町民に選択の自由度があるのかどうか、そしてまた勝手に個人情報が使用されることがないのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず１点目のご質問でございます。全ての町民がこれに参加しなければならないのかということでございますけれども、こちらにつきましては、そういうことではございません。自由度や選択肢があるということでご理解いただいて構いません。また、全てのサービスにおいて個人の同意が必要となりますので、そういったことが前提になります。そうした方、これを使ってみたいなという人たちだけが該当するという形になりますので、その点につきましては、ご周知いただければと思います。

また、勝手に個人情報が使用される懸念がないかでございますけれども、これにつきましては、国会の審議などでも明らかになっているところなのですが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律という法律がございます。その中で利用及び提供の制限というものが規定されておりまして、利用目的以外のその情報の使用や提供については、特別の場合必要となっています。その特別に提供できる理由がスーパーシティになることが当たるのかど

うかということにつきまして、政府のほうでは、それに当たらないという見解を示しておりますので、現在の法運用と何ら変わることがございませんので、スーパーシティになったから個人情報が勝手に使用されるというような懸念はございませんので、その点につきましては、制度的に担保されているものと認識しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　そうしましたら、この住民の同意を得るために、住民投票はどのような形、いわゆる法令があると思うのですけれども、どのような法令に基づいてどのように実施されるのか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、住民投票で真っ先に思いつく法律というものは、地方自治法に基づく住民投票が連想されますけれども、この住民投票につきましては、地方自治法に基づくものではないというふうに内閣府のほうではいっております。では、何を根拠に実施されるのかということでございますけれども、国家戦略特別区域基本方針、こちら閣議決定されておりますが、それに基づき実施されるものというふうに理解しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、１問目の最後の質問になりますけれども、まず今回の応募に当たりまして、事前に説明会が開催されたとお聞きしておりますが、多くの自治体が参加されたと、非常に多かったということでありますが、倍率がすごいということになります。区域指定になることを望んでいるのですけれども、もしならなかった場合、第２次募集とか、そういったものが考えられるのかということ。

それから、先ほど申し上げましたけれども、３月26日が締めでありましたけれども、この頃変更になりまして４月16日となりましたけれども、そこで考えていた多くの内容等に変更等があるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず２次募集があるかどうかという話なのですが、今回の公募、国に当たっては、２次募集があるというふうに言っておりますが、現在のところ、まず一次募集に向けて精いっぱい計画案を練っていきたいなと思っておりますので、第二次募集につきましては、仮に指定されなかった場合、どのようなところが選択されて、矢巾町の提案とどの程度乖離があって、そもそも埋めるあれがないのかなとか、やはりそこについてくる企業群が実力が足りないのかなというふうなところを総合的に勘案しながら決めることだと思いますので、まず施政方針でも目指しておりますとおり、これに取り組むという姿勢には変わりはありませんが、まず第一次の募集に集中させていただきまして、様子を見て第二次募集というものについて判断していきたいなと思っております。

恐らく２次募集に関係してきますと、近隣の盛岡市さんなんかも、恐らく今回募集していなくて意思表示はしておりますので、近隣での競争にもなるのかなと思うので、そういったところ総合的に勘案しながら考えていきたいと考えているところでございます。

また、２つ目の質問で、この応募内容について変えていくことがあるかということでございますけれども、まずスーパーシティの町政調査会の中でご説明した取組分野について基本的な部分は変わりません。ご提案があった新しい分野で、そこについてどのように取り組む余地があるのかとか、そういったところは今後ちょっと集中的に時間をかけて検討して、応募前には議会の皆様にご説明する機会を頂戴したいと思っておりますし、町民の皆さんに説明もしていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは、質問の途中ではございますけれども、おおむね１時間経過いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開をここの時計で午後２時20分、14時20分の再開といたします。

午後　２時１０分　休憩

――――――――――――

午後　２時２０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続きまして代表質問を続けます。

次に、２問目の質問を許します。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、２問目の質問に移らさせていただきます。

地域住民参加型による高齢者支援活動について町長にお伺いをいたします。施政方針の「健やかな生活を守るまちづくり」に関係しますが、高齢者の余暇時間の充実は、個々の生きがいや健康のため欠かせないものであり、えんじょいセンター開設や各種スポーツ交流会、花壇整備、それから教養講座等の矢巾町の取組は、高齢者の余暇時間の充実につながっております。このような場を利用し、友人、知人等と誘い合い、元気に活動する活発な高齢者がいる反面、人との交流や趣味も少なく、外出するきっかけのない高齢者も多く存在します。このように活発と、そうでない高齢者に二極化している面がありますことから、今後の余暇活動への対応について伺いたいと思います。

１点目、高齢者が社会の一員として生きがいを持ち、活躍できるようボランティアや社会参加活動を促進する動きが全国的に見られますが、本町でもこうした活動への参加を呼びかける広報をもっと行ってはどうか。

２点目、高齢の生活弱者は、買物や家庭内軽作業にも様々な支援を必要としているため、社会福祉協議会の先導で単位老人クラブや個人会員により結成された日常生活たすけあい隊がボランティアで支援しております。支援を必要とする高齢者の増加を見据え、日常生活たすけあい隊の組織数、参加者の増加に向け、現在の社会福祉協議会に加え、行政側も積極的に取り組む必要があると考えるが、どうか。

かつて存在した互いに助け合う地域共同体意識が薄くなり、道で会った際に、挨拶する程度の関係がほとんどで家の中に入ったり、行ったり来たり、相談事をするといった関係が少なくなっており、相互に距離を置いて地域生活を送っている方への情報不達問題が近年全国的に多くなっております。本町は、高齢者世帯に対する情報不達の現状をどう捉えておりますでしょうか。

４点目、平成29年４月から要支援１、２は、介護保険給付対象から町独自支援事業に移行となっております。軽度な支援は、日常生活たすけあい隊の活動対象となると思われますが、依頼件数と、その内容を伺いたいと思います。

また、この冬の大雪に伴う除雪依頼などはあったのか。

そして５点目、高齢者に外出の機会を持ってもらうためにスポーツ施設を誘致する旧南昌グリーンハイツに高齢者同士や孫たちと一緒に楽しむことができる軽スポーツゲーム機器

の設置を運営会社に提案してはどうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　地域住民参加型による高齢者支援活動についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、高齢者が社会の一員として生きがいを持ち、活躍するための手段として、人との交流を持ち、社会参加できるボランティア活動は大変重要な活動であると考えております。ボランティア活動については、矢巾町社会福祉協議会が年に４回発行しております広報紙「やはばのふくし」において情報発信しておりますが、町としても高齢者がボランティア活動等に気軽に参加できるよう引き続き、町社会福祉協議会と連携し、さらには老人クラブやエン（縁）ジョイやはばネットワーク事業の活動の場を通じてボランティア活動や団体、ボランティア養成研修に関する情報提供を行ってまいります。

２点目についてですが、日常生活たすけあい隊は、現在町内の老人クラブ10団体、86名及びボランティア等の一般隊員46名、合計132名が登録しており、買物などの家事代行やごみ出し、庭の除草などの屋外作業などの支援を行っております。日常生活たすけあい隊を含め、地域を支える人づくりや住民参加で生活支援を運営、実施できる仕組みづくりは、町と町社会福祉協議会とが両輪となって取り組む必要があると捉えております。本町は、平成28年度から国のモデル事業、生活困窮者就労準備支援事業を町社会福祉協議会と連携して取り組んでおり、これまでに得たノウハウを生かし、令和３年度から新事業として、重層的支援体制整備事業をいち早く取り組むこととしております。

この事業では、これまでモデル事業として取り組んできた相談支援事業のほかに参加支援事業が新設されることから、昨年10月に開設いたしましたえんじょいセンターなどを活用し、年齢、属性を問わず誰もが交流できる場を提供するなど、安心して身近な地域で暮らせる支え合いのまちづくりを推進してまいります。

３点目についてですが、町が主体となり行っております高齢者に対する情報発信は、広報やはばや町ホームページ、やはラヂ！のほか、民生委員など関係者を通じて行っております。また、独り暮らし高齢者の訪問に加え、令和２年度からは、高齢者のみの世帯も対象とし、電話や訪問により、健康状態や困り事などの状況把握に努めているところであり、高齢者のニーズに合わせてサービス利用に向けた情報提供を行っております。情報不達の問題については、今後も広報やはば等での情報発信に加え、個別訪問や地域活動の場等の機会を捉えて、

情報提供に努めてまいります。

４点目についてですが、介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援１、要支援２、総合事業対象者を対象とした住民主体型訪問型サービスＢについては、認知症サポーター養成講座受講者で組織をしておりますおれんじボランティアが担い手となり、掃除や洗濯、調理などの家事援助サービスを実施しております。日常生活たすけあい隊は、介護予防に特化した活動ではありませんが、広く高齢者や障がい者等の支援活動を行っており、令和元年度の依頼件数は97件であり、主な内容は、草取りや草刈り、やはば生活支援ネットワークおつかいサービスと連携した買物の支援となっております。また、令和２年度における除雪について、日常生活たすけあい隊への依頼は、現時点で17件となっております。

５点目についてですが、子どもたちがアスレチック設備を利用する際に、ご家族の祖父母の皆さんと来館することも想定されることから、例えばご一緒にトランポリンなどの簡単な全身運動を行うことや脳トレやクイズ、手指を動かす運動など、ゲーム感覚でできる機器の導入は、認知症の予防や進行抑制、フレイル予防、いわゆる虚弱予防などにも期待できることから、運営会社にも設置の提案を行っており、今後も協議を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、情報不達につきましてお伺いしたいと思います。広報やはばや地域活動などで情報提供をしていくと、こうありましたけれども、皆さんもご存じのとおりだと思いますけれども、不特定多数の方に提供される情報は届きにくく、それから個人に向けて提供される情報は届きやすいということだそうであります。特に、高齢者に対しては、可能な限り個人的な信頼関係の下で情報提供すると、この問題は解決するという調査結果も出ております。

ある自治体の調査では、情報は言葉として耳にしているだけで、ほとんど役に立たないそうであります。自分のものとして取り組むには、個人的なつながりを果たす役割がとても大きくて、そして個人的なつながりを持つ最終的にそれを情報伝達する人がいるか、いないかということで情報不達の問題が解決できるということが調査でいろいろ研究した結果明らかになったそうであります。

ということは、対象者となる高齢者がいた場合、地域でつながりをつくるということが必要になります。つながりをつくると、情報不達が解決されるということも言えると思います。

そこである自治体では、ゆっくり通信箱というものを発案したそうであります。これは、家庭の大きい薬箱のようなものであります。本町でも今月も配布になりました広報の中に企画財政課情報係宛の町民の声用封筒が添付されております。あのようなもので宛名入りの往復はがきや、それから宛名ラベル、封筒、便せん、それからボールペンなどのようなものがドキュメントボックスに入ってあるのだそうです。それを持って説明に行くということであります。何回か行くと、もう知人、友人になって、そこで先ほど申し上げましたように、情報不達、いわゆるこれだったらこうしたほうがいいですよということを個人的なつながりで伝達すれば、情報の不達が解決できるということなのだそうであります。ということで、このような内容でありますが、本町でも一度検討してみてはどうでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

情報不達問題につきましては、村松議員ご指摘のとおり、不特定多数の方に広くお知らせするような形ではなくて、やはりピンポイントで当事者の関心が湧くような形でなければ、その解決にはつながらないという、まさしくそのとおりでございまして、確かに広報、ホームページ、やはラヂ！とか、そういった不特定多数の方も御覧になれるような媒体は、もちろん周知はしつつも、特にも例えば独り暮らしの高齢者の方で支援が必要な場合は、例えば町の保健師あるいは地域包括支援センターと連携した訪問、民生委員さんによる訪問もいただいておるところですが、その中で例えば配食サービスであるとか、緊急通報装置であるとか、様々なそういう利用できるサービスを丁寧にお伝えするというのも行っておりますし、あとエン（縁）ジョイ活動につきましても、各地区で行っていただいて、コロナの中で感染症対策を徹底しながら、今も活動していただいている組織もあるわけですが、今は地区の公民館で世代を超えて交流を通じて生きがいやら、支え合いやらというところを互助の仕組みとしてつなげていくということでスタートしたわけでございますが、自分たちが参加して楽しむのも大事ですし、さらにその活動が定着していった暁には、地域でのそういう見守りへのウオーキングを兼ねて独居のところを見守って、そういう声がけとか、そういう部分で先ほど村松議員がおっしゃった情報不達の鍵となる最終伝達者に地域の皆さんのお力もいただきながら対応していくことが大事であるというふうに考えますし、ご紹介のありましたゆっくり通信箱の運用についても、そういう先進事例も本町に置き換えてどのような取組ができるか、ぜひ検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それから次に、日常生活たすけあい隊の活動のことでありますが、ポイントが付与されているわけですけれども、10ポイントになりますとありがっと賞の交換できて、それで町内の商店等で使用できるようになっておりますけれども、このありがっと賞の使用に関しまして、先ほど申し上げました旧南昌グリーンハイツに誘致するスポーツ施設でも、このありがっと賞の使用ができるようにしてもらいたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君）　お答えいたします。

町長答弁にございましたとおり、日常生活たすけあい隊の制度については、矢巾町の社会福祉協議会が取り組んでいる制度ということでございますので、まず社会福祉協議会と協議させていただきまして、この制度を前向きに取り組んでいきたいということで制度の状況を確認させていただきたいというふうに考えてございますし、なお、この事業者さんがこの制度に取り組むことによって、高齢者はもとより子どもさん方、ご家族で新しい運動施設を利用できるという誘客のきっかけにもなるというふうに思っておりますので、この事業所にも進めて取り組んでいただけるように紹介させていただきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、次の再質問でありますが、高齢者支援の要支援１、２につきましては、制度改正により、町の負担となりましたけれども、サービス内容は、質、それから量はどのようになったのか。そして、本町の取組内容で変わったことがあるのか。

以上、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

平成28年度から平成29年度に大きな介護保険制度の変化の一つといたしまして、要支援１、２のサービス利用が、これまでの介護予防給付から総合事業のほうに移行したということで、決算の状況でご説明いたしますと、平成28年度から平成29年度にかけまして介護予防サービ

ス給付費につきましては16.8％の減、△1,286万7,142円でございましたけれども、この部分につきましては、全く支出がなくなるというわけではなくて、総合事業に移行したことによりまして、結果といたしまして、地域支援事業としまして48％の増、金額に換算いたしますと1,889万3,764円ということで、全体の保険給付費と地域支援事業費を合わせた標準給付費というものにつきましては、平成28年度から平成29年度にかけましては0.04％の増ということでございます。ほぼ影響はなかったと、あとは介護予防給付の負担率と、あと地域支援事業の負担率、それぞれ例えば１号、２号被保険者の負担とかは若干異なりますけれども、市町村の負担は12.5％、これは変わりませんので、この制度改変によるご質問のお尋ねの件については、ほぼ変更、大きな影響はなかったというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、次の再質問でありますが、社会参加と介護予防効果の関係について伺いたいと思いますが、ある調査によりますと、まず１つ、スポーツ組織への参加割合が高い地域ほど、過去１年間に転倒したことのある高齢者が少ない。それから、２点目、趣味関係のグループへの参加割合が高い地域ほど抑鬱尺度が低い。要するに鬱になる確率が低いということです。それから、３点目、ボランティア等の地域組織への参加割合が高い地域ほど、認知症リスクを有する割合が少ないということのデータがあるそうでありますが、このような結果もありますが、本町で取り組んでおります日常生活たすけあい隊やえんじょいセンター、各種スポーツ交流会、花壇整備等で余暇時間の有効活用は、社会参加を一層高めることとなるわけでありますけれども、それ自体で介護予防にもつながると思います。

このことからお伺いしたいのでありますけれども、各種予防効果の面について、このような効果があるということでもっと広報を強化するべきと考えますが、どうかということが１点。

それから、本町の場合、先ほどのように各種取組事業に積極的に参加している、活動している方と、残念ながらそうでない方がいらっしゃるわけですけれども、そこで要支援、その後要介護にいくかもしれませんけれども、そういった方に物すごくいろんな事業に参加している人と、そうでない人の介護要支援度、そこに移行している人の割合とか、本町では傾向があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

介護予防につきましても、とりわけ国のほうからも要介護、要支援になる前をフレイルという、虚弱ということなわけですが、フレイル対策が非常に重要であるということで、今般の第８期の介護保険事業計画においても、そういった区分での頭出しをさせていただいたところでございますけれども、ご指摘のとおり、そういうふだんからの運動あるいは栄養、さらには交流、これは認知症予防にもつながるわけでございますけれども、本町の令和元年度におきます男性、女性、それぞれの平均寿命と平均自立期間、いわゆる要支援や要介護とならない期間、自立でいる期間をちょっとご報告させていただきたいと思うのですが、平均寿命は、男性が80.5歳、これに対して平均自立期間は77.4歳となってございます。一方、女性につきましては、平均寿命が87歳、平均自立期間は81.9歳、ということは、男性では3.1年の差が生じております。女性では5.1年の差があります。

従来は、平均寿命と健康寿命を比べる統計が多かったのですけれども、国の制度の流れといたしまして、平均寿命と健康寿命だと、男性大体８歳、女性が11歳ぐらい格差があるわけですが、何か今後はそういう平均寿命と平均自立期間と比べるということが何か新しい流れのようでございますので、そういったところを踏まえると、やはり平均寿命と健康寿命よりは格差は少ないようには感じるのですけれども、この3.1年、5.1年というのは、いわゆる元気で過ごせる期間か、あるいは一方そういう活動が滞ることによってフレイルが進んで、介護あるいは支援になってしまうといったことが、やはり避けなければなりませんので、そういった意味での広報もより一層図ってまいりたいと思います。

なお、町の広報におきましては、あくまでも不特定多数の方が御覧になるわけでございますけれども、介護予防の取組であるとか、あるいは地域包括支援センターとか生活支援コーディネーターとか、要するにいろいろな相談に対応する方々の顔も見えるような形で少しでも分かりやすくお伝えしているような取組を組んでもらっているところですが、まさしく村松議員ご指摘のように、今後さらにそういう周知、広報以外にも様々な媒体を通じながら周知徹底を図っていきたいと思いますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは次に、３問目の質問を許します。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、３問目の質問をさせていただきます。

教育行政方針につきまして教育長にお伺いをいたします。令和３年度教育行政方針にあります「地域と学校との連携・協働の推進」に関係することでありますが、子どもたちの９年間を一貫して見守り、育てていくためのコミュニティ・スクールについて以下お伺いをいたします。

１点目、昨年７月開催の学校運営協議会や本年２月開催の部会における協議内容を伺いたいと思います。

それから、２点目、令和３年度の学校ごとの基本方針作成について、今年度開催予定の学校運営協議会では、地域等の意見をどのように収集し、作成しようとしているのか。

それから、３点目、校則について、時代の変化に対応した内容となるよう検討が必要と考えておりますが、学校運営協議会でこの内容を検討することはあるのか。

以上、３点について教育長にお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　教育行政方針についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、昨年７月に第１回の矢巾町立学校運営協議会を開催し、学校運営協議会制度についての説明を行った後、部会ごとに学校の取組状況の説明を行いましたが、委員からは、ＧＩＧＡスクール構想を含めた今後のＩＣＴ教育に関することや学校のコロナ対策等についてのご意見をいただいたところであります。その後は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全体会議の開催を控えておりましたが、先月学校ごとの各部会を開催し、授業の見学や今年度の学校評価及び来年度の学校運営方針についての説明を実施いたしました。

委員からの意見は、授業に関することなど様々でありましたが、各学校に共通して多かったのは、家庭におけるスマートフォンの使い方に関する問題でありました。

２点目についてですが、今月開催される第２回の学校運営協議会において、来年度の各学校の学校運営方針の承認が主な議題となりますが、その際に、各委員からの意見をたくさんいただきたいと思っております。先月開催の部会においても、委員の皆様から様々なご意見をいただく中で、地域と学校との連携をどのようにしていくかを今後もっと協議していく必要があると認識しており、学校運営協議会としての来年度の課題として取り組んでまいりま

す。

３点目についてですが、各学校の取組に関する学校運営協議会委員の様々な意見を参考にするべきであると考えております。校則についても、学校での議論に加えて、学校運営協議会の議題として取り上げ、意見を述べていただくことも可能であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、再質問させていただきますが、令和３年度の教育行政方針では、町民や保護者が当事者として学校運営に参画できるよう体制の確立ができるように地域とともにある学校づくりや課題解決に向けた取組を進めることができるように取り組んでまいりますと、こう述べられておりますが、今後どのような内容の活動をなされるのか。また、学校運営協議会の協議内容に課題解決に向けた取組とありますが、各学校での課題解決を必要とするものは、どのようなものがあるでしょうか。そしてまた、どのように取り組む計画なのか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、先ほど教育長答弁でも申し上げましたけれども、今年度に関しては、やはりコロナの影響ということで、全体会議が７月に１回、それから今月最終になりますけれども、１回やる予定ですし、先月の各部会の会議ということで、前年度とすれば３回しか残念ながらできなかったところであります。

その中で、やはり各部会に分かれたときに、委員さん方の学校に対する思いといいますか、意欲がすごく強いなと思ったところでありますので、ぜひ来年度は、この状況が改善していれば、もっと会議を増やしていきたいですし、特にも部会の回数を増やしていければなと思っております。そこで、今回各学校の中で複数の学校の中での意見として出た情報モラルの部分、スマホですとか、ゲームに関すること、これはやはり共通して解決すべき課題だなと思っております。これは、既に学校自体も問題として考えておりましたし、コミュニティ・スクールの委員の皆さんも、やはり同じような思いだったなと思っておりますので、これについては、やっぱり学校だけの取組では限界ですので、家庭での取組をどうしていくかというのも委員さんからの意見としてありましたので、こういったことをまず取り組んでいきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、体験活動についてですが、体験活動は、自分の身体を通じて実際に経験する活動でありますけれども、インターネットや模型を介して感覚的に学び取る間接体験や疑似体験などがありますが、間接体験や疑似体験の機会は、圧倒的に今多くなっていると思います。そして、人や物等に実際に触れての直接体験が今改めて重要視されておりますけれども、本町の教育における体験活動としての意義をどう捉えているのか、この点をまずお伺いしたいと思いますけれども、また２月に本町の観光ビジョン、これは案として説明を受けましたけれども、観光資源の発掘と魅力の向上として、花と緑のまち推進事業として、花いっぱい運動事業やヤマユリの里再生プロジェクトの実施を掲げておりましたけれども、地域とともにある学校づくりの、いわゆる直接体験の活動として、ヤマユリの増殖のために、まず種の採取から、それから発芽、そして移植する。こういった一連の取組などを地域と学校との連携、協働の推進としてヤマユリ、増殖がいいのか、その名称は別にいたしまして、ヤマユリの増殖を学校運営プログラムに取り入れてはどうか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、体験活動などに関してですけれども、現在でも学校のほうで例えば農業体験ですとか、あるいは職場体験などを実際実施しているところでございます。先日も行われた各部会の委員からの意見の中でも、ぜひ地域の人材を活用して、例えばどんどん職場に来てくださいという意見もいただいたところでございますので、そういったことも今回コミュニティ・スクールの中で、そういう前向きな意見をいただいたことを活用して、各学校での取組にも生かしてまいりたいなと思っておりますし、やはり教員は人事異動がございますので、こうやってコミュニティ・スクールとかで地域の人材の方をいろいろ教えてもらってくださることは、非常にありがたいという学校側の意見もございましたので、ぜひ今後もコミュニティ・スクールの中で活用していきたいなと思っております。

それから、今のご提案のありましたヤマユリの関係でございますけれども、こういったことも、それこそ協議会で検討していってもいいことだと思いますので、ぜひ協議会で議論していきたいなと思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　昨年の３月の一般質問におきまして、教育長がこのようにお答えになっておりますが、学校運営協議会に対し、地域懇談会、保護者会や様々なアンケートを通して保護者や地域の方々の意見を聞くということを掲げておりました。それで今ちょうど１年たちましたけれども、この１年間で学校運営に参考となる意見などはあったのか。そして、あったならば、その意見はどのように反映されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどちょっとご紹介いたしましたやはり大きいのは情報モラルのことが今回非常に私どもも大きい意見だったなと思っておりますし、学校でも取り組まなければならないと思っていたので、ぜひこれは情報モラルに関しては、学校、家庭、両方でどういうふうにやっていくかというのをこの意見を参考に来年度具体的な案を協議させていただきたいなと思っておりますし、それから例えばですけれども、スクールガードとかの児童生徒の安全対策といいますか、こういったこともコミュニティ・スクールの中で協議すべきことではないかという意見もいただきました。まさにそのとおりだなと思っております。今までは、各学校単位でスクールガードというのを考えていたのだけれども、矢巾町全体で考えるというのもいいことだなと思っております。

それから、逆に、これ一つの例でございますけれども、学校から自分の部会の委員のほうに、こういったことを学校でやりたいのだけれども、どう思いますかという、逆に意見を求めるということもありました。矢巾中学校でございましたけれども、特別支援学級の名称を今までの名称から、保護者の方がちょっと今までどおりの学級名はどうかということで違う名称を使えないかということを保護者からあったのに対して、学校が、ではこういう案を考えました。その案について、その保護者、それからあるいはコミュニティ・スクールの委員から意見を伺って、よしということで来年度から取り組むということもありましたので、本当に学校にとってはいいアドバイザーになったなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　次の再質問ですが、やっぱり同じく去年の３月の一般質問の内容でありますが、学校運営協議会に対しまして、保護者、地域の方々が意見を言う機会がどの場であるのですか。そして、どのような場面で地域の方々から意見をいただくのですかという質問をしております。そして答弁は、このようでありました。例えば地域懇談会ですとか、あるいは保護者の方であれば、学校に来た保護者会のとき、あるいは様々なアンケートを取るとか、そういうふうな形で、あるいは私たちの活動をホームページで紹介し、コミュニティ・スクールで今こんなことをやっていますよとか、いろんなことをいろんな形で発信して、それに対してご意見をいただくというふうなことも考えておりますと、こういう答弁でありました。

そして、この中のホームページ等で活動を紹介し、意見を聞く場としたいと、こういうことがあったわけです。それでは、そのホームページは立ち上げていますでしょうか。私の操作の仕方が悪いかどうか分かりませんけれども、まず探せませんでしたので、もし間違っていれば、私がちょっと不得手だということになりますけれども、そういうホームページを立ち上げているのでしょうかということがまず１つ。

それから、学校運営協議会に対しまして、保護者や地域の方々が意見を言う機会は、地域懇談会、学校でのアンケートやホームページで紹介し、意見をいただくこととなっておりましたけれども、ご存じのとおり、答弁にもありましたコロナで非常にそういう活動ができなかったと。ならば、ホームページなんかうってつけではないでしょうか。ということで、そのことでのホームページについてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まずもって今年度私ども事務局としての大いなる反省点だと思っておりますが、このホームページの活用に関して、現実的には会議の議事録を載せているにとどまっているところでございます。これは、ぜひ来年度、情報発信に関して、これはコミュニティ・スクールとして情報発信するということは決めておりますので、ここを取り組んでいかなければならないなと思っております。やはりこれも委員からの意見の中で、情報発信をできるような人材がもしいれば、この協議会の中で情報発信を担っていただけないかなというご意見もいただきました。実際そういう方がいらっしゃるかどうか、ちょっとまだ分かりませんけれども、もしそういう方に手伝っていただけるならば、手を貸していただいて、このホームページの充実をしていきたいなと思っておりますし、あとこれは協議会で話し合わなければならないの

ですけれども、例えば全く私見ですけれども、パブコメみたいに意見をこちらがいろいろお聞きするような場面とかもつくれればいいのではないかなと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　次なのですが、学校施設の軽整備について伺いたいと思いますが、地域住民や保護者がボランティアで授業に参加あるいはサポートすることや直接授業に関わらない部分でも学校施設の軽整備、点検などで地域住民に応援をもらっている事例はたくさんあります。矢巾町でもそのような活動を取り入れる計画はあるのか。そしてまた、その授業と、それから整備などでボランティアを受け入れる場合、学校と保護者と、それから地域との連絡で調整役であるコーディネーターが必要であると考えますが、コーディネーターの人選についても以前触れておりましたけれども、今現在この人選の内容については、どのようになっているのか伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、地域のボランティア等に関してなのですけれども、現在学校では保護者の方に校舎の清掃ですとか、校庭の環境整備のほうをボランティアで実際お願いしているところでございますが、今回ある学校の来年度の方針の中に、ゲストティーチャーの活用という項目がございました。例えばですけれども、道徳の授業でそういった地域の方で教えていただける方に来ていただくというゲストティーチャーの活用ということを来年度の目標にしている学校もございました。そういった面で地域の方にお願いできるところをぜひ学校に来て教えていただくといったのも、これは学校ごとにもよりますけれども、取り組んでいきたいなと思っております。

それから、コーディネーターの部分ですけれども、この必要性に関して、これは各委員、それから学校からも、やはりこのコミュニティ・スクールを進めていく中で、委員はすごく協力したいという気持ちが強いのですけれども、では実際にどういうふうにやっていけばいいかというのをなかなか一歩踏み出せない部分があるという意見もいただいております。なので、ぜひコーディネーターを選任していきたいなと思っているのですが、なかなか我々もどういう方にお願いしていいかが非常に難しいところであります。このとおり、今年度なか

なか協議会の体制も不十分なままではあったのですけれども、少なくとも来年度、今年よりはもっと充実した活動ができるかと思いますので、それに合わせてこういう人材が必要だというのが見えてくると思います。なので、ぜひ来年度はこういった人材を募集するというところまでいきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　次の再質問でありますが、現在本町ではＧＩＧＡスクール構想に対応したＩＣＴ教育に取り組んでいるわけでありますけれども、教育現場の副業として、生徒と向き合うだけでなく、教育のデジタル化を推進する副業人材を起用している、会社員先生と呼ぶのだそうでありますが、会社員先生の採用の教育現場も実際にあります。本町は、数学、社会、美術、体育等でタブレットを使用した学習を今後本格的に実施するということをうたっておりますが、そのための先生方の研修も必要と考えていると報告されております。生徒と教員との双方に対応できる副業の会社員先生、いわゆる副業講師というと思うのですけれども、その活用の考えはあるかお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ちょっと今考えているＧＩＧＡスクール構想を実際どういうふうに進めていくかということをちょっと先に説明させていただきたいと思います。やはりＧＩＧＡスクールの端末をどうやって使っていくかというのが来年度の大きな課題でございます。まず、端末の使い方に関しては、当課、教育委員会事務局の職員が教員への指導のほうをやっていきたいと。次に、端末をどういうふうに活用できるかというのは、ＧＩＧＡスクールサポーター、これは国の制度でございますが、このＧＩＧＡスクールサポーターを活用して、端末をどうやって授業に活用していくかというのを指導いただきたいなと思っておりますし、あと最後は授業づくりの部分ですけれども、教員がどうやって授業につなげられるかという部分は、来年度に関しては、教育研究所で行う研究大会において、このＧＩＧＡスクールに関しての研究大会を行う予定ですので、まずは来年度はそういった流れで行いたいなと思っております。

教員もやはりスキルが高い方もいらっしゃれば､そうでもない方もいらっしゃいますので、そういったのが来年度中に見えてくると思います。そういったときに、先ほどもホームページの部分でのお話もさせていただきましたが、地域の方でお手伝いいただける方々がもしい

れば、もっと身近にご指導いただけるようなことができるかなと思っておりますので、実際は令和３年度に先ほど言った流れでやった上で、さらに充実するべきは再来年度から充実していくというふうな流れで頑張っていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、教育長がおっしゃっています９年間の一貫教育について、一貫学習とも言うかもしれませんが、ある教育委員会の取組でありますけれども、学校教育において、特に改善の必要とされる内容として、互いに思いやる心、道徳、人権教育の推進を掲げて、一人の人間として資質、能力、個々の将来設計などを意識して学習する授業で道徳や学習活動の時間を１年生から９年生まで、いわゆる中学３年生までを子どもの発達段階に応じて段階的に系統的に学習できるよう、同じテーマで小さいときから成長するまで、そういう形で捉えている教育委員会が、すごく大きな教育委員会があります。この９年生までのやつを全部取り寄せて読んでみましたけれども、すばらしい内容であります。もちろん本町の教育行政も大変すばらしいとは思っておりますけれども、これを見てすごく感動しました。

なかなか手に入らなかったのですけれども、何とか１か月ぐらいかかって、今手元にありますけれども、それで全体を通じて大切なポイントは、生徒たちに、これからの社会を全体的に生きていくために必要な気質と直面する課題に対し対応できる能力を育成することとしておりますが、このように９年間を一貫して取り組むような内容のカリキュラムというのですか、そういったものは、本町では今後どのように考えていますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず議員おっしゃった９年間を見据えてと。私は、その９年間ということを考えて、今回コミュニティ・スクール、小中学校一緒にということを考えました。それは、実は２年ほど前東京都の世田谷区と品川区と足立区の教育現場を見学に行ってまいりました。その世田谷区と品川区では、義務教育学校という小学校１年生から中学校３年生までのそういう学校がありまして、そういったところも見学させていただきました。世田谷区だからできること、品川区だからできること、足立区だからできること、矢巾町だからできることということで、

私は矢巾町としてできることは何なのかなと考えました。

そうしたときに、コミュニティ・スクールによって小、中学校学区あるいは校種関係なく子どもたちを見守り、そして未来を生きる子どもたちのために、これは教育行政方針の最後のところに載せましたけれども、未来を生きる子どもたちのために大人である私たちが何ができるのだろうと、それをみんなで考えましょうということで１年生から中３までのところ、何ができるか。それは、矢巾町の子どもたちの課題があります。これも教育行政方針の中に書きましたが、自己肯定感が低い子どもが多い。自分はできるとか、やれるとか、自分って尊いのだというふうに思えない子どもが多い。そういった子どもたちをどうしていくかということを、これは地域の方、学校の教員だけではない、地域の方の力も借りて、そして育てていきたい。

部活でそれが生きる子どももいる、あるいは学習で生きる子どももいる。でも、地域活動で、それこそ村松議員おっしゃった体験学習の中で意外と力を発揮する子どもがいる。田植をさせたときに、ふだんそんなことをするような子どもではないのに、結構器用に田植えをやって、地域の方に褒められて、その子はすごい自信になったということを私も経験しました。そういう現場を見て、ですからどんなところで子どもたちが自己肯定感、そして有用感、有能感を得ることができるかということを考えながら、子どもたちの課題を見つけて、そして育てていきたいと、そう考えております。

そういうことでの９年間、何をできるかということをこれから私たちも考えていきたいと思いますので、様々なご意見、そして今回のような提案をいただきまして本当にありがとうございます。少し考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

以上で矢巾明進会、村松信一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

―――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は、終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後　３時１２分　散会

令和３年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第３号）

令和３年３月５日（金）午前１０時００分開議

議事日程（第３号）

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員
１７番	髙橋七郎　議員	１８番	藤原由巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造　君	副町長	水本良則　君
総務課長兼防災安全室長	藤原道明　君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司　君
税務課長	花立孝美　君	町民環境課長	吉田　徹　君
福祉課長	浅沼圭美　君	健康長寿課長	村松　徹　君

産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長兼まちづくり推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ課長	田村英典君	農業委員会事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	会計管理者兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中舘和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同調理場所長	村松康志君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

―――

日程第１　一般質問

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

10番、昆秀一議員。

１問目の質問を許します。

（10番　昆　秀一議員　登壇）

○10番（昆　秀一議員）　議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。まず最初に、コロナ後を見据えた町のビジョンについてご質問いたします。

新型コロナウイルス感染症は、昨年から世界中で多大な影響を与えております。ですが、今年からはワクチン接種も始まり、徐々に収束に向かうことを切に願っております。それでもコロナがもたらす状況は、少なからず今後影響が残ることも予想されておりますし、変異ウイルスの広がりも見せておりますことが危惧されますが、元のような生活が戻ることはないかもしれません。これからは、ウィズコロナと言われるように、新型コロナウイルスと共存していかなければならない状況が続いていくことが考えられます。そこで、これからのコロナ後を見据えた町のビジョン等について、以下お伺いいたします。

１点目、コロナの影響による総合計画や他計画の今後の見直しを考えていく必要があるのではないでしょうか。必要があるとすれば、どのような形で見直すのでしょうか。

２点目、コロナにおける財政への影響は、来年度以降行おうとしていた事業の削減や見直しをしていく必要はないのでしょうか。

３点目、コロナの影響による生活様式の変化は、どのようなことが考えられ、参考資料と

して新しい生活様式というものをつけておりますが、それらをどう学校で児童生徒など子どもたちや町民全体に周知、定着させていくつもりなのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　10番、昆秀一議員のコロナ後を見据えた町のビジョンはについてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、総合計画につきましては、本年６月頃を目途に令和２年度末の進捗状況を取りまとめ、その際に必要に応じて見直しを行いたいと考えております。見直しの方法についてですが、各施策の指標達成状況に加え、コロナ禍の影響も含めた社会情勢の変化、町民の皆様の意向等を総合的に勘案し、計画に修正が必要と判断した場合は、改定案を議会にお示しをし、議会のご議決をお願いいたしたいと考えております。

その他の各種行政計画におきましても、それぞれの計画の中で設定されたタイミングにおいて適宜見直しを検討してまいります。

２点目についてですが、令和３年度の予算編成に当たっては、コロナ禍による経済活動への影響等による町税等の減収に加え、財政の硬直化が進む本町財政の現況を踏まえ、投資的経費を中心に新規事業の中止または延期、事業費の削減を行いました。また、全ての経費において、可能な限り予算の削減を行い、必要最低限の予算を計上しておるところであります。

既存事業の削減や見直しについては、行政サービスや町民生活への影響を精査した上で、若手職員等で組織する財政健全化プロジェクト等において、さらに検討を進め、今後の予算編成に反映してまいります。

３点目についてですが、長期間にわたっての感染拡大を防ぐため、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話の対策を日常生活に定着させ、持続させることが新しい生活様式とされており、具体的にはマスクの常時着用、小まめな手洗いや消毒の実施、身体的距離の確保、定期的な換気などがあります。その定着については、広報やはばや町ホームページ、やはラヂ！で周知しているほか、全世帯へのチラシ配布、町内施設へのポスター掲示など、あらゆる機会を捉えて、定着を図っており、今後も継続して感染防止に関するさらなる周知徹底に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　引き続き、コロナ後を見据えた町のビジョンはについてのご質問にお答えいたします。

３点目についてですが、学校では入学式、卒業式や運動会などの学校行事において、３密回避のため、参加者を縮小して実施しているほか、児童生徒は毎日の検温、マスクの着用、手洗いの励行、常時換気の実施などの衛生管理を通して、自分や相手の身を守るという意識が向上してきたと感じております。

また、授業や行事を継続するため、各学校で工夫しながら、例えばＩＣＴ機器を活用したリモート行事を行うなど、新たな形を模索し、学校活動が切れ目なく行えるように学校と児童生徒が協力して取り組んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　令和２年度の財政については、まだ年度途中でありまして、今後９月議会にて詳しく決算審査が行われてくることになるわけですが、いずれどの程度コロナの影響が出ているのかというところを現時点でもしっかり把握、検証していく必要があると思います。そのコロナの影響を踏まえた上で、そこのところをどの程度検証して、令和３年度の当初予算に反映しているのか。従来のとおりの予算の立て方で進められてきているのでしょうか。各課から上がっている予算要求は、例年に比べて特段変わっているところはないのでしょうか。

それとコロナで影響があっても、さほど変わらないものなのでしょうか。来年度、令和３年度の予算で例年に比べて義務的経費以外でコロナであることによって特徴的なところがあれば、具体的にお聞かせください。

また、コロナに係る経費は全体として金額としては、大体どのくらいなのか、歳入歳出のところで何％ぐらいを占めているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　では、お答えしたいと思います。

まず、どのような形で今年度において予算の財政状況を把握しているかということなのですが、今回13回ほど補正予算をお願いしているところでありまして、ほぼ毎月の状況で補正予算を組む形になっております。そういう視点におきますと、毎月状況につきましては、最

新の情報にアップデートしているような感じでございます。そうした中で、歳入で言いますと、税収がどのようになるかといったものについては、現段階で逐一把握しているような状況でございます。

まず予算要求に関してどのようなことがあったのかということでございますけれども、私ども106億9,200万円の一般会計予算を今回お願いしているわけでございますが、当初の要求額といたしましては126億8,197万円ほどの予算要求がございました。こちらにつきましては、今年度から財政健全化プロジェクトという形の中で、各事業の精査を集中的に行っておりまして、この集中的に行うことによりまして、予算要求が例年よりも大幅に減少しているような状況でございます。これは何をいわんとしているのかというと、それぞれの事務事業の評価の中で、各職員一人一人がどのようにしたらいいのかという意識が高まっているということが一つ挙げられるのかなというふうに思っております。

どれくらい削減したかというようなことでございますけれども、特に私どもの中で大きなところというのが土木費であるとか、補助費といったようなところであると思いますけれども、土木費のほうにつきましては、削減幅が５億円ほど削減させていただいておりますし、特に補助の部分につきましては、79事業で131項目の補助金を出させていただいておりますが、コロナ関連を除いた分といたしまして、約4,200万円ほどの削減することができました。これにつきましては、早い段階から当該団体と様々な協議を重ねながら、コロナがあるので、できない分はお返ししていただくとか、次年度削減するような予定がある部分については、あらかじめその活動量を減らした分で補助をするといったようなことが、今回の予算については、取組としてできたのかなというふうに思っているところでございます。

次に、コロナ対策としてどれくらいの予算を計上しているのかということでございますけれども、まず直接コロナ対策として計上している部分につきましては、予算では9,238万円となっております。主な内容といたしましては、ワクチンに係る費用となっておりますし、中小企業の制度融資の利子補給に関係するものを見込んでいるところでございます。何％、9,000だから約８％くらいが予算に占めるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　まず予算のところは、予算決算もありますので、そこで詳しく聞くとしまして、今後ワクチンのほう、日本でもいよいよワクチンの接種が始まったわけですけ

れども、半数の方が受けたくないという統計もあるところですけれども、なぜか、なぜなのでしょう。それは、安全性の問題で副反応が不安だからというのがあると思います。そこは、国が承認したからワクチンを打てるわけで心配ないということですけれども、何事においても絶対ということはないわけでして、接種する、しないは、努力義務であって、個人の判断になってくるのだと思います。ですが、接種していない人への差別、職場や学校での不利益な取り扱いは、許されないと思うのですけれども、そこら辺の周知徹底というところをしっかりしていただきたいと思いますが、その辺の周知は、どのような形で町としては行っていくのかということと。

もう一つ、現在接種は16歳以上ということになっておるわけですけれども、例えば今後15歳以下の方も受けたいといった場合の扱いは、どのようになるのでしょうか。そこのところの対応の仕方もお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

ワクチン接種については、希望される方も相当数いらっしゃるかと思いますし、逆に昆議員ご指摘のとおり安全性、有効性の部分、特にも副反応の方、アナフィラキシーショックを今まで多分起こしたことがある方は、特に不安だと思われます。そのことにつきましても、やはりかかりつけ医に相談していただくという、そういった方については、そういったことが重要であると思いますし、あとは統計データにおきましても、かかりつけ医がいると、例えば高齢者の肺炎球菌やインフルエンザのワクチン接種が、接種率が２倍になったという京都大学の研究もありますので、やはりかかりつけ医の先生にお世話にならなければならないところが大きいのかなというふうに感じておりますので、町のホームページのほうにおきましても、町のまず３月１日からワクチン接種とは別に健康面でのいろんな心配、そういった一般相談の対応ということでフリーダイヤルを設けて町の保健師で３名１班、輪番制で対応しているのですが、その中でも簡単なＱ＆Ａを随時更新しながら町民の皆様には周知を始めたところではありますが、今後ますますそういう有効性と、あと副反応の心配の払拭という部分でも周知啓発は力を入れてまいりたいというふうに考えてございます。

あとは16歳以上の接種についても、このワクチン接種については、基本的な制度の立てつけといたしまして、国が制度の構築をして、市町村が実際接種体制を取る。それで都道府県がそれに協力するといった、そういう構造になっていますけれども、やはりそういう今後の医学的な知見なり、そういう部分で昆議員ご指摘のとおり、15歳未満の接種についても、今

後新たな動きが出てくる可能性がありますので、そこは慎重に情報収集に努めながら町民の皆様に混乱が生じないような形で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　ワクチン接種に関しては、やはりいろんな疑問があると思いますし、コールセンターも開設しているので、そこら辺で周知していただけるようにお願いしたいと思います。

次に、コロナ後の働き方についてなのですけれども、テレワークや在宅勤務、時差通勤、隔日勤務など、多様な働き方が選択できる時代が良くも悪くも進んでいるものと思われます。ですが、対面でしなければならない仕事などをお持ちの方もいるわけでして、そういう方は、特に気をつけて仕事を続けなければならないこともあるわけですが、もうここでマスクをしなくてもいいよとか、そういう見極めというものは、そういう判断が難しいのではないかと思います。いずれ今後も対策を取った上での今の状況を続けていかなければならないのではないかと思います。そうすると、どうしてももう我慢できなくなったり、ストレスを抱えてしまう方もいると思うのですけれども、そこはしっかりと町としても対応してほしいと思います。その辺、何か現時点で考えられていることはあるのでしょうかということと。

あとは、新型コロナウイルスの共存についてなのですけれども、現在ニューノーマルというものを意識して行動が求められてきました。ニューノーマルとは新しい状態を組み合わせた言葉ですけれども、コロナと向き合わなければならなかった現代において、従来の生活様式、私資料で説明したような生活様式や、それから働き方を変えていく必要がありますけれども、これまで当たり前であったことが通用しなくなり、時代に合わせていかなければならない、そうしていくために同時に心身的ストレスの解消にも努めていく必要があるのですが、そこら辺の点をどのようにお考えなのでしょうかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えします。

今昆議員ご指摘のところにぴったりくる回答ができるかどうか、ちょっとあれなのですけれども、まずご指摘のとおり、このような生活が長く続いていくと、どうしても我慢し切れない人たちが出てくるというようなことは、事実だろうと思います。そうした中で、新たな生活様式というところに求められているわけでございまして、そこにつきましては、それぞ

れが皆さん、もう今徹底しているところであると思います。この生活の変わり目といったところは、まさに一人一人の行動変容が必要になってくることなのかなと思うのですけれども、そういう意味では、この後の質問でもあったのですが、行動インサイトという、行動経済学に基づきまして、様々な人に関してナッジというような理論を使ってやることがひとつ有効なのかなと思っています。

今手指消毒をするところに一つ一つに矢印があって、そこに感謝の言葉を示すようにしています。どうしても殺伐として何かをやらなければいけないということよりは、どこかありがとうといったものが自然と目に入るような仕掛けというのが今後必要になってくるのかなと思っておりまして、まず庁舎から、今一部取り組んでおりますが、そういった行動、最新の知見も踏まえて取り組ませていただければいいのかなと思っております。

これにつきましては、私どもも手探りの状況でございますので、昆議員はじめ議会の皆様からも意見をいただきまして、取組を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　まず、相談等しっかりと応えていっていただきたいと思うのですけれども、コロナ後を見据えて、同時に新しいチャンスもあるのだと思っています。それはリモートワークなどができるようになって、必ずしも首都圏で高い家賃や生活費をかけなくても、空気のいい地方へと移住を考えている人が増えてきているそうですので、この機に、矢巾町のよさもどんどんとＰＲして、積極的に移住政策に力を入れていくべき時期に来ているのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

県でも移住定住政策というのを進めているのですけれども、東京に行ってＰＲしましょうというような時代は、正直もう終わっているのではないかなと思います。矢巾町個々のよさを発信していくように努めていきたいと思いますし、その一つのツールに今回Ｗｉ―Ｆｉの設備が、環境が整備されるということは、非常に全国から注目されておりまして、実は７日も福井県の市長さんが直接視察に来て、ぜひそういう取組をしたいということで、今全国でそういう輪が広がりつつあります。まさに地域において、そういう地方にいても働ける環境と

いうのをいかに構築するかというのは注目されていることでございますので、そういったよさなどもＰＲしていまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　コロナに関してのお話ですけれども、先日お笑い芸人で絵本作家の方が、自身が制作した総指揮、原作で公開中の映画をファンと一緒に鑑賞しようというＳＮＳ上で呼びかけたことで、ネット上では、この時期に常識がないのではないかと批判が殺到したということがありました。これはどういうことかというと、現ルールを守った中では何をしてもいいのか、それさえも許されないものなのかということです。

例えば岩手では、緊急事態宣言は出ていませんけれども、今後規制が出たとして、できれば外食を避けてくださいと国からお願いをされたら、規制の中で飲食店に行っていいものなのか、それとも行ってはいけないものなのかという判断がつかないわけです。そういうことというのは、コロナが収まったとしても、どうなっていくのかということと。

昨年町公民館で映画鑑賞会をして、多くの人数が集まったのですけれども、中には、この時期にこれだけ人を集めていいのかという方もいらっしゃいました。ですが、せっかくやるからには、できるだけ多くの人に見ていただきたいということで集めたわけですけれども、ちょっと複雑というか、しっかりしたルールがないのが問題ではないかと思いますが、そこを開催する側の自己責任に片づけてしまっていいものなのか。今後自治会などの総会も始まってくるところですけれども、集団ですることに対する何か明確なルールというものは、町では定めているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、町で統一したルールを設けているかということですが、これは課単位で、それぞれ所管するイベントが違いますので、それぞれで基準を設けていて、一つのまとめにしているところでございます。例えば自治会などは、自由な形で任せておりますが、その大半が、半分ぐらいですか、今回は書面決議にしたいというふうなお話も聞いているところでございます。それぞれの判断でという話ではあるのですけれども、新しい生活様式の話がありましたけれども、やらないというのは簡単なことだと思うのですが、やる工夫をいかにしてということも非常にこれから大切になってくると思います。そうした意味では、例えばネット上で

様々たたかれることもあるのですが、そういったところにきちんとした説明ができるような形で一つ一つ丁寧に行政としては寄り添っていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　人が多く集まるという点では、集会という点では、イベントが特にそれに当たるかと思いますけれども、イベントに関しましては、やはりこれまでのイベントの在り方というものが大きく変わるものだなというふうに考えてございます。アフターコロナ、もしくはポストコロナと言われる中で、やはり３密を防ぎながら人々が、町民が楽しんでいただけるようなイベントの在り方というものを令和３年度は考えていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ないです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは次に、２問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、広聴広報の在り方等についてご質問いたします。

広聴とは、広く人々の意見や要望などを聴くことであり、町として住民のニーズを把握する重要なものであります。広報とは、広く人々に知らせることであり、様々な施策や計画について説明し、理解、協力を得るためのものであります。広聴と広報は、どちらも欠かすことのできない町民と町の架け橋となる業務であります。現在本町では、その広聴、広報について、各種の媒体などを利用し、その業務を行ってきております。中でもインターネットを利用した媒体は、急速にその活用が加速している状況であり、今後必須になるように感じられます。資料にお示ししています各年代別のインターネット媒体の利用状況をお知らせしておりますけれども、そこでネットの活用も含めた広聴広報の町としての考え方や今後の展望等について、以下お伺いいたします。

１点目、現在本町が行っている広聴広報業務は、どのような考えの下行われていて、どこが強みであり、どこが弱みであると捉えられているのでしょうか。

２点目、このコロナ禍での広聴について、住民との懇談など、意見聴取をどう行っているのでしょうか。

３点目、先日ある説明会に参加しましたが、あまりに参加者が少ないことに愕然としまし

た。このような説明会等の参加者の少なさは、何が原因であると考えているのでしょうか。それをどのように解決しようとしているのでしょうか。

４点目、今後の広聴広報について、どのような形でインターネットなどの活用を進めていくつもりなのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　広聴広報の在り方等についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、町が展開する広聴広報は、町と町民の双方向コミュニケーションが基本であるべきと考えております。町の広聴広報の強みは、豊富なコンテンツによる様々な年齢層への発信が可能であることであり、これに対して弱みは、広聴広報がコミュニケーションツールとして効果的に成立するためのメディアミックスとしての一体的運用が未完成であることと認識しております。

２点目についてですが、コロナ禍の影響によって対面による町民との懇談は控えている状況ですが、主に町民の声としてメールや投稿用紙を通じて要望等を聴取しており、件数は増加傾向にあります。

３点目についてですが、住民説明会等の参加者が少ない要因として、その話題自体に関心がないことや周知の方法に課題があると考えております。住民説明会に限らず、町民の皆様へ情報を発信する際には、多様な手段により周知するとともに、町民の皆さんの関心を得られるよう周知内容等に行動科学の理論を参考にするなど、創意工夫をして周知を図ってまいります。

４点目についてですが、コロナ禍で浮き彫りとなったデジタル化の必要性を思料し、広聴広報の分野においても、インターネットの活用、特に今般利用者が増加し続けるＳＮＳを積極的に活用し、より充実した情報発信に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　今、月半ばの町からのお知らせもなくなっていて、月１回の広報紙だけが町からの紙媒体の情報発信となっております。それを物足りないという方もいらっしゃいます。そういう声というのは、町としてはどう聞いているのでしょうかということと。

あと月１回の配布は、いつまで続けていく考えでしょうか。それとも、月１回で事足りて

いると思っているのでしょうか。ほかの自治体では、月２回を１回に集約して、あとはホームページやＳＮＳ上で情報発信を強化して、即時性を高めるということで、若者の心も引き寄せることが大切だとしているところもありますけれども、本町では、どのようにお考えでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、月半ばの広報では物足りないという意見でございますけれども、そういう意見があるというのも確かに承知しているところでございます。月半ばの広報というのは、どちらかというと、それと併せて自治会の連絡を対応しているというようなところで多くそのような意見があるというふうに認識しているところでございます。そういったところは、各行政区長さん、あるいはコミュニティ会長さんたちと連絡を密にしながら、個々につきましては、最適な方法というのを役場独自で決めるのではなく、各コミュニティと相談しながら今後検討していきたいと思っております。

２点目についてでございますが、まず月１回はいつまでというところだったと思います。こちらにつきましては、当分の間、一回は継続させていただきたいというふうに考えているところでございます。主な理由といたしましては、新たな生活様式のお話がありましたけれども、各地域において、対面でそういうものを配って歩くのがすごく嫌だという声が非常に多く寄せられているところでございまして、コミュニティの役員さんは物を配りたい。だけれども、配る人は非常にこの時期は嫌だというようなところがありますので、そういったところは、大きな転換点なのかなというふうに認識しております。

３点目の質問に関わることでございますけれども、そうした部分につきましてＳＮＳを対応しまして、今後広報の在り方自体を変えていきたいなというふうに考えております。例えば広報であれば、まだこれは確定したことではなくて、様々検討していることの中の１つをご紹介しますと、紙で欲しい人と電子媒体で欲しい人といったものをそれぞれ分けて選択制にしたらどうかとか、そうすると、例えばラインなんかというものは、若い世代も非常に、議員提示していただいている資料でもありますけれども、非常にユーザーが多いわけで、そこの中で紙で見ないものよりも、デジタル化することによっていつでも見られるような状況というものを整備していくというのは、ひとつ有効な策なのかなというふうに考えているところでございます。

あと今度それを使えないとどうなのだと、高齢者どうするのといった話なのですが、これ

も一つの案でございますけれども、例えばテレビのデジタル放送、よく朝日放送なんか朝の番組でｄボタンを押してくださいというようなところがあります。あそこに行政情報なんかを載せると、要はテレビで行政情報が見られるような環境ができれば、例えば私はスマホを持っていないのよとか、目が見えなくて、すごくあれなのよという方々も、テレビの画面を通して見ていただくような環境が整うことができればいいのかなというふうに思っておりまして、こういう点につきましては、私どもで今総合的に検討させていただいているところで、早い段階で議員の皆様に意見をお伺いをするという形と説明する場を持ちたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　デジタルディバイド、情報格差についてというのは、町でも考えられていると思うのですけれども、そのデジタル格差の縮小を目指して、さらに紙媒体もネットと相互の融合性も進めていくという時代になっていると思うのですけれども、ほとんどの人がスマホを持っている時代にこれから入ってくるわけですけれども、例えば広報紙の写真にスマホをかざすと、ＡＲを活用できたりとか、あとはＱＲコードをつけたりというのは、活用がいろいろな方法があるのですけれども、そこら辺もやはり町民の声をしっかりと聞いて進めていただきたいと思うのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　ありがとうございます。お答えします。

まさに広聴広報は、双方向のコミュニケーションですので、受け手の側がどのように思うのかというのが一番重要だと思います。そういった意味では、そういった声を大切にしながら検討を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　そこで、やっぱり紙媒体というのもなくならないとは思うので、そこを以前表紙の「やはば」というのをローマ字にしたりとか、４色にしたりとか、多少広報紙のほうリニューアルしてきたのですけれども、これは若い方に読んでもらいたいという狙いのようなものを感じるのですけれども、結果若者に読まれるようになったのでしょうか、

そこら辺、さっきも言ったように、賛否両論あるのですけれども、私は特に変わりはなく、逆に高齢者の方からけしからんという声ばかりを聞いているのですけれども、そこら辺は、しっかりとターゲットを絞って若い人に見てもらいたいなら、見てもらい紙面づくりを徹底してやるべきなのだと思いますし、今はもう本当にデジタルになって広報紙を出すのをやめているところも多く聞きますので、これから皆デジタル化になっていく時代ではあるのですけれども、私は本当にまだまだ紙というのは重要性があると思いますし、いずれしっかり分析して、広報紙、アンケート等も取ったことがあるかと思いますけれども、そこら辺ネット媒体等の活用に関しても、いろいろ町民の意見を聞いて進めていただきたいと思うのですが、その辺の考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まさに昆議員ご指摘のとおりだと私どもも思っておりまして、紙の役割というものも非常にまだ重要だと思います。誰に見ていただくという、このターゲットにつきましては、まさに矢巾町は複数のコンテンツがございますので、そういったところの中でターゲットを絞って広報できるような形で進めていくのがいいのかなというふうに思っております。今後もそのような形で検討を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　それから、広報紙のアイデアとして、１つ、２つ申し上げたいのですけれども、先日オンライン研修で受けたもので、見開き二、三ページの広報、巻頭部分は特集を毎号組んで、町民に興味を持ってもらえるようにしていたという工夫をされているところとか、あとクイズを掲載して、その景品に町内の特産品の引換券をプレゼントするという企画を取り入れているところがあるのですけれども、そのような企画、特集なんかは、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

非常にいいアイデアなのかなというふうに思って伺っておりました。こういった工夫するから見てもらえるということになると思いますので、私どももこれをそのままという形ではないのですが、紙面構成につきましては、工夫をしていきたいなと思っているところでござ

います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　その広報紙について、今現在実質何人ぐらいで制作して、年間どのくらい時間外勤務というのはしているのかというのは分かるでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

取材に関しては、複数名、多いときで３名ぐらいで対応する場合もございますが、主に紙面を構成しているのは１名で構成しております。なかなか先ほど前の質問でございましたように、様々なアイデアというところなのですが、非常に限られた人数というところがございますので、そうした中でできれば紙面構成には努力したいと思います。また、時間外につきましては、夜間の時間外というものについては、締切り間際で集中的に行うような形ですが、そのほか取材で土日の取材というものがございますので、そういった部分が負担になっているのかなというふうに感じているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　そこで、この間講師の方、埼玉県三芳町の広報の元担当の方だったのですけれども、その中で三芳町では、しっかりとした誰でも作れるようなマニュアルをつくって、そういうものを見て作れば、誰でも同じように作れるというものをマニュアルというものをつくっているのですけれども、本町ではそういうふうなマニュアルはつくっているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

本町では、そのようなマニュアルというものはございませんが、紙面構成においてシステム化が図られておりまして、構成のしやすさ、そういった部分については、統一的な形でできるような仕掛けになっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　そこで構成の場合、紙媒体でやっているところもあるので、削減になるために編集ソフトのデザインとかというのを使用してやれば、ますます紙を削減できるということで、時間的にも自分でできて、印刷所に回すだけですので、できるということなのですが、そこら辺の工程というのは、町としてはどのようになっているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　現在使用しているところにつきましては、少ない人数でも対応できるような形にはなっているのですけれども、今一番使っていれば、それが使いやすいような形にはなろうと思うのですが、今後在り方というのは、本当に今過渡期なのではないかなと思っておりますので、今のやり方が全ていいのだということではなく、常に見直す形で進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　三芳町の担当だった方は、町のＰＲを、例えば広報大使をタレントさんでノーギャラでやってもらったりとか、そういうふうな工夫というものをしているし、あとプレスリリースのほうも全国紙や全国ニュースに載ってもらえるようなＰＲの仕方をしているそうですけれども、私受けた研修というのは、広報づくりについてはすごく役に立つことでしたので、職員の方、聞いたこともあるかもしれないですけれども、ぜひそのような方からお話を聞くなり、資料なんかも私持ち合わせていますので、できるのであれば、そういうふうなことで参考にしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

よいものを作り上げるためには、研さんが必要だと思いますので、後ほど勉強させていただきたいと思いますので、ご指導のほうよろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは次に、３問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、芸術の効用、芸術振興のまちづくりについて質問いたします。

人間の文化的営みのうち生活上の実利より、むしろ美や趣といった内的価値によって人の心を動かしてきた諸分野、美術、音楽、文芸、演劇、映画や舞踊などを通常芸術と呼んでおります。本町では、音楽のまちを宣言しており、音楽振興に力を入れているところであります。ただ、音楽が得意でない方もいらっしゃいますし、音楽だけが芸術ではありません。ほかの芸術などで力を発揮している方もたくさんいて、そういう方たちのことも町として応援していくべきであります。

芸術は、人の心の栄養になるものであり、ＱＯＬの向上にも役立つものであると考えられているところから、芸術の効用、芸術振興とまちづくりについて、以下お伺いいたします。

１点目、音楽のまちを宣言したことによる効果はどのようにあったのでしょうか。また、これからの施策の方向性をどう持っているのでしょうか。

２点目、芸術を主に担当する部署が教育委員会から町長部局に移ったことでどのような効果があったのでしょうか。また、反省点はなかったのでしょうか。

３点目、町内で芸術活動をされている方々への支援はどのように行われているのでしょうか。

４点目、児童生徒などが芸術家を志した場合の育成に対して、学校などでは、どのように関わってきているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　芸術の効用、芸術振興とまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、平成28年に音楽のまち宣言を行った以降、弦楽器体験教室、音楽療法士による講演会、第九の演奏会などを行い、子どもから高齢者まで気軽に音楽に触れ合える事業に取り組んでまいりました。今年度は、楽器の寄附を募り、管楽器やピアノを小中学校に寄贈することができ、児童生徒の練習の幅が広がっております。また、矢幅駅東インフォメーションコーナーに設置したピアノは、待ち時間に弾く方、それを聞く方など、広く町民の皆様から愛されております。これらのことにつきましては、音楽のまち宣言による効果であると評価をしております。今後も町民の皆様に音楽が行き届くような、町を歩けば、

どこからともなく音楽が聞こえてくる心豊かなまちづくりを目指し、事業を推進してまいります。

２点目についてですが、今年度初めて開催いたしました第１回矢巾町音楽祭では、楽器や合唱の演奏だけではなく、友好都市宣言を行っております普代村の鵜鳥神楽保存会を招聘いたしました。普代村との交流は、主に産業観光課が行っておりますが、町長部局に移ったことにより、芸術に加え、生涯学習、文化財、スポーツ推進、観光、地域づくり、健康づくりなど、町全体の事業として円滑な連携と幅の広い事業を実施できたものと考えており、今のところ反省点はないところであります。

３点目についてですが、現在矢巾町芸術文化協会の加入状況は、38団体、個人４名となっております。主な支援といたしましては、芸術祭の開催であり、各部門に分け、日頃の練習の成果を発表できる場を提供し、芸術活動の水準の向上を図っております。そのほか町公民館で行われる各サークル活動なども継続して支援をしてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　引き続き、芸術の効用、芸能振興とまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

４点目についてですが、学校では、職業観を身につけるキャリア教育を通じて将来を考えるとともに、高校への進学や就職についての進路指導を行っておりますが、将来芸術家を目指したい児童生徒に対しては、目指す目標を実現するために必要な進路について指導していくこととなります。学校では、部活動による実技指導が中心となりますが、自分で習い事教室などの学校以外で活動を行っている場合もありますので、目標に向けた校外での活動にも取り組めるよう配慮しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問あろうかと思いますが、ここで時間も大分経過してきてございますので、暫時休憩に入りたいと思います。

再開をここの時計で11時といたしますので、よろしくお願いいたします。

午前１０時５０分　休憩

――――――――――――

午前１１時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問再開いたします。

再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　まず、音楽のまちやはばというのは、町外にどれだけ伝わっているのでしょう。宣言とは、個人、団体、国家などが意見、方針などを外部に表明することとあります。ここの外部とは、町外のことだと思うのですけれども、あまり矢巾が音楽のまちだというのは、浸透はしていないのではないでしょうか。

宣言するのはいいのですけれども、それからスポーツのまちなどを宣言する。宣言すればいいものではないだろうという声も聞かれます。宣言するのはいいのですが、それからそれをどういうことだと認識されているのでしょうか。個人の宣言とは違って、町が宣言するのは、大きな違いがあるはずです。本来町が宣言するというのは、そこの町民が率先して、ぜひ宣言などをしてということがあって、町民に浸透していなければならないはずです。知る人と知る宣言では、宣言ではなく、自己満足にしかなりません。ですから、せっかくの音楽のまちとして宣言しているのですから、今後さらに外部に対してアピールしていくことも必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、まず今日の昆秀一議員の質問の中に、私今日すばらしいなと思ったのは、芸術が人の心の栄養だと、いろんな捉え方があると思うのです。そして、今篠田正浩監督の篠田桃紅というのが今話題になっているのですが、いずれ芸術というのは、非常に深みのあるものであると思うのです。そこで、宣言したからそれでよしと、またどのように浸透しているのかと。

例えば音楽のまちやはば宣言を平成28年にやっている。今年は、例えば昨年に第１回の矢巾町の音楽祭、そのときにＮＨＫの盛岡放送局の局長さんをご案内したのです。そうしたら、すごいと。そこで今年11月21日、のど自慢コンクール、矢巾の田園ホールでぜひやりたいと。実は、これも私何回も足を運んだのです。ところが、800人規模のあれでは駄目ですと断られておったのです。それが去年、余り大きい声では言えないのですが、作戦がズバリと的中して、そして分かったと。これはもうＮＨＫのホームページももう出ておりますので、そういった、田園ホールができて30周年の節目に大きなイベントはできなかったわけです。11月であれば、もうワクチン接種も始まりますので、それから今日田園ホールで矢巾北中学校の特設合唱部収録がＴＢＳで、これはオンラインであれなようですが、実は今月の11日に、福

島、宮城、岩手のそれぞれの中学校、高校の代表の中に矢巾北中学校の特設合唱部が選ばれたのです。どうか皆さんにお願いしたいのは、３月11日にＴＢＳ系、ここはＩＢＣになるわけですが、午後７時から、もう私今日、いわゆる音楽の力でということのキャッチフレーズで放映されます。ただ、今日それが11日に放映になるかどうか、まだ確認しておらないのですが、間違いないと思うのです。そういったいわゆる私は分からないのですが、ＳＭＡＰの中居正広と安住紳一郎というアナウンサー、この人たちによって大震災津波の追悼、音楽の力で国を変えていく、国にそういったことの、地元でそういう動きが出てきているのです。だから、宣言したからってすぐ成果が出るものではないのですが、これは一つ一つ積み重ねながら、昆秀一議員、焦らずゆっくりと山の頂を目指して、私どもも目指していきたいと思います。だから、先ほど言った篠田桃紅さんも107歳で亡くなられたと。いいではないですか、そういった歩みをもって芸術に取り組んでいくと。

スポーツのまちも、今今度３月号の広報にもあれなのですが、いわゆる地元の中学生が将来大きく羽ばたくのではないのかというようなことで、今お一人お一人がみんなそうやって頑張っておりますので、どうか一刀両断、駄目だということではなく、これから温かく成長を見守っていただきたいと。そのことが私らの役割ではないのかなということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　私は、別に駄目だと言っているわけではない、一刀両断しているわけではないので、私も音楽のまちというのをぜひ進めていただきたいと思っておりますけれども、資料で頂いた田園ホールの使用件数というのが、令和元年度にがくっと下がっているのですけれども、これはコロナの影響とは関係ないと思うのですけれども、そこら辺はなぜそういうふうになったのかというところをお伺いしたいのですけれども、分かるでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君）　お答えいたします。

町や公共団体による使用については、そのとおり例年どおりということなのですが、やはり自主事業を組む際で、ホールの規模だとか、交通アクセスの関係等でなかなか誘致できないこともありまして、令和元年度は落ち込んだというふうに聞いてございます。ここは、我々の努力も必要だというふうに考えておりますので、現在はコロナ禍ということで観客数も500以下にしてくださいと、それから観客を入れる場合については、200名以上の場合は、必

ず氏名や連絡先を記名させることなどという条件もありますので、なかなか誘客には厳しい面もございますが、今後はコロナ後のことも考えまして、そういった誘致、公演等のこちらへの参加できるようにしっかり努力していきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　今言われたように、今年度も大分田園ホール、使われていないと思うのですけれども、先日田園ホール軽音楽祭アコースティックライブというのが開催されました。私もこの音楽のまちの住民として出演させていただいたので、大変貴重な体験をさせていただきました。このライブ、今年で５回目になるそうですけれども、楽しみにされている方もたくさんいらっしゃるということでお聞きしておりました。私、リハーサルのとき、大舞台でやるのは初めてなのですけれどもということで、スタッフの方に言ったら、初めてなので教えてくださいと言ったら、こちらのほうこそアマチュアならアマチュアなりにこういうふうにしたいというところを自由に言ってくださいと言われまして、またこんな大きい800人しかないからというところではなく、800人のところで１人でやるというのは初めての経験でしたので、そういう大きなところでやったことのない人も経験してもらいたいということでこういう企画をしているということで大変すばらしいなというふうに思って、スタッフの方もすごく寄り添っている方だったので、感銘を受けました。

こういうことって非常に大事なことだと思います、音楽のまちとしても。ただ、残念だったのは、このコロナ禍によってかお客さんが少なかったということです。このご時世ですから、仕方ないところもあるのですけれども、もっとお客さんを呼べるように今後ライブの共催、矢巾町もなっているわけですから、もっと集客していただく方法も考えていただきたいと思うのですけれども、そこら辺は考えはあるでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、昆秀一議員、今軽音楽のお話があったのですが、実はちょっと私も関心を持って、当日ちょっと行事が重なって行けなかったのですが、昆秀一議員さんのギター、よかったそうです。話、いろいろお聞きしておりました。それで、語りが非常によかったということで、だから田園ホールは大きく催事だけではなく、そういうものにも。

実は、私ごとで大変恐縮なのですが、私、高校時代までは、同級生がウクレレをやってお

って、ウクレレを何ぼかやったのです。私も将来はマギー審司のウクレレ漫談をやりたいなと。ところが、漫談のほうはできるけれども、ウクレレのほうはもう忘れてしまったので、いずれ挑戦することに私は非常に意義があると思うのです。

そういったことであとのほうは担当課長に答弁させますが、私本当に昆秀一議員でさえと言えば怒られますが、ギターを弾き語りでやったと、これも私一つ自信につなげていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君）　お答えいたします。

ちょっとしゃべる内容がなくなってしまいましたが、１月31日に田園ホールアコースティックライブありました。本当にご出演いただきまして、昆議員、ありがとうございました。私、駅ピアノの前で昆議員さんが弾き語りをされていただいて聞かせていただいて、すばらしいなと思いまして、この日もぜひ行きたいと思っておりましたが、盛岡で同日別の事業がございまして、大変申し訳ございませんでした。町長同様、昆議員さん、ステージの上に座られて、弾き語りされてすばらしかったというお話は聞いておりました。

音楽のまちしかりでございます。こういった住民の皆様、町民の皆様からどんどんこういった事業に参加していただいて、音楽のまちを発信していただくというのも大変大切なことだと思っておりますので、今回のアコースティックライブについては、約120名の方が観客でいらしていただいたそうですが、コロナ後については800席満席にできるような形で我々も様々な周知、それから広報等の努力もしてまいりたいというふうに思っております。また、こういった行事もたくさん企画していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　大変照れくさいお褒めの言葉ありがとうございます。音楽は、そのとおりなのですけれども、音楽だけが芸術ではないわけでございまして、冒頭でもお話ししましたけれども、町内に不来方高校というのが芸術科を持った唯一の県立学校でございます。なぜ不来方高校に芸術科を持ってきたのかという経緯はよく分からないのですけれども、今まで不来方高校の芸術科と町とは何か関係があったのでしょうか、その辺のお話をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　私のほうから答弁させていただきますが、まずは関係性ということですけれども、当然矢巾町にそこに立地しておりますし、そこに建っている学校ということで、しかも全県から来られるということで、そういったことでの町としてバックアップする部分、補助金を出したりとか、そういった形のことはございます。

それから、そういうふうなことで影響を受けて、不来方高校の美術とか、あるいは声楽とか、そういったものに憧れて入っていく子どもたち、当然おります。ということでのつながり程度で、あとはこちらのほうから２年ほど前、進路指導で話をしてほしいということで私が行ってお話をしたこともありますし、当然町長のほうは教育振興会のほうの会長でもありますので、様々な形で不来方高校とは関わっております。

ということでお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　いずれ３年間は矢巾町にある学校に通うわけですから、今後も芸術のほうの育成というものをやっていただきたいと思うのですけれども、それとは別に不来方高校でもやったと思うのですけれども、前言ったさとる君、自閉症の方との交流というのも行っていただきたいと思っているのですけれども、アール・ブリュットという既存の美術や文化潮流とは無縁の分脈によって制作された芸術作品のことなのですけれども、英語では、アウトサイダーアートと称されているようで、加工されていない生の芸術、伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から湧き上がる衝動をそのままに表現した芸術だそうです。そういう芸術は、我々が用意した寝床に身を横たえたりしない、芸術は、その名を口にした途端に逃げてしまうのです。匿名であることを好む、芸術の最良の瞬間は、その名を忘れたときであるということで、これはジャン・デュビュッフェの言葉なのですけれども、アール・ブリュットの概念を総括する根幹として捉えることができると思います。アール・ブリュットの作者たちは、あらゆる文化的操作や社会的適用主義から自由で、彼らは精神病院の患者、孤独に生きる者、社会不適応者、受刑者、あらゆる種類のアウトサイダーたちなのであります。

岩手県では、障がいの有無を超えた文化芸術活動の振興を目指していて、障がい者文化、芸術活動に係る環境整備やアール・ブリュットの魅力発信に取り組んでおりまして、この庁舎の階段の踊り場にもポスターが張られておりましたけれども、より多くの方がアール・ブ

リュットに触れることによって、障がい者文化、芸術に対する理解が広まると思いますので、障がいの有無にとらわれない多様な価値観を受け入れられる意識の醸成が期待されるところでございます。

今は、既に亡くなってしまっておるのですけれども、矢巾町出身の方が海外でも展示されて評価されたことがありました。このような芸術をぜひ矢巾町から広めていってほしいと思うのですが、何かそういう芸術についてのお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたします。

このことについては、先ほどもお話し申し上げたとおり、芸術というのは、私は非常に私らに分からないいろんな多種多様性、特にもダイバーシティと、この議会で初めてダイバーシティを使われたのは、藤原梅昭議員なのですが、この多様性、芸術にもやっぱり私は多様性、そして価値観、そして何よりも想像力だと思うのです。やっぱりそういうことを大事にしていくことが大事だと。それは、障がい者の方であっても、私ごとで恐縮なのですが、山下清という花火の、この方が盛岡に来たときに、タクシーの運転手をやった方が、すぐその場で描いてもらったのを頂戴して、もうそれを一生の宝物にしておるのですが、それを見させていただいて、いわゆる私どもは山下清画伯のあれは、いろいろ見させてもらったのです。このはがき大のところに圧倒されるものがあるのです。だから、私は芸術というのは、物すごいことだなと。

そして、先ほど不来方高校のお話が出たのですが、この間も卒業式に行ってきました。デッサンから彫刻、私らその世界は分からないのですが、高村光雲とか、光太郎親子にも勝るとも劣らない、そういった。それから、岩手町では、石の彫刻、そういうことです。私は、これから徳丹城のあそこを考えていくときに、できれば曲がり屋でもいいし、民俗資料館でもいいですから、不来方高校とコラボして、そういうところと展示をして、皆さんに見ていただくとか、それでなければ、公民館、やはぱーく、いろんなところで展示をして。

だから、これは私らにも責任があるというか、これからそういった意味で不来方高校の芸術関係とコラボして、発信していきたいと。それが町の活性化にもつながるわけでございますので、今日はいいご質問をいただいてありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　少し補足させていただきます。障がい者の芸術というか、参加という部分で、実は昨年度だったと思いますが、障がい者のスポーツ大会が毎年行われており

まして、そのスポーツ大会の表紙に矢巾町の方が選ばれまして、点描写だったのです、点です。点で描いた描写が選ばれまして、それが表紙になりまして、その方とのいろいろお付き合いというか、関わりがあって、今えんじょいセンターのほうに矢巾町をモチーフとした点描写を飾らせていただいておりました。すごく繊細な絵というか、点描写でして、本当に今昆議員さんからお話がありましたとおり、見る、聞くだけではなくて、やっぱり参加する、それも障がい者の理解として大事なことだなというふうに捉えております。

私どもも町内に様々な障がい者の施設がありますので、例えば間野々のレストランで障がい者の方々の展示をするとか、何か参加する場を多くつくっていきたいなというふうに考えておりますし、また今年今プランの見直しをしておりますが、やっぱりここの障がい者の方々の芸術等の参加という部分を今後も大事にしていきたいなというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　最後に、芸術と言えば、俳句というものがあります。小原啄葉先生、昨年お亡くなりになられましたけれども、せっかく啄葉先生、名誉町民になっていただいているので、今度企画展をやっていただけるということだったのですけれども、この企画展、やっぱり常設で置いておくということが必要なのではないかなと思いますし、あと俳句大会というのを去年企画したのですけれども、駄目だったので、この啄葉先生の命日にもう一回開催することができないのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君）　お答えいたします。

昆議員ご指摘のとおり、本来であれば２月中旬に小原啄葉先生の貴重な文献等を公民館、あるいはもし地元でお貸しいただけるのであれば、地元の公民館等で行いたいということでしたが、緊急事態宣言ということで、ご家族の方が千葉県にご在住ということで、こちらのほうにいらっしゃれなくなってしまっているという状況でご対応が不可能ということで、緊急事態が開けてからいつになるのかなということは、ご相談、白濱先生ともご相談させていただいているという状況でございます。

何とか、まず常設という形で文献等の展示もお許しいただけるのであれば、ご家族の方からお許しをいただいて、しっかりと対応もさせていただきたいというふうに考えてございますし、また学校のほうにもそういったものが展示できて、肌で触れ合えるような、勉強でき

るような環境に持っていけるのであれば、そこら辺もご家族、それから関係者とご相談させていただきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　俳句大会、９月、いかがでしょう。

○議長（藤原由巳議員）　田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君）　企画するように頑張ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、４問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、男女共同参画社会の実現、ＬＧＢＴＱの理解への推進についてご質問いたします。

男女共同参画社会とは、平成11年に施行された男女共同参画社会基本法の第２条において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会となっています。

また、ＬＧＢＴＱとは、セクシャル・マイノリティーのことであり、いわゆる性的少数者のことであります。この男女共同参画社会の実現とＬＧＢＴＱの理解への推進を進めることは、今本町でも盛んに話題としているＳＤＧｓのスローガンである誰一人取り残さないことにつながるものでありますし。17の目標のうちの１つ、ジェンダー平等を実現しようにも入れられているものです。そこで、本町の男女共同参画社会の実現の推進状況とＬＧＢＴＱの理解の推進状況等について、以下お伺いいたします。

１点目、本町のＳＯＧＩハラ対策、ＳＯＧＩのＳＯとは、セクシャル・オリエンテーション、性的指向のことで好きになる相手の性のことを指します。ＧＩとは、ジェンダー・アイデンティティーで自分自身を男性と認識するか、女性と認識するか、あるいはそのどちらとはっきり決められない、どちらでもないなども含むもので、いわゆる心の性でございます。このＳＯＧＩへのハラスメント対策は、どのようになっているのでしょうか。

２点目、同性パートナーシップ証明制度を導入している自治体が増えてきています。この制度を導入することによって、その自治体が性的マイノリティー当事者にとって、暮らしやすい地域かどうかの試金石ともなるものであります。このような制度を導入して、本町のジェンダー平等を表明していくべきであると考えますが、いかがでしょう。

３点目、教育の中で男女共同参画社会とＬＧＢＴＱをどう扱っていて、現在の児童生徒の理解度は、どのようになっているのでしょうか。また、今後の理解に必要なことは何だと考えているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　男女共同参画社会の実現、ＬＧＢＴＱの理解への推進についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、岩手県では、今年２月に性の多様性や性的マイノリティーについて県職員向けに、「多様な性のあり方を尊重するための職員ガイドライン」を策定しており、県内市町村職員等の行政関係者でも活用できるよう公表しております。現在本町では、ＳＯＧＩハラスメントに特化した対策は行っておりませんが、岩手県が作成した職員ガイドライン等を活用し、理解を深める取組を行ってまいります。

また、岩手県男女共同参画センターでは、ＬＧＢＴ出前講座を実施しており、職場内だけではなく、教育現場と連携を図り、ＬＧＢＴＱ及びＳＯＧＩ、これは性的少数者または性の多様性に対する理解、啓発に努めてまいります。

相談窓口につきましては、同センターでは、ＬＧＢＴに関する相談窓口を開設しており、本町において該当する相談があった際には、同センターをはじめ関係機関を紹介し、個々に応じたきめ細やかな配慮に努めてまいります。

２点目についてですが、同性パートナーシップ証明制度は、国内では、渋谷区や世田谷区を皮切りに全国の多くの自治体が導入や検討を進めております。日本国内における同性婚は、戸籍法等の現行法では認めておられず、同性パートナーシップ証明制度に法的拘束力はありませんが、同性カップルが平等に住民サービスなどを受けることにつながる制度で一部企業においては、各種制度において、結婚と同様に扱うなど、理解が進んでおり、ジェンダー平等を実現しようというＳＤＧｓの目標５に基づく平等社会の実現にも寄与するものと認識をしております。

しかしながら、現状では、証明効力の範囲について、証明自治体外において担保されるも

のではないことから、町単独ではなく、広域圏や県単位で実施されることが望ましいと捉えております。

なお、今後様々な視点からＬＧＢＴＱの方々の権利を守り、多様な価値観を持つ方々が偏見や差別を受けない平等な社会を築いていくため、町においてもジェンダー平等の実現に向け、性の多様性を理解し、尊重することの周知啓発に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　引き続き、男女共同参画社会の実現、ＬＧＢＴＱの理解への推進についてのご質問にお答えいたします。

３点目についてですが、学校では、道徳の授業や学級活動、保健教室、人権教室などの際に、男女共同参画に関する学習や性的指向、性自認の尊重を題材にした学習を発達段階に応じて実施しております。個別に理解度の調査を実施しておりませんが、活動後のアンケートにおいて、他人と違うところがあっても、それは個性である。世界には、女性、男性だけでなく、ほかにもたくさんの性別があるけれども、お互いを認め合って、今を大切にしていきたいといった感想が出されており、理解されてきていると認識しております。

また、矢巾中学校では、来年度から女子の制服について、スラックスとスカートを選択できるようにする予定であり、今後におきましても、児童生徒のみならず教職員も含め、学校全体で理解の促進とともに、差別をなくするために実際にどのような行動ができるかを考えていく取組が必要と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　まず初めに、教育委員会のほうで来年度から矢巾中学校が女子の制服選択になるということで、大変すばらしいと思うのですけれども、これどのような経緯でそういうふうになったのかということと、あと北中のほうでは、どのような検討をしているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、矢巾中学校のこの取組でございますけれども、実際にそのようなケースが発生しましたので、それに対応する形で学校のほうで検討したものでございます。学校のほうで教職

員の中でもいろいろ議論した中でこうしていこうということで決めたものでございます。実際、そういう事実が発生した矢巾中学校でございますが、このことを校長会議の中で、ほかの学校にも伝えて、矢巾中学校でそういう取組をしていくよということで、例えば矢巾北中学校のほうでも、もしそういう事実が発生した場合は、同様に学校の中で議論していくものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　気になったもので最初に聞いたのですけれども、まず男女共同参画について、日本は世界でも121位と、世界から大分遅れている状況にあるのですけれども、男女共同参画基本計画の目標に2020年までにあらゆる分野の地位の30％を女性が占めるように目指すことが2030年までのできるだけ早い時期と先送りされております。まだまだ女性蔑視と取れる発言をする方もいらっしゃるわけですし、日本の現状はまだまだだなというところを感じるのですけれども、今この議場に町の課長さん、女性お一人だということで30％にはなっていないわけですけれども、議員のほうも30％にはなっていないと思うのですけれども、海外では、議員に対してクオーター制、フランスではパリ定法というものを取り入れているところもあるのですけれども、今後そういう方法を取らざるを得なくなってくるのではないのかなということはあるのですけれども、理想としては、法律で縛らなくてもできるということだと思うのですけれども、令和７年度の最終目標を30％と矢巾町では男女共同参画プランではしているのですけれども、その達成のためにどのようなことをされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君）　お答えいたします。

矢巾町におきましては、男女共同参画プランというのを策定させていただいております。この第１次が平成28年度に策定させていただいております。この内容につきましては、役場の業務でそのとおり管理職あるいはそれぞれの審議会などの男女の比率を上げていきましょう、特に女性の比率を上げていきましょうなどというような、それぞれ細かい目標を定めさせていただいてございました。今般国のほうでも第５次の計画の見直しを閣議決定されたということで、これと併せまして、矢巾町におきましても、中間見直しということで、第２次男女共同参画プランということで見直しを行い、３月にこれを公表する予定になってござ

います。

この参画プランの策定内容につきましては、後日お目通しいただきたいというふうに思っておりますけれども、様々なお立場の皆様、一般の皆様のご意見を伺いながら、そして行政としての各課でやるべき女性の、要するに参加推進のための取組、目標なども定めさせていただいている内容でございます。

なお、今回この計画の中には、ＬＧＢＴに関する、その差別防止、それから理解の促進といった内容についても掲載させて実行するという内容になっているという状況で、今後第２次男女共同参画プランに基づき、様々な活動を推進していくということで定めております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　女性の比率を高めていくというふうな具体的なアクションですけれども、先ほど文化スポーツ課長のほうで答弁したとおり、計画のほうはアップデートされて、今後進めることになりますが、計画のアップデートも含め、以前から進めておりますけれども、やはり適材な人間をそういったポジションに据えていくというふうな考え方は、基本的には取っております。それが男性であるか、女性であるかということは、またちょっと違う問題なのかなと思っておりますので、女性であることを理由に登用するというふうなのは、ちょっと違うのかなというふうに役場の組織としては考えております。

ですが、いわば審議会とか、各種委員会の委員につきましては、最初からそういった男女の比率も意識した上で、大丈夫、十分適格な方がいらっしゃるということであれば、そういうふうに持っていくということで、各担当課のほうで進めているところでも積極的にそういった比率は意識しながら進めていくというふうな対応を取ってまいります。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　まさしく適材適所、男女関係なくというのが本来の姿だと思うのですが、なかなかそこが進まないところで、やはり意識してそういうふうなことをしていただきたいと思うのですけれども、７次総の後期基本計画に男女共同参画の推進の項で、男性の育児、介護休暇の取得の推進を施策と、方針としておりますけれども、町職員の男性の育児、介護休暇の取得状況というのは、以前なかったとお聞きしたのですが、現時点ではいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　残念なことですが、ゼロでございます。ただ、私どものところで把握できている部分で、今後出産、育休とかがある場合で、特に夫が町職員である場合は、取ってくださいと、私から直接申し添えておりますので、今後は１件でも２件でも、まずそこから始めようと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　まず、進めていただきたい。いろいろアイデアもあるのですけれども、ちょっと時間がないので、言いませんけれども、先日女性蔑視で問題となった方がいらっしゃいました。今はジェンダーレスの時代ですから、さっき言ったように、男だから、女だからという区別をする時代ではないのですけれども、私も髪を伸ばしていると、女みたいだから切れと語られる方が多くいらっしゃいます。今は違うのですけれども、中学校の頃は男は丸刈りでなければなりませんでした。私は、すごく疑問で異議を唱えたりしたのですけれども、先生からお叱りを受けました。今と昔はもちろん違います。けれども、そうやって過ごしてきた方々は、それが当たり前と思ってしまって、男だから、女だからという言葉が出てしまうのだと思います。私は、こうでならなければならないというのに異議を唱えて、自分にはうそをつかないように生きてきたつもりなのですけれども、そこでお聞きしたいのですけれども、今学校の校則で頭髪というのは、男子生徒のツーブロックが禁止されているところがあったようですけれども、本町の場合、男子、女子、どのような指導、教育なさっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今生徒手帳を開きながらお話しさせていただきたいと思います。少々お待ちください。まず、基本的には、私どもの頃もそうでしたけれども、男子は坊主頭というのは、今は当然ございません。普通に長髪で大丈夫ということで、基本的にはこうでなければならないということは書いていなくて、これは大ざっぱな概念的な表現なのですけれども、中学生らしい頭髪とか、そういったものですから、あるいは女性であれば、リボンや髪飾りは禁止、髪は目にかからない程度にという、この程度の校則となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　まず厳しくないようなのでお願いしたいのですけれども、性的少数者というのは、その理解というものは、指導する教職員の理解を深めていく必要がまずあるのだと思うのですけれども、そこら辺の教職員の理解度というのは、どのようになっているのかお聞きします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

やはりこれはおっしゃるとおり、我々職員もですし、教職員自体が理解を深めなければならないと思っております。正直まだまだ足りない部分あるかと思いますが、徐々にではありますけれども、やはりいろんな検証を通じて、理解が深まってきているのではないかなと思っております。先ほど教育長答弁の中にございました感想の部分は、これは矢巾中学校が行いました人権教育という中で、やはりＬＧＢＴに関しての講演とかを実際に行ったものに対する生徒の感想でございます。そういった意味では、やはりこういう特別な講義とか、講習とかをやることで児童生徒、それから教職員も徐々に理解が深まっていくのではないかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　私のほうからも補足させていただきます。

この性の差別については、私ら全体的にいうと、いじめと同じだと思っておりますので、いじめについては、各小中学校、教職員に向けて私からもメッセージを発信しておりますし。毎月行われる校長会議でも、その都度指導しております。そういうふうなことをやっぱり広めていかなければいけないし、理解させなければいけないと、そう思っております。そういう中で、前回のところでちょっとお話をさせていただいた矢巾中学校のほうでの特別支援学級の名前を変えるというような、こういうふうな発想もそういうところから、地域の方から、あるいは協議会の委員の方からそういう話が出てくるというのは、非常にありがたいことだなと、そう思います。そういうことが、いろんな生活の中で気づかないところを教えていただけるような、そういう環境づくり、子どもたちのほうからも声が上がる、そういう環境づくりに努めてまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　ＬＧＢＴＱについては、先ほど答弁にもありましたように岩手県で、「多様な性のあり方を尊重するための職員ガイドライン」を出したり、あと研修会も県内各地で行うということでしたけれども、県の課長が、言葉は広まっても、理解が深まらない現状があると。職員から理解者を一人でも増やしたいということで、こういうガイドラインをつくっているそうですけれども、本町でもぜひ理解を職員の方々から始めて、理解を深めていただきたいと思いますけれども、性的少数者の25％が性的指向や性自認を本人の許可なく暴露する行為というのを、アウティングをされた経験を持っているということです。カミングアウトしていない当事者にとって生活が崩壊するのではないかと恐怖を感じる行為だと言われており、さっきもいじめという言葉がありましたけれども、昨年６月女性活躍ハラスメント規制法の指針では、パワハラの一類型として規定されて、対策が求められております。以前に比べると性的指向や性自認の多様性が尊重される世の中になってきていますけれども、社会の空気も変わりつつあります。個々の生活の場が安心できるものになるよう周囲の理解を深める取組を町ばかりではなく、企業などでも組織的に行う必要があるのではないかと思うのですが、全庁的な取組としては、どのようなことをしているのかお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、まず先ほど昆秀一議員にある方が、女性蔑視みたいな発言があったということで、私もごく最近までは、たしかあれわきまえないということを言ったわけですが、私もそういう一人でございました。ところが、昆秀一議員のおかげでジェンダーの平等を勉強させていただきました。このことによって私もよき理解者になりたいということで、今一生懸命勉強させていただきます。

実は、私らのときの性というと、もうタブー視されて、何か秘め事みたいなことだったわけです。性のことを語るというのは恥ずかしいことだと。でも、今回昆秀一議員から何回となく繰り返しご質問をいただいている中で、やはり私らもそういうことをよく理解して、そして発信していかなければならないのだということで、そういった意味で、今月８日は、国連で決めております国際女性デーというのがあるわけです。これは、女性の地位向上や差別撤廃を目的にした1975年にスタートしている。その中の調査で、日本はジェンダーギャップ指数が残念なことに153か国の中で121位なのだそうです。だから、私もそういったことを考えたときに、今総務課長が木で鼻をかむような答弁したのですが、男性の育児休暇とか、も

うこれは社会的に求められておることでございますので、いずれそういったことを男女共同参画、この間の課長会議の中で、矢巾町でもやはり30％の目標のためにしっかり取り組んでいかなければならないこととか申合せをいたしましたので、これから180人おる職員一人一人がそういったことに、ジェンダーの平等に理解して、そしてそれを促進していくような体制整備を図っていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　ちょっと違う視点からお聞きしたいのですけれども、町営住宅に入居する場合に、同性パートナー同士が一緒に入居できるのでしょうか、そこら辺お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　今の現行の条例等では、世代というか、年齢によっては入居できないというような要件に当てはまるかと思います。ただ、この点についても、今後検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　多分現時点では、難しいのだろうなというふうには思うのですけれども、そんなように男性パートナー同士や同性パートナー同士が生活する上で大変なところ多々あるのだと思います。同性パートナーシップ証明制度において証明書があれば、いろんなことができます。そういうふうな町営住宅についてもできるようになるでしょう。ほかの自治体でやっているので、ぜひ矢巾町でそういうふうな同性パートナーシップ制度をしてほしいと思います。

広域圏でということだったのですけれども、盛岡では既に検討に入っているそうです。そこを広域でというのですから、やはり盛岡市ともよく話し合って、そういうことも一緒になってやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君）　お答えいたします。

ただいまのご紹介のありました渋谷区、それから世田谷区などでは、同性パートナーシップということで既に取り組まれているということでございます。渋谷区については、条例型ということで取り組んでいるということで、ただ手続等にはかなりの費用、６万円から８万

円くらいの公正証書等の作成も必要だということで費用がかかると。ただ、世田谷区のほうは、制限型と、要綱ということで、こちらは費用等はかかりませんが、地区限定と。それぞれですが、地区の限定されるものが要素が大きくて、法的拘束力はないといったような状況でございます。

矢巾町として、こういったパートナーシップ制度、どのような取組方をしていくかというのは課題ではございます。つまるところは、差別、それから偏見をなくすると、それが普通の世界になればいいという考え方でございます。昆議員さん今まで様々なご質問をいただいております。高齢者の問題、それから障がい者の問題しかりだと思います。要するに、昆議員さんお話、ご指摘になりたいのは、人権を尊重して多様性を認める、インクルーシブな町になってほしいという趣旨ということで包摂的なまちづくり、要するに全て、弱者も包み込めるような矢巾町になってほしいという意味だというふうに私は理解してございます。

その中には、例えば大きな問題になりますが、このＬＧＢＴ、それから男女間の差別の問題もありますけれども、大きい話ですが、人種や皮膚の色、民族、国籍、それから信条、性別、性的指向、性自認、障がい、高齢者、それから疾病、職業、年齢、その他出身、そういった様々な差別や偏見をなくさなければならないと、そこに尽きるというふうに我々も考えてございます。それを何かの制限でやるのか。あるいはその部分、部分を絞って、パートナーシップだけでやるのかというのは、我々行政としての課題でもあるというふうに考えてございますので、これらの課題を網羅して、例えば矢巾町で人権を尊重する条例だとか、そういった宣言だとかというのは、これからちょっと時間をあまりかけないで、実は総務課のほうでも既に検討には入ってございますので、そういった部分で大きな視点に立って、そういったものを取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　先日テレビでもＬＧＢＴの当事者の方が出演されていました。御覧になった方もいらっしゃるのではないかと思うのですけれども、その方が言っていたのが、社会がこのような問題解決を進めるには、何が一番重要ですかという問いに対して、一番はやっぱり法律だと思いますと述べています。全ての国民は法の下にみんな平等とされているにもかかわらず、婚姻という法的な平等性を享受できない人がいる。国は、大きな骨組みである法律に構造として差別が組み合わされているのです。だから、国も認められていない人

たちが差別的に扱われたってしようがないじゃんと、差別偏見がなくならないのだとおっしゃっています。逆に言うと、その骨組みさえしっかり元の位置に戻せば、外にある痛みというのは、ある程度自然的治癒になってくるのだと思います。マイノリティーの人たちはいないという前提で成り立っている社会ルールをちゃんとそういう人たちっているよねという前提で変えていかないと、とても痛みは取れないのだともおっしゃっています。

ですから、本来であれば、そういう法律をまず変えていくということが一番なのですけれども、町では、町の条例、制度をつくっていくことも必要だと思いますので、ぜひそういうふうな同性パートナーシップなどをはじめとして、いろんなことを改めてやっていただきたいなというふうに思うのですけれども、何か所感があればお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、このことについては、まず私内部でも今度の議会で昆秀一議員からも質問された中身については、町単独ではこれはできない、やはり広域広範な取組と。だから、盛岡広域、県、そして全国と、そういうふうな輪を広げていかなければならないと思いますので、そしてこのことが私どもやはり国会は法律をつくるところなので、立法機関なわけでございますので、やっぱりそういったところにしっかりご理解をいただくことが大事ではないのかなと思いますので、いずれ私どもとしては、今申し上げた広範広域的な取組をやって、できる限りのサポートをしていきたいと。これは、もう町単独だけでは解決できることではない、本当に私どもにとってジェンダー平等は、まず理解し合うことが大事なので、そこからまずスタートをさせていただいて、順次検討させていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　最後になりますけれども、マイノリティーの方たちへの支援というのは、本当に一人一人から始めるべきだと思います。どういうことができるかというところで１日ウエルカミングアウトというのを進めているそうです。当事者は目では見えませんが、逆に支援者も目に見えないので、カミングアウトはいつでもウエルカムだそうです。これがまずは可視化になっていくのだそうですので、大きなアクションということではなく、こういう一人一人の、この間テーマがＬＧＢＴＱだったよねとか、同性パートナーシップ制度も広がっていくといいねなど、一言ずつ１日ＳＮＳでリツイートするとか、そういうことがウエルカミングアウトだそうですので、そういうところ一人一人から始めていただきたいと思

いますので、何か最後に所感があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　まさに昆秀一議員のご指摘のとおりでございますので、ただいまいただいたこの中身をしっかり精査して対応してまいりたいと思いますので、いずれこのジェンダー平等については、ご指摘のとおりでございますので、そこのところはお互い理解し合って進めていきたいところが私らの落としどころでございます。

ただ、一つ、今こういう情報提供もあるのです。例えば流通センターにある、あそこに広宮沢公園ってあるのですが、そういういわゆる、私らに言わせると、そういうホモというか、そういう方々が集まってきているのに、もう嫌だという社会的、差別的な偏見もまだあるということだけは、昆秀一議員にもご理解していただきたいと。だから、この解決する道のりは、平坦ではなく、かなり時間のかかる取組ではないのかということだけはご理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、以上で10番、昆秀一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、間もなく正午になりますが、本日は金曜日というふうなことで正午からフライデーオペーションということで恒例の行事がございますので、あと１分半少々で正午になりますので、アナウンスがありますので、この場でそれまでちょっとお待ちいただきまして、アナウンスが入りましたならば、皆さんで一緒に拍手をお願い申し上げたいと思います。その後は、昼食のための休憩で午後１時再開といたします。13時再開といたしますので、よろしくお願いします。

午後　０時００分　休憩

――――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。通告があります。

次に、９番、赤丸秀雄議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（９番　赤丸秀雄議員　登壇）

○９番（赤丸秀雄議員）　議席番号９番、一心会、赤丸秀雄です。

１問目の質問は、町長の施政方針演述内容についてです。町長の施政方針演述を傾聴し、以下の項目内容について具体的に伺います。

なお、昨日の代表者質問と重複する部分がありますが、通告書に従い質問します。

１点目、市街化区域拡大の取組は、現状どのような状況になっているか伺います。特に本町に住宅を確保したいという声を多く聞きますが、住宅地の開発構想はどうなっているか伺います。

２点目、老朽化した町営住宅の建て替え、集約化について伺います。全員協議会で建て替え構想の説明を受けましたが、低層階での集約、１回の引っ越し提案など、検討に苦心されている状況のようでありますが、既存地活用ではなく、新たな候補地に新築、移転することなどを検討されているか伺います。

３点目、健康と観光を通した地域の活性化の取組について伺います。城内山の整備に合わせ、自然を生かしたトレッキングコースの設定など、西部地域、南昌山山麓を活用する構想の考えを伺う。また、花の植栽に町の花ヤマユリを一部の地に植えたらよいと思いますが、その考えについて伺います。

４、災害時対応で乳幼児、児童等の食物アレルギーや避難所で必要な準備品は整っているか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　９番、赤丸秀雄議員の町長の施政方針演述内容についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、市街化区域拡大の取組の状況は、現在岩手県と東北農政局において、都市計画と農林漁業との調整措置に基づく協議を行っており、区域区分の見直し協議に時間を要している状況となっております。

今後の見通しは、現在並行して河川などの管理者協議を進めておりますので、協議が整い次第、都市計画法に基づく所定の手続を進めることとしております。

また、住宅地開発構想は、矢巾町都市計画マスタープランで掲げる整備方針に基づきながら、盛岡広域都市計画区域内の動向等を見極めつつ、必要に応じて住宅地の整備に取り組んでまいります。

２点目についてですが、老朽化した町営住宅の建て替えは、住宅マスタープランに沿って順次計画することとしており、今年度公営住宅に係るＰＰＰ、ＰＦＩ導入推進事業において、町営高田住宅と矢巾住宅の建て替え及び集約化を検討しており、この中で既存地活用だけではなく、新たな候補地に新築することなどの検討も行っております。

なお、建て替え計画について、官民連携の手法による可能性が見えてきたことから、計画の実施に向け、令和３年度も引き続き検討してまいります。

３点目についてですが、城内山の整備は、矢巾町観光振興ビジョンにおいても重要課題として位置づけており、令和３年度から本格的に事業に着手する予定であります。具体的には、既存の散策路の環境維持と、それらを活用した体験事業を実施するほか、新たな登山道を整備するため、現地調査を行い、トレッキングコース等を含めて方向性を検討いたします。その上で、南昌山をはじめ麓に位置する城内山や煙山ひまわりパーク等の観光資源と矢巾温泉や新たに稼働するアスレチック施設等について、一帯を周遊できるコースなど、互いに相乗効果のある観光事業の提案ができるよう取り組んでまいります。

また、ヤマユリはやまゆりの里再生事業として今年度から事業着手しており、白沢地区の有志の方々及び矢巾温泉振興会の会員の協力の下、森山パストラルパーク及び南昌山山麓に再びヤマユリの育成が見られる区域の再生を目指して取り組んでおります。花の特性上、この事業の実現には数か年の年月がかかりますので、今後多くの団体や協力者を募りながら息の長い取り組みとなるよう努めてまいります。

４点目についてですが、ゼロ歳児から１歳半までの乳幼児用として、粉ミルクや液体ミルク、離乳食を60名、３日分備蓄しているほか、食物アレルギー対応の非常食として、特定原材料等28品目を使用しないアルファ米食を1,700食備蓄しております。また、乳幼児用の衛生用品として、使い捨て哺乳瓶や紙おむつ、おしりふき等60名、３日分備蓄をしております。今後も避難所に必要な食品、物品等について継続的に検討し、随時必要量を備蓄してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　市街化区域拡大の取組は、折衝相手があり、協議時間を要しているとの答弁で誠に残念であります。私は、矢巾町と盛岡市、滝沢市の３者協議が調えば、了承を得られれば、県や東北農政局は１年ほどで許可を出していただけるものと思っておりまし

た。スケジュール的なものは、昨日の代表質問答弁で確認できましたので、多くは聞きませんが、現在コロナ禍で社会環境は最悪、特に二、三年ほど前からは、働き方改革により、サラリーマンの賃金が伸びない状況となり、住宅取得者が減ってきていると感じています。現に新聞折込の広告料も少ない状況であり、開発許可がおりても町内の宅地単価が高過ぎて、若い方々の購入が期待できないのではないかと危惧します。

再度確認ですが、近々に開発が認可される予定や矢巾に定住したい方への宅地を確保する方法はと伺いたかったが、昨日の答弁と同じで無理でしょうから、私の今述べたことへの所見を伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　答弁のとおり、まだちょっと時間を要しているというところでありますが、我々も現在協議をしている形が了というような返事が来れば、すぐさま手続に入れるように下準備の、先ほど町長答弁にもありましたけれども、河川協議とか、そういったものも進めながら都市計画の手続を順調に進められるように、あるいは農政のほうの手続も進められるように準備をしながら一日でも早く市街化区域の拡大というような公示を示せるように、都市計画決定できるように我々も今後も県、国のほうに働きかけをしていきたいというふうに思っております。

あと住宅需要ですけれども、現在のところなかなか市街化区域については、まとまって何十戸というような住宅開発ができるような場所は、未利用地というようなところはございませんが、中には４戸、５戸といったようなミニ開発をしてやっているところもありますので、そういった部分、現所有者の方、地権者の方もいらっしゃいますので、そういった方の意向も見据えながら、そういった場所が、もし提供できる場所があれば、町としてもいろんな手続のほうとか、指導しながらなるべく住宅地の確保というものに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　昨日同僚議員のほうから土地は生き物、以前は生物、とにかく需要があれば、それなりの部分が価値があるという話をされていました。本当にそのとおりだと思っています。ぜひ若い方が買えるような状況でないと、前も私質問していますが、その子どもたちが、この矢巾町で小中学校、高校というところを終わらないと、外に出た後、何十年か後には、その自宅には戻ってこないのです。そういうところも踏まえて、ぜひ今後対応

して、早期対応ということで、相手があって大変でしょうが、よろしくお願いしたいと思います。

それで次に、町営住宅の建て替えについて再質問ですが、矢巾住宅地に３階建て、４階建ての集合住宅建設は無理でしょうかということであります。この理由は、日照権の問題だけなのでしょうか。その辺をまず確認してから質問させてください。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　以前全員協議会のほうで町営住宅の集約化についてご説明申し上げました。その際に、周辺環境のこともあって、矢巾住宅の現敷地に関しては、周辺環境のことも考慮しながら３階建て程度で70戸程度というような説明をさせていただきました。これは、あくまでも現在の矢巾住宅が置いてある用途地域の種別あるいは建築基準法上の建蔽率、容積率、そういったものから算定しているものでありますし、あとは住宅を建てることによって、現在はやはり車の世帯が多いですので、その駐車場の確保、そういったものを考慮すると、先日お示ししました矢巾住宅の戸数が妥当ではないかというようなところで現在検討しているところであります。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　建蔽率、容積率、それから日照権、その辺も当然だと思います。であれば、先日説明を受けた中で、町営住宅11団地中、８団地が老朽化しているとのこと。それであれば、他の団地の20年、30年後は、当然老朽化してくるわけです。そうであれば、今回の建設をやっぱり50年、60年先を見据えた高層化を考えて検討されるべきだと私は考えます。

矢巾住宅地と高田住宅地の用地を売却すれば、３億円以上であり、高層住宅用地取得の確保は可能と思うが、その辺はどうでしょうか。

また、入居する方を想定すれば、町営住宅の特性、市営住宅も同じですが、低層階でも、やっぱりエレベーターは設備が絶対必要と私は考えていますが、その点についても伺います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　以前にもお示ししました建て替え、集約化の関係の中でも矢巾住宅、高田住宅の場所以外のところに建築したらどうなるかというような検討もさせていただきまして、そういった方向でも今回調査を行いましたＰＰＰ、ＰＦＩの導入が可能性があるのではないかというような結果が出ておりますので、いわゆる

民間活力を活用した整備の手法というところができるところが見えてきましたので、そういったところも考慮すれば、今赤丸議員さんが申し上げましたとおり、また別な場所の新規の場所に建て替えて、ある程度の戸数を整備して、現在老朽化している他の町営住宅の入居者の方々といいますか、その建物の戸数も併せて整備すれば、その老朽化した町営住宅を解消できるのではないかというところも今回、今度の３年度にそういった細かいところも検討しながら整備戸数を決定していきたいというふうに考えていますし、例えば先日お示しした矢巾住宅に70戸程度、現在矢巾住宅、高田住宅合わせれば51戸ですけれども、70戸程度整備できるとなれば、他団地の２つ、３つはもしかすると、一緒にできるのではないかというところも含めて令和３年度には結論を出していきたいというふうに思って、４年度からは実際に何とか事業実施というような方向でもっていきたいというふうに考えております。

その際の、せっかく整備するのですから、入居者によっては高齢者あるいは障がいのある方々ということで、エレベーターの設置というのは、その整備する２階建てとかとなれば、なかなかエレベーターというのは、ちょっと難しいと思いますが。それ以外の部分については、そういった利便性も考慮しながらエレベーターの設置というのも併せて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　今課長から答弁いただいたようなスケジュールでぜひ取り組んでいただきたいし、また産業建設常任委員会では、その辺の視察、調査しながら提案も、またほかの方の意見もありましたので、その辺も考慮しながら、ぜひ４年度着工に向けてやっていただきたいなと考えます。

次に、城内山の整備と併せた森林浴のできるトレッキングコースなどの構想については、昨日の答弁同様私も期待するところが大きいので、昨日の答弁を生かして、ぜひ実現に取り組んでいただきたいと思っております。

質問は、次の項目で災害関係について質問させていただきます。東日本大震災から来週、今月11日で10年です。震災の教訓に学ぶ特集を連日メディアが取り上げております。その中に避難所の対応、特に避難弱者対策を挙げる自治体が多くあります。質問で乳幼児、児童のアレルギー対応食を聞きましたが、簡易トイレとか、そのトイレ利用時のワンタッチフェンスというのですか、テントですか、これは当然避難された方の着替えや、こういうご時世であれば、家族の仕切りとか、そういうところに使われると思いますが、その辺の準備状況に

ついてお知らせ願います。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　ただいまのご質問でございますが、簡易トイレにつきましては、7,500セット、凝固、衛生袋のセットになったものが掛ける7,500、備蓄できてございます。テントの類いはないのですが、段ボールを使うパーティションとかは用意してございます。この避難所につきましては、基本的に今既存である建物の内部にというふうな考え方なので、そういったことになっておるものでございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　矢巾町も何年になりますか、集中豪雨があって、もう準備万端というか、もうその辺は取り組んでおりますし、特に総務課に防災担当専門者を配置して、いいなという話を自治会役員等から聞いております。そして伺うのは、この項目で最後になりますが、今回各自治公民館に今年度内利用で必要な災害対策備品購入費10万円以内を行う指示が出ていますが、この辺の取組状況、またこの辺の意図するところ、どういうものを各33の公民館に配備願いたいのか、その辺の意図はどういう形なのですか。

あるところに聞くところ、今回急だったので、年度内にはちょっと無理なので、来年度購入もいいですかみたいな問合せをしている自治体もあると聞いていますが、その辺の部分についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　お答えする前に一つすみません、私見落としてしまいましたが、車椅子対応ユニバーサルトイレ、それから簡易トイレ用便座、簡易トイレ用テント、それぞれ６つずつ備蓄してございました。

あと10万円でというものは、これは自主防災組織の設立の段階で、それぞれの自主防災の中で必要と思われるものをご購入いただければ、10万円を上限に補助いたしますよというふうな内容で、これまでもやっていたものでございまして、結構自由に使っていただいております。エアコンだったり、ストーブだったり、発電機だったりとか、なので備蓄品という意味合いでは、こちらのほうで用意いたしますが、避難所としての各自主防災組織の建物、公民館のほうにあったらいいなというものをそれぞれでお考えいただいて、用意していただいているという状況でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは次に、２問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　２つ目の質問は、教育環境などのさらなる充実についてです。

教育長の教育行政方針を傾聴し、以下の項目内容の具体的取組などについて伺います。

１点目は、令和３年度から給付型奨学金制度を創設するということです。広報やはば２月号に掲載している以外の具体的取組内容を伺います。

２点目、ＩＣＴ教育充実の取組について、どのように活用し、授業への効果や運用効率を高める方針であるか伺います。

３点目、矢巾型コミュニティ・スクールの運営は、どのような状況であるでしょうか。また、運営委員、評議会委員の方々は、導入の趣旨を理解し、児童、学校、自治会などと連携した行動を取っているか、その状況を伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長(和田　修君)　教育環境などのさらなる充実についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、現在従来の貸与型奨学金とともに、来年度から始まる給付型奨学金奨学生の募集を行っているところであり、来月には奨学生を決定する予定となっております。奨学生の選考基準は、人物、学力、経済状況の３項目で給付型奨学金では、特に経済状況を重視し、生活保護を受けている家庭などを対象としております。今後の新型コロナウイルス感染症の影響にもよりますが、保護者の収入が急に減少して、修学が難しくなることもあり得ますので、来年度も今年度と同様に、年度途中でも奨学生の追加募集を行い、学びの継続を諦めることのないように取り組んでまいります。

２点目についてですが、これまでも既に導入している大型テレビを使った画像の拡大掲示やパソコン、タブレットを使ったインターネット動画の配信、プログラミング教育等でＩＣＴ機器を活用しております。ＧＩＧＡスクール構想の児童生徒１人１台端末を整備することにより、パソコン教室に行かなくても、おのおのがインターネットを用いて情報収集し、写真や動画等の記録による調査活動などの個別学習やグループでの分担、協働による作品の制

作などの協働学習が可能となります。

また、教科書にあるＱＲコードを端末で読み込み、資料を閲覧することで、幅広い情報を授業で活用していくことも可能となります。今後授業でどのように取り入れていくのかを学校ごとに検討しておりますが、教職員の間でも活用に対する意識や技量の差があることから、ＧＩＧＡスクールに関する情報提供や先進自治体における授業動画、端末等の使用方法をまとめた研修動画を提供しているほか、教育委員会事務局職員が使い方を指導する体制やＧＩＧＡスクールサポーターによる研修も計画しております。

また、矢巾町教育研究所の来年度事業として、学びを深めるための情報活用能力の育成を研究テーマとして、夏休み中に開催する教育研究大会において、授業でのＩＣＴ活用事例発表を行い、情報交換できる場を設けてまいります。

３点目についてですが、昨年７月に第１回の矢巾町立学校運営協議会を開催し、学校運営協議会制度についての説明を行った後、部会ごとに学校の取組状況を説明して意見交換を行いました。その後は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全体会議の開催を控えてまいりましたが、先月学校ごとの各部会を開催し、授業の見学、今年度の学校評価及び来年度の学校運営方針についての説明を行ったところであります。今年度は、今月開催の第２回会議において、来年度の各学校の学校運営方針の承認及び来年度の学校運営協議会の取組について協議する予定となっております。

また、委員の中には、委員としてどのような協力をしていくべきか、地域と学校の協力関係をどのようにするべきか悩んでいる方もいらっしゃいますが、部会によっては、スクールガード等による児童生徒の見守りをこの協議会で検討するべきではないか等の積極的な意見もいただいておりますので、来年度の取組として具体的な地域との連携について議論を行ってまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　給付型奨学金について質問します。

選考基準は、人物、学力、経済状況の３項目で、特に経済状況を重視とありますが、面接は行わないのでしょうか。勉学に励む意気込みとか、何の目的で進学を望むのかを確認する必要はないのか伺います。

それと、国の施策、いわゆる日本学生支援機構が行う給付型奨学金との重複受給とか、そ

れから町で現在もやっております貸与型奨学金の、それらとの重複等については、どのように考えておるのでしょうか。

また、募集要項では、人員は若干名とありますが、初年度は何名程度を想定しているのか伺います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、面接等は行わないのかというご質問の部分でございますけれども、面接は行わないのですけれども、申請時に状況の調書を提出していただいております。その中には、当然家庭あるいは経済的な状況にプラスして、実際ご自分が次のステップでどういうことに取り組んでいきたいかということなどもこの調書に書いていただいているところでございます。

それから、他の制度との重複の部分でございますけれども、まず国との重複に関しては、こちらは特に制限は設けておりません。それから、本町でやっている既にある貸与型の部分との重複は、これはどちらか、給付型か貸与型かということになりますけれども、これは例えばですけれども、給付型を最初に申請すると。給付型の審査をした結果、残念ながら給付型の対象にならなかった方は、希望、今既に申込みのとき聞いているのですけれども、もしそうなった場合は、貸与型のほうの審査のほうに移っていいですかというのを聞いております。ということで給付型が認められなかった場合は、貸与型のほうの基準での審査を行って、そちらが認められれば、奨学生になるというふうに運用を行う予定でございます。

それから、人数のところだったのですけれども、これはやはり今１億2,000万円の奨学金の基金の中で運用しておりますので、今貸付中の方、それから返済中の方なんかの運用を全部考慮すると、ちょっと具体的に何人とまではなかなか言えないのですが、今事務局のほうで来年度想定しているのが、給付型と貸与型合わせてですけれども、最大でも15人が限界なのではないかなと。そうしないと、さらにその翌年度以降の奨学生の募集の際にまた影響が出てきますので、最大その程度ではないかなと今考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　今の最後のところを再度確認したいたのですが、今貸与型と給付型合わせて15人とおっしゃったのですか。今現在でも貸与型、大学生であれば４年ないし６年いるわけですが、今でも年間約25人から35人おりますよね、貸与型。それと合わせて15人と

はどういう解釈ですか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　すみません。ちょっと私の説明が足りなくて申し訳ございません。15人というのは、新規でのということの意味の15人ということでしたので、もし選考した結果、実際広報のほうには人数を、例えば貸与型であれば10人程度、それから給付型であれば若干名というふうに書いてはいるのですけれども、この新規の奨学生として最大で15名程度というふうに考えているところでございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　言葉尻を取るわけではないのですが、新規で15人ということは、募集要項には貸与型が10人程度と、残りの５人が給付型という解釈したいと思います。私、ちょっと大学にも行っていないものですから、奨学金も借りなくて済んだのですが、調べましたら、給付型奨学金には、国等の部分、市町村の部分は当然なのですが、キーエンス財団とか、新聞社、読売とか、朝日とか、そういうところの給付型、くれる形の運営している制度がいろいろありました。給付金額も４万円から高いところは８万円というところもありましたし、また今大学生の入学前の経費は、国公立大学で80万円ほど、これは入学金と半年分の授業料を多分含むのでしょうが、私立大に至っては、倍の150万円ほど納入しなければならないようです。

奨学金は、入学後の手続でありますから、当然入学前の今の金額はお支払いしなければならないと。受験費用と合わせた経費も、そうなると随分かさむようです。その対応として、生活福祉基金という形で全国社会福祉協議会が貸し出している貸与型のものも活用されるということをインターネットで紹介しておりました。また、現在の貸与型奨学金利用者の借入れ平均額、これは当然自宅等から行って、また裕福な方は仕送り等で対応しているから、そういう方たちも含めた形だと思うのですが、平均額は380万円と言われます。それを卒業後、町の制度のように４年間で借りたものを８年間返済では、月の返済額は約４万円となります。首都圏に出ていって、貸与型奨学金を借りた方は、どうしても首都圏と矢巾町職員の大卒初任給の差を比べると、ちょうど４万円ないし５万円ぐらいの開きがあるわけです。これでは、卒業後岩手で仕事に就きたくても帰ってこられない現状の一端であるのではないかと私は解釈しております。ですから、私は、以前から給付型の枠を増やして、またただ増やすと、町財政が逼迫しますので、条件付でやったらどうかという部分であります。

そこで私がここでお話というか、私の考えを提案したいのは、月に４万円として年間48万円、４年大学行きましたら196万円、200万円弱が町財政の支出となる給付型奨学金と、それから貸与型奨学金があるのですが、これらに条件を付して、仮に例えば５年間町に住所を置いて働いてもらえば、返還を免除するとか、そういう仕組みづくりをする必要が私はあるのではないかと考えます。これは、町財政と当然その辺をきちっと精査して、一過性のもので終わったのでは、逆に迷惑をかけますから、そういうことを考えられないかと私は思っております。

当然町に住所を置いて、働きに出ていただければ、皆さんのほうがプロでしょうが、町民税とか、所得税とか、そういうものに寄与できますし、また町で買い物したりすれば経済効果も生まれます。私、前質問したときは、１人生まれれば2,500万円の経済効果が生まれるという試算があります。そういう部分を踏まえても、やっぱり戻ってきていただければ、町がまず元気になります。若い方が増えます。当然５年いて、その毎月４万円ずつの返納を免除していただければ、結婚も早まる可能性もあります。そういったことも踏まえれば、ぜひこういう部分を検討していただきたいのですが、この考えについての所見を伺います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今議員からご紹介のありました、返済の部分なのですけれども、まずやはり私どもも月々の返済額というのが結構負担になっている方もいらっしゃるのだろうなと、これは認識しておりまして、昨年12月の議会の際に、この奨学金基金条例の改正をお願いしたのですけれども、その際に、それに附属する施行規則のほうも改正しておりまして、この返済期間が、これまでは就学年数の２倍ということにしていたので、普通の４年生大学であれば８年だったのですけれども、これを３倍に延長しまして、12年ということで、幾らかでも月々の返済額を減らすというふうな方法を来年度から取りたいなと思っておりますし、それから実際貸与が終わった後は、例えば今年の３月まで大学生で４月から就職といった場合に、４月から返済というふうなこれまでの規則上の規定だったのですけれども、もしかすると、会社によってはなのですが、月末締めの翌月払いという給料の支払い方もあるのではないかなと思いまして、ここ１か月だけではございますけれども、４月から勤めた場合は、実際は今まで４月返済であったものを５月返済からスタートというふうに１か月ほどずらすという方法を来年度から取らせていただきたいなと思っております。

それから、条件付の奨学金というご提案だったのですけれども、昨年12月条例改正の際に、

私ども事務局でも、やはりそれは考えさせていただきました。今回の内容といたしましては、給付型の奨学金と、例えば議員おっしゃったような提示をした場合の何か条件をつけたような貸与型の奨学金というのをちょっと我々事務局でも検討したのですけれども、いろいろ考えまして、今回私ども改正の内容に当たって一番考えたのが、就職先とか定住先をあまり限定しないで、自由な学びの継続を応援するのが優先かなということで今回給付型奨学金制度のほうを優先して開設させていただいたという経緯でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　今の説明も納得しないわけではないのですが、特に今私例に出したのは、大学生の場合です。今回の給付型奨学金には、高校生も、それから専門学校生もという形がありますので、特に高校生であれば、やっぱりそれなりの方が給付型に応募してくるということもあれば、逆に免除することによって、18歳、二十歳ぐらいの方であれば、残っていただける可能性もなきにしもあらずと私は考えておりますので、ぜひその辺を何度も言いますが、財政状況に左右される部分が大きいものですから、すぐやりましょうよとは言えないのですが、特に去年というか、まだ令和２年度終わっているわけではないのですが、コロナ禍だけの理由で、やっぱりアルバイトもないということで580人ほど、コロナ禍の理由だけです、アルバイトができないというだけで退学されていると、休学されたという報道もあります。

それから、今の大学生事情は、誰でも大学に行くわけではないのでしょうが、親の反対を押し切って、親に援助してもらわなくていいから大学に行かせてくれという形で首都圏に行く学生も多いと聞きます。親としては、高校、専門学校ぐらいで何とか働いてくれないかと思っても、子供は今７割以上の方が上の学校を目指しているという状況でありますので、そういう状況の中で、自分でアルバイトして足りない分を奨学金で行くから、何とかという形で家を出ていく高校生終わった方が多いと聞きますので、ぜひその辺も考慮にして。

ところが、先ほど言いましたように、ここ１年のコロナ禍でそうたんかを切って家を出たのだけれども、アルバイト10万円稼いでいたところが１万円、２万円、でもまだ１万円、２万円取れる人はいいと。１万円以下だという部分の人が結構おるという形でテレビ報道されています。それは当然メディアに映すわけですから、それなりの苦しい方しか映さない、特異な方だとは思いますが、実態はそういう状況なのです。ですから、町としても、矢巾町に

戻ってきて活躍してもらいたいな、矢巾町の実家を継いでもらいたいなと思うのであれば、少しでもそういうところを考慮していただきたいのですが、一言教育長から、もし所見いただければ。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　それでは、私のほうから、まず借りられる人の目線で、その立場に立って考えてまいりたいと思います。私たちは、私たちなりの考えでこれまで進めてまいりましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、返還の日数を伸ばしたりとか、あるいはいつから返すのかとか、あるいはどういうふうな経済状況なのかということ、どういうふうにやっていったらいいか、様々考えてまいりましたけれども、さらにもう一つ踏み込んでもう少し考えて、どういう方法があるか、今赤丸議員さんのほうから出されたアイデアも含めて私たちも考えてみたいと、そう思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　よろしくお願いします。

次の項目の質問に移ります。ＧＩＧＡスクール構想で購入したパソコン利用について伺います。現在全国的に大きな課題として２つ挙げられております。１つは、リスクを恐れて、保管、貸出し利用に制限を設けていること。もう一つは、運用の指導者不足であり、教育委員会の６割以上がこのことを不安であると言っております。

ここで１月の朝日新聞に掲載された全国の部分、ちょっとはしょって紹介したいと思います。まず、東京都世田谷区ですが、校内の通信環境などの整備が追いつかず、学校での活用は限られているのが現状だと。マイクロソフトの文書ソフトなどはあるが、アカウントが配布されておらず使えない。それから、千葉県の公立中学校ですが、全生徒に配られたノートパソコンの仕様にがっかりしたと。Ｇメールや表計算ソフトなど、ほとんどのアプリが使えず、ＵＳＢメモリの認識もしない。文書の共同編集も生徒とのチャット機能も教育委員会の方針で無効化されていた。それから、保管も課題だと。関西地方の中学校、９月に１人１台配備された。だが、盗難や破損への懸念から全端末は空き教室の保管庫に入れて施錠され、管理職が鍵を管理。通信環境も整っていないため、休み時間に鍵をかり出して、全員でログインすると、授業までにつながらない。授業の妨げになるので、賢い教員は使おうとしないと嘆いていると。それから、もう一点は、愛知県の公立小学校、遅い回線速度、電源容量が

足りずに時々ブレーカーが落ちる。そういう状況であります。

それから、先進でいいところは、千葉の印西市の小学校ですが、市の情報教育推進校であり、昨春には５、６年生全員にクロームブックを配布、一斉休校中にオンライン授業をしたと。ギガ導入も先行しており、昨年10月には、全学年に端末を配り終え、大半のソフトや機能は自由に使えるようにしている。ここの校長は、最初からきつい制限や枠はかけないほうが学びの幅や可能性は広がると。よきデジタル市民になるための指導をしながら子ども自身が学ぶ自主性を大事にしたい、こういう形であります。これに対して評価する方、大学の教授ですが、混乱の原因について、学校も教育委員会もビジョンがないまま端末を配布していることだと。何のための道具かを第一に考えてほしいと。どんなときも子どもと学校をつなぐツールであり、家でも学校でも子ども自身が使いこなせる学びの道具にしていく必要がある。リスクを恐れ過ぎれば、文鎮化してしまうというようなことを言っております。

そこで確認ですが、町では、個人貸与していますが、校内では自由に使うことができますか。アカウントは個々に付与されて利用されやすいですか、必要なアプリの利用は開放していますか。教育委員会やパソコン利用に制限を設けていませんか。その辺を確認したいと思います。

それから、現在の利用として、具体的利用内容を低学年、中学年、高学年ごとに１つで構いませんので、お知らせ願いたいと思います。

なお、ネットの接続については、次の項目で当局側にＧＩＧＡスクール構想の件についても伺いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回のＧＩＧＡスクール、今年度整備している端末にプラスして学校内での通信環境も併せて整備しております。当然負荷がかかりますので、その辺を対応したＷｉ―Ｆｉの通信環境にしているところでございます。

アカウント関係、まず教職員に関しては、今月付与しますし、４月以降児童生徒のアカウントを配布して、それぞれにパスワードを設定して使っていただくというようなスケジュールになっております。

それから、アプリ関係も基本的に使えるのですけれども、当然インターネットとかにはフィルタリングをかけて、ある程度のところまでは制限をかけざるを得ないのは、これはやむを得ないかなと思っております。

あと今回実際授業支援のシステムも入れますので、授業の中で、例えば教員がこの画面の中で子どもたちの様子を分割画面で見られるとか、そういった機能も今回付与しているところでございます。

それから、具体的にどういうふうに授業に使っていくか、これちょっとまだ学校のほうから具体的にこうだというのは来ておりません。今中学校は既に導入を終わって、今いろいろ準備しておりますし、小学校のほうは来週までのところで全台納入予定ですけれども、今特にもやっぱり中学校のほうがどちらかというと積極的に活用していきたいなという声を先生方からいただいておりまして、答弁でもお話ししましたけれども、使い方に関しては、今事務局の職員が細かい部分とかを含めてサポートしております。今月末ぐらいに一旦、多分４月に入ってもうすぐに授業に使うというのは、なかなか先生方も難しいのではないかなと思っております。なので、まずどこの部分で、答弁の中に例えばＱＲコードの部分とかもお知らせしておりますけれども、そういったどこで活用していくかというところ、実際小さいところでもいいから教育委員会のほうに報告いただいて、それをさらにほかの学校でもこういうふうな使い方できていますよというのもお知らせできたらなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　納入されてから、では試行でも使っていないという状況なのか、その辺後でお願いします。

時間もなくなったので、ちょっと確認します。やっぱり先ほどの新聞投稿にもありましたように、自宅で使わせるような形を持っていかないと、なかなか慣れない。子どもの場合は慣れると思います。私が心配しているのは、指導者不足の解消のことです。昨日も事務局の者という話をしていますが、それは１人ですか、５人ですかという話とか、それから私ちょっと時間もないので、お話しさせてもらえれば、英語のインストラクターみたいに町経費でやっぱり各学校に指導者を置くべきだと思います。これは、何も半年とか１年とかという部分要らないのです。教える側の先生に操作してもらうだけのレクチャーですから、私から言わせれば２か月もあれば十分です。その代わり各校に最低１人は、もしくは２人ぐらいいれば最高なのです。それをちょっと時間もないからあれですが、私は町内の会社ＯＢの方、パソコンに長けている方いっぱいいるのです。私５年ぐらい前の話で申し訳ありませんが、シルバー人材の業務内容を質問したことがありました。こういうＯＢの方は、もう長く働いた

ものだから、通勤を楽に地元にいて、お小遣い程度、月に５、６万円稼げばいいというようなイメージの方がいるのです。そういう方がシルバー人材センターに行きますと、作業内容が、やっぱり屋外作業、特に草刈り、そういうのしかないというのです。やっぱり盛岡に出ていかなければならないのかと、複数の方から私相談されました。そういう状況の方をお手伝いいただければいいです。昨日は、代表質問の方が副業的な方でお願いできませんかという部分ありますが、１人、２人だったらいいかもしれないし、週に２日、３日ならばいいかもしれないけれども、私は短期集中で１か月でいいのです、２か月でいいのです。そうであれば、先生だって、多分２割、３割の方は長けているはずなのです。あとのできない方は、やっぱり２割、３割なのです。あとの方たちは、ちょっと二、三週間集中するだけで、授業のほかの部分に二、三週間集中するだけで、もう使いこなすはずなのです。そういう形の体制をやっぱりつくっていただきたいのですが、すみません、ここについての所見をお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、昨日もちょっとお答えいたしましたけれども、パソコンの端末の使い方の部分は、まずは事務局の職員、今２名で対応しております。それから、その先、端末を授業にどういうふうに使っていくかということは、来年度ＧＩＧＡスクールサポーターをお一人になるのではないかと思うけれども、委託をしてお願いしたいなと思っております。

そして、あと７月に答弁でもありました研究大会でいろんな紹介をするということはお伝えしましたけれども、７月なので、やはり１学期で実際使ってみたときに、どういう部分で教員の中で足りないか、あるいはどういうところをサポートしてもらいたいかというのがだんだん見えてくると思います。そこで昨日のお話でもありましたコミュニティ・スクールの中でも、やはり委員の方からの意見があったのですが、今議員もおっしゃったとおり、地元の方でスキルを持った方からサポートができるのではないかというお話もありましたので、そういう日々のところでもし支援員が必要だという教員側からのご意見があれば、やはりそこに応えていかなければならないなと思っておりますし、あと端末を使ってどういうふうに授業を組み立てていくかという部分に関しては、これは県教委のほうでも研修を行う予定でございますので、そういったのも活用しながら、パソコン、端末が本当に道具の一つとしてなじんでいくようにしたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　この項目の最後にさせていただきます。

矢巾型コミュニティ・スクールについて伺います。本当にこの項目で時間がなくなったので、手短に聞きますが、昨年教育振興運動とＰＴＡ活動をミックスさせて９年間のスパンで町内全校一体とした矢巾型コミュニティ・スクール構想を熱く教育長は述べられています。私に任期があるように、教育長にも任期があります。ぜひ和田教育長の熱い思い、和田イズムを浸透させ、定着していただくよう期待をしておりますので、これについての教育長の思い、再度お聞かせ願いまして、この項目の質問に代えます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、コミュニティ・スクール、私がいろいろな形で皆さんにお話をしてきました。ただ、これは私の思いだけではなくて、いろんな方々とご相談をしながら、その中でつくり上げてきたものです。さらに、矢巾町ならではのもの、矢巾町でなければできないこと、矢巾町だからできること、それを考えていきたいと思っておりますし、先ほど任期の話もありました。確かに日数は限られております。私は、やっぱり基礎的なものを、基本をつくって、次の方にバトンを渡すという役目だと思っております。そのためにもしっかりとしたものを、基盤を、礎をつくっていかなければいけないと思っています。

そのためにも今立ち上げました各部会、そしてそのまとめの小中学校６校の皆さんと共に、いろんなことを考え、そして未来に生きる子どもたちのために私たちが何ができるかをみんなで一生懸命考えて、矢巾の子どもたちの未来が明るくなるようにみんなで支えて、育てていきたい、そういう学校をつくって、地域をつくってまいりたいと、そう思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは、まだ一般質問の最中ではありますけれども、大分時間も経過してございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開をここの時計で２時15分、14時15分といたしますので、ひとつよろしくお願いします。

午後　２時０７分　休憩

―――――――――――――

午後　２時１５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、３問目の質問を許します。

９番、赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　よろしくお願いします。３問目の質問は、町のデジタル化推進事業についてです。国において、将来を見据えた施策の柱として、ＤＸ、デジタルトランスフォーメーションを推進する方針が示されました。町でもＤＸ担当部署を設け、行政のデジタル化による町民サービス向上に努めるとお話しされていましたので、以下の項目について伺います。

１、高速無線通信で結ぶWi―Ｆiネットワーク網を構築中のようでありますが、どのような利用のネットワークを考えているか伺います。また、ネットワーク概要は、どのようなイメージなのかを説明願いたい。

２、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようだが、利用時期やマイナンバーカードを申請していない方の現用利用方法との違いを伺います。また、近々にシステムを活用した事業構想は何を考えているか伺います。

３点目、ＤＸ担当部署を設けることの具現化は、いつを予定しているか伺います。また、スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に向けた取組状況と特区申請前の議会説明を行う予定について伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　町のデジタル化推進事業についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、町内において、高速無線通信網の構築を進めており、地区公民館や公共施設等を対象として、アンテナ基地局などの設置作業を行っております。町内に45基の基地局を設置終了後、インターネット接続用のネットワークとして、一体的に運用する予定であります。災害時における無線ＬＡＮの無料開放や地区公民館等におけるインターネット接続環境の整備、地域コミュニティ活動の支援など、様々な行政上の目的に沿った利活用を想定しております。

また、この事業は、新型コロナウイルス対策の一環として、アフターコロナ、もしくはウ

ィズコロナを見越した新たな生活基盤の一部として運用を目指します。

２点目についてですが、マイナンバーカードの健康保険証利用は、医療機関等でのオンライン、資格確認が可能となるものであり、厚生労働省では３月下旬から順次開始するとしております。このオンライン資格確認は、従来の健康保険証による資格確認に加え、医療機関等に設置する顔認証式カードリーダーで本人確認を行い、直近の資格情報を確認できるものであり、国民健康保険を含め全ての健康保険証で利用できます。

なお、マイナンバーカードによる健康保険証利用の申込みをしていない方は、従来の健康保険証をこれまでどおり利用することとなります。

また､システムを活用した事業構想につきましては､まだ具体的には至っておりませんが、町が実施する健康増進事業や医療給付事務等を連携できる仕組みの構築に向け、国の動向を注視していくとともに、必要な情報の収集に努めてまいります。

３点目についてですが、町内のデジタル化を推進するため、令和３年度から総務課に専任職員を配置し、全庁的に取り組んでまいります。また、スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に向けた取組状況としては、矢巾町スーパーシティ構想連携候補事業者の募集を今年２月15日から今月の３日まで実施したところであり、事業者からの提案を審査し、取りまとめた内容を内閣府地方創生推進事務局が実施しております公募に対し、本町の提案として応募したいと考えております。

なお、応募に当たっては、議員の皆様に提案内容を説明させていただきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　答弁書でネットワーク構築後は、災害時利用、地域コミュニティ活動とありますが、公民館にパソコンを持ち込むことを本当に考えていることでしょうか。職員の後方支援で使うのであれば､理解もできますが､現実的ではないと私は感じております。それとも非常時のＧＩＧＡスクール構想を意識したものでしょうか。その辺を理解するためにイメージ概要を最初に説明していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず仕様のイメージですが、答弁でも使わせていただいておりますけれども、記載のとお

りでございます。もう少し詳細に加えますと、まず災害時の利用、こちらにつきましては、00000ＪＡＰＡＮの利用を想定していますので、公共施設、避難所等で連絡手段だといったところにまず災害時に開放することを考えております。また、地域コミュニティ性のためのインターネット接続のサービスにつきましては、こちらにつきましては、地区の中で地域の方々が実際に公民館などでパソコンを使えるような環境を整備するということで、各自治会に設置するために説明会なんかをしておりますけれども、行政区長さん、コミュニティ会長さんからは、おおむね良好の好感触をいただいていて、もっとやってほしいなということを言われております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　再度確認しますが、それは例えば構築を終わった後は、平日どういう使い方をするのか。もしくは町民に開放するのか、その辺はどうなっているのか。

それから、災害時に使うといいますが、これの構成分からないと、停電時でも使えるのという話とか、それから確かに避難所になれば、職員の後方支援を受けて、その方がいろいろ連絡用に使うと思いますが。その辺の全公民館がそのような形に対応できているのか、その辺も踏まえて答弁をお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、通常これは公共サービスといったところと、民間、要は町民の皆さんに広く使っていただくという部分を分けて考えていただきたいと思います。まず、町民向けのサービスなのですが、これは45基の完成が３月19日を予定しておりまして、４月中旬から町民向けのサービスを開始したいと思っております。ここにつきましては、事業者に業務委託を行いまして、月額当たりブロードバンドよりかなり安い金額でサービスをする予定です。これによりまして、町民の皆さん、それを利用しますと、可処分所得がその分一定程度永久に上がると、永久というか、その期間内、使用している期間内は上がるという形になります。

なお、こちらにつきましては、今事業者と契約前で詳細に詰めているところでございまして、この内容につきましては、今ほかの自治体でもかなりやりたいというところが増えていまして、この条件等今しゃべってしまいますと、当該法人の競争上の問題が生じますので、こちら契約終了後、速やかに議会全員協議会などにサービスの概要をご説明する機会をつく

らせていただきたいと思っております。

もう一方、公共利用につきましては、こちら通常時いつでも使えるような形で考えておりますので、自治会の無線ＬＡＮ、こちらのほうは常時使えるような環境が整うような形でご理解していただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　今回45基ということで、人伝えに聞くと、300メートルカバーできる無線ルーターになるらしいのですが、今当然ご存じですよね、１キロメートルカバーできるルーターができて、販売されているという話は。その辺の兼ね合いも大丈夫なのか。もしくは45基も要らなかったのではないかと思いますが、その辺について確認します。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　赤丸議員は専門家ですので、それを上回る答弁ができるかどうかあれなのですが、距離、非常に長く飛ぶ電波のアンテナの存在も承知しておりまして、後で無駄だったというような形はないような形で設計をしておりますので、それは大丈夫ですし、田んぼが多い地区、そういったところを飛ばすときには、短い距離を飛ばすよりは、そういったものを使ったほうが有利になりますので、そこにつきましては、エリアをできるだけ広くカバーするために最善の策を考えているところでございまして、事業者と協議しながら進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　まずイメージは湧きましたので、あとはその工事状況を見ながら、また次の機会に質問したいと思います。

最後の質問でスーパーシティの構想について話します。その前に、マイナンバーについては、昨日帰りましたら、テレビで放送していて実演していました。それでもう理解したので、ここはちょっと質問を別の形でしようとしましたが、割愛します。

スーパーシティ構想について伺いますが、まず申請締切り変更になったのを私分かりませんでしたし、４月16日までの締切りになったと。そうであれば、まず最後にお聞きしますが、３月末頃までに議会に説明していただけるかというのが聞きたい内容でありまして、その前

にちょっとお話しさせてください。まず、申請時の９項目プラス１項目のどの項目でエントリーするかということが私の興味あることです。スーパーシティ構想は、監視社会の構築だと叫ぶ方がいますが、現代社会であっても、ビッグデータにより個人情報は取得、蓄積されているわけであります。ただ、日本では許可なく勝手に業務使用を認めていないだけであると私は思っています。５Ｇの伝送が定着すれば、社会がどうなるか検討したことがあります。導入が早いのは、やっぱり自動運転の部分でタクシーは無人化になるのではないかと。それから、医療は遠隔治療、遠隔手術が発展すると想定しました。これは、３Ｄプリンターや手術ロボットのダヴィンチの普及などを踏まえたものであります。

ちなみに、５Ｇのサービス開始となりましたが、６Ｇの開発もほぼできておりまして、これは不確定情報でありますので、社会は今ＩｏＴによりデジタル化を推進する情勢であります。住民は、参加しないで済みますかと考える方がいますが、紙ベースで物事を処理して、アナログに徹するのであれば、可能であると私は考えます。先ほど言ったように、伺いたいことは、年度内に議会説明は可能でしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　年度内に議会に説明できるように鋭意努力したいと思います。昨日村松信一議員の質問にお答えしましたが、17の企業からの応募、あと３つの研究機関、大学からの協力の表明がございましたので、それらをまとめて３月中にご報告したいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。ご苦労さまでした。

以上で９番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

それでは次に、15番、山﨑道夫議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（15番　山﨑道夫議員　登壇）

○15番（山﨑道夫議員）　議席番号15番、一心会の山﨑道夫でございます。私は３問の質問を町長に行いたいと思います。

まず、１問目でございます。本町における持続可能な農業政策の推進についてお伺いをい

たします。昨年11月に５年ごとに調査しております農林業センサスが公表されました。それによりますと、岩手県における農業の個人経営体は、この５年間で１万1,000戸余りが減少し、その減少率は実に25.1％となりました。予想をかなり上回る速度で減少し続けていることが明らかになったわけであります。本町においても農家戸数は、年々減少しており、高齢化が確実に進行しているのが現状であります。

このような中、わずかな希望は、法人化している経営体が少しずつ増えてきているということだと思いますが、しかし法人の従事者も高齢化してきており、後継者育成が課題として挙げられております。こうした状況の中にあって、わずかな光として感じるのは、コロナ禍によって食料の大切さや農業の大切さ、食料自給率を高める取組が重要であることが、消費者をはじめ多くの人々の間で意識されてきたことであります。つまり食料を６割以上も海外に依存している日本の現状を危ぶむ人たちが少しずつではありますけれども、増えてきているということであります。

しかし、農業従事者が減少し続けている状況の中で、政府が目指しております2030年までに自給率を45％まで引き上げるには、かなり厳しいと誰もが感じているとおりであります。そうした厳しさの中にあって、食料生産に意欲を持って取り組んでいる農業者を支え、持続可能な農業への道筋を示すための政策を打ち出すのが行政の役割であると思います。そのような観点から以下についてお伺いをいたします。

１点目でございます。2020年産の米価が下落しているとの情報が伝えられておりますが、本町の稲作農家への影響はどの程度になると捉えておるのか。また、本町における2021年産の主食用米の作付面積は、県が示した目安に対してどのような状況で推移しているのか明らかにされたい。

２点目でございます。農家や農業法人の所得を増やすための町の政策が米づくりに関しては、極めて不十分と言わざるを得ません。生産の目安を上回って作付をし、需給均衡水準を上回る生産量になった場合、結果として生産者米価の下落に結びついてしまうことが実証されております。したがって、作付転換の調整が重要であると思いますが、農家に対してどのように調整が行われてきたのか明らかにされたい。また、転作の柱であります飼料用米や大豆、小麦などの作付面積は増加しているのか明らかにされたい。

３点目であります。本町における持続可能な農業政策として、これまで高収益作物への転換が示されてきましたが、思うように進んでいないのが実態であります。今後高齢化等により、労働力不足が想定される中、比較的手がかからなく作りやすい作物、例えば小型のカボ

チャやタマネギ、サツマイモなどを推奨するなど、実効性のある取組を考えるべきと思いますが、見解を示されたい。

４点目でございます。政府が意欲を持って進めております輸出力の強化策として、本県はリンゴと米が県全域を対象に輸出産地に選定されました。今後農水省は、輸出産地における輸出事業計画を作成するとしております。稲作農家の米作り意欲を減退させないためにも、本町として輸出米への取組についてＪＡにも強く働きかけて、積極的に情報発信等を行い、セミナーなどの開催を企画し、意欲的に取り組むべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

５点目であります。20年度第三次補正予算の中で、水田リノベーション事業として本町が取り組もうとしている事業は、何があるのか明らかにされたいと思います。

６点目でございます。生産者米価の下落補填として、稲作農家に対し、出荷米の検査料30キロ１袋当たり25円と入庫料１袋当たり95.6円を補助し、支援するべきと考えますが、どうでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　15番、山﨑道夫議員の本町における持続可能な農業政策の推進についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、2020年産の米価の下落に係る影響は、全耕作地面積に対して、約７割の水稲作付を占める本町において、農家の収入に直接的な影響を及ぼす一方、多くの経営体が加入する収入保険制度や当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の９割を補填する国の収入減少影響緩和交付金など、セーフティーネットの活用により影響は限定的なものと認識しております。

また、2021年産の水稲の作付は、現在矢巾町農業再生支援協議会において、意向調査を実施しており、現時点で県が示す目安の1,286ヘクタールに対して100％を超える見込みで推移しており、備蓄米や飼料用米等への転換により、主食用米の目安を達成する見通しとなっております。

２点目についてですが、本町においては、複数年契約、播種前契約など実需者との結びつきによる主食用米の作付を行っておりますが、転作面積の確保に向けては、大豆及び小麦の面積がほぼ横ばいで推移していることを踏まえ、増加傾向が見られる飼料用米への転換、備

蓄用米の出荷枠確保など、需要のある新規需要米の面積増加に向け、認定方針作成者、生産者に対し、丁寧に説明をしてまいります。

３点目についてですが、議員ご指摘のとおり、高齢化に伴う労働力不足に対し、省力化が可能な作物の選定は、重要な視点となっており、タマネギについては、一部法人において高収益作物を機械化することにより、労働力不足解消を図る取組が見られることから、既存の取組にデジタルテクノロジーを組み合わせた省力化、機械化に適した作物、品種の選定のほか、芋類については、病耐性などの安定性、売り先の出口戦略等を含めて総合的に判断してまいります。

４点目についてですが、先般２月、岩手中央農業協同組合において、県内では24年ぶりに米国向けのリンゴの輸出を行ったところであり、果樹の新市場開拓に向けて大きく前進しております。一方で、米の新市場開拓に向けては、販売時期が不確定であること、収支状況の見通しが難しいことなど、不確実な要因が多いことから、今後国及び県の輸出に係る取組の状況を注視しつつＪＡと連携し、慎重に検討してまいります。

５点目についてですが、水田リノベーション事業は、水田農業を輸出や加工品、原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新するため、輸出用や加工用米、高収益作物、麦、大豆について産地と小売、外食、中食、食品加工、仲卸等との連携に基づく実需者ニーズに応えるための取組を支援するものであり、本町においては、小麦、加工用米、加工用野菜の低コスト生産等の取組に対して10アール当たり４万円を支援する事業の予算確保に取り組んでいるところであります。

６点目については、国によるセーフティーネットが整備されていることから、町として追加支援は考えておらないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　米価の下落が非常に懸念をされています。2013年、2014年の米価は、２年続けて4,000円ないし四千七、八百円下がりました。そのときのことを今考えますと、まさにいわゆる需要に対して供給が大変多かったということだったようでございます。いろいろなその当時の出ておりました文献等を見ましたけれども、１回下がり続けると、もうそれを復活させるというのは、非常に米価については難しいということが書かれております。それで、具体的な今年度の米価の予想ですが、2020年産米ということになりますけれども、

８月に60キロ当たり１万2,473円、９月になりまして、新米が出回る際、８月も当然早場米が出るのですが、この際には、2021年産になりますけれども、１万1,359円まで落ち込んでいます。それ以降も１年を通じて１万1,000円ぐらいまで落ち込むだろうというふうに予想されているということが全国農業新聞を見まして、これは大変なことだなというふうに私思いました。

米の大体生産費はどの程度かかるのかということも調べました。米の生産費の削減は、稲作農家にとっては、もう共通の課題でありますし、大変な努力がなければ、なかなか難しいというのが今の実態です。政府は、2023年までに担い手の米の生産費を2011年平均の60キロ当たり1万6,000円、これは生産費なわけですけれども、それを9,600円ということで４割削減を目標にしています。しかし、現実は生産費は今１万3,000円、あるいはそれ以上かかっている。１万4,000円ぐらいかかっているというようなことが、これも農業新聞で明らかにされていました。60キロ１万円を達成するというのは、本当に並大抵な努力では難しいだろうというふうに、これも書かれておりました。それは、こういう状況の中で、稲作農家、例えば矢巾は、昨日もいろいろ議論がありました。適地適作でいくと、やっぱり稲と小麦が適作だろうと。そして、高収益作物については、それぞれ野菜とか、あるいは花卉とかあるわけですけれども、どうしてもやっぱり稲作農家が多い本町においては、米の値段が下がっていくということは、本当に農業に希望が持てない状況をつくり出されてしまうのではないかということで、非常に私は危惧をせざるを得ないと。

そういうふうな状況の中で、先ほど答弁がございましたけれども、県の割当てのいわゆる目標値であります作付面積、これについてはもう100％を超えていると。したがって、小麦なり、あるいは大豆なりの、あるいは飼料米への転作を考えていかなければならないと。それをやることによって何とか作付面積の確保ができるだろうという答弁であります。

これは、やっぱりこういう状況を察知をすることが遅れてきたのだろうというふうに思いますが、やっぱり農家に対して、そういう結果的には、供給過剰になると、米は確実に価格が下がっていくよと、そういうふうな情報発信が非常に極めて少ないといいますか、足りないと。これは、やっぱり農家のアンテナの低さも問題かもしれませんけれども、そういったことをいち早く察知をして、やっぱり行政の力で、あるいは農協とタイアップしてやるとか、いろいろな方法あると思いますけれども、そういったことで過剰作付をしないように、例えば加工米に回してほしいと、あるいは飼料米に変えてほしいと、そういった取組が遅れてきたのではないかということで、私はそういうふうに感じているのです。

そういった状況の中で、セーフティーネットがあるから大丈夫だという、農家に対する影響は限定的なものだという、ほとんど影響がないというふうなことで答弁がありましたけれども、やっぱりそういうことを、その2013年、2014年のことを考えると、このままいくと、本当に稲作農家はやっていられない状況になってしまうのではないかということで、本当に危惧をせざるを得ません。したがって、町として作付面積のいわゆる県から提示されたのはいつ頃だったのか。そして、それに従って各稲作農家に状況説明をし、それから備蓄米とか、あるいは飼料米、あるいはその他への転換を進めてきたという状況というのはあったのか、なかったのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　まず、県の農業再生支援協議会があるわけですけれども、そちらから生産目安に関する情報提供を受けたのが昨年の12月７日ということになってございます。それ以降、いろいろ認定方針作成者、この認定方針作成者というのは、ＪＡを含めての話なのですけれども、あとは大きな個人担い手農家ということになりますが、その方々といろいろ調整をさせていただきまして、先ほど面積換算にて町長がご説明申し上げました1,286ヘクタールということで町内をその作付面積でやるということで方針を定めたところでございまして、それぞれの生産目安に合った形の中で今後米の作付を始めていくというふうな形になります。

一番やはり米価が下がるということは、直接稲作農家の方々の農家収入が下がるという、山﨑議員が危惧されていることは、これはもちろんのことではございますけれども、やはり米価にだけ一喜一憂するだけではなく、売り先、その辺を確保しつつ、品質も当然良質なものを確保していけば、米価が下がったとしても、売り先がもう確定しているわけですので、その辺は間違いなく農家収入のほうにはあまり大きな影響はないものではないかなというふうに考えてございます。

例えば矢巾町の稲作に関しましては、徳田のカントリーエレベーターのほうに１企業に対して確実に供給しているものもございますし、今年度からは医大のほうに銀河のしずくを供給できるというふうな形になってございますから、そういった供給先、そういったものを確実的なものにしていきながらあまり米価に影響されないような政策を取っていけば、その辺は系統出荷としては、ＪＡになりますし、あとは個人農家の方についても、そういった形で品質を下げない良質なものを作っていけば、何とかなるかなというふうに思ってございます。

また、先ほど町長の説明にもあったとおり、セーフティーネットということで、生産の経

費に対しましては、ゲタ対策というものもございますし、金額的なものについてはならし対策ということで、それぞれ国の政策もございますので、それらを活用しながら、何とか農家の収入の圧迫にならないような形で町としても支援をしてまいりたいなというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　確かに矢巾町の米については、大手のコンビニとの取引が契約で何年か、恐らく３年か４年ではないかと思いますが、今のところはまずそういう売り先の確保はまずできているということであります。ただ、私は、そこはまず説明を受けて分かりましたし、稲作というのは、やっぱりかなりの年月をかけて、それぞれの農家が独自に継承してきた部分、それから今はもう大型機械を使う時代ですから、一定程度の技術を身につけて、そしてそれを苦心をして効率的に作業をやっていくというような今状況になっているわけですけれども、私は、やっぱり特に矢巾の場合は、稲作を基本としてやってきていましたので、稲作農家がやっぱりもうかる農業というのは、昨日もいろいろ議論があって、持続可能な農業イコールもうかる農業、これはなかなか言ってはみたものの簡単にはいかないと、そういうふうな状況なのですが、そうした状況の中で、今年の２月15日になりますけれども、農水省が岩手県を、特に北海道、新潟、東北なのですが、輸出の産地指定をしたと。

これについては、他県では、特に富山県なかではもういち早く、その体制を整えていつでも生産できる体制を組んでいるということで、これも農業新聞に載りましたけれども、やっぱり稲作農家がこれから希望を持って続けていくということに結びつけていくためには、こういった国がやっぱり力を入れようとしていることに私は積極的に研究をしながら取り組みをする体制を整えてもいいのではないかと私は思うのです。いわゆる売り先は決まっているからいいとはいったものの、先ほど言ったような不確定要素で供給過剰になれば、どんどん値下がりになっていくというふうな状況ですので、特に輸出については、東南アジアが主たる相手国になるような案配なわけですけれども、特に日本の米のおいしさといいますか、今までは特に東南アジアは長粒米のぱさぱさっとした米なのですけれども、そういう米を食べ慣れていた人たちも、レストランとかで食べる日本の米、あるいは家庭でも裕福な家庭の人たちは特に日本米を今好むそうですが、そういう人たちが日本米を求めていると。それに政府がやっぱりいち早く輸出をしたいということで20億円の予算をつけて、様々な設備とか、そういうものに対しての補助もやるということですので、やっぱりそういうことを考えてい

けば、輸出までしなくてもいいのだという人もいますが、輸出しないで自分たちのことを考えろと、自給率を45％まで引き上げるのだと言ってはいますけれども、それとまた過剰米の話が出てきますので、そういった輸出先を確保できれば、岩手の米だって十分闘っていけるわけですから、そういうふうな考えの下に町としても、これは町だけではもちろんできないかもしれません。県とのタイアップあるいは農協との協力、いわゆる協議をしなければならないと思いますけれども、まず第一段階は、やっぱり行政として、そういう思いをしっかりと持って、そしてそれに向かって何が今必要なのかと、これからどういうふうな取り組みをすればいいのかということも含めて研究をしていくということが必要だと思いますが、その辺の考えというのはどうなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ご指摘いただいたとおり、いろいろその辺考えながら稲作農家が希望が持てるような取組というものが行政としても農協あるいは県、国と後押ししながら進めていかなければならないなというふうに考えてございますし、様々国のほうでも補助のメニューを出してきておりますし、ご質問にもありました水田リノベーション事業につきましては、先ほどお話があった輸出関係にも関連することでございますので、そういったものを農家の方々皆さんに紹介をさせていただきながら機械化なり共同化、その辺進めていきまして、幾らかでも農業経営のほうに得するような形で進めていければなというふうに考えてございます。

　山﨑議員がお話ししたとおりでございますけれども、町としても、行政としても、その辺タイアップしていきたいと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　ぜひ輸出米に関しても、いろいろ心配事はあると思います。この答弁を見ても、積極的にやろうというところまでまだいっていないというのは当然なわけです。二月に入ってから国が産地指定をしておりましたので、そういう意味では、なかなかすぐということにはならないかもしれませんけれども、やっぱり矢巾の農業をどういうふうにしてこれから後継者不足もいろいろあります。高齢化の問題もありますけれども、米を作っている人たちがやっぱり希望が持てるといいますか、国内での消費はもちろん高めていかなければならないのですが、やっぱり私たちが作った米が諸外国に行って食べられるというのは、非常にある意味うれしいといいますか、希望が持てるわけです。そして、そのことによって働く人たちも、よし、いい米作るべという話になるのではないかと思うのです。

私は、昨日兼業農家と家族農家の支援策といいますか、これからやっぱり国も兼業を認めるといいますか、支援するという方針が打ち出されておりますけれども、なかなか打ち出したものの、いつもなのですけれども、目に見えた支援がないのです。それでやっぱり町として、前に私も質問したことがあるのですが、兼業農家あるいは家族農家に対する支援というのが、これもまた全くない状況ではないかと思うのです。いわゆる農家組合を通じていろいろ流れでは農協から来ていますが、なかなか兼業農家とか家族農業をやっている方たちに支援というのが見えない。営農組合とか、あるいは法人に対しては、それなりにやっぱり国の支援対策補助事業もありますけれども。

そこで私事になりますが、上矢次農業生産組合という組合、43年になりますけれども、この前２月28日に総会、書面議決の総会でしたけれども、43回目になりますが、組合員が20人、設立当初は今から43年前ですから、私も30歳ぐらいのときですけれども、30人を超えていたのですが、今は20人になりました。ただ、その当時いち早く機械を入れた、もちろんトラクターは小さいものだったし、それから歩行型のいわゆるトラクターではない形のものだったのですが、あとは田植え機械もそのとおり手で押すタイプ、歩行型だったのですが、その後やっぱり大型機械を入れてきたのですが、今は20人の中で、オペレーターが７人います。60代が５人、70代が２人、私も入っていますけれども、３年前からぽつぽつと若い人たちに大型機械を操縦、使ってもらうように大型特殊の免許も補助を出して取らせていましたけれども、全くそういった補助がない中で、自分たちが働いた中で機械の更新、今は８条植えの田植え機がありますし、コンバインは４条刈りですが、900万円ぐらいのコンバインです。それから、トラクターも２台、65馬力と45馬力です。あとは、それに付随したアタッチメントとか、畦塗り機とか、いろいろあるのですが、そういうのを全く補助金をもらわないで、自分たちの力で１反歩3,000円の賦課金で農業委員会が示している作業料金から大体１割から２割少ない作業料金で組合員は作業しておりました。

それで43年もよくもってきたなと言われますが、例えば田打ちは4,720円の農業委員会の標準額に対して3,000円です、10アール。それから代かきは6,280円に対して3,500円、田植えが5,770円に対して3,500円、それから稲刈りは10アール当たり１万6,550円、これを１万5,000円、全部とにかく大体２割から３割、場合によっては作業によりますけれども、５割ぐらいも少ない料金でやっているのです。それでもまず二十何ヘクタール、前は30ヘクタールやっていたのですが、やっぱり農業をやめる人がいたり、あるいは入り作で見前からとか、永井とか、青山町から来て耕作している人たちに売った人たちがいますので、それは減るの

は仕方ないのですが、今そういうふうな形で農業をやっていますが、この人たち、私も含めて、年はいっていますが、やっぱり稲を作る喜びというのは、非常に大きいのです。春一生懸命まず植えて、苗作りから始めて、秋の収穫を迎えて、そして今年もまず取れたと、けががなくてよかったとか、いろいろあるのですが、それがやっぱり米価が下がるということは、非常に大きなもうやりきれない気持ちになるのです。

したがって、米作り農家というのは、そういうことで長年培ってきたことをやっているのですけれども、先ほど言ったような輸出に関してもそういった状況もやっぱり鑑みて頑張ってほしいし、それからもう一つは、高収益作物、これはやっぱり人手がかかりますので、あるいは適地適作で、なかなか粘土質で野菜を育てるのが大変だというのもありますけれども、何か工夫して、先ほどタマネギの話も答弁にありましたけれども、やっぱりそういう狙い目を持って、いわゆる米作りは、春植えれば、大体、手間はかかりますけれども、その間何もそんなにないのです。その間、労働力をそれに向けるためにも、これは何がいいかというのは、ちょっと私も芋類がいいのではないかとか、いろいろ書きましたけれども、例えばタマネギにしてもいいと思うのですが、そういうものを役場の中にちゃんと担当者を置いて、前にも私提案したことがあるのですけれども、農地を守って農業を持続させるという気持ちはみんなあります。私をはじめ議員の皆さん、それから町長も課長さんたちもおありになると思いますが、そのためには、やっぱり農業経営改善支援員、これは私がちょっとそういった名前にしましたけれども、農業経営改善支援員的なものを役場の中にやっぱり担当者として置くべきではないかと思うのです。なかなか基幹産業だとはいつも言いますけれども、基幹産業がいつも後回って、なかなか先行部隊に追いつけない、どんどん離されていくと、そういう状況では、やっぱり問題があるのだろうというふうに思います。

したがって、そういった担当者、仮称ですけれども、そういう人員を配置して、様々な新規就農者とか、認定農業者を増やすとか、いろいろ喫緊の課題はあるのですが、そういうものに対してどう取り組んでいくかということを農業改良普及所とか、農協とか、しっかりタイアップして、そういう一つの取組というのを専門的にやれる部署といいますか、そういう人員配置があってもいいのではないかと思うのです。

なかなか産業観光課が担当だといっても、やっぱり農業に関して、この人は随分明るいなとか、そういうふうな人がいれば、もっとやっぱり違う方向性で話合いもできますし、そういう人たちが一生懸命になって、いろんなところから情報を集めてきたりやれるわけですから、そういった考え方というのはどうなのでしょう。私はぜひそういう配置をしてほしいと

思っているのですけれども、前にも言ったことがありますけれども、そのことについては、これは時間もあれですので、最後にしたいと思いますが、その考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長、最後だということで町長が手を挙げました。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、まず山﨑道夫議員の持続可能な農業政策と、これは昨日の廣田光男議員の代表質問にもあったわけでございますが、いずれ農業は国の基になるということで、これは瑞穂の国でもあるし、そこで私びっくりしたのは、ちょうど１年前、昨年の３月31日、ちょっと私メモしてきたのですが、国連の関係で国際連合の食料農業機関、それから世界保健機関、世界貿易機関の各事務局長が連名で食料品の入手可能性の懸念から輸出国による輸出制限の連鎖が起きて、国際市場で食料品不足が起きかねないというメッセージを発信しているのです。ということは、日本の国は、今食料自給率45％を目指しているのですが、もう40を割っているわけです。そういった国連の事務局長たちがそういうメッセージ。だから、日本の国が今このままいったら、飢餓、もう御飯食べられないとか、そういう現実のメッセージが流されておると。

そのほかにも、国連ではたしか私2012年12月だと思ったのですが、食料主権ということをやっているのです。これは、どこの国でも自分たちの食料は自分たちで確保して、そしてそれが食料主権ということで。その中で、私今回も県の再生支援協議会のあれを受けて、私どもが町の再生支援協議会と、分かりやすく言うと、減反をやれと。皆さんご存じのとおり、この減反政策が始まったときに、当時の東和町長の小原町長が減反に反対したのです。だから、私は、そういう時代に来ているのではないのかなと。ということは、やっぱり一番食べるものがなければ、今食料自給率100％、北海道とか、岩手もそうなのですが、やっぱりそういうふうなものを強みにして、これから考えていかなければならないと私は思うのです。

そこで東北農政局あたりでは、米余りになるから飼料用米を作れと。一生懸命この間までひとめぼれだの銀河のしずくを作っていたのが、おもしろくないわけです。だから、やっぱりそういうことの原点に立ち返って、だからこれはもう私ら市町村だけではなく都道府県、国、一体となって、だからその意味では、私は矢巾は小回りの利くところでもありますので、さっき佐藤課長が、担当課長が答弁したのですが、岩手医大の病院が来たから病院食で矢巾の米を使ってほしいと、何回もお願いしたのです。それで、農協はじくたれなものですから、ハードルを上げてこられて、もう俺はやれないじゃと、こういうことになったのですが、そこを何とか乗り越えて、去年の11月から病院食に使っていただいているのです、銀河のしず

く。今ももうあきたこまちとか何かは全国の銘柄で特Ａから落とされているわけです。その中で、県内では銀河のしずく、これも新聞報道でされているのですが、そういうおいしい米を食べていただくと。それも輸出することも大事なのですが、できるのであれば、まず自分たちの足元から、そういうところからしっかりお使いになっていただくということが大事だと思うのです。

そのためにこれから私ども行政だけではなく農協、何といっても農業改良普及センターの普及員なのです。この人たちにやっぱりしっかり動いてもらわなければ駄目なのです。ということは、昔私ら小さいときは、１升瓶立てて議論していたわけです、米作りでも野菜作りでも。今は、パソコンだけいじって、何らそういう議論する場がないわけです。だから、私はやっぱり一度原点に立ち返って。

今私産業観光課にも言っているのですが、花巻でタマネギ今やっているぞと。だから、恐らく答弁書にもそいつを想像して書いたと思うのですが、タマネギやるといったって、土壌診断もしなければいけない。そういう適地適作、何の作物が合うのか。だから、こういうことについては、ちょっと時間がかかりますが、いずれ矢巾町は非常に小回りの利く、そして消費地も抱えておるので、そのメリット、長所を生かして対応していきたいなということで、いずれ私どもとすれば、農家の方々、今もう家族農業年といって、今年国でも基本計画で経営体の多様な担い手を打ち出してきて、だからそういうことも含めて考えていかなければならないということで、山﨑道夫議員の実際もう自分で農業をやって、だから私昨日もそうだったのですが、いずれ農業と農村の調和ある対策を、そしてそれが産業政策とか、地域政策につながる、これにはやっぱり国にしっかり取り組んでもらわなければならないということで、このことについては、私も今町村会の理事をやらせていただいておりますので、町村会を通して、とても東和の小原町長さんみたいな元気はない、もう年がいきましたので、でも挑戦はしてみたいなということで町村会を通して県、国に要望してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、一般質問の最中ではございますが、時間も大分経過してございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を若干短いのですが、ここの時計で３時25分、15時25分の再開といたします。

午後　３時１７分　休憩

―――――――――――――

午後　３時２５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、２問目の質問を許します。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　それでは、２問目の質問をいたします。ＡＩを活用した婚活事業支援についてお聞きをいたします。

近年人工知能、ＡＩが大変幅広い分野で活用されていますが、身近なところでは、農作物の病害虫診断や新卒者の採用選考などにもＡＩを導入し、活用する動きが広がっております。そうした中、内閣府は、ＡＩやビッグデータを使った自治体の婚活事業支援に本腰を入れることが報道されました。それによると、ＡＩが膨大な情報を分析して、相性のよい人を提案するとのことであります。お見合い実施率が高まり、その結果、成婚率、いわゆる結婚する率も高まるとのことであります。既に民間ではＡＩ婚活が広がっており、システムは結婚支援サービスを運営する企業が開発し、全国では愛媛県や埼玉県など10県の自治体で導入しているとのことであります。そうしたことから、内閣府は2021年度から自治体への補助を拡充し、システム導入を促すとしており、未婚化、晩婚化が少子化の要因とされている中、結婚を希望する人を後押しするための婚活事業支援として、本町でも導入に向けて取り組むべきと考えますが、どうでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　ＡＩを活用した婚活事業支援についてのご質問にお答えいたします。

町では、矢巾町婚活推進ネットワーク会議によるカップリングイベント矢ぁコンの開催のほか、岩手県や県内市町村、民間団体とオール岩手の体制でいきいき岩手結婚サポートセンター、略してｉ―サポの設置、運営を行っております。ｉ―サポでは、この３月からＡＩシステムを導入した婚活支援事業を行う計画があり、ＡＩシステムの導入は、広域で行うことでより大きな効果が得られるものであることから、町の婚活事業と併せ、相乗的に結婚を後押しするよう取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　県とタイアップを図って導入するということですので、そうですか、分かりましたと言えば終わりですけれども、町としても、今まで矢ぁコン、この取組をしてきたわけですが、それなりにこの取組によって見合いするカップルがあったと思いますし、集まってお互いを観察できるというのがあるでしょうし、話ができるということで、それはそれでよかったと思いますが、去年は恐らく中止になったのだろうというふうに思いますが、その辺はどうだったのでしょうか。

それから、今まで政府からも支援金が出ていたと、補助金が出ているということでしたが、あまりそこは私聞いていなかったような気がしますが、どの程度出ていたのか、その２点と。

それから、ここ四、五年の間、矢ぁコンで、前にも誰かの質問で聞いたような気はしますけれども、どの程度の方たちが結婚まで至ったのか、その部分をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、今年度は３回予定しておりましたけれども、２回実施することができました。１回目は、今年度はトータル16回矢ぁコンということで、花屋さんが教えてくれる寄せ植えの鉢を作りながら、体験を通して婚活イベント。17回は、チョコレートセミナーということで、これも大変好評でしたけれども、この２回を行っているところでございます。そういった意味で、今年度は、16回は男性６名、女性７名、カップルは２組成立。あとの17回のほうは、男性９名、女性７名で、カップルは４組成立というようなことになっておりました。

ちょっと飛んで３点目のお答えになりますけれども、３点目につきましては、これまで私どもが把握している情報では、この矢ぁコンを通じて１組が成婚に至っているというふうに認識しているところでございます。

２点目の補助金というのは、こちらどれを指すのかあれなのですが、私ども i ―サポの登録におきましては、こちら登録するに当たっての補助を実施しているところでございます。１万円となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　分かりました。なかなかそんなには多く結婚にまでは至っていない

というのが分かりました。ＡＩの活用というのは、先ほども言ったように、農業に対しても、あるいはそのほかの、特に新採に関しても使っていると、新規採用に。かなりの使い道が多いわけですけれども、ＡＩを活用すると100ぐらいの質問をしたやつからＡＩが分析をして、この人に合うという人を紹介すると。それによってかなり確率がいいのだそうです。埼玉県は、13％ぐらいの見合いだったのが、一気に30％ぐらいに上がったと、そういうふうな報道にもなっています。

したがって、始まりですから、いろいろこれから県との関係もあるでしょうけれども、どういうふうな宣伝をしていくのか、その取組についてお聞かせをいただきたいと思います、ＰＲ。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

こちら私どももＡＩの婚活システムにつきましては、非常に期待しているところでございます。そういった意味でｉ―サポと連動して、様々周知を図っていきたいなというふうに思っているところでございますが、先日今般このご質問をいただくに当たって、詳細についてｉ―サポのほうと打合せをしました。３月22日の週のこちら開始を目指しているということだったのですけれども、様々ホームページの内容等について、今作成中であって、新年度になったらｉ―サポのほうからどのような活動ができるかというのをみんなでちょっとお願いして協議してまいりたいというお話をいただいておりまして、具体的な動きは、新年度になってからのものになるかなというふうに思っておりますが、いずれにしろこういうものがありますよということを広く周知しながら進めていきたいということについては変わりませんので、今後頑張ってまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは次に、３問目の質問を許します。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　３問目の質問をいたします。

コロナ禍における失業者等への支援策についてであります。収束が見えないコロナ禍の中で、新型コロナウイルスの影響を受けて失業し、生活難で苦境に立たされている市民や町民、

客足が落ち込んで売上げが激減している宿泊、飲食業者に対し、県内のそれぞれの自治体は、独自の支援事業を実施しております。その中で花巻市は、事業主の都合で失業した市民には10万円の見舞金を、就労の場を失った市民を正規雇用した事業主には奨励金を１人当たり50万円を給付。八幡平市は、売上げ減の宿泊、飲食業者に対し20万円を支給するなどの支援事業を行っております。本町も同様の事例に対し、見舞金や奨励金、支援金を支給し、支援する考えはないか伺います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　コロナ禍における失業者等への支援策についてのご質問にお答えいたします。

県内の自治体における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援事業は、その地域の特性や実情に合わせ、最も効果的な対策を講じているものと考えております。失業者への見舞金といった支援策は雇用保険制度の改正等、国の対策も次々と構築されていることから、同様の金銭面のみの支援ではなく、町では相談体制の強化や円滑な求職活動を実施できる環境を整えるほか、必要な情報を随時提供できるような体制を整えてまいります。

また、自治体が一定の業種に対して奨励金や支援金といった一時的な事業者支援策を講ずるよりも、今後はこの社会情勢の変化を受け入れ、事業者が持続的に経営を維持できる体制づくりが最も効果的であると捉えております。町や商工団体、金融機関、教育機関、町民の皆様などが、それぞれの役割を認識し、町内事業者を盛り立てていくという思いを共有することが重要であります。この理念を掲げた中小企業振興基本条例を令和３年度に制定し、地域経済の発展を目指し、さらにはウィズコロナ社会に沿った施策を積極的に実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　金銭のみではなく、相談体制の強化や円滑な求職活動を整えるほか、必要な情報を随時提供できるよう体制を整えると、こういう答弁ですが、厳しい状況というのは、一つ一つ言わなくても、そのとおり全国的にも問題になっておりますが、生活困窮、特に失業がかなりもう増えておると、９万人を超えていると。あるいは、女性のパートに至っては、もう160万人も超えるくらいのパート、非正規が職を失っているというようなこと

も報道されていますので、したがって、本町におけるそういった実態調査、失業者あるいは生活の状況はどうなのか。そういった調査はどのようにやられてきたのか、そこをまず１点お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今のお話ですと、事前にそういった大変厳しいという状況を事業者のほうからお聞きしまして、実際そうなったという離職をしなければならなくなったというような状況は、二、三点聞いておりまして、１つにつきましては、十分うちのほうからも訪問するなどして、何とか解雇しないで、そのまま従業員を雇っていけるような体制づくりというものを支援しようと努力してきましたけれども、なかなかできなかったというところも１つありました。その件につきましては、その後のアフターフォローということで、ハローワークと一緒に次の就職先ということで、そういったことでそういった面でフォローはさせていただいておりますし、あとは紫波町で会社が１件あったのですけれども、そこも花巻、紫波、矢巾ということで、かなり大きな人数が統合されるということで解雇も何人か矢巾町でもいらっしゃったわけでございますけれども、それにつきましても、ハローワーク、雇用センターと一緒に、その辺はアフターフォローさせていただきまして、再就職につながるようなことを行ってございます。

それ以外につきましては、大きな離職者というのはなくて、今現実コロナの影響かどうか、はっきり明確に分かりませんけれども、40人弱、40人を切るくらいの離職者が今回のコロナで町内では発生したのではないかなというふうに捉えてございます。全国的な部分については、何万人ということで、かなり大きな影響はありますけれども、町内に限っては、そんなにあまり影響はなかったのかなというふうには捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　それから、去年からずっとですが、各県内の自治体が様々な、主に金銭面、その支援をしているわけです、失業者に対しても、あるいは商売上かなり客足が落ちているとか、あるいは事業所によっては、コロナ禍によって様々な問題が生じて業績が落ちているとか、そういうふうな状況の中で、支援をしているというのがずっとこの間何回も新聞に出るわけです。町民からは、私も商売やっている人たちに直接２人に言われましたけれども、矢巾町、なかなかそういう支援もやってくれないと、議会は何をしているのだと、

そういう要求をしているのかという話もされました、１人には。それから、もう一人は、私たち何回も飲食で行っていたところなのですが、来てくれとも言えないと。だけれども、本当は来てほしいと、いろいろ対策を講じているからという話はされます。その人にも、いわゆる中小企業の支援融資とかの話もありますので、場合によってはそっちも考えているという話もされましたけれども、町としてのやっぱり支援というのも考えてもらいたいなという話をされたのです。

だから、そういったことで、いわゆるウィズコロナでこれからは様々助けるというか、盛り立てるという思いを持って対応するべきだと。したがって、奨励金や支援金の一時的な支援ではないと、そういうのを考えるよりも、そっちのほうが大切だと。それから、中小企業の振興条例を令和３年度設定するというような話です。ところが、これはそのとおり私も、いわゆる条例の制定は理解できますし、賛成はします。しかし、やっぱり今日、明日のことで苦しんでいる人たちに対する支援というのは、目に見えたものがないと、精神論ではとても理解できないという人たちがやっぱりいるのです。どこでもそうだったらいいのですが、花巻とか八幡平のように資金力がある自治体とは比べられないのですが、やっぱりそういった目に見えるものをしっかりと手当てしていくというのも行政の役割ではないのかというふうに思います。

一時テレビで流れましたけれども、同情するなら金をくれというような話もありますが、今そういった状況になっているのではないかと思うのです。したがって、いわゆる答弁書を見れば、その部分では分かりますけれども、現実に苦しんでいる人たちの思いを聞くと、やっぱりそのとおりだなと思います。したがって、そういうふうなことに対しての手当てというのは、全く考えていないのかということをまずお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　確かに一部の方から、やはり飲食店などからは厳しいというような状況もお聞きしてございます。昨年の12月に県と一緒にそういった飲食店を回りながらコロナ対策についての事情を聞いて回ったというようなこともやってございますけれども、やはり厳しいところについては厳しいですし、ただこのコロナ禍にあって業態を何とか変化して、何とかやり続けようというような厳しい中でも頑張っている業者の姿も見てきました。それで、確かに一時金として見舞金なり、そういった給付金なり上げることも重要かと思いますけれども、これからつい先日報道でも上げられましたけれども、県のほうで１店舗に対して40万円、最高額で上限200万円というようなこれから支援も打っていくというよ

うなお話を聞いてございます。やはりこういった国とか県とかの支援とかぶらないような形でやっていかないと、行政はいけないのかなと思いますし、そういう中では、一番身近にいる市町村というのは、相談を受けながら寄り添っていくような支援ができていければいいのかなというふうには考えてございます。

いずれ国や県の支援とかぶらないような形で、前回は家賃補助の関係でかぶった部分あって、非常に困惑した部分もあるかとは思いますけれども、そういった部分、見極めながら町としてできる部分をやっていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　福祉課のほうから今年度から生活相談係ということで、事業所様の直接的な支援ではございませんが、今個別的にいろいろご相談を受けている状況をちょっとお伝えさせていただきたいと思います。

令和２年度から福祉課の中に生活相談係ということで新設されたわけですけれども、今私どもで相談を受けている、対応している事案の件数は、２月22日現在ですが、109件のご相談を受けております。昨年度末は60件でした。ちょうどコロナ禍に相まって、そして総合相談ということでワンストップ相談ということで皆様にお知らせいたしましたので、そういうことも相まっての相談の件数が増ということもあろうかと思うのですが、その中で、やはり一番相談の多いのが収入と生活の相談です。あと次に、やはりちょっと健康的な部分、仕事探しが３番目です。仕事探しに関しましては、私どもの相談員もハローワークに一緒に行って、そして中にはやっぱりちょっと人とのコミュニケーションがうまくいかない方もいらっしゃるので、一緒に行きながら手続を一つ一つ対応しております。ご相談いただく中には、本当に所持金が少ない中で、よく相談に来たねと、勇気を持ってきたねということで相談を承る方もいまして、その方は先ほどお話しいただいているような現物的なものが本当にないと暮らせないかなという方もいらっしゃるので、町社会福祉協議会のほうとすぐ連絡を取りながら現物的なものとして食料の支援だとか、緊急小口だとか、制度で使えるものを即座に使えるもの、中には生活までの相談につなげたほうがいいかどうかの見極めを私ども、それから町社協、県社協と一緒に対応している現状でございます。

ご報告させていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　今まさにその相談体制を聞こうとしておりましたので、さすが今聞

いて、かなり一生懸命寄り添いながらやっているというのを確認できました。いずれコロナ禍はこれで終わらない、終わってほしいのですが、まだ続くと思います。そういった意味では、厳しい状況で相談に来られない人もいるかもしれませんけれども、そういった情報、やっぱりキャッチをしながら寄り添って、そういった体制、そういう寄り添いの体制をつくってほしいと。最後その思いを聞いて終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

いずれ失業者の方々への支援策、これはまず雇用安定事業というのは、これは国の大きな仕組みの中でやることになっておるのですが、しかし私どもといたしましては、今雇用保険法というのがあって、これは私ども失業保険といっているのですが、そういった中に職を求める人たち、または就職の促進とか、いろいろそういうふうなことも含めて市町村、そして県、国と一体となって雇用安定のための一助になるように私らもしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、その中で今後こういう状態が続くことになれば、当然支援策も考えていかなければならないと思いますので、そういったことも視野に入れながら対応してまいりたいし、またこういうふうな場合のセーフティーネットの構築をしっかり国にも図ってもらうようにお願いしてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

以上で15番、山﨑道夫議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、７番、高橋安子議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（７番　高橋安子議員　登壇）

○７番（高橋安子議員）　議席番号７番、町民の会、高橋安子でございます。質問１点目は、本町における自殺の現状と対策について町長にお伺いいたします。

今月３月は、「みんなでつなごう　いのちとこころの絆」をスローガンに自殺予防の取組を目的に、岩手県自殺対策強化月間が実施されています。全国的に女性の自殺が増加しているということを聞きます。中には、子どもを道連れに自殺する例も多い今日この頃でございます。近隣の町でも昨年12月、母親が２人の子どもを道連れに自殺いたしました。最近では、奈良県で障がいがある10歳の娘と心中しようとしたが、死に切れず自分だけが生き残ったと

いう事案がありました。自殺者は、平成15年をピークに減少傾向にありますが、岩手県では毎年200人余りが、そして全国では２万人以上の方が自殺で亡くなっている現状でございます。原因は、健康問題や生活問題と多種多様であり、年代別に見ると、40代から50代の働き盛りが多いとの統計が出ております。このことから以下お伺いします。

１点目、本町ではここ数年自殺者は、どのくらいあるのか。

２点目、年代別、男女別及び原因はどのようなものが多いかお伺いします。

３点目、コロナ禍において、生活相談はどのぐらい増加しているのかお伺いします。

４点目、本町ではゲートキーパー等を養成し、自殺防止対策を実施しておりますが、今後ゲートキーパー以外の取組も考えているのか。

以上、４点お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　７番、高橋安子議員の本町における自殺の現状と対策についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、過去５年間の自殺者は31名であり、その状況は、平成28年６名、平成29年９名、平成30年は３名、令和元年は６名、そして令和２年は７名であり、残念ながら自殺死亡者数、死亡率ともに微増の現状であります。

２点目についてですが、過去５年間の性別、年代別の状況では、男性の自殺者数は21名で、60歳代、30歳代、20歳代の順に多く、女性の自殺者数は10名で、80歳以上が多い現状となっております。

自殺の原因については、20代から30代までは、職場の人間関係や仕事の悩みによる鬱状態からの自殺、60代以降高齢者に見られる原因は、身体疾患や借金などの悩みによる鬱状態からの自殺が主な原因となっております。

３点目についてですが、令和元年度の相談件数は60件でしたが、令和２年度２月現在で109件の相談を受けております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に関連した相談は、収入の減少による生活費の相談など36件の相談を受けております。

４点目についてですが、本町では、小中学生を対象とした「心の授業」と題したＳＯＳの出し方教室を中学校２校と小学校１校において実施しており、令和３年度はさらに他校にも広げ実施する計画としております。また、気軽にいつでも、どこでも自分自身や家族の心の

状態をチェックできるシステム、「こころの体温計」を導入し、早期に鬱予防や相談先につながるよう取り組み、自殺対策をより一層強化してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　先ほど申し上げましたように、３月は、岩手県の自殺対策強化月間、そして９月は自殺防止月間となっております。それで、岩手県でも平成10年頃から自殺が増加し、平成15年は最多となりました。その後は、減少傾向とはいうものの、令和元年276名の方が県下で自殺で亡くなり、人口に対する自殺死亡率は全国で２位ということでございました。原因は、先ほど町長の答弁にもありましたように、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独などの原因が絡み合っていると言われますし、また心の病気、鬱病が最も多いのではないかなと私も感じております。

心の健康相談やいのちの電話など、相談所は多くありますが、果たして相談や電話できる人はどのぐらいいるのでしょうか。隠されたところにもっと悩んでいる方がたくさんいらっしゃるのではないかといつも思っております。電話するには、かなり勇気が要るのではないかと思います。そこで質問いたします。

本町では、受ける方、相談員さんは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。それから、傾聴ボランティアの講習会、研修会が何年か前に行われましたけれども、この傾聴ボランティアの方というのは、今何人ぐらいいて、どのような活動をされているのかもお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

相談員は何名ぐらいで対応しているかということでございますが、実際特化した相談員はいません。ただ、私どものほうにも福祉課に保健師が配置されておりますし、社会福祉士も配置されております。ですし、あと例えば健康長寿課と話をしながら、実はこういう相談を受けたのだけれども、専門の相談のほうにつなげたほうがいいかなということで何名ということは、ちょっとお話しし切れないのですが、本当に子ども課のほうとか、健康長寿課のほうとか一体となって相談のほうは対応しているというところでございます。

また、傾聴ボランティアですが、傾聴ボランティアは、社会福祉協議会のほうで養成しておりまして、ゆずの会で行っておりました。ゆずの会のほうも今ちょっとコロナの関係で今

現在は休んでいるというか、ちょっと見合わせているような状況ではございますが、もう一つ昆秀一議員さんが会長になっている精神保健ボランティア、やまゆりの会が居場所づくりということで、誰でも気軽に来て、ちょっとおしゃべりしに来ていいのだよというふうな会は、コロナ禍でいろいろ会の活動は考えたのですけれども、今もボランティアさんの活動として開催していただいておりました。ですので、１つのこの会というわけではないのですが、それこそ全庁的に、いろんな横つながりでいろいろ対応しているというふうに私ども今行っているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　何かいろいろと相談機関があって、やっぱりお話しできなくて、自分の気持ちにこもってしまうという原因がすごく多いというふうに聞いております。話のできるところ、少しでも自分の気持ちを打ち明けられるところが数多くあれば、いろいろ聞いてくれる人があれば、いいのではないかなというのは私も感じます。

それから、先ほどの答弁に各小中学校において、心の授業としてＳＯＳの出し方教室を実施しているということでございましたが、ＰＴＡとかを対象に自殺等防止対策や気づきについての研修会などは実施しているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

ＰＴＡの方々を対象とした研修会も今年度も実施しております。これも今年だけやっているわけではなく、昨年度ぐらいからでしょうか、学校教育課の教育委員会のほうといろいろ連携をして、やはり保護者の多くの方々に自殺対策の一つのゲートキーパー養成講座ということも含めて行っておりますし、今講師の先生は、せいわ病院の千田先生が講師になっておりますが、今強くメッセージをＰＴＡの方々にもお伝えしていることは、ゲームと、それからネットの健康への影響のことも保護者さん、また小中学校での心の授業の中でもお話ししています。特に、今年コロナ禍において、家の中にいる時間が多くなって、結局ゲームをするような時間がちょうど多くなっているというような現状もありまして、ただ千田先生は、それは数年前から気づいていて、ゲームとネットの体への影響のことを子どもたちに分かりやすく伝えていますし、保護者の皆様にもお伝えしているところです。

また、教職員の先生方を対象とした教室も行っておりまして、教職員の先生方にもまた、

教職員の先生方への伝えたいメッセージということで今実施しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　本町には、とてもいいチラシがあります、この自殺防止、あなたの心はお元気ですかという健康度チェック、それからあなたもできる自殺予防のためのコード、ちょうど議場の裏側のほうに、あそこにもありました。先ほど見ておりました。行政区や、このチラシを使って、学校とか専門の方は、そういうふうにいろいろ勉強する機会があると思うのです。でも、自殺というのは、いつ、どこで起こるか分からないのです。それで、もしできれば、こういうチラシを使って、行政区や各団体の集会を利用して気づきについて研修会を考えてはどうかなと思うのですけれども、よく出前講座とかありますけれども、なかなか出前講座を頼むというの、ちょっと大変なところもありまして、こちらから宣伝して、３月と９月だったら、３月と９月だけでもこういうふうな研修会やってみませんか、講習会、お話聞いてみませんかということでやられてはいかがかと思うのですけれども、その考えはありますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

行政区単位なり、小さい単位での、本当に地道な心の健康づくりの取組だなというふうに捉えております。コロナ禍ではありますけれども、やはりそういう部分大切だと思いますので、できることは何かという視点で私どもも進めてまいりたいと思います。

３月の強化月間に当たりましては、駅にのぼり旗を立てたり、それからやはぱーく、公共機関に様々なチラシを置かせていただいております。また、実は不動産業者、町内に７か所あるのですが、要は住所を置いていない方々も多くいらっしゃいますので、私どもが分からないというとあれですけれども、なかなか接点を取れない方々、あとやっぱり矢巾町のキーワードとしては、20代、若い世代もやっぱりちょっと重点的に取り組まなければならないところかなと思っておりましたので、不動産業のほうを回ってチラシを置かせていただきました。どこの事業所さんも快く受け入れてくださいまして、あとは困ったときがあったら役場だったらここにかけていいよ、例えば上下水道課とか、どこにかけたらいいかというようなチラシも置いて、多くの方の目に触れるように今取り組んでいるところでございます。本当にいろんな横つながりの取組があろうかと思いますので、今後もこういう場面はどうかとい

うことでご助言いただければ、幸いでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　ぜひそのようにお願いしたいと思います。あと各団体とかにも出向いていただいて、そういう研修会等をやっていただければ、みんなせっかく大事な命です。みんなが命を守ること、みんなが力を貸してくれると思いますので、ぜひお願いします。苦しいときに一緒に考え、手を差し伸べられる地域、行政であるべきだと私は思っております。研修会とともに、ゲートキーパーを各行政区から募集する考え等はありますでしょうか伺います。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

各行政区から募集するというところ、今ちょっと明言はできませんが、ちょっとまだ考えておらないところですが、保健推進員さんが各行政区にお２人ないし３人いらっしゃいます。任期も２年任期で、ほぼ７割から８割ぐらい毎年入れ替わりがありますので、今年度実は任期の改選期だったので、１年目の任期だったのです。ただ、今回研修会を企画したのですが、やはりコロナのちょうど、ちょっと今、約100名ぐらいいらっしゃるので、集まることは難しいかなということで書面での開催をいたしました。研修の資料をお渡しして見ていただくというような形を取りました。ですので、行政区単位という一つの健康づくりのパイプ役の方々ですので、その方を通じながらひとつ展開していくことは考えております。

また、民生委員さんもちょうど改選が１年ぐらい前だったわけですが、民生委員さんを対象とした研修会も、これも企画したのですが、ちょっとやっぱり難しいかなということで見合わせました。ただ、これも書面なり、そしていろんな場で民生委員さん方には、特にも相談役として、本当に身近に接する方々ですので、令和３年度はぜひ半分に分けてとか、ちょっと開催方法を考えて進めていきたいということで今事務局の担当の者と話をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　この質問で最後にさせていただきたいのですけれども、よく一緒に

考えて、一緒に話を聞くよというときに、ちょっと気をつけなければならない言葉があるということを、東日本大震災からちょうど今年で10年目になります。そのときに、思わず頑張ってくださいと言った方がすごく多くいらしたのです。でも、本当にショックを受けている方に頑張れという言葉は、何を頑張ればいいのだ、どうすればいいのだという言葉が返ってきました。そういう一言、一つの言葉を勉強する機会があって、ぜひみんなの役に立ちたい、そういうのであれば、私も話を聞くぐらいであればできるよという方がいらっしゃると思いますので、役職でなくても、もしできれば、町民から縁あってこの矢巾町に一緒に住んでいる方たちです。町民の方々から募集されてもいいのではないかなと思うのですが、その辺のお考えはありますか。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

役職にとらわれず多くの方に心の健康の学ぶ場を提供するということは、大変私どもとしても企画していかなければならないことというふうに捉えております。ありがとうございます。本当に悩んでいる方に一言で言うと寄り添うというけれども、寄り添うって何だろうなと、本当に思います。私たちもいろんなご相談に対応しているのですが、本当に人を傷つけるのも人だけれども、人を救うも、支えるのも人、これは千田先生が本当におっしゃっていました。100％分からないけれども、分かろうとする気持ちは伝わるよということを子どもたちにメッセージとして伝えていました。その気持ちかなというふうに私も思います。100％は確かに分からないけれども、分かろうとする気持ちを多くの方に持っていただけるように、今後も進めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは次に、２問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　私も千田先生よく存じ上げております。とても優しくて、いいお話をされる方ですね。

それでは、２問目の質問に入らせていただきます。２問目は、児童虐待等の現状と対策について、教育長にお伺いいたします。2018年３月、東京で５歳の女児が小学校入学目前に、

義理の父親からの虐待で亡くなりました。一昨年は、千葉県で小学４年生の女児が実の父親からの虐待で死亡しました。本県でも親からの悲惨な虐待事件はとどまることがありません。特に、昨年からコロナの影響もあり、児童虐待の通告が統計のある2004年以降、初めて全国で10万人を超えたとのことでございます。警察が児童相談所に通告した中には、暴力による身体的虐待、両親のＤＶによる心理的なものや育児放棄、そしてあってはならない実の父親からの性的虐待もあるとのことでございます。そのことから以下伺います。

１点目、本町において児童虐待と見られる相談は、どのぐらいあるのでしょうか。また、誰からの通報が多いのでしょうか。コロナ禍において相談は増加しているのでしょうか。

２点目、今までに本町において性的虐待についての相談はあるのかお伺いします。

３点目、ヤングケアラー、以前山﨑議員もこの質問をされましたけれども、ヤングケアラーと言われるような家族の介護をしなければならない児童生徒の実態把握は進んでいるのでしょうか。

４点目、保育園や学校において、児童虐待等見極めについて、先生方の情報共有はどのようにしているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　児童虐待等の現状と対策についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、本町の令和２年度の児童虐待相談受理件数は、２月22日時点で48件であり、令和元年度の同時期と比べ３件増えておりますが、ほぼ横ばいで推移しております。児童虐待通告については、学校からの通告が最も多く、全体の約４割を占めております。コロナ禍における相談は、児童虐待に関するものは、大きく増加しておりませんが、感染症予防により、保護者が外出を控えているため、電話による育児相談が増加しており、令和２年４月から５月については、令和元年同時期の約２倍となっております。

２点目についてですが、性的虐待についての相談はありませんでした。

３点目についてですが、町としてヤングケアラーの実態把握調査はしておりませんが、町要保護児童対策地域協議会において、早期発見、ニーズ把握に関するガイドラインやアセスメントシート、いわゆる一時保護の判断資料の使用について周知し、特にも学校においては、要支援児童をはじめ子どもたちの欠席状況や家庭環境を把握し、関係機関と情報共有しつつ、子どもたちの健全な生活環境と学びの時間の確保のために支援しております。

４点目についてですが、保育園や学校等の関係機関で組織する町要保護児童対策地域協議

会実務者会議において、情報共有を行い、虐待の心配がある家庭については、子ども課へ相談していただく体制を整備しております。さらに、必要に応じて子ども課職員が訪問し、保育園や学校での様子についても情報共有しており、日頃から児童虐待の早期発見に努めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　子どもの大事な命が奪われている、それも親などの虐待で亡くなっているという情けない話がここ数日続いております。つい最近の話では、福岡のほうでママ友から変な入れ知恵を与えられた母親が１週間も食べ物を与えないで５歳の子を死亡させたという事件が今ニュースで取り沙汰されております。本当に昔からあったのかもしれませんけれども、でも最近特に多くなったような気がしている今日この頃でございます。2020年の内容としましては、心理的虐待が７万8,355人、身体的虐待、暴力などが１万9,452人、ネグレクト、育児放棄が8,858人、性的虐待が295人、これだけの数の子どもたちが全国で虐待に遭っているわけです。本当に岩手はこれでも少ないほうかなとは思っているのですけれども、絶対にあってはならないことが、本当に毎日のように新聞をにぎわせております。

児童虐待について前回質問した際に、平成29年度に本町に児童通告として処理した児童は24人とのことでございました。原因としては、面前ＤＶ等の心理的虐待が14人、ネグレクトが６人、暴力４人という状況でした。令和２年度の虐待件数は２月現在で48件とのことでございますが、以前の質問時の２倍となっています。この原因というのがいろいろあると思いますけれども、学校からの通告が多いということなのですけれども、地域からの、例えば声がするとか、何か泣き叫んでいるというような学校への通告あるいは教育委員会のほうに通告されたことはないでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまの質問にお答えいたします。

地域からの通報ですけれども、全くないわけではなくて、数件あります。それは、匿名だったり、実名だったり、あとは虐待されている子どもが特定できない、泣き声がするとか、そういった通報は実際にございます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　その際に、もし家が特定された場合などは、どのように対処しているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　通告があった場合、その現場にうちの職員が駆けつけて、調査を行って、しかるべき対応を取っております。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　この虐待というのは、本当に嫌なことなのですけれども、実の親が我が子を殺すとか、暴力を振るうとかということ、本当に目を覆いたくなるようなやりきれない事件になっております。我が子に食べ物を与えず、衰弱死させるという事件も多く発生しておりますし、数年前に北上、県内のほうにもありました。どういうことかといいますと、御飯を与えないで、若い両親が遊びに出かけている、あるいはディズニーランドに行っていたというのも全国的にはありました。そういう事件が多く続いている中、子どもが安心して生きていける社会を私たち大人は全力で維持し、つくり上げていかなければならないと思いますが、この48件のうち、先ほど近所からの通報もあったということなのですけれども、ちょっとお伺いいたしますけれども、48件のうち、今核家族がすごく多いのですけれども、家族構成なんかは、こういう上がってきた場合、調査していますかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

家族構成は、当然重要な部分になりますので、私たちの職権でもって家族の構成を調べさせていただきますし、あとは職権でもって生まれたときからの記録とかも取り寄せて参考にして対応しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　ちょっと私が危惧するところなのですけれども、昔ですと、３世代が同居している家族がすごく多かったのです。それで、両親があまり怒り過ぎると、おじいちゃん、おばあちゃんがかばってくれるというところもあったのです。ところが、今はもう

核家族化して、自分たちだけの、親と子どもだけの関係になってしまって、もうどうにも止まらなくなるのではないかなというのがちょっと心配なところがあるのですけれども、先ほど課長がお答えくださいました調べてということは、家族が同居している家族、祖父母が同居している家族というのは、大体どのぐらいあるか分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまのご質問にお答えさせていただきますけれども、正確な数字は持ち合わせておりませんけれども、ほとんど３世代家族というのはおりません。３世代家族であれば、こういった事態は起こらないのではないかなというふうに思っておりまして、多いのはひとり親世帯です。あとは、ちょっと言いにくいのですけれども、ひとり親世帯にパートナーがいるとか、そういった家族の状況が多くなってきております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　確かにそういう原因は多くあると思います。子どもにとってお母さんはお母さんなのです。お母さんが女になる、女性になるというのは、すごく耐えられないということを聞いたことがあります。そういう家族もあるのかなと思います。こういうふうに子どもの泣き声がするなど、多いのはやっぱり田舎よりも町場のほうが多いのでしょうか。また、コロナ禍で保護者からの電話相談が増加しているということでございますけれども、どんな相談が多いのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　答弁にありますのは、ちょっと説明不足だったかもしれませんけれども、コロナ禍において、虐待の相談ではなく、育児相談、さわやかハウスに広場というのがあるのですけれども、コロナ禍によって来所を制限、職員がこちらから大丈夫ですかと電話をかけると、それが１件にカウントされて、黙っていると相談来ないのです。けれども、こちらから心配で電話をかけて１件カウントされるので、それによって増えていると。コロナの影響で来所を制限しているから、それによって増えているという意味でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　それから、次の質問に入りますけれども、性的虐待についての相談はないということでございますけれども、一番相談しにくいことではないかなと思っています。もう何年も前のことですが、小学生の女の子が朝礼の最中に急に倒れたことがありました。原因は、実の父親からの性的虐待による妊娠だったということがございます。こういう問題は、誰にも言えず、一人で悩みを抱え込むことが多いと思います。

本町では、小中学校をはじめとする町要保護児童対策地域協議会による見守りと支援を行っているというふうな答弁がありましたけれども、この協議会の構成機関のメンバーというのは、どういう方がなっていらっしゃるのでしょうかお伺いします。

また、今までにその協議会からの情報提供などはあるのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまの質問にお答えさせていただきます。

警察、あとは県の広域振興局の保護課、あとは保育園、認定こども園、小学校、中学校、主任児童民生委員、あとは障がい者相談支援事業所、あとは児童館、あとは行政の福祉課とか健康長寿課、ちょっと落ちていたのもあるかもしれませんけれども、そのような体制で進めております。

○議長（藤原由巳議員）　何かそこから提案。

○子ども課長（田村昭弘君）　情報提供があったかという質問だったかと思いますけれども、それは当然一番多い小中学校が構成機関に入っておりますので、それは情報提供は十分受け付けております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　いろいろな方々が構成メンバーになっておりますけれども、多分教育長がいつもおっしゃっているコミュニティ・スクールでは、今度は地域の方々にも子どもたちに目を向けていただいて、いろんな情報が入るのではないかなと思いますけれども、ぜひみんなの多くの目で子どもたちを見ていただきたいと思うのですが、虐待等で送致した後に児童相談所や関係機関との連絡は取れているのでしょうか。もし子どもが、児童相談所に入所したとしても、もし親が今度はちゃんと見るからと言うと、すぐ帰される場合が多いのです。その場合に、やっぱりまた役場とか地域との連携で見守りをしていかなければいけないと思うのですけれども、そういう情報交換というのはできているのでしょうかお伺いしま

す。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまのご質問にお答えさせていただきますけれども、議員は一時保護のことをおっしゃっているかと思いますけれども、一時保護は、つい最近もあったのですけれども、私どもが移送といって子どもを車に乗せて児相に送致すると。児相が預かるという流れになっていまして、その後その施設のほうでお預かりするわけですけれども、そうすると、児相は一時保護した子どもの保護者と面談して調査して、本当にこれは帰すべきなのか、帰しては駄目なのかというふうなことを判断して、あとは条件をつけて、その条件をクリアできるような状況になった場合についてだけ保護者に帰すというふうな対応をしております。

当然その間は、町と児相で情報共有しながら対応しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　ぜひ最後まで見守っていただきたいと思います。

ひとり親家庭が多いということで、中には生活に困っている家庭なんかも多いと思いますけれども、本町ではここかむ食堂、子ども食堂をいち早く開催しておりますし、ひとり親家庭や児童館等を訪問するなど活動を実施しているところでございます。コロナ禍においては、お弁当を配布したと聞いております。よく子どもたちにもそういう優しさを持ってほしいというのが目的ではないかなと思うのですけれども、去年、今年は卒業式、なかなかお伺いできないのですけれども、小学校でよく歌う合唱に「ビリーブ」という曲があります。その中に、「たとえば君が傷ついてくじけそうになった時は　かならずぼくがそばにいてささえてあげるよ　その肩を」という曲なのです。もうこれは子どもだけでなくて、大人がまずこれをやっていかなければいけないのではないかなと思っております。

今日の新聞に､声の欄にとてもうれしい記事が載っておりました｡うれしい記事というか、本当に、高校生の投稿なのですけれども、大切な命、虐待で壊さないでということで載っておりました。ここ数年で児童虐待に関する記事やニュースをよく見るようになった。どのような環境だったのか、どのように暴力をしたのか、詳細を見るたびに痛い痛いと思うようになった。中略しますが、大切な命を自分の手で壊さないでほしい。そういう投稿がありました。こういう気持ちをこれからの子どもたちに持ってもらって、これは15歳の高校生だった

のですけれども、あと10年たてば、この子は立派なお母さんになるのではないかなと思っています。

今こういう虐待が多い、私たちが育てた子どもの代なのです、今。どこで間違えたのだろうと思うときがあります。ぜひこれからもその子どもたちに、もしできることがあれば、私たちも話をしながら見守っていきたいと思いますので、地域の目も大切だと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

もし、このことについてご所見があれば、教育長にお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　私のほうから話をさせていただきたいと思います。まず、かけがえのない子どもたちの命、その命が奪われないように、そして奪われる、そういう奪わなければいけないような状況に置かれないように、その保護者も、そういったことを見守りながら助けられる、そういうふうな地域でありたいなと。そのためにもみんなで、それこそ先ほどお話にあったとおり、地域で見守る、コミュニティ・スクールもその一つだと思いますし、様々な組織を使いながら子どもたちの命を守ってまいりたいと思いますので、一緒に頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは、一般質問の最中ではございますが、ここで時間も大分経過してございますので、暫時休憩といたします。

再開を16時45分、４時45分といたします。

午後　４時３４分　休憩

――――――――――――――

午後　４時４５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、３問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　それでは、３問目の質問に入らせていただきます。

生活保護等の状況について町長にお伺いいたします。重度障がいの娘と親子２人暮らしで

電気を止められるなどの生活をしている家族が知り合いにおります。彼女は、数十年前に夫に先立たれ、養護施設に通う娘を送迎しながら収入は、娘の障害者年金で生活している状況です。家や農地があり、生活保護の申請には、多くの壁があることや兄弟に迷惑をかけたくないなどの理由から生活保護の申請をためらっている現状でございます。このことから以下お伺いします。

１点目、現在本町において生活保護を受けている家庭は、どのぐらいあるのでしょうか。

２点目、昨年からコロナ禍により生活保護の申請は増加しているのでしょうか。

３点目、本町ではフードポストを設置しておりますが、どのくらいの食料が集まっているのでしょうか。

４点目、コロナ収束まで生活困窮者を対象に食料支援など、町独自のフードポストを設置する考えはないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　生活保護等の状況についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、本町における生活保護を受けている世帯数は、令和２年４月１日時点で78世帯でしたが、令和３年２月１日現在で81世帯となっております。

２点目についてですが、昨年と比較して生活困窮等による申請は、増加しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による生活保護の申請は、現時点ではありません。

３点目についてですが、本町では、役場庁舎とさわやかハウスにフードポストを設置し、フードバンク岩手を通じた食料支援を平成28年度から実施しており、その食料の総重量は、本年２月までの約５年間で約2,983キログラムとなっており、１年平均で約596キログラムの食料が集められております。

なお、昨年度までは、季節ごとにフードポストを設置しておりましたが、本年度からは１年を通して設置をしており、今年２月までの実績として約735キログラムの食料が集められております。

４点目についてですが、市町村独自でのフードドライブ事業を実施する場合、寄附される食料品が地域により偏りが生じることなどから、住民のニーズに対応し切れない可能性が高くなることや食品の衛生管理など、検品作業の適切な管理を各自治体で行うことが必要となり、現在事業実施しておりますフードバンク岩手では、食品衛生管理認証に沿った衛生管理を行い、万が一の事故等の責任問題にも対応できる体制となっているため、本町独自での事業実施は考えておりません。

なお、３点目のご質問で回答させていただいたとおり、本年度から１年を通してフードポストを設置していることから、コロナ禍に特化せず生活困窮者を対象とした食料支援事業を継続して実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　生活保護というのは、最後の命綱なのだと思っております。本人の関係者に援助できないかなどの確認である扶養者照会、それが嫌で申請をためらう人も多いように聞いております。この確認を本町独自で弾力的に運用できる方法の検討ができないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

生活保護の申請につきましては、私どものほうでも福祉課のほうで相談の受け付けをしまして、その後矢巾町であれば、盛岡振興局保護課に進達しております。支給決定は、県のほうで支給決定を判断されますので、この弾力的な考え方につきましても、やはりそこは国、県の考え方に沿った対応というふうになるというふうに捉えております。

ただし、今コロナ禍の中で新聞等にも掲載になっておりますが、扶養照会の弾力化という点で音信不通の場合、どうなのかというところを、今まで20年というところが10年に弾力的にだとか、そこら辺の考え方について直接、今私どものほうに通知は入っていないのですが、振興局のほうに問い合わせましたならば、３月の上旬ぐらいに国のほうから県を通じて振興局のほうに通知があったというふうに情報を得ております。

私どもも生活保護の申請を受け付けというか、お聞きした際に、本当に様々なご事情があって来ていらっしゃるということをまず、そこをわきまえてお聞きしながら、なかなか連絡取れない方もいらっしゃるのは分かりつつ、調書の中にもそういう状況だということをお聞きした内容の調書のほうに書かせていただいて、あとは振興局の職員が実際調査に行くというふうな流れになっておりますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　直接ではないということなのですね、そうするとまた難しさがあると思うのですけれども、例えば農家の人ですので、家や車、農地などの財産を有する場合の

生活保護は難しいのでしょうか。農地など所有していると、むしろ田んぼの経費というのを結構取られるのです。そういうところもあるのですけれども、私の知っている方は、車は子どもを送り迎えするのに必ず使用する方ですので、それをなくするわけにはいかないと思います。そういうものを持っていると難しいのかどうかお分かりになりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えします。

様々なご事情の中で､車を所有しているから申請ができないというわけではございません。中には、通学とか、いろんなご事情で車を持たなければならないご事情の方もいらっしゃいますので、そこは振興局の調査の中で、車も資産ではございますけれども、そういう事情を加味して県のほうで判断しているというふうに捉えておりますので、資産、例えば田んぼがあってとか、家があってということで申請できないということではなくて、今の収入と最低の生活費の中でどうなのか、そこは丁寧に調査というか、資産の状況とか、調査をすることによって支給決定がされております。

中には､申請された､今回の中にも実は調査をしていった中で定期預金がありましたとか、保険をお持ちになっていて、それがあったので、それをお使いいただいて、後にもう一度申請を考えましょうという方も中にはいらっしゃいます。なので、これがあるから、これがあるからではなく、様々なご事情の中で一旦相談、お伺いして、そして私たちだけでそれは判断しませんので、県のほうとすぐ、申請のご希望があった際、相談を受け付けた際、振興局のほうとやり取りをして、こういう事情の方なのですが、申請のほうはどうなのでしょうかということで助言、それからお聞きしながら申請の相談窓口は対応しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　何か中身がもう本当に生活保護の申請は難しいというふうにいつも人から聞いているものですから、どういうことなのだろうと思っておりましたけれども、本当に今の説明でよく分かったような気がします。

それから、町独自のフードポストは難しいということでしたけれども、令和２年10月に、去年、おれんじボランティアの拠点であるえんじょいセンターが開設しました。もしできれば、センター内で協力をお願いして、週１回ないし月１回でも高齢者や、もし生活に困って

いる人たちに余っている食物、食べ物を安価もしくは無料で販売することもよいのではないかと思うのですが、その考えがあるかお伺いします。

産直のような感じで、例えば今のフードポストの形式ですと、１か月以上賞味期限のあるものでなければ、それからポストに入れてはいけないとかというのがあります。もし、こういうふうにここでやるというのであれば、野菜であったり、米であったり、安価で買うことができるということであれば、来て買いたい。食べるのに困っているという人があれば、来て手に入るよというようなコマーシャルと、それからこれに協力してくれる方を募集してもよいのではないかなと思います。

実は、つい先日、知っている男性の方なのですけれども、フードポストに入れるものと、それからここかむ食堂へと２つにしっかり分けて持ってきてくださった方がいました。ああいう気持ちの方は結構いるのではないかなと思うのですけれども、本当に食べるのも困っている方がいたならば、もし少しでも助けになるのであれば、そういうのを利用してやってもいいのではないかなと思うのですが、そういうお考えはないでしょうかお伺いします。

―――

会議時間の延長

○議長（藤原由巳議員）　答弁の前に私のほうから一つだけ皆さんにお願いです。

ここで皆様方にあらかじめ申し上げます。

矢巾町議会会議規則第９条第１項の規定により、会議時間は午後５時までとなっておりますが、午後５時を過ぎることが予想されますので、同条第２項の規定により、延長することをあらかじめ宣告をしておきます。

―――

○議長（藤原由巳議員）　それでは、答弁。

村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

えんじょいセンターでの実施が可能かということで承りましたので、私のほうでまずはお答えさせていただきたいと思います。えんじょいセンターにつきましては、いずれ子どもからお年寄りまで、町民の方どなたでも気軽に立ち寄って交流していただくという趣旨で施設のほうを開放してございますので、今貴重なご提言がありましたので、福祉課あるいは産業観光課とも連携しながら全庁的に、やはり町民の方でそういったお困りの方が身近にすぐご利用することによって、そういう機を得るというか、まず生活の部分での手助けに非常にな

る、非常に意義深い取組だと思いますので、全庁的にも連携しながら検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　最後になりますけれども、やっぱり今日の新聞に日本の家庭の食品ごみ、推定廃棄量が年間816万トン、１人当たりで64キロということでございました。ＳＤＧｓには飢餓をなくそうという項目があります。世界のこともそうですけれども、まず自分の町、矢巾のことを考えていければいいのではないかなと思います。まだ収束の見えないコロナ感染で、今後も予断を許さない状況です。仕事がこれからもなくなる方が多くなっていくのではないかと思います。ぜひ今の食べるもの、コロナがしっかり収束するまでの間でも結構ですので、早めに対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。何かこれについて所見があれば。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、まず今貧困のことについて、生活保護の申請のこと、またフードバンクシステムのことをはじめいろいろお話あったのですが、いずれ私は、今生活保護の関係では、国で訴訟の事案としていろいろ問題になっているところもあるのですが、まず心配なさらないで、もう生活にお困りなときは、恥ずかしいことではないので、生活保護の申請、ぜひご相談。私らもそうなのですが、今福祉課には生活相談係がありますので、まず最終的に決めるのは、これは県、国なのですが、申請することによって、例えば国民年金であれば、保険料を納められないと。納められなければ、もうこれが今度年金をもらうときに影響するわけです。だから、年金制度では、法定免除とか、申請免除もありますので、そういう手続を、そういういろんなところを税金にしてもそうですし、だからもし周りにそういう方がいらしたときは、まず生活相談係に相談していただきたい。

そして、私どもはそれに対して真摯に対応させていただきたいということで、貧困というのは、これはもう連鎖すると。私も貧乏して育ってきて分かりますので、いずれ貧困というのは連鎖、それを断ち切らなければならないわけですので、だから恥ずかしいことではないので、ぜひ申請していただきたい。その代わりまた元の形に戻ったときは、またしっかり生活していただければいいので、そういったことを私どもが受け入れやすい環境をこれからも整備してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは次に、４問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　今までちょっと暗い質問ばかりでしたので、最後に明るい質問をさせていただきます。普代村との友好都市20周年記念事業について町長にお伺いいたします。

普代村との友好都市宣言をしたのは、2000年、平成12年とのことでございます。昨年は20周年の記念すべき年でございましたが、コロナ禍の影響により、普代村との交流がなかなかできない状況であったことから以下お伺いいたします。

１点目、普代村との友好はどのような経緯で始まったのかお伺いします。

２点目、今までにどのような交流が行われてきたかお伺いします。

３点目、10周年等、節目の事業は実施したのかお伺いします。

４点目、20周年記念事業の計画はあるかお伺いします。

５点目、これからどのような交流を考えているのか。

以上、５点お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　普代村との友好都市20周年記念事業についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、普代村との交流は、平成12年東京のアンテナショップで共同の物産展を実施したことがきっかけに始まり、平成23年の東日本大震災をはじめ、災害等の有事の際においても、相互扶助の下、関係を築いてきたところであります。また、平成24年には、友好交流に関する協定書を締結し、将来にわたり相互の理解と友情を深めるとともに、地域の活性化に努め、持続的な交流の約束をしております。

２点目についてですが、これまで県内外で農産物や特産品を中心とした販売会の出店を岩清水地区の生産者の協力により、共同で実施しているほか、両町村で開催される祭りでの物産出店や普代まつりにおいて、餅まきなどを実施するなど、積極的に行っております。また、少年野球チームの交流試合や郷土芸能の発表会等、それぞれの風土や地域性を互いに尊重しながら、様々な交流を続けております。

３点目についてですが、10周年を記念した事業は行っておりませんが、交流がスタートした平成12年から今日に至るまで途絶えることなく交流が引き継がれております。

４点目についてですが、令和２年度は、新型コロナウイルスの影響により、記念事業の実施に至りませんでしたが、コロナ禍でできる取組として10月に矢幅駅前のにぎわい創出事業や市での海産物販売、矢巾町音楽祭での郷土芸能の鵜鳥神楽の公演を行ったほか、華のまち・ふだい構想プロジェクトから河津桜の寄贈を受け、２月に役場庁舎１階の町民ホールで花をつけた苗木を披露し、両町村の関係性をＰＲしたところであります。

現在も具体的な記念事業の計画はありませんが、普代村と協議の上、前向きに検討してまいります。

５点目についてですが、アフターコロナとして実施可能な事業に積極的に取り組むほか、特に令和３年度から桜の植樹事業を普代村の協力をいただきながら継続し、実施する予定としております。今後も両町村の皆さんが相互に活発な交流を進めるとともに、教育、文化、スポーツ、産業、観光と様々な分野において相互協力を行い、恒久的な地域の活性化につながるよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　ちょうど今月号の広報に岩清水の廣田昭夫さんの記事が載っていまして、最初の出会いから今までの経緯が掲載されてありました。普通であれば、去年20周年記念事業として、私たちは更生保護女性の会という団体に入っておりますけれども、一昨年普代村にお伺いしたのです。それで、鵜鳥神社に行きまして、神楽を見せていただいたり、それから黒崎の恋する灯台、そちらのほうに行ったりして、今度はぜひ普代村の女性部の方たちを矢巾に１泊で招いて、さんさ踊りを教えるから夏まつりに参加しましょうという約束をしてきた経緯があります。それが残念ながら夏まつりも中止になってしまいました。今度こそワクチンも４月からは65歳以上できますし、幾らかずつでも落ち着いてくるのではないかなと、すごい期待をしております。でも、今年が駄目であれば、来年でもいいと思うのです。ぜひせっかく20周年という節目の年でもありますし、20年も続いたということでもありますので、こういう交流事業を実施していただきたいと思っております。

私たちもまず私たちの会員がいるうちは、ぜひ夏まつりに参加していただいて、次の日翌日には矢巾町の観光をしていただいて普代に帰っていただけたらいいなということを時折話しておりますので、ぜひやめないでやっていただきたいなと思っております。

例えばお互いの地域の特産物を使ったバーベキューパーティーもいいのではないかなと思

っております。実は、初めて普代村で定置網で網引きをしました。本当に感動しました。その魚を揚がってからすぐ料理してご馳走になったことがあります。こういう経験を子どもたちにも、それから若い人たち、地域の人たちにも経験してほしいなと思いますし、それから普代のほうでは、田んぼが少ないのです。普代のほうからこちらの矢巾のほうに来ていただいて、協力が得られれば、田んぼで田植えとか、稲刈り体験もしていただきたいなと思っておりますが、そういうのを年間を通じてやらせていただければ、またリンゴの収穫体験などもやらせていただければと思いますけれども、そういうお考えはありますでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　実際地域を通じてやっている交流事業もありますし、今お話があったことにつきましては、今後の交流事業の参考とさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　参考までですが、普代の黒崎荘には徳田の米がいっていますので、そういう交流はずっとやらせてもらっています。

他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　今小学校は野球交流か何かやっています。以前に、ここの矢巾町で福島県の小名浜第二小学校との交流があって、それでホームステイして、向こうに行ったり、それから向こうの児童がこちらに来て泊まったことがありましたけれども、今はなくなっているのです。例えば遠くに行くだけではなくて、普代とそういう交流もあってもいいのではないかなと思うのです。海の生活を体験したり、それからこういう農地の体験をしたりするということも一つの子どもたちの刺激になるのではないかな。あるいは、将来矢巾の子どもが漁師になる子がいるかもしれません。向こうの子が矢巾に来て農家に嫁ぐ子がいるかもしれません。そういう夢を持った行事を計画していただきたいなと思いますので、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、普代村の柾屋村長さん、私ら以上にお互いの交流、特に矢巾町に対する思い入れが強いのです。そして、いつもお世話になっているということで、もう本当に義理堅いというか、本当にこちらこそ頭が下がる思い。そして、今まで交流している中で、今楽天の銀次選手、まだ彼が小さいときに、やっぱりその頃から

違っておったようです、少年野球の交流をやったときから。そういった、だから私は、今お話あったスポーツ交流でもいいし、または音楽でもいいし、大事なことだと思うのです。去年音楽祭をやったときに、一緒にやりませんかと声かけしたのです。ところが、もうコロナ禍の関係で、だから第１回の矢巾町音楽祭にご案内しておったのです。そして、一緒にやりましょうということだったのですけれども、最後はどうしても。

そこで、鵜鳥神楽だけはおいでになってもらったのですが、そういった音楽とか銀次選手の本当に思い出に残る、そういう交流をこれからぜひやっていきたいと。今網起こしの体験も本当は駄目なのだそうです。矢巾町のためにやっているようなのです。だから、私も最初はわくわくしていったのですが、網起こしするとき、やっぱり緊張するのです。それで、すごいかけ声で、だから今言うように、子どもたちにああいう体験をさせたら、まさに勇壮というか、海でしかできない体験なのです。だから、そういう私は、これから末永く、そして河津桜、私去年お邪魔したときに、普代村の役場の庁舎前にあったのです。おねだりしたのです。ぜひお願いしたいということで、この辺の言葉で言うと、つらすけねぇのも一つの交流につながると思うのです。だから、これからもう本当に議員さんたちも交流をやってきたのですから、だから今女性の方々、お年寄りさん、もう各界各層の各世代の方々との交流を深めていきたいと。

向こうは、矢巾町と交流していることに誇りを持っているのです。だから、私らも逆にそれにお応えしていかなければならないなということで、今日高橋安子議員のお話あったこと、これは町としてもしっかり取り組んでまいりたいと。節目節目には、そういうイベントも考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で７番、高橋安子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日、明後日は休日休会、８日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後　５時１６分　散会

令和３年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第４号）

令和３年３月８日（月）午前１０時００分開議

議事日程（第４号）

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員
１７番	髙橋七郎　議員	１８番	藤原由巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造　君	副町長	水本良則　君
総務課長兼防災安全室長	藤原道明　君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司　君
税務課長	花立孝美　君	町民環境課長	吉田　徹　君
福祉課長	浅沼圭美　君	健康長寿課長	村松　徹　君

産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ 課長	田村英典君	農業委員会 事務局長	高橋保君
上下水道課長 補佐	村井秀吉君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中舘和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同 調理場所長	村松康志君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

―――

日程第１　一般質問

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

１番、藤原信悦議員。

１問目の質問を許します。

（１番　藤原信悦議員　登壇）

○１番（藤原信悦議員）　議席番号１番、町民の会、藤原信悦でございます。１問目の質問でございます。コロナウイルス感染症の流行に伴う事業継続等の支援についてご質問いたします。

２月よりワクチン接種が開始され、コロナウイルス感染症の流行に収束の道筋が見えてまいりました。しかし、１年以上に及ぶ感染流行は、経済や雇用、生活環境に大きな負の影響を及ぼしており、流行以前の状態に回復するまでには、相当な時間を要するものと思われます。政府は、１月に第３次補正予算を可決、成立させており、令和３年度予算と補正予算と合わせ15か月予算を長期にわたる感染の収束と経済回復の取組を加速させようとしております。以上の状況を踏まえまして、今後の支援について以下の点についてお考えを伺います。

１つ目は、第３次補正予算の内容や当町に割り当てられる金額は、どの程度になるかお伺いいたします。

２つ目は、商工会に町内事業者の状況を伺った際、今後の事業者の息切れが懸念されること。また、今の支援制度では、業種によっては、家賃補助のように対象外となるものがあって問題となっていると聞いております。町独自にこれまで行ってきた支援策について、今ま

での支援策も含めて今後どのようにしようとお考えか２点について伺います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　１番、藤原信悦議員のコロナウイルス感染症の流行に伴う事業継続等の支援についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、国の第三次補正予算は、昨年12月に閣議決定された国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策において、感染拡大防止のほか、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現のため、地方公共団体の取組を支援する方針が示されたことを受け、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の１兆5,000億円の増額が行われたところであり、本町への配分額は１億2,197万8,000円となっております。

２点目についてですが、これまで行ってきた支援策の一つとして家賃補助事業を県と連携して実施し、町独自で対象業種の拡大や売上げ減少率の要件の緩和を行ったことにより、幅広い支援につながったと捉えております。

また、今年１月から第２弾として実施した家賃給付事業は、県の事業として業種指定がありましたが、第１弾と比べ家賃支払いの要件が緩和され、短期間にも関わらず、本町では第１弾より多くの事業者に給付することができ、経営継続の支援につながっております。さらに、町独自の支援策として、県融資制度における利子及び保証料補給事業を全業種を対象で実施し、事業継続の支援を図ってまいりました。今後は、コロナ収束後の経済社会に対応したポストコロナの時代を見据えた上で、町内事業者がどのような支援策を望んでいるかをしっかり見極めながら今までの支援策において効果的な施策を再度検討していくなど、持続可能な経営を図ることができるよう継続して支援してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　今のご報告にありました地方創生臨時交付金１億2,100万円台についてですけれども、この金額については、いつ頃当町に配分される予定でございますか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

こちらなのですけれども、交付限度額につきまして１億2,197万8,000円なのですが、こちらも３月の終わりということで、この中で新規事業がない場合につきましては、令和３年度

への本省繰越しという形になります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　第三次補正予算は、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を目的に３つの柱で実施されることになっています。今話が出ました地方創生臨時交付金を含む新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策が１つ目であり、この中には、ワクチン接種体制の整備、接種に対する支援枠もございます。この分は、１つ目の柱として、先ほどの創生金の中に入っているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、国の第三次補正予算なのですけれども、議員ご指摘のとおり３つの大きな柱と補足事項からなりまして、この１兆5,000億円というものが形成されております。まず、地方単独事業分といたしまして１兆円、これが感染症対応分といいまして、今議員ご指摘の内容でございます。5,000億円が計上されております。また、２番目といたしまして、地域経済対応分といたしまして、これも5,000億円。３つ目の即時対応分といいまして、今後の協力金等に関係してくるところでございますが、これは主に県とかのほうになりますが、これが2,000億円。あとは、三次補正に計上された各省の補助事業の裏分として3,000億円が計上されておりまして、合わせて１兆5,000億円ということになります。

今議員ご質問ありました内容につきましては、まず新型コロナウイルス感染症対応分、これが①の対応分といたしまして、本町では4,410万円の配分がなされております。②番の地域経済対応分というのが7,787万8,000円が配分されているところでございまして、これらをもちまして対応するという形になります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　ただいま話が出ました地域の経済のためのお金ということで7,700万円ほどのお話が出ておりますが、これは１つ目の柱のポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現のためのところで入ってくるお金として考えてよろしいのですか。その分としての中身でしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　この２つにつきましては、必ずしも中で活用しなければいけないということではなく、国があくまで目安として配分したものになりますので、地域の実情に応じた形での使い方になりますが、こちらにつきましては、新規事業ということが予定されていないものにつきましては、本省繰越しということで、令和３年度の状況を見ながら活用していく形になろうかと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　補正予算について、最後の質問ですけれども、３つ目の柱が防災、減災、国土強靱化の推進などの安全、安心の確保という柱になっています。この部分については、昨年12月の閣議決定で５か年加速化対策などを強力推進することを想定しているようですけれども、これは後ほど何らかの形で支援金が、補助金が出てくるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　国土強靱化の関係につきましては、事業を実施する自治体、こちらの事業の実施の状況に応じて配分するものと理解しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　それでは次になりますけれども、町内事業者への支援に関することでご質問でございます。

回答書には、町内事業者がどのような支援を望んでいるのか見極めながら今までの支援策において効果的な施策を再検討していくとありますが、これまで実施の都度いろいろと問題、課題はあったと思うのですけれども、その辺については、検証されておったでしょうかということが１つです。

正直申しまして、これからその中身を吟味する話は、ちょっとスピードが遅過ぎるのではないかという私見でございます。少なくとも１億2,000万円ほどの配分が見込まれているわけですから、それらを考慮しながら何か取組を進めるべきではないかと思っております。

ちなみに、参考に、商工会でお聞きした内容、問題点や要望、二次までの補正予算の中で出てきた話、ちょっと述べさせていただきたいと思います。商工会さんは、正会員、非正会

員を問わず給付金、補助金の相談窓口として対応してまいりました。相談件数、延べ件数ですけれども、913件ほどあったようです。窓口で613、電話で300件になっています。業種別に見ますと、飲食業が179、その他サービス業が177、小売業が141で全体の８割です。この３業種が、やはりいろいろと苦労されているようでご相談があったようです。建設業、製造業、業種としては件数少ないのですけれども、やはり増加傾向にあると。じわじわとボディブローをくらっているような状態のようです。

問題とされたことは、先ほど最初に質問したとおり、家賃補助等対象外の業種がある。具体的には建設、製造関係、それから商工会として、飲食店応援プロジェクト、３回実施しております。８月と９月を通して１回、11月と12月を通して１回、そして最後１月23日から１月31日、１週間、やはり売上げがなかなか伸びなかったようです。平日と夜は売上げが伸びない。それから、土曜日、日曜日、コロナ禍前の半分にも満たないという売上げの状況のようです。大変なかなか厳しい状況なようでございます。

また、飲食店の納入部署も売上げは次第に厳しい状況にあって、補助がないということでちょっと気にされているようでございます。商工会を脱退する人の８割は、廃業が理由で、コロナ禍による廃業は18件あったということでございます。一言で言えば、第３次補正予算以降のアフターコロナについて、やはりきっちり考えてくださいという要望もございました。

以上を踏まえて今後の取組についてお考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　まず１点目、今までの支援策について検証されているかというような内容だったかと思いますけれども、これにつきましては、当町としても反省点ございまして、大きく分けて家賃補助のほかに資金融資の件で利子補給と保証料補給を行っているわけでございますけれども、実際金額的には、家賃補助につきましては、第１弾が600万円ほど、第２弾で、つい先日２月15日までの受け付け分ということで、これが大体950万円ほど、それぞれこちらは支援してきたわけでございますけれども、２つ目の制度資金につきましては、大体45件の融資の申込みがありまして、それに対して利子補給と保証料補給、これを総額で見ますと、１億円を超えるような利子補給と保証料になります。

これにつきましては、売上げが５％以上減少しているということで、それぞれ業種を問わず対象になってきたわけでございますけれども、意外と、それが本当に必要な資金だったのかというのがちょっとなかなか分かりづらいような業者さんからの資金申請もありまして、これが本当に手広く必要な方に回ったのかどうかというのを検証した場合に、ちょっと疑問

が残るところも実際はあるところでございます。

ただ、これは内容に対象業種なり、そういった売上げ関係に当てはまれば認定しなければならないものですので、貸さないというわけにはいかないですし、利子補給もしないというわけにはいかないですので、その辺の本当に必要な人が借りて、必要な人分で支援できればよかったのかなというふうな形でちょっと反省点だったというふうに考えてございます。

それで、いろいろ商工会さんのほうにお話を聞いて、現状なりお聞きしたということで今お話があったわけでございますけれども、町としては、確かにいろいろな事業主さんからも相談、町のほうにも来ていますし、商工会からそういったお悩みというか、相談が来ているということも伺ってございます。なかなか国及び県の支援策が急に決まったりとか、なかなか町とかぶってしまうような支援もございまして、その辺の見極めが非常に難しいなというふうに捉えてございます。同じ実際家賃補助につきまして、第１弾の家賃補助につきましても、町でやろうとしたならば、後から県の補助がついてきたというような状況もございましたので、その辺の見極めが非常に厳しいなというところが現状でございます。そこを早く情報をキャッチして、国、県とかぶらないような支援策をこれから打っていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

それで具体的には今後につきましては､やはり町としては､身近な事業所さんと一番近い、国や県とは違って近いところにありますので、そこは寄り添ったような支援を今後検討していかなければならないのかなというふうに考えてございます。金額的な部分があれば一番いいのでしょうけれども、なかなか金額的な部分で一時的な部分、一時しのぎ的なお金をもらっても、なかなかそれが、いつコロナが収束するかどうか分からないというところもございますので、そこはやはり業態の変化なり、その辺も対応できるような相談を受けながら前向きな形で進めるような対策を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　それでは、２問目の質問でございます。鳥獣被害対策についてお伺います。

近年町内においても鳥獣被害が発生しており、特に西部地域に多いと聞いております。町内の被害額、件数と合わせて申し上げますが、直近５年間で平成27年は金額で140万円ほど

で９件、平成28年は57万円、ちょっと少ないですが、件数は17件、平成29年は150万円弱、19件、平成30年が370万円ほどで25件、令和元年は金額が多くて518万円ほどで21件というふうに被害があるということを産業観光課さんよりご報告いただいております。

この状況での問題点は、金額、件数が増加傾向にあるということです。矢巾町は、西側にしか山がないのですけれども、それでもやっぱり増え続けている。隣の紫波町さんは、西も東の山も、やっぱり同じように増えているようでございます。場合によっては、被害が人身に及ぶことも想定されます。過去に紫波町でも何回かありました。ですので、対策といたしまして個別に電気柵を設けたりされている方もいるようですけれども、なかなか効果としては出ておりません。矢巾町の場合には、イノシシもそうですけれども、熊の被害も増えているということでございます。令和元年、金額が518万円、件数は増えていますけれども、はっきり言って熊がいろいろと果樹園でいたずらしたような状況になっております。

地元の方からは、電気柵等を設置するのだけれども、やっぱりお金がかかる話なので、その辺考えてくれないかという話もありますけれども、この件について何も対策を打たないままであれば、被害は増加します。お金がかかるから何もしないというわけにはいきませんので、その辺につきまして、以下についてお考えを伺います。

１つ目、被害発生地域で農家が行う被害対策への支援について町はどのようにお考えか伺います。

２つ目、町が重点施策として取り組む西部地域の観光開発を進めるに当たりまして、観光客の身の安全を守る意味で鳥獣被害対策は避けられないと思いますが、その辺も含めて、観光開発を含めてお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　鳥獣被害対策についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、鳥獣被害は農作物に対する直接的な被害のほか、間接的にも営農意欲の減退による耕作放棄地の増加等の影響をもたらし、被害額として数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしていると認識しております。鳥獣被害対策は、主に個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理を組み合わせ、農家だけでなく、地域全体で取り組むことが重要と考えており、侵入防止柵の設置を含めて刈り払いや放任果樹の除去等、地域の取組を国の鳥獣被害防止総合対策交付金、多面的機能支払交付金を活用し、支援をしてまいりたいと考えております。

２点目についてですが、西部地域の観光地周辺は、山林部と隣接し、野生鳥獣が多く生息していることから、全国にある国立公園の事例等を参考にしながら野生鳥獣と共存できるよう対策を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　１つ目のご回答のところでの質問でございます。ご回答にあります地域全体で取り組む法的根拠として、環境省が定める鳥獣保護管理法や農水省の鳥獣被害防止特措法があることは承知しております。鳥獣被害保護管理法は、主に鳥獣保護管理事業、狩猟免許や捕獲の許可について定めたものであります。鳥獣被害防止特措法は、被害防止のための総合的な取組に対する支援を定めたものでございます。特にも、今申し上げました特措法においては、市町村が中心となって様々な被害防止のための総合的な取組をすることとなっております。その被害防止の総合的な取組の担い手は、町長が任命される職員あるいは猟友会のような外部の方々の指名による鳥獣被害対策実施隊が活動を行うことになっております。これは、矢巾町にもございます。

そこでお尋ねですけれども、近年被害件数が増加傾向にあるこの状況において、当町における実施隊は、どのような活動をなさっているのでしょうか。人員構成、組織体制もそうですけれども、活動状況は、どのような状況であったのか確認しながらお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　お答えいたします。

矢巾町の鳥獣被害対策協議会というのがございまして、会長は私がなってございますけれども、これまでいろいろと矢巾町の猟友会とともに被害対策、わなを講じてみたり、あとは必要な場合は、猟銃等で殺処分という形で対策を講じてまいったところでございますけれども、それ以外についても、例えば今年度は間野々地区にあったのですけれども、あそこは空き家というか、空き地があって、竹林があって、非常に地元住民の人たちが困っていたということで、そこは地権者の方とその辺は、地権者といっても、相続されている方なのですけれども、その方々と相談しまして、その辺のやはり鳥の被害とか、いろいろあったということなものですから、刈り払いをして対応するなりしてございますし、あと今年の大きな被害、報道でもあったのですけれども、大白沢地区のほうでご自宅のほうに熊が何回も訪れて、訪れてと言えばあれですけれども、何回も来て、まさしく何か飼っていたのではないかという

ような、ちょっとこれは言い方が悪いかもしれませんけれども、何回も来ていたということがあったのですけれども、状況としましては、やはり熊を呼び込むような環境のご自宅だったというふうに伺ってございます。要は、熊が欲するような餌が、多分犬、猫の餌だったかと思いますけれども、その辺があったということで、やはり熊、野生のものを駆除するのはもちろんなのですけれども、それを呼び込まない環境が一番重要なのかなと。やっぱり人里に下りてくるというのは、何かあるから下りてくるのであって、それを目的に来るものですから、それがなければ下りてこないのかなと思いますし、あとは今は山のほうに栗とか、ドングリとか、そういった食べ物が不足しているということもございますので、その辺はやはり森林の管理もちゃんと進めていかなければならないのかなと。なるべくそういった熊被害、そういったものがないように今後こちらとしても努めてまいりたいなというふうに思ってございますし、近年はイノシシの話も出てきておりましたので、特に矢巾町はまだ深刻な状況ではございませんけれども、近隣の紫波町とか、雫石町、その辺までイノシシがかなり、被害が出てきているということを踏まえまして、町としてもその辺町長の答弁にもありましたとおり、電気柵とか、そういったものを講じながら未然に農作物の被害を防げるような手だてを考えていきたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　先ほどもちょっと質問の最初のほうで言いましたけれども、やっぱりそういうことで電気柵を個人で設置されている方がいるわけです。そうすると、何か所か自分の田畑あるところにつけなければならないわけですけれども、決して値段的に安いものではないので、そういうものに対する町としての補助は出せるものなのかどうか。本当を言えば、自治体がそういう情報をいただいて、特定の田んぼ云々ではなくて、その上で防御策を講じるとかすれば、ちゃんと国から２分の１助成が出るわけです。実際に射撃場の整備したのもそのお金を使っているわけですから、その辺、補助も含めてどのようにお考えか、活動内容とぶつかりますけれども、もう一度確認させてください。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　実際電気柵を設置しようとしたこともありますけれども、そこはやはりその地権者の方なり、その方々と、お互いいいよということで了解をいただきながら設置しなければならないことですので、その辺を地権者なり、田んぼなり、畑の所有者

の方とその辺は協議しながら必要な場所に、最初は、まず取りあえず電気柵を置いてみるか、わなを置いてみるかというような話にはなるかと思いますけれども、そういったものを協議しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　それから、近年猟友会のメンバーというか、狩猟できる方々が少なくなっているというふうに聞いております。高齢になる方が多いということで、せっかくそこに施設、南昌のところにあるわけですから、その辺のメンバーの育成等についてもご検討いただきたいと思うのですけれども、そう言えば私が自分が手を挙げろと言われるかもしれませんけれども、そのときは喜んで行きますので、だけれども、私個人ではなくて、やはり町全体として実施隊がありますので、これには免許を持っている方頭数に応じて上限200万円下りますし、今言った電気柵とか、防護柵を設置すれば、上限２分の１の経費補助出ますから、せっかくあるものをうまく使わないといけないと思うので、いずれ後継者の育成、どのように行うかお尋ねします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　育成に関しまして、いろいろとご意見いただきまして大変ありがとうございます。矢巾町の射撃場も広域なのですけれども、そういった人材育成ということで整備を進めてまいりました。それで盛岡広域からはいろいろと練習なり、研修のため、講習のために矢巾の総合射撃場に来て練習をして研さんを積んでいるわけでございますけれども、矢巾町自体の猟友会につきましては、やはり高齢化は否めないところでございます。ただ、申し訳ないのですけれども、高齢とはいいつつも元気なのです。おかげさまでしっかり仕事もしていただいているところでございまして、ただやはり将来的に見た場合に、今元気であったとしても、将来的には、やはりそういった動物を相手にするものですから、危険な部分も正直出てくると思いますので、やはりそこはしっかり新しい人材を発掘しながら今後育成していきたいなというふうに考えてございます。

特に最近は、女性の方が特に興味があるようでございまして、矢巾町内では女性はまずほとんどいないのですけれども、ほかの市町村だと女性の方もそういった猟友会に入ってやっているというふうなこともお聞きしてございますので、今後は男女共同参画の時代でもございますし、女性の育成も考えていきたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、鳥獣被害対策、まず今藤原信悦議員には３点ほどお聞きになっていただいているのですが、いずれ今県内の市町村でも、大変なところは災害レベルまでの大変な状況下になっているというのは、もうそういうところも出てきているわけです。だから、鳥獣、いわゆる被害防止対策については、やはり一市町村だけでは解決できないと。やはり県全体とか、国も率先して対応していただくと。

その中で、鳥獣被害防止総合対策交付金、今電気柵のお話もあったのですが、いずれ今後そういったことも含めて、いわゆるあらゆる手だてを講じなければならない状況にもう今なってきているわけです。私も今和味なのですが、やっぱりたまに秋口は気持ちのよくないときがあるのです。前も何かイノシシなのか、熊なのか分からない。びょっと横切ることがあるのです。だから、今は和味のほうの西部ではなく、桜屋のほうを歩いたりして、私も鳥獣被害対策やっておるのです。そこで、これはもう人ごとではないなということで、だからまず一つは、もうそういった状況にあるということでまずしっかり対策を講じなければならないと。

それから、もう一つは、いわゆる私ども簡単に言うとハンター、これも高齢化しておると。今課長、女性のハンターはおらないというのですけれども、今おりますので、やっぱりそうやって狩猟者の担い手というか、そういった育成強化をしていかなければならないなと、こう考えております。

そうした中で、実は盛岡広域でジビエに取り組むべということで、たまたま矢巾の射撃場を私やった関係で、おまえがやれと今言われているのです。そこで、まずできるのであれば、この間もお答えしたのですが、いずれ今大槌でジビエのあれをやっているわけです。これは、いろいろやっぱりあれなのだそうです、獣ですから、料理の仕方によって、すぐ血を抜くとか、何かいろいろあるのだそうです。だから、今そういったことも含めて、いわゆる分かりやすく言えば、ハンターが捕ってあれした後のジビエとしてやれるようなことも、そして総合的に鳥獣被害防止対策に取り組んでいかなければならない、今そういう状況下になってきているのかなということです。

今この間もうちの運転手さんが言っていたのですが、そこの農協のところ、イノシシがそこも横切ったというのです。だから、もう、そしてうちのほうの田んぼ辺りは、これはイノシシのいたずらだなというのはもう分かるような状況になってきておりますので、あとはニホンジカもうちらの辺りは、もう散見することができるようになってきましたので、いずれ

そういったことで藤原信悦議員の鳥獣被害防止対策、これはやっぱり喫緊の課題として取り組んでいかなければならないと思いますので、そこのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　この件について最後の意見と質問ですけれども、ジビエの件については、ちょっと質問事項に挙げていましたけれども、明解な回答をいただきましたので、ありがとうございます。それで質問の中の２つ目にありました西部観光との絡みでどうしますかということで質問しましたところ、全国の国立公園の事例を参考にという、ちょっと大枠のお話の回答がありましたので、方向性としてはどういう形を考えていらっしゃるのか、そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　やはり野生鳥獣というものは、保護と駆除と一体だと思いますので、その辺はやはり被害があるものについては、駆除に限らず、寄りつかないような対策というものも大事かなというふうに思ってございます。もちろん登山するときには、皆さん鈴をつけて歩くような形で、そういったあくまでも寄りつかないような対策も必要なのかなというふうに考えてございますので、そこはいろいろと事例がございますので、そういったものを参考にしながら人的被害、これが一番重要でございますので、それがないような取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、それから野生鳥獣による被害、これは観光との組み合わせは非常に大事なことなので、矢巾町においでになって城内山、これからトレッキングとか散策路の整備を図っていくのですが、そのときに、やっぱりそういう、いわゆる野生鳥獣の被害に遭わないような対策、これも観光の推進と併せて考えていきたいなと思っておりますので、特にも今西部地域の、いわゆる観光、これと併せて鳥獣被害に遭わないような対策をセットで考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは次に、３問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　３問目です。産業振興についてお尋ねいたします。

当町が合併した昭和30年、このときは村でしたけれども、人口は１万3,800人ほどでして、令和３年１月１日現在では２万7,133人と1.96倍増えています。やっぱり町村の規模を図るときには、人口も大きな指標になりますので申し上げました。一方、人口増加に比べて製造業の出荷額は、平成10年の約422億円をピークに、それ以降低迷しています。アイワさんの撤退ということも大きな要因だったと思いますが、現在でもまだ200億円台で推移しております。また、町で従業員の構成も多い卸、小売の販売額も平成９年の3,638億円がピークで、回復傾向にありますけれども、いまだそこまでには至っていないというのが実態です。人口が増加すれば、消費は拡大し、人材確保の面で好条件となるので、あらたな企業の進出や既存事業の規模拡大による新たな雇用の創出があるのが一般的な発展の在り方と考えています。

しかし、20年以上も主となる産業部分ですけれども、低迷している状況は、人口に見合った発展とはなっていない。どちらかというとややアンバランスな傾向にあるように考えています。このままでは、持続可能な商工業の発展は難しいと考え、以下の点についてお伺いします。

これまでの産業振興策が成果を出すに至らなかった要因というか、原因は何だったのでしょうかということが１つ。

それから、町長が令和３年度施政方針で中小企業振興基本条例や中小企業振興計画等を策定して、持続可能な活力ある地域経済の振興を図るとありますけれども、過去の振興策との違いは何なのか、どのような地域経済の発展をお考えか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　産業振興対策についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、議員ご指摘のとおり、製造業における出荷額、卸、小売業における販売額が低迷しておりますが、本町においては、医療、サービス業及び運輸業の事業者数が大きく増加していることから、産業における大きな構造変化が要因と捉えております。日本の基幹産業であります製造業は、経済を牽引し、雇用創出も見込まれることから、今後も企業立地奨励制度等を積極的に周知し、幅広く活用していただけるよう取り組んでまいります。

２点目についてですが、中小企業振興基本条例制定の目的は、町内事業者の99％を占める

中小企業者が地域経済の担い手であることを自覚するほか、町商工団体、金融機関、教育機関及び町民等が、それぞれの役割を明確化することが、過去の振興策との大きな違いであり、中小企業の振興が地域経済の発展、さらには町民生活の向上につながるという認識を共有し、中小企業をより一層盛り立て、町のさらなる発展を目指してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　先ほどの１点目の質問に絡みまして再質問でございます。これまで産業振興の成果を出すに至らなかった理由をお聞きしたつもりだったのですけれども、産業における大きな構造変化が要因という回答を帰されたのですが、ちょっと私としてはぴんとこない部分があります。事業所が増えれば、産業振興策は成功とは言えないのではないかと思っております。やはり我が町の産業はどうあるべきかというビジョンに沿った形でつくっていかないと、正直申しまして、企業は来たけれども、全くばらばらな感じ、例えば工業団地といいながら、入っている業種が全然違って、入っているそれぞれの企業さんは、何か行動を起こすたびにほかとやり取りをしなければならないと。それでは、やっぱり進出する意味がないと思います。そういう意味でこの辺についてどのようにお考えなのか再度もう一度確認させていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　矢巾町には、工業団地と言われるところが藤沢、流通センター、広宮沢ということで、それぞれあるわけでございますけれども、それぞれ団地としての持ち味というか、そういうものがありまして、流通センター、あと広宮沢ウエストヒルズにつきましては、流通卸団地ということになってございますし、西部工業団地も大手企業が入った中での運輸関係の業者が入ってございますし、藤沢の工業団地につきましては、工業専用団地ということであの辺は部品関係からいろいろと製造関係、環境というか、そういった業者も入ってきているわけでございますが、やはりその団地の色を生かした中で、そういった事業者を呼び込むということが非常に今藤原議員からありましたように大事なのかなというふうに考えてございます。

なかなか原因が何かということで、町としては業態の変化ということでお話をさせていただいているわけでございますけれども、実際一次産業、二次産業、今町は今までは一次産業、二次産業、農業、製造業というものが中心ではございましたけれども、やはりそういった製

造業関係も非常にグローバル的にも厳しくなってきている中で三次産業として情報、通信、サービス、小売、その辺三次産業のほうが業態が随分分類的にも変わっていったのかなというふうに考えてございます。

やはり町の産業の源となるものは、一次、二次産業でございますので、今後も引き続き、そういった業種のところが誘致できるような形で進めてまいりたいというふうに考えてございますし、それに合った雇用も生まれてくるものですから、なるべく雇用が生まれるような業種の事業所を誘致できるような形で今後進めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　やはり企業が誘致に応じるには、企業なりの都合というのがあるのです、やっぱり。そこをよく考えないと、土地は用意しました、来てください。税率下げます、来ません。誰も来ません。企業が誘致に応じるには、本当にやっぱり企業なりの視点があるわけです。例えば近くに大きなマーケットがあるとか、優秀な人材が確保できるとか、物流が整っている。確かに運送業多いようですけれども、物流が整っているとか、商品開発に当たっては、優れた研究機関が近くにあるとか、それから自分の企業で活動するのに必要な会社がそばにあるとか、そういう企業なりの進出する条件もあるわけです。その辺の視点がちょっとやっぱり私が見ていて、足りないのではないかなという気がしています。その辺についてお考え、もしもう一つの提案とすれば、その辺迷うようであれば、こういう企業誘致とかに詳しいコンサルタントを頼むとか、あるいは大学の先生にお願いするとか、そういう方向を入れて一緒に協議するとか、そういう方法だってあると思いますので、その辺含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　矢巾町の立地的な意味合いからすると、北東北３県を賄えるような物流基地も多分できるのかなというふうに考えてございまして、例えばスマートインターもできましたし、今度は復興道路ということで宮古との距離も大分縮まったところでございます。そういった利点を生かして、今後はそういった物流関係、恐らく今情報では、かなり矢巾町にターゲットを絞っているというふうに聞いてございますので、そういった業者が恐らく来ることを期待して今進めておりますので、明確にその辺、情報提供できるときになりましたならば、そこは皆さん、議員はじめ町民の皆さんにお知らせしたいなというふう

に思ってございます。今現在進行形で進めている大きな企業ございますので、そこは明らかになった時点で皆さんにお知らせしたいなというふうに思ってございます。

今お話がありましたコンサルタント、そういった方も利用しながら企業誘致に結びつけたらいいのではないかというふうなお話もございました。確かに役場職員だけでは、なかなかそういった情報をつかむことができませんので、そこは有識者並びに今お話がありましたコンサルタントの方、この辺も交えまして、いろいろとアンテナを広げて優良な企業が立地してくれるよう町としても進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、今回の３月議会でも農業、商工業、いろいろご質問をいただいているのですが、まず今までは、実はいわゆる農業、商工業の支援策は、国の支援策が大きく左右するということで、どちらかというと、矢巾町は、国の支援策に頼ってきたところがあるのです。それで、今回廣田清実議員、それから赤丸秀雄議員が、いわゆる土地利用の計画の見直しでご質問があったのですが、私は、今回の質問を通して、願力、念力というか、やっぱり願いというものは通じるものだなと。実は、東北農政局から吉報が入ったのです、朗報が。まず、分かったと、認めると。それで、今年の10月から事前協議、法定協議に入るということで、ようやく踏み出すことができたのです。

だから、商工業のことについても、今課長がもやっとした答弁をしたのですが、ここは少なからずそう遠くないときに、矢巾町の産業構造の大きな地殻変動があります。そして、矢巾町もこういうあれで大きく産業構造が変わっていくのかなというようなお示しできるときが出てくると思いますので、そこで今日何をお話ししたいかということは、中小企業の振興基本条例、これは条例の題名を今後どうするかは内部で検討ですが、いずれ町内の商工業の皆さん、やっぱり条例だけ制定するのではなく、その条例にぶら下がった実行計画、クラスター、これをしっかりやっていきたいと。これまでと違うのは、農業も商工業もそういった町としての実行計画、これをしっかりお示ししていきたいということで、今商工会の皆さん方と一緒になって検討させていただいております。

有識者の方々からもいろいろアドバイスをいただいて、そして今盛ん詰めておるところですが、それも議会にもお示しすることができる時期が来ると思いますので、いずれこれまでは、国、県のそういった国頼み、県頼みだったのですが、やっぱり独立独歩、自分の道を歩んでいかなければならないと。やっぱり農、商、工、そういう時代に来ているのではないかなということで、まさにそのとおりの方向で。

それから、今農業であれば収入保険があるのですが、商工業の場合は、民間では、収入減少保険とか、そういうふうなものがあるのですが、これもまず今回飲食業とか何か非常に苦戦しておるわけでございますので、私はそういったことも、民間のそういった保険ももう一度精査して、国のほうの経済産業省とか何か、中小企業庁とか、そういうふうなところもちょっと調べて、いずれセーフティーネットのこういう大変なときになったときのセーフティーネット構築をやっぱり町としても考えていかなければならない時期に来ているのではないかと。だから、そういった、今日藤原信悦議員のご質問をいただいて、町としてもやっぱり勇気ある一歩を踏み出していきたいなと、このように考えております。

それで、もう議員さん方にどんどんどうなっているのだと、土地利用の計画、農、商、工、もう農業問題は廣田光男議員とか山﨑道夫議員からも質問出たのですが、どんどん皆さんに質問していただければ、願いがかなえるような気がしておりますので、ひとつそういったことでしっかりこれから私どもも内部で財政との両にらみを図りながら前向きに検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　意見プラス再質問でございます。今町長さんからお話ございましたとおり、やはり地元の中小企業さんをどう導いていくかという部分あると思うのですけれども、意見としては、せっかくですから、その中に後継者育成を入れていただきたいと思います。企業の大小関係ありません。上場企業であろうが、個人事業であろうが、一番経営者の方が悩むのは、この事業を誰に引継ぎされるか、大きいところは大きいなりに競わせて適任者を充てます。個人事業者は、自分の子どもさんしかいなければ、徹底的に教育を考えます。やっぱり伸びている会社、企業は、教育投資をけちらないのです。よく事業が失敗しかかると、従業員の首を切る、賃金カットする、次に教育費を出さなくなる。そうすると、誰も何も覚えなくなってしまうと。引き継ぐ者がなくなるという状況になりますので、ぜひその辺の矢巾経営アカデミーという名称がいいのかどうか分かりませんけれども、そういうものも企画の中に入れて進めてもらえれば、先々よいのではないかと思っております。そういう考えもございますけれども、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　これは、商工業、農業でも後継者、事業承継、これはもう大事なことです。そこで、今大事なことで、いつもおまえはそういう答弁だけするのではないかと、こ

う言われるのですが、そこで若手の、そしてやっぱり後継者の育成、育成というのですが、魅力ある農業とか、商工業でなければ、誰も後を継がないわけです。そのために行政の立ち位置というのも非常に大事なわけです。だから、今そういった例えば商工会であれば、本当に青年部、女性部の方々、そして今私は、やっぱりあれなのです、女性の力です。これ農業もそうなのですが、若手で青年部とか、やっぱり女性です。だから、そういう女性の方々の考え方とか、そういうふうなものもしっかり認めてあげる、そしてその考えを大切にして、いかにしてそれを行動に結びつけていくかと。だから、そういうことの、まず私は後継者育成とか、事業承継というのは、やっぱり若手の方々と女性の力、これを大事にしていきたいと。

そして、できれば議会も議員さん方も一緒になって、そして共にお互い質問のしっ放しとか、答えっ放しということではなく、お互いやっぱりどうしたら矢巾町の後継者育成ができるかという一つの、産業建設常任委員会でも結構でございますので、そういうところで議論を巻き込んで。

今回の中小企業の振興基本条例なんか有識者が物すごい人がいて、報告書を毎回上がってきて見ているのですが、自分のことのように矢巾町のために一生懸命やりたいと。だから、私らがもっとしっかりしなければ駄目なのだと、産業観光課長にも気合をかけているのです。よその人たちが、商工会とか、有識者、外部の人たちがこんなに矢巾町を思ってこういうふうにやりたいと。だから、私ら議会も行政も一体となって、そういうのに応えていかなければならないもう時期に来ているのではないかなということで、今回そういった意味では、藤原信悦議員にはいい質問をしていただいたなと、これをひとつ起爆剤として前向きに取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは、以上で１番、藤原信悦議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、ここで時間も大分経過してきておりますので、暫時休憩といたします。

再開をここの時計で11時15分といたします。

午前１１時０４分　休憩

――――――――――――

午前１１時１５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、８番、水本淳一議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（８番　水本淳一議員　登壇）

○８番（水本淳一議員）　８番、町民の会、水本淳一でございます。第１問目は、矢巾町史の編さんについてお伺いします。

まず初めに、質問に至った経緯等についてお話ししたいと思います。昨年の８月ですけれども、自宅で戸棚をちょっと整理していましたところ、古い文書綴りが出てきました。それは、矢巾町史を作成する際、参考にしていただいた資料でして、私の祖父が不動村の村会議員をしていた昭和17年から昭和21年頃までの太平洋戦争当時の議会などの文書綴りでした。世界的非常事態ということで、当時の太平洋戦争の戦火と今のコロナ禍をちょっと重ね合わせながら資料を読んでみました。

資料の内容は、不動村の予算、決算の資料とか、それはもとより不動村国民学校で何度か行われた戦没者の合同葬儀の案内や不動国民学校講堂で行われた紫波郡第２区会の芸能会開催案内文などでした。ちなみに紫波郡第２区会というのは、不動、水分、上平沢、片寄の４村で結成されていたようです。当時の２区会会長というのは、国民学校の校長をしていました野沢孫次郎先生だったようです。戦没者の合同葬儀の案内文の例をちょっと紹介しますと、「故陸軍上等兵山崎何がし君、海軍１等水兵廣田何がし君の合同村葬を来る今月18日午前10時より本村国民学校において執行いたすべく候につき、従前の例により葬儀所を準備、その他に関しご援助相わずらわせたく候なり」というような文豪体の文書でした。それから、児童生徒の芸能会開催の案内文書や不動国民学校設置に関する件、戦争に負けて公民学校に名前を変えるとか、そういう内容でした。

それから、稲荷街道並木松供木に関する件、これは矢巾町史の下巻の1,280ページに掲載しているようでした。それを読みますと、「紫波郡不動村大字和味地区内稲荷街道並木松76本、約600石を右の理由により供木せんとす。時局下、木材の需要は、激増の一途をたどり、なかんずく軍事用、計画造船用等重要途代として重要緊迫を告げつつある現下の情勢に鑑み、本村においては、右並木を供出し、国家の充用数量の確保に協力するものと右提出する」というような文書もありました。

それから、大政翼賛会の文書ですけれども、「食料を国内で賄わねばならぬ。決戦生活を

実践しよう、これからは混食用としてのバレイショが採取されるし、ところによってはバレイショが米の通帳で配給される、混食で節米しよう」とか、それから警防日記、警防団長から「本日午後２時47分警戒警報を発令する。本日の出動勤務者は３名」とか、そういうのがあれば出ていたようです。それから、不動村民歌もこのとき初めて目にしました。「朝日かがやく東根の高くそびえて雲の上に、千古の姿ゆるぎなく、夕雲映る鹿妻川遠く流れて千町田に万古の響絶ゆるなし」この村民歌は、矢巾町史下巻307ページに掲載されていることが後で分かりました。それから、不動村史につきましては、昭和58年になって発刊されておりますけれども、掲載内容は、昭和30年の３村合併まで、その記録はちょっとないようです。昭和10年頃までの記録で、その間が載っていないようです。その他、いろいろ文書ありましたけれども、これらの資料を見てから、町では、新しい矢巾町史の編さんについてどのように考えているのかお伺いしたいと思っていましたところ、合併70周年に向け編さんすることを知りました。

そこで通告書に戻りたいと思います。矢巾町は、昭和30年３月１日、煙山村、徳田村、不動村が合併し、矢巾村が誕生、その後昭和41年５月１日に町制が施行されました。令和７年は、３村合併から70周年を迎えるに当たり、町では、新編矢巾町史現代編を編さんするということから、以下についてお伺いします。

１点目、新編矢巾町史現代編の編さんに当たり、どのような町史を編さんするのか、方針等全般の考えについてお伺いします。

それから、２点目、不動村民歌と徳田村民歌が昭和60年発行の矢巾町史下巻に掲載されていますが、作者、作曲者、旋律等の把握状況についてお伺いします。

３点目、煙山村民歌は発見できず掲載できなかったようですが、再調査を行ってはどうかお伺いします。

４点目、矢巾町のスポーツ史、音楽史、郷土芸能史等の編さん状況についてお伺いします。

５点目、太田行政区では、みどりのふるさと開発事業の一環で太田の歴史を昭和55年に発刊しています。このみどりのふるさと開発事業の内容についてお伺いします。また、この事業を利用して、地域の歴史編纂等を行った団体は、どの程度あったのかお伺いします。

６点目、自治会史作成等、地域の歴史編さんに対する支援のお考えについてお伺いします。

以上、６点についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　８番、水本淳一議員の矢巾町史の編さんについてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、今回編さんする町史につきましては、昭和60年に発刊しました矢巾町史上巻、下巻の内容にも歩みとして触れながら、これ以降現在までの内容について編さんを行う予定です。また、内容については、矢巾町の上位計画である総合計画を軸として構成し、文字ばかりではなく、写真を多く掲載し、誰もが見たくなるような町史とすることを考えております。

２点目についてですが、不動村民歌と徳田村の歌の作詞、作曲等については、当時も調査しておりましたが、現在も分かっていない状況であります。

３点目についてですが、煙山村民歌につきましては、当時もいろいろな方面から情報収集を行ったようでありますが、確認できませんでした。今回の調査でも町民の皆さんから昔の写真や言い伝え等の情報提供をお願いしますので、何らかの情報提供がありましたら、掲載をしてまいります。

４点目についてですが、矢巾町史編さん委員会の１回目の会議が２月24日に行われ、今後のスケジュール等について検討し、１年目については、資料の収集になると思われ、その中でスポーツ、音楽、郷土芸能等についても、様々な出来事がありましたので、町史に掲載してまいります。

５点目についてですが、みどりのふるさと開発事業につきましては、現在のみどりのふるさと整備事業の前身の事業となり、コミュニティを対象として交通安全施設の整備、自然環境保全の整備、社会福祉に係る整備、グラウンド整備事業等に対し、地区の世帯数に応じ、その事業費の半分を補助させていただく内容でありました。本事業を活用いただき、地域の歴史編さん等を行った団体は、昭和52年度に補助事業を行った太田行政区以外ではございません。

６点目についてですが、自治会史の作成等地域の歴史編さんは、その地域に限らず町としましても貴重かつ重要な資料となることから、可能な限り支援をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　不動と徳田の村民歌ですけれども、もともと旋律がなかった、今になってはなかったのかなと、全然出てこないのは。もし、旋律のある曲であったならば、そ

れを失ってしまっているということは、本当に残念なことです。現在83歳の方は、合併当時二十歳あたりですか、63年前のことですから、皆さんその曲、メロディーを忘れてしまう。私もすぐ忘れてしまいますけれども、その中でもひょっとしてご存じの方がおられるのではないかと思います。調査する最後のチャンスかもしれませんので、当時は、やはりしっかりと調査をしたとは思いますけれども、煙山村民歌も含めて一応再調査していただければと思います。

そして、みどりのふるさと開発事業を利用し、地域の歴史などを編さんした団体がもっとあると思っていましたけれども、何か太田行政区だけということでちょっと驚きましたけれども、同時に貴重な資料を先輩が残してくださって、本当にありがたいなと思っています。太田の歴史の編さんに当たっては、紫波町升沢の佐藤正雄先生という方、大正７年生まれの方ですけれども、先生は紫波第二中学校校長、紫波町文化財調査委員、それから紫波町史編さん委員、岩手県史学会評議委員などを歴任した方で、紫波町史や紫波郡の神社史などを著書に出している方なようです。佐藤先生の編集後記には、近世末期から明治初頭にかけての太田村関係の文書がかなり多く貯蔵されている方がおられることを執筆後半になってから分かり、もしもこれを全面的に活用していったならば、本史の内容も、太田の歴史の内容も一変していたのではないかということが書かれていました。

そう考えますと、ほかにまだまだ新しい資料が町内から出てくる可能性があると思っております。また、他の自治会等でも郷土史など編さんしたいところがあるのではないかと思います。町では、可能な限り支援するということですが、どのような支援の仕方があるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

非常にお話を聞いていて、重要なことだなと思って伺っておりました。私の地域でも下白沢水道組合というものがございまして、その地域の方々がどのような経緯で自家水道を造ったとかという経緯を記録として私も見る機会がありまして、自分の水を飲んでいるルーツは、こういうことなのだなということを学ぶということは、非常に重要なことなのかなと、今議員のご指摘を伺いつつ、本当にそう痛感した次第でございます。

当局といたしましては、自治会の編さん事業、こちらにつきましては、当時太田のほうではみどりのふるさと開発事業を利用してやっていただいたのですが、これはコミュニティ計画に予定されたものでなければ使うことができなくて、計画的に大きな事業として行わなけ

ればならないということで、非常に使い勝手がある意味では悪いというところがございます。それで、令和元年度に見直した際に、コミュニティ活動促進事業というものをつくっておりまして、こちらがそういった編さん事業に最も利用しやすく、ご活用いただけるのかなというふうに考えているところでございます。まず第一に、そうした金銭面のサポートができるのかなと思っておりますし、あと私たちの中で、問合せをしていただいた中で可能な限り資料等を提供できるものがございましたならば、お力になりたいなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問はありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　それでは次の質問をします。矢巾町合併30周年の記録映画を最近、私も一部、本当に何日か前だったと思いますけれども、拝見する機会がありました。新庁舎の建設工事の様子、あと農村の風景とか、町民運動会の様子とか、当時のまだまだいっぱい、ちらっと見たので、ちょっと忘れてしまいましたけれども、納められていまして、ナレーション付の映像で、当時の様子を懐かしく拝見させていただきました。町のほうでやったのかなと、やはぱーくのほうでやったのかなと思いましたら、違う、何かちらっと聞いてちょっと間違っているかもしれませんけれども、やはぱーくのほうで写真展を川村よし子議員のご主人が開いた際に、県のほうで保存している、その30周年の記録映画、それを皆さんに見せたということを後でお伺いしました。

そこで、町でも、こちらのほうでも記録映像がいろいろあるか、そういうのが保存されているのか、もし保存されているなら一般に公開して見られればと思いますけれども、いかがでしょうか。また、合併70周年に向け記録映像を作る予定がないかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君）　お答えいたします。

ただいまの水本議員のご説明ございました記録映像、ちょっと私見たことございませんでした。具体的にその映像関係の保存については、当課では行っておりませんが、写真、最近はデジタル画像になりますが、広報のほうでしっかりと記録保存はしておりますので、そういったもので例えばパネル展だとか、そういったものをつなぎ合わせた映像だとかというのは可能だと思いますので、それは内部で調整させて、できるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

なお、合併70周年に向けての記録動画というものについても可能かどうか、そういった記録があるかどうかについても内部で確認させていただいてから、可能であれば対応させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　それでは、２問目についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症が存在しなかった一昨年まで日本の医療が抱えていた最大の問題は2025年問題であったといいます。しかし、コロナ禍により、この問題は５年早く露呈し、感染者が減少状況とはいえ、なお医療崩壊の危機、またひょっとしてということがある、そういう危機が続いている状況でございます。

町では、戦後すぐの第１次ベビーブームのときに生まれた、いわゆる団塊の世代が75歳以上になり、介護が必要な高齢者が急増する2025年及び現役世代の人口が減少し、高齢者人口がピークを迎え、現役３人で高齢者２人を支える2040年を見据えた地域包括ケアシステムの実現に向け、その構築を図っているということから、以下についてお伺いします。

１点目、昨年からのコロナ禍により、介護サービスの利用控えなどで会話の減少による認知機能の低下、運動不足によるフレイルの進行などが懸念されています。町では、介護予防、フレイル予防のため、令和２年度から後期高齢者に対し、医療機関や町保健師等から通いの場への参加の働きかけを、また通いの場では、定期的にフレイルチェックや保健指導を始めましたが、コロナ禍による計画への影響と町内高齢者の健康への影響はどうかお伺いします。

２点目、昨年10月おれんじボランティアの拠点となるえんじょいセンターが開所してから４か月がたちましたが、コロナ禍の影響で通いにくい状況ではないかと思いますが、その利用状況はどのようになっているかお伺いします。

３点目、矢巾町における高齢者の単身世帯数及び夫婦世帯数についてお伺いします。また、配食サービスや緊急通報装置の利用状況はどうかお伺いします。

４点目、本町における孤独死、孤立死のここ数年の発生状況についてお伺いします。

５点目、ＩＣタグを利用した地域住民参加型の見守りサービスの実施状況についてお伺いします。

６点目、令和３年度において、保健福祉サポーター養成研修として昨年度、「わが町、ほけんふくしゼミナール」を受講した14名の方に対する活動支援と新たな担い手育成の取組状況について、また担い手の確保における地域の企業や施設等の協力状況についてお伺いします。

７点目、第７期介護保険事業計画の検証による課題と第８期介護保険事業計画の重点施策についてお伺いします。

以上、７点についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　地域包括ケアシステムの構築についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、町では、令和２年度から後期高齢者医療広域連合から委託を受け、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に取り組んでおります。具体的には、介護予防、フレイル予防のためのシルバーリハビリ体操の普及に取り組んでおり、機会を捉えて通いの場への参加の働きかけを行っております。町が支援している通いの場体操くらぶは、令和２年４月時点で10の組織が活動しており、令和２年４月の緊急事態宣言下においては、活動を自粛していましたが、宣言解除後は、感染防止策を徹底し、８つの組織が活動を再開しており、さらに新たに１つの活動組織が開設に至っております。

また、活動自粛期間中には、運動不足によるフレイルを予防するためのリーフレットを全戸配布し、普及啓発を行いました。活動再開後においては、通いの場におけるフレイルチェックとフレイル予防のための健康教育を５つの組織で計画どおり実施することができました。町内高齢者への健康への影響については、著しい影響の把握にはつながっておりませんが、今後も感染対策を徹底し、フレイル予防に取り組んでまいります。

２点目についてですが、えんじょいセンターの利用状況は、令和３年１月まで延べ818名の利用となっております。介護予防教室やサロン、認知症カフェ等への参加以外にも休憩や各種相談等でご利用をいただいております。

３点目についてですが、矢巾町における高齢者の単身世帯数及び夫婦世帯数は、平成27年度の国勢調査において単身世帯は575世帯、夫婦世帯813世帯となっております。また、令和３年１月時点での配食サービス利用は16名、緊急通報装置の利用は14名となっております。

４点目についてですが、本町における孤独死、孤立死について、具体的な数字は把握していないところでありますが、令和元年度には、地域からの情報により、自宅で倒れている高

齢者を発見し、救急搬送した事例が１件ありました。

５点目についてですが、見守りタグの利用者は、現在２名、利用開始手続中の方が５名、利用検討中の方が５名となっております。また、見守りタグの電波を受信する見守り感知器については、地区公民館や消防屯所など25か所に設置をしております。

６点目についてですが、令和元年度に実施した保健福祉サポーター養成研修の受講者14名については、社会福祉協議会のボランティア活動等を紹介し、活動の場について情報提供を行っております。令和２年度については、新型コロナウイルスの影響により、研修等は実施できておりませんが、今後は感染症対策を行った上で研修の実施や周知啓発を図ってまいります。

また、地域の企業や施設等の協力については、令和３年３月に矢巾町商工会会員を対象とした認知症サポーター養成講座を予定しており、養成講座等を通して引き続き担い手確保に取り組んでまいります。

７点目についてですが、第７期介護保険事業計画の検証による課題は、介護人材の確保、高齢者人口の増加に伴う要支援、要介護認定者の増加及び介護給付費の増加、高齢者のみの世帯の増加等が挙げられます。第８期介護保険事業計画の重点施策は、介護人材の確保及び資質の向上であり、介護サービス事業所との意見交換を通して効果的な介護人材の育成確保に取り組んでまいります。

また、認知症施策の推進と介護予防と社会参加の一体的な推進として、えんじょいセンターを拠点として認知症サポーター養成講座や介護予防教室、サロンの開催など、各種事業を充実させてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　通いの場体操くらぶが11組織の合計参加人数はどのくらいになるのか。また、２組織がまだ活動を再開していませんけれども、感染防止対策を徹底しているにもかかわらず再開できない理由というのは何かあるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

通いの場体操くらぶのいわゆる参加者の状況でございますけれども、多い地区につきましては、30名近く集まっていらっしゃるところもありますし、少なくても大体十二、三名はい

らっしゃっているのですけれども、そういう参加者数の数字をはじき出す上では、これは毎週１回実施しておりますので、掛ければ、大体その参加者というのは、あらましはイメージできるのかと思います。

あと、まだ再開できていない地域につきましては、地域活動におきまして、えんじょい活動もそうなのですけれども、やはり地区によっては、地区行事そのものが自粛というような地区もありますので、町といたしましては、結局活動が休止することでフレイルが進んだり、認知症が進んだり、あるいは外出抑制がかかったりということも懸念されますので、町といたしましては、そういう休止している活動組織もそうなのですけれども、チラシではあるのですけれども、家でできる介護予防の取組というものを広報でお出ししてお示しして、できるだけフレイルにならないような形で取り組んでいただくような啓発は行ったところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　この組織というのは、みんな老人の方なのか、どのような組織になるのか。若いグループもいらっしゃるのか、そういう点はいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

介護予防事業の組織、通いの場体操くらぶ、あるいはエン（縁）ジョイネットワークもそうなのですけれども、やはり日中時間がお時間が取れるということで、高齢者の方でも就労されている方多うございますけれども、そういう介護予防活動に関係される方は、ほぼ高齢者という状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　フレイルチェックとフレイル予防のための健康教育を５組織で行っているということですけれども、こちらも前の十何組織とタブっているのか。あと人数的にも同じような感じなのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　フレイルチェックにつきましては、いずれ介護保険の給付申

請と同時進行で確認しますし、あとは介護予防活動通いの場体操くらぶなりでは、必ずこれは実施しております。ただし、このフレイルチェックというのは、国で示したとおり25項目でございますけれども、エン（縁）ジョイ組織においては、そこまではやらないで地域の皆様の自由な交流活動として、それぞれ内容についてはお任せしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　それでは、２点目ですけれども、各種相談というのがありますけれども、どのような相談があったのか、そういうところをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

えんじょいセンターにおける主な相談内容でございますけれども、えんじょいセンターの活動の中で、先ほどご答弁申し上げました介護予防の事業とか、サロン活動とかかもあるのですけれども、それとは別に認知症カフェということで、いわゆる認知症の方を介護している方が、認知症の本人さんでも構わないのですけれども、コーヒーを飲みながらお互いに介護についての悩みなり、相談なりを共有する。さらに、えんじょいセンターでは、認知症地地域支援推進員も配置されておりますので、そういった専門の職員がお互い悩みを共有するほかに、さらに認知症についての様々な対処方針であったり、サービスの利用につなげたりだとか、そういった相談も対応しているところでございます。

なお、来年度から、先ほど今申し上げました認知症支援推進員につきましては、これまで地域包括支援センターの職員１名だったのですけれども、２名体制に拡充しながら対応するということで３月１日から事前にえんじょいセンターのほうに事前の研修も踏まえまして、今２名でそういう相談がなされていますし、もう１名、地域包括支援センターの保健師、結局合わせて３名でそういった相談にも対応しておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　３点目のところですけれども、令和２年度国勢調査の結果はまだ出ていないと思いますけれども、それで平成27年度のほうをお伺いしてしまいましたけれども、

令和２年度時点の人数、町のほうではどれくらいの人数か捉えているか。また、緊急通報装置14名利用されていますけれども、実際に使用した方はおられるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

国勢調査につきましては、水本議員ご指摘のとおり、今年度の国勢調査結果がまだ出ておらないわけでございますけれども、当課のほうで把握している人数といたしましても別な数字を押さえていましたので、それでご報告いたしますが、独り暮らし高齢者数については700名弱、これは基となるのは、以前に社会福祉協議会のほうで民生委員さんを通じて調査した数字、当時613名でしたけれども、それが今約700名前後になっているということですし、あと高齢者世帯数のみの世帯数につきましては、当時717世帯だったわけですが、今現在800は超えているということで、ちょっとはっきりした数字は、動いているという部分もありますけれども、大まかなところでのお答えとさせていただきたいと思います。

なお、緊急通報装置でのそういう通報を受理した対応は、令和２年度はございませんでしたけれども、やはり何年に１回かそういうこともありますし、いずれ24時間365日、やっぱりそういう有事のことが常に想定し得ますので、そういった部分につきましては、健康長寿課のみにとどまらず地域包括支援センターと連携しながら対応しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　５点目のほうですけれども、見守りタグが効力を発した、同じようなことですけれども、見守りタグ、効力を発した事例はあるのか。そして、あと見守り感知器、25か所に設置していますが、これは矢巾町全域を網羅しているわけですね。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

見守りタグにつきましては、先ほど答弁にもございましたけれども、まだちょっと私どももＰＲを強化しなければということで、そういった取組はしておるのですけれども、なかなか利用状況が、初年度ということとコロナということもあろうかと思いますけれども、もっともっと増やしていかなければならないというふうに考えておるところでございまして、今現在の設置者からのそういう対応というのは、今のところございませんし、あとは25か所に

つきましては、町内の各公民館とか消防の屯所、屯所と公民館大体セットになっているのですけれども、一応矢巾町全体は網羅できるような、そういった構築、環境整備にはなっているということをご報告いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　最後になりますけれども、６点目、矢巾町商工会会員を対象とした認知症サポーター養成講座を令和３年３月に予定しているということですが、その進捗状況というか、そういうのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

恐らく認知症サポーター養成講座の受講者数の進捗状況ということかと思いますけれども、こちらにつきましては、２月末現在でございますが、6,718名の受講者ということになっております。この認知症サポーター養成講座の受講者というのは、延べ人数なので、ちょっと２回以上受けた方も、例えばお一人でも２人というふうにカウントされるわけでございますが、指標といたしましては、令和５年度を最終年度とする７次総の目標値8,000人でございます。それに対して、今申し上げました6,718人という状況でございまして、これまでの前期計画においては、目標値をかなり上回った状況ではあったのですけれども、いずれその目標値は当然クリアしなければならないというふうに思いますし、それ以上にやはり認知症についての理解を深めるということ、そして認知症になっても、必ずしも在宅でもそういう様々なサービスあるいはまさしく水本議員のご質問でもあります地域包括ケアシステム、いわゆる公助だけではなくて互助とか、そういった地域全体が、いわゆるそういうネットワークもつなげながら支援していかなければならないというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　今の質問ですけれども、商工会関係、今度やる、これはどの程度とか、これからというところですか。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　大変失礼いたしました。商工会については、３月中に行いま

すので、申し訳ございません。あとは、商工会というお話出ましたので、１つ付け加えさせていただきますと、認知症の研修とは別に生活支援コーディネーターというのを今年度からこれまでの１人体制を拡充しまして、いわゆる第１層１名のほかに第２層、つまり地域ごとのサポーターを４名お願いしているのですが、その中で商工会さんとのコラボというか、つながりの中で協力もいただきながら、いずれ高齢者の方に優しいお店というものを今リストアップしているところでございまして、ちょっと年度を越すかもしれませんけれども、新年度に向けてそういう情報とかも発信してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、一般質問の最中ではございますけれども、間もなく正午になろうとしてございます。ここで昼食のために休憩に入ります。

再開を午後１時、13時といたします。よろしくお願いします。

午前１１時５７分　休憩

――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、３問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　それでは、３問目の質問をします。産業建設常任委員会は、矢巾町の観光ビジョンの進捗状況について12月に担当課の方から説明を受け、その後１月には、矢巾町観光振興ビジョンの案として議会に示されました。これまで観光に特化したビジョンがなく、今回の策定に至ったということで、10年先を見据えた目標が定まることから、今後の矢巾町観光の発展を期待し、以下についてお伺いします。

１点目です。史跡徳丹城の整備については、令和２年度から５か年で東西道路の復元などを行い、その後の整備計画も検討することをお伺いしております。盛岡市では、志波城において外郭門などの復元とか、いろいろかなり行われてきております。そのほかに盛岡城遺構復元の計画も進んでいることが先月２月12日の岩手日報に掲載されていました。盛岡城は、約150年前の廃藩置県が行われた年に廃墟となり、天守閣などが解体され、現在は石垣だけ

になっていますが、盛岡市では２階やぐらのほか本丸やぐらと土塀など、一部の復元に向け準備を進めているということです。市民からは、「石垣だけで寂しい。歴史があるものを建てる。それによって集客する。それを考えないと」とか、あるいは県外から来た人からは、「昔はこうだったというのが建つのはよいこと、そしたら見ますよ」などの意見が出ているようです。

えさし藤原の郷は、史跡ではありませんけれども、皆さんも御覧になったことがあると思いますけれども、園内には、平安、奈良時代の政庁や城郭、城門、庭園など、たくさん数多く造られております。充実した建物や景観、エキストラなどの条件にも恵まれ、大河ドラマや映画などのロケ地として人気を集めています。そして、みちのくのハリウッドとしても宣伝しております。矢巾町には、全国的にも少ないすばらしい歴史的遺産があります。これをもっと有効活用できないかと思うところであります。史跡徳丹城においても外郭西門や政庁などの復元が必要と思いますが、町の考えについてお伺いします。

２点目、郷土芸能保存事業においては、現在14団体が保存会に登録し、伝承活動を実施しているということですが、少子化や若者の流出により、後継者不足などで継承が危ぶまれています。最近の後継者育成状況と動画等による記録の保存状況についてお伺いします。

３点目は、花と緑のまち推進事業についてです。以前我が家の庭にも、昔咲いていましたけれども、ここ数十年ちょっと見かけなくなっておりました。しかし、昨年の夏、家の裏のほうに６輪ほど咲いているのを見つけ、毎回咲いているのかちょっと、ようやく見つけまして、大変喜んでおります。矢巾町の花であるヤマユリの花を町中に咲かせたいものでございます。そこで、やまゆりプロジェクトの今後の計画についてお伺いします。また、株や種の配布や技術指導の考えについてお伺いします。

４点目、南昌山自然公園のＰＲ事業については、観光資源それぞれの楽しみ方を相対的に伝えるための体験や散策イベントの実施や個人で楽しむルート提案などについて情報媒体を使って発信して方法を伝えるとしていますが、具体的な内容をお伺いします。

以上、４点についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　矢巾町の観光ビジョンについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、外郭西門、政庁等の構築物の復元につきましては、それぞれの構築物の構造等についての資料が十分にそろわない状況でありますが、多角的に検証して、復元的整備として再現するという方法もあります。しかしながら、整備自体に多額な費用がか

かるのはもちろんのこと、整備後も多額な維持補修費が継続してかかることから、原則として遺構の復元は平面表示のみとし、来場者が往時の様子を思い描けるような分かりやすい説明板を設置するなど、より史跡徳丹城跡の魅力が伝わるような整備を進めてまいります。

また、より多くの方に訪れていただけるように来場者の憩いの場となる史跡公園として緑化や遊歩道等の整備に取り組んでまいります。

２点目についてですが、郷土芸能の保存については、町内の郷土芸能団体が連携し、自主的な活動を育成、指導することを目的とした矢巾町郷土芸能保存会を設立しており、町では、横笛等の郷土芸能に必要な技術を取得するための講習会の参加費用の助成など、後継者育成に取り組んでおり、今後も継続してまいります。

また、今年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、残念ながら中止となりましたが、毎年１月に矢巾町郷土芸能大会を開催し、その様子を動画等により記録して保存しておりますので、郷土芸能を後世に継承する資料として活用してまいります。

３点目についてですが、ヤマユリの栽培は、今年度から事業着手しており、やまゆりの里再生事業として白沢地区の有志の方々及び矢巾温泉振興会の会員の協力の下、昨年度に採取したヤマユリの種を発芽させ、育苗を行っているほか、その一部は試験的に植栽し、経過を観察している状況です。花の特性上、数か年にわたる事業であることから、新たな育苗と併せて継続して取り組み、森山パストラルパーク及び南昌山自然公園内の植栽を実施してまいります。また、町民の皆様に対しても苗の配布希望を募るなど、町全体での取組が実現できるよう計画をしてまいります。

なお、この事業においては、町内の花卉生産者をはじめ有識者から技術指導を受けており、今後も協力をいただきながらプロジェクトを進めてまいります。

４点目についてですが、南昌山自然公園内には、南昌山や城内山をはじめ水辺の里、煙山ひまわりパーク、町営キャンプ場等があり、これらの資源を活用し、食、自然、健康、運動の分野から体験できる矢巾型ツーリズムを提案いたします。具体的には、キャンプ場での食の体験や散策道を活用し、森林セラピーや健康ウオーキングを老若男女それぞれが楽しめる体験を計画いたします。

また、本来であれば、参加者を募り、多くの皆様と体験を共有することが望ましいと考えておりますが、コロナ禍のため、そのような事業の実施が難しいことも想定されますことから、このツーリズム事業について、広報やはばや町ホームページ、チラシ等で周知し、本町の観光資源を個人で楽しんでいただける機会の創出を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　１点目の史跡徳丹城の整備についてですけれども、まず町財政が厳しいところですが、あえて質問させていただきます。以前の一般質問でもお話ししたことがありますけれども、東北地方には徳丹城と同年代のお城の史跡として、徳丹城のほか秋田県の秋田城、払田柵、岩手県の志波城、胆沢城、宮城県の多賀城など、６つほどありまして、その大部分では、道路のほか門や土塀など、建造物が復元、整備されております。

秋田県の払田柵には、３年ほど前に会派で研修してまいりましたが、シンボルとなる外郭は、平成５年に約２億2,000万円をかけて復元されて、本当に立派なものでした。そのうち土台部分の整備だけでも約１億5,000万円かかっているということです。それから、修理費だけでも9,000万円かかっているという本当にお金がかかる。徳丹城も正門の復元には、前に１億円ほどかかると伺ったようなことがありますけれども、ご答弁のとおり、大変費用がかかります。

ところで、えさし藤原の郷、私ごとになって恐縮でございますけれども、20年以上も前になりますけれども、平成９年の大河ドラマ「毛利元就」に私も興味があって、エキストラとして参加し、たまたま城門を開ける役を行った記憶があります。ただ、よろい、かぶとを装着しているので、テレビで見ても誰だろうなと思いながらテレビを見ていました。そしてあと着替えの際に、部屋に入って、隣の部屋に行けるかなと思いまして、よろい、かぶとのままそっちのほうに行ったら、向こうからもよろい、かぶとの人が来まして、向かい合ってきたので、ごめんなさいと言ってよけたら、そっちもよけてと思ったら、大きな鏡で、自分が写っていた、本当に自分で恥ずかしい思いをしておりました。

そして、園内にあれだけの建物にどれだけの費用がかけられているのかと思いまして、先日エキストラに参加した当時を思い出しながら藤原の郷に行ってまいりました。園の関係の方の話では、園全体で約36億円かけているということでした。そのうち門も数多く造られていますが、その中にみんな現在の建て方とか、適当に造っていると思いますけれども、１つだけ専門的に屋根をちゃんと昔のように造ったというのがありまして、それで1,000万円かかっているということでした。

そして、えさし藤原の郷には、レストランや土産売り場などもありますし、歴代というか、その時代に合えば、ロケをやっていますけれども、大河ドラマなどの地元のロケの風景を流

すようになっております。復元には多額の費用がかかり、本当にちゅうちょするところでありますが、誘客のために何か目玉になるものが欲しいのだと思います。政庁のミニチュア、小さいものをやっているところもありますし、竪穴住居を造っているところもあります。当時それほど立派な門などは建っていなかったのではないかなと、私個人で思ったりもしていますけれども、費用をできるだけかけないで建てる方法もあるのではないかと思います。本当にその当時の感じを体験していただければいいのではないか、そんな立派にしなくてもいいのではないかと思います。

それから、徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願というのが平成29年11月に出されています。その内容は、史跡周辺は、徳田地区の中心として国道４号沿いに徳田小学校と旧商店街による町並みが形成されていました。昭和44年に国指定史跡となって以来、保存と利活用のため、関係者は移転し、現在まで史跡保存の方針で管理されているが、当時の活気とにぎわいが失われている。移転を迫られた関係者や地域住民は活性化の視点での整備を約50年訴え続けてきた。前の町の幹部からは、矢幅駅前区画整理事業及び矢巾中学校移転事業終了後に対応する趣旨の回答をいただいたが、いまだ実現できずにいる。幹線道路である国道４号線が南北に縦断する史跡の潜在的価値を再評価とするとともに、歴史、文化、産業などをテーマとした交流拠点の早期実現が望まれる。ついては、徳田小学校の移転検討と併せて地域資源である徳丹城跡を活用した徳田地区の活性化に速やかに着手するようにお願いする。そして、具体的項目としてということで６点挙げられております。これは平成29年でしたか、その時点の請願の内容ですけれども、現在徐々ではありますが、史跡を活用した徳田地区の活性化に向けた事業が進められるようになってきました。

史跡整備も始まっております。佐々木家曲家では、おとといから町民の皆様のご協力により、９名の方からお披露目会、おひな様を贈呈していただきまして、寄附していただきまして、ひな祭りも開催されております。史跡からの立ち退きのより失ったかつての活気とにぎわいを取り戻すため、産直農家レストランあるいは道の駅のようなものも欲しいものです。年間を通したかつてのにぎわいを取り戻すこと、これが立ち退き等を余儀なくされた関係者及び地域住民の切なる願いであると思います。

徳丹城は、国道４号線沿いにあり、他の史跡とは異なり、立地的に非常に恵まれた史跡であります。この史跡を大いに活用し、にぎわいの創出をどのように実現していくのか、町長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、いずれ今度令和３年度の予算でもお願いしておりますが、まず今回第一歩を踏み出させていただきたいということで、駐車場の確保、用地、それでこれは担当者のアイデアなのです。例えば木製のかぶと、今西和賀では、ヘルメットかぶって雪合戦しているのですが、そういうふうなところからヒントを得て、木製のかぶと、ヘルメットで雪合戦をしてみたり、発想なのです。

それから、私は今いわゆる正門を建てたい、造りたいというような、またやぐらとか、できるのであれば、あそこの徳丹城のあのスペース、あそこを全部花で埋めたら、すごいインパクトがあると思うのです。だから、例えばまず今財政が厳しいので、建物を復元するというのは、なかなか厳しかったならば、そういう花とか緑、そういうふうなもの。

そして、この間おひな祭りやったときに、谷上知子議員から一ついい提案をしていただいたのです。今周りには桜の木を植えているけれども、梅の木も植えてみたらどうなのか。いずれそういった花木、花と木を組み合わせた、そしてもちろんその中には、木とか何かは根っこを張るのですから、植えるわけにいかないので、周りにそういう、そしていかにして人を呼び込むかと。だから、今担当には、そういうことをもう前のめりになっていいからどんどん進めろということで。

そして、今県道不動盛岡線もボランティアで、あそこのところに多年草でもいいのですけれども、毎年花を植えるといっても、徳田の人は徳丹城は俺たちの宝だ、財産だじゃと、徳丹城の一つの、皆さんの心を一つにできるいい場所なのです、インパクトのある。なぜこれまでやってこなかったかということなのです。だから、そうすると、もう黙っても人は集まってきます。

それで、この間ドローンを飛ばして、５メートル、10メートル、15メートルでやってみたのですが、私今担当課長には反対されているのですが、あそこのところに展望台を考えてみたらどうだと。いや、町長、展望台はどこでも失敗しているのですよと、もうそったなのやめたほうがいいのだと、全然乗り気ではないのです。だから、最初からそういうふうなことで話にならないと。ならば、ドローンでもいいから飛ばして、そして田んぼアートとか、花とか、上から見た、そういうふうなものを検討してみろと。今そういうアイデアを一つ一つ積み重ねながら。

それから、今水本議員からもいろんな古代城柵のお話があったのだけれども、この辺の東北ばかりでなく、まず全国を歩いてこいと、必ずうまくやっているところはあるのだから、ただここにいて、できる、できないとやっていても駄目だと。そして、できれば、文化庁あ

たりにお金を出してもらうように。今あれなのは、ことしはチャグチャグ馬コやらないのです。もうそれぞれ滝沢と盛岡と矢巾でやれと、こういうことなのです。ただ、これ今日しゃべってよかったかあれなのですけれども、今までは蒼前神社と八幡宮だけで矢巾は何もいい思いしていないのです。今度徳丹城を拠点にしてチャグチャグ馬コを。私の夢は、平泉の藤原まつりに勝るとも劣らない何かやれと言っていたのです。だって、資源はあるのですもの。来年からは、来年もしあいつだったら断れと。だって、観光協会と私らでもう100万円以上のお金出しているのです、あのチャグチャグ馬コに。何もいい思いしていないのです。だから、今年分散開催ですので、ひとついいきっかけをつくってみたいなと。岩手医大も来ましたので、あそこのところ、徳丹城、もうあそこを何とかしたいと、私の思いはそうなのです。そして、だから駐車場、もう佐々木家曲家住宅も、これから南昌山の南昌を取って盛岡に南昌荘があるのだけれども、矢巾は徳丹城があるのだと。徳丹荘と言ったら反対されたのですが、何か南部曲家、名前をつけて、そして節句でもいいし、何でもいいから、あそこにとにかく人を集めて、そしてそこには、例えばひっつみ食べたり、きりせんしょを食べたり、おひな様のときは甘酒出してもいいのではないですか、今も作れる人たちがいっぱいいるのですもの。ただ、どぶろくは、ちゃんと特許を取らなければ駄目なので、いずれそういう夢を持ってこれから対応していきたいなと。

だから、水本淳一議員、前こういう答弁しているのではないかと、こう言われたのですが、そのことは重々分かっていますので、何とかここで発想を転換して、そして矢巾は花と緑を基軸にした、コンセプトにしたまちづくりをやっているのだと、花と緑のプロジェクトで、これだったらみんなに協力をもらえれば、あまりお金がかからないので、そこからスタートさせていただきたいなということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　ぜひ町長が在任中にいろいろしっかりと道筋をつけてもらいたいと思います。そして、私も不動地区の住民ですので、さらに不動地区の活性化についても、まずぶれずにぜひお願いします。そして、あと城内山とか、今これからですけれども、やっぱり足のあれな人は登山をするのにもあれだと思いますけれども、一方通行でもいいので、道路を行って下がるような、そういう仕組みをつくって、登れるようにしていただきたいと思うし、あと水辺の里も今何か土を要らないものを捨てている状態になっているようなので、ちゃんと水辺の里を含め、その魅力を存分に伝える事業を展開するとなっていますので、今

ちょっとまだ先のことが見えていない、まだ決められていないようですけれども、その整備計画についても、ぜひ早急に検討していただきたいと思います。そこのところちょっと何かありましたらお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　城内山につきまして、いろいろとご質問をいただいた中で、皆さん期待しているのかなというふうには思います。今構想段階では、城内山、今通れる、頂上まで行けるルートというのは、ダムのほうから行ってぐるっと回って一つしかないのですけれども、今考えているルートは、もう２つほど想定しておりまして、１つは城内山の麓の実相寺ありますけれども、あそこの観音堂から上がっていくルートを一つ想定していますし、あともう一つは、東側というか、南側ルート、和味のほうから上がるルート、そこから上がっていくと、今年から始めようとしている和味地区に菜の花とヒマワリを植えようかなと思っていましたので、そのルートを上がっていくと、上からその花が見えると。町長が言いました花と緑の、まさしくそういった夢を抱きながらこれから努めていきたいなというふうに思っております。

あと水辺の里のお話もありましたけれども、あそこ今捨て場になってございまして、なかなかまた大雨が降った際には、崩れる等のことも予想、災害の２次災害も予想されますので、今ちょっとなかなか手をかけることはできないのですけれども、岩崎川の河川敷のほうに今度マレットゴルフ場とか、ゲートボール場とかもできるという形になっていましたので、その辺等も代替としながら将来的に城内山、矢巾温泉、あとはアスレチックの関係で今度グリーンハイツにできますが、その辺有機的に連携できるような観光計画を考えていきたいと思いますので、またいろいろとご指導をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、以上で８番、水本淳一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、11番、藤原梅昭議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（11番　藤原梅昭議員　登壇）

○11番（藤原梅昭議員）　議席番号11番、一心会、藤原梅昭です。今日は、住民の命と財産を守るまちづくりについてご質問します。

1.17阪神淡路大震災から26年、3.11東日本大震災から今週で10年、8.9ゲリラ豪雨から８年になろうとしている中で、２月13日深夜、福島沖にてマグニチュード7.3の地震が発生しました。東日本大震災から10年になる今も余震は続いていると。先日の福島沖地震は、地域によっては、東日本大震災よりも激しかったと言われております。東北新幹線も10日間にわたって運休、大規模停電、土砂崩れ、塀、家屋の倒壊等もありました。さらに、その３日後には爆弾低気圧が襲い、広範囲で暴風雨に見舞われ、各地で被害が発生しました。また、今年の冬は大雪に見舞われ、交通障害、ビニールハウスの倒壊等雪害も発生しております。そこで住民の命と財産を守るのは、行政の最大の責務との観点から各種災害に対しての対応状況について以下お伺いします。

１、東日本大震災から10年たち、いまだ復旧、復興道半ばであるが、被災者及び被災地への今後の支援に対する考えをお伺いします。

２つ目、当町を流れる１級河川、これは見前川も含みますが、順次改修されておりますが、現在までの進行状況と今後の改修計画をお伺いします。

３つ目、矢巾町地域防災計画が立てられており、昨年12月に改定となっておりますが、どこが改定となっているのかお伺いします。

４つ目、一昨年52名、さらに昨年17名、計69名の防災士が誕生しております。活用のための講習会や訓練は、いつごろどのように考えているか。また、今後の育成計画をお伺いします。

５つ目、減少傾向にある消防団員確保のための待遇改善等が全国的に言われております。どのような対応策を考えているのかお伺いします。

６つ目、昨年末から頻繁に町内で火災が発生しております。火災原因は何か。今後の対策をどう考えているのかお伺いします。

７つ目、自然災害は、地球温暖化が大きな要因であります。国も2050年までにCO_2実質ゼロ宣言をし、岩手県もようやく岩手気候非常事態宣言を発しました。当町は、昨年９月、一足先に県内３番目に発しましたが、町民の協力を得るためにも、数値を踏まえた分かりやすい具体的なスケジュールを示す必要があると思いますが、考えをお伺いします。

８つ目、コロナ禍においてワクチンに対する期待は非常に高いわけですが、いつ、どこで、どのように実施されるのかお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　11番、藤原梅昭議員の住民の命と財産を守るまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、令和３年12月まで非課税世帯に対する国民健康保険、後期高齢者医療保険被保険者の一部負担金免除と介護保険の利用者負担免除を実施するほか、津波被災市町村から引き続き職員派遣の要望がある場合は、被災地への職員派遣について、令和元年台風19号に係る職員派遣と併せて対応してまいります。

２点目についてですが、町内で岩手県が管理しております１級河川、５つの河川のうち、岩崎川は平成26年度から床上浸水対策特別緊急事業として、一般県道不動盛岡線から芋沢川との合流点までの区間について改修工事を行ってまいりましたが、昨年11月に事業が完了し、竣工式が執り行われたところであります。県道不動盛岡線の上流は、令和元年度に岩手県の単独事業において、水衝部や被災の可能性がある箇所への護岸改修や測量設計及び用地測量が完了し、現在用地買収を進めており、今年度は不動盛岡線の上流において一部整備を行っております。

太田川は、基幹河川改修事業として、岩崎川合流点からＪＲ東北本線までの区間について、平成29年度から現地測量を行い、昨年度は、その区間に係る橋梁や河道計画の設計のほか、地元説明会も行っております。本年度も引き続き、橋梁設計を進めていく計画となっております。

芋沢川は、太田川と同様に、基幹河川改修事業として位置づけられており、岩崎川合流点からＪＲ東北本線までの区間について、順次整備を行う予定となっております。ただし、大雨のたびに被災しております下矢次地内の鹿妻上堰との交差部に関しましては、河川本体と鹿妻上堰を分離し、河床を下げる工事に着手しております。

大白沢川は、本年度も北伝法寺地内の改修工事を行っており、引き続き鹿妻幹線水路との交差付近で改修工事を実施する予定となっております。

見前川は、現時点での改修計画はないと伺っておるところであります。このほか改修予定になっていない箇所においても、土砂が堆積している箇所の浚渫など、鋭意対応していただいているところであります。

３点目についてですが、矢巾町地域防災計画の改定は、平成30年７月豪雨や令和元年台風19号災害を踏まえた国の防災基本計画、岩手県地域防災計画の改定を反映させたほか、主要な改定として、県風水害対策支援チームの助言を受けた際には、できるだけ早期の避難指示

の発令と日中の避難完了に努める旨を記載し、また新型コロナウイルス感染症対策として、指定避難所の避難者数を１人当たり３平方メートルから４平方メートルへと修正したものであります。

４点目についてですが、令和３年度は、５月に段ボールベッド組み立て及び防護服着脱訓練などの避難所運営訓練を実施し、また６月以降は、各自主防災組織内で町防災士が地域の防災リーダーとして活動するために必要な能力を習得するためのフォローアップ研修を実施してまいります。

また、本年度制定した矢巾町安全・安心の日の防災研修会に参加していただくほか、９月に実施する矢巾町総合防災訓練では、地区における防災リーダーとして避難所開設などに参加いただく予定であります。

５点目についてですが、新装備として、50ミリホースやホースバッグを導入し、現場での活動負担の軽減を行うとともに、消防演習やポンプ操法訓練をはじめとした各種訓練内容については、団員や家族の生活への影響、負担をできるだけ軽減しながら能力を維持していくため、より実践的かつ効率的な訓練を消防団と協議しながら計画の上、実施する形で待遇改善を図ってまいります。

６点目についてですが、昨年11月以降町内では住宅火災が２件、非住家の火災が１件発生しており、原因は薫炭作成における火の不始末が１件、ガスハンドトーチの不始末が１件、２月24日現在原因調査中が１件となっております。今後の対策といたしましては、災害対策は、まず自助が第一であり、火災については、まず火災を発生させないことが最も自助として重要であることから、盛岡南消防署矢巾分署と協力しながら予防活動を重視し、火災予防運動期間のみならず、平時からも肉声でのポンプ車呼びかけ広報の実施、自主防災組織や防災士研修での火災発生事例と対策の紹介など、自然災害と同様に火災についても予防のための知識の普及啓発に努めてまいります。

７点目についてですが、町による気候非常事態宣言の後、国の2050年二酸化炭素実質ゼロ宣言や岩手県の岩手気候非常事態宣言が示され、町としてより一層の温暖化対策への推進が求められているものと考えております。

町が果たすべき役割は、町民や町内事業者の皆様を省エネ行動や脱炭素ライフスタイルとしていくことであり、温暖化対策の具体的な取組の検討を進めております。

今後クールチョイスによる脱炭素化に向けた賢い行動の周知啓発をはじめとし、２月に行いました環境に関するワークショップ参加者の意見を参考に、町民ニーズを把握しながら具

体的な数値目標やスケジュール等について検討してまいります。

８点目についてですが、ワクチンの接種は、集団接種と個別接種の体制を確保できるよう紫波郡医師会と協議中であり、集団接種の会場は、さわやかハウス、農業構造改善センター、農村環境改善センターを想定しております。集団接種実施の日時や個別接種可能な医療機関についても紫波郡医師会と協議を進めているところであります。

ワクチン配分に関する国の動向を注視し、接種計画を組んでまいりますが、医療従事者に続き、４月以降に65歳以上の方から順次接種券、いわゆるクーポン券と予診票を郵送し、接種会場や日時をお知らせいたします。今後も国の動向を注視し、県や郡医師会との連携を図りながら接種体制の確保に向けた取組を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　私は60歳で議員生活、活動をスタートしました。この10年というのは、大震災の歴史とともに私の議員活動の歴史にもなっておりまして、常にこの大震災のテーマを取り上げてきたわけですけれども、そのときに、今思い出すと選挙期間中に、今選挙をやっている場合ではないだろうという話をいただきまして、よくよく聞くと、その方の旦那さんが警察官で、まさに災害支援に行っている、そういう最中にスタートして、非常に私も重い言葉だなというふうにいただきながら、ではその後災害に対する少しでも支援になればいいのかなと思ってやっておりました。

もう10年、まだ10年と、いろんなやっぱり受け止め方があるようです。特に、震災当事者は、非常に複雑な心境だというふうに言われております。当町も原木シイタケ等、いろいろ影響があったわけですけれども、原発事故の処理も全然進んでいないと言わざるを得ない状況です。今３万5,000人の住民がまだ帰還できないと、地元に戻れないというふうに言われているわけですけれども、今でも約4,000人の従事者が廃炉作業に関わっていると。ピークでは7,000人だったそうです。それがいまだに4,000人の従事者が関わっていると。

廃炉予算が当初11兆円と言われておりました。ところが、最近になって、いや20兆円かかりそうだと。ところが、さらに、いやいやもう終わるまで70兆円から80兆円もかかるのではないかと。いつ終わるのか、あるいはずっと終わらないのか、非常にそういう分からない状況の中で、当町の予算が100億円ちょっと、計算してみると、当町予算の1,000年分、2,000年分の予算がここの廃炉にかかるわけです。物すごい桁違いの数値なわけです。そういう状況

の中で、脱原発を望む国民の声が82％以上と言われているそうです。国では、それでもまだ女川原発はじめ再稼働の動きがいまだにあると。ということは、非常に国民の声と今の政治の声が乖離していると、非常に嘆かわしい状況だと私は感じております。

ドイツでは､来年度に原発ゼロにするというふうにも明言しております｡脱原発というと、初めは怖いと、そういうイメージで皆さん持ったわけですけれども、今は、原発から出る核のごみ、原発のごみと言われているごみの処理問題が全然先が見えないのです。どんどん、どんどんごみを出して､それを海外でも処理を受け入れなくなったと､ではどうするのだと。青森の再処理工場に持っていけばいいのではないかと。ところが、それでも片付かないと。地下400メートル以上下に埋めると、そういう話もありますが、いずれ何も片付いていないと。それが現実なわけです。それでもまだ稼働するということは、我々のまた社会をいつか破壊する日を迎えるような、そういうような今の動きになっているわけです。

そういう中で、最近新聞、テレビで連日報道されておりますが、このコロナ禍の中で希望の歌、未来への歌と言われている「花は咲く」これはすばらしい、本当に聞くだけで心が癒やされると、そういう方が多いと言われております。海外でも当町のホスト国であるオーストリアでもこの歌が歌われているというふうに言われております。

そんな中、県議会２月定例会においても、３月11日を「東日本大震災を語り継ぐ日」と条例として定められました。一人一人の大切な人に思いを寄せ､ふるさと岩手を築いていくと、それが制定理由とされておりましたけれども、そういう中で復興も徐々に進んで、宮古盛岡横断道も今月28日で全線開通と。三陸沿岸復興道路も年内には全線開通すると。この10年は、そういう意味で復興されてきました。しかし、ハード面の復興はされましたけれども、これからの10年は、心の復興だろうというふうに言われております。そこで、21年度復興応援職員、さらに必要数は75人以上だろうというふうに言われている中で、ピークでは700人以上だったそうです。今でも75人以上必要だと。矢巾町としては、ずっと困っている相手を思いやる気持ちで応援支援してきたわけですけれども、これは前町長、高橋町長含め、すばらしい対応と非常に私は感謝しております。人事異動の時期になってきているわけですけれども、具体的な要請はあるのか、まずお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　復旧、復興に関することということで、職員派遣の要請はございました。山田町でございます。これに対しまして、当町では、技術職員を要請されておりましたので、技術職員を派遣することといたしましたが、一応半年間というこ

とで派遣することとしたところでございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　いずれにしても心の復興のこれからの10年という中で、ハード面でもまだまだその対応ができていないというところもありますので、ひとつ今後とも当町は幸いにも津波に遭わなかったわけですけれども、その遭われた方に、地域に寄り添いながら進めていただければいいのかなというふうに感じております。

参考までにですけれども、日本の周辺というのは、非常に地球上の10分の１の地震とか、火山とか、そういうエネルギーが集中している地域なそうです。いつ地震、火山が起きてもおかしくないというふうに言われております。陸地としては400分の１なそうです。400分の１の中に10分の１のそういうエネルギーがたまっていると。だから、いつ起きてもおかしくないのです。そういう中で最近言われているのは、南海トラフあるいは日本海溝、千島海溝、北海道からくる海溝、ここのところがここ30年のところで、もう80％から90％ぐらいの確率で起きるだろうと。そこまで言われているわけです。

そういう中で、当町には来ないかもしれませんけれども、いろんな支援体制、そういうものがこれからも来る可能性というのは十二分にあります。当町もその支援を受ける、そういう体制はこの前聞いたら、取っているという話をしていましたけれども、そういう場合の体制というのは、何か常日頃、これは常日頃持っていないと、いざとなったときに動けないということもありますので、何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　いざ矢巾町が災害を受けたときに支援を受けるというふうなこと、受援と我々のほうでは言っていますけれども、受援の体制につきましては、今現在具体的な計画書のようなものは、まだつくってはおらないところでございますが、特に水道のほうでは、よそに応援に行くことが割と多いものですから、行った先の受援の状況を見てきておりますので、そういったところの見解なり、識見も生かしながら矢巾町として事前にどういったことを準備できるのかということは、今後具体的な計画書なりに落とし込んでいきたいなと考えておるところでございますが、すみません、現状ではまだこれから着手するという状況でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　30年に80％から90％確率というのは、明日来るかもしれないと、ということが十分考えられるということですので、ひとつ先の話ではなく、明日、明後日、もし起きたらどうしようという話を含めながら、やっぱりそういう体制というのは、いざとなったときに慌てないように対応しておくべきだろうというふうに考えます。

水道の話が今出ましたけれども、東日本大震災のときには、当町の水道は、下水道もそうですけれども、全然影響がなかったと。全然ないということではないと思うのですけれども、支障が出なかったということで、非常にすばらしい対応というか、事前の対応だったのかなというふうに感じました。

今回の福島沖地震のときには、いろんなところでやっぱり水道管が破裂したり、起きていますので、一番やっぱり、食料も大事だけれども、水のないということは、非常に生活する上で一番困るという意見が実際に遭われた方々の話を聞くと出ておりますので、やっぱりそこが非常に重要な視点なのかなというふうに思いますので、早めにその体制を、あるいは計画を立てていただきたいなというふうに感じます。

当町の１級４河川、いずれ今までは４河川というふうに話をしておりましたけれども、４河川については、順次対応が取られてきているということで、毎回聞くたびに進んでいるなという感じでおります。岩崎川も今回の工事の、さらに上流のほうについても県予算でいろいろ対応を今後とも進めていくということですので、そこまで皆さんが注目していれば、あまり心配しないでいいのかなと思いますけれども、どうなるか、どのぐらいの災害が今後来るか分かりませんけれども、私は今回見前川を取り上げたのは、見前川というのは、8.9の大雨のときにも、あそこからあふれているのです。高田地区にやっぱり水が流れ込んでいると。前にも話ししましたけれども、これは北上川に流れるわけですけれども、そこのところで北上川の水位がどんどん、どんどん上がってくると、流れないのです、逃げれない。そのときにあふれる可能性が十分あるということで、バックウオーターという話を前回したと思うのですけれども、その可能性もあるので、見前川については、これは矢巾と盛岡の境をずっと流れてきているわけですけれども、結構矢巾の地域を横断しているのです、赤林から高田まで。そういう中で、やっぱりここのところの改修についても、あれもちょっと土手を高くした天井川みたいな、そのような川になっているのです。8.9のときは、そのとおりあふれましたし、その前にもあふれているのです、過去も。それで何回かやっぱり増水したときに、大雨降ったときに見に行くと、もう橋のぎりぎりまで、あともう少しでそれこそ橋につ

くぐらいのところまで来ているのです。４号線の見前橋の辺りで見ても、そんな感じになっています。

そういう中ですので、ひとつ油断しないで、家屋というのは、高田地区が多いわけですけれども、あとはほとんど田んぼとかなのかな、そういうところで可能性があるので、ひとつ気を許さないで県のほうにもいろいろ対応して取り組んでほしいわけですけれども、今北上川の上流の大規模氾濫減災協議会というのがありまして、これは次期取組方針として2021年から2025年まで５か年計画でマイタイムライン、これは前回もちょっと話をしたことがあるのですけれども、それに取り組むということで進めているそうなのですが、当町はそれに対して何か関わりを持っているのかまずお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　その協議会につきましては、矢巾町も参加しているという状況でございます。

それから、マイタイムラインについてのお話ありましたけれども、現在防災安全室のほうで進めておりますが、各地域、コミュニティといいますか、自主防ですけれども、自主防のほうにお邪魔して、実際の現場のほうの対応についての研修会を、その地域の防災士も巻き込むというか、一緒になってやっていただいておりますので、そういったところでもマイタイムラインのお話をさせていただいております。

このマイタイムラインをつくるのは、実はそう簡単ではないということが実際取り組んでみると分かるのですけれども、エリアごとによって想定する災害の内容が変わってくるとか、条件が全部違ってくるので、皆さん一人一人が考えなければいけないという、そういう面での難しさがあるので、一気呵成にみんな全町でというふうなのはなかなか困難だとは思いますが、いずれできるところから段階的にでも、モデルケースが１回できれば、そのエリアの中は大体同じようにできるとは思いますので、そういったふうに進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　そのとおりで、マイタイムラインというのは、あらかじめ来ることを想定して、どのような避難あるいは対応すればいいかということを訓練なり、勉強すると、そのような形になるわけですけれども、北上川の流域というのは、高田地区、あそこもかな

り３区の辺りは低いです。それから、こっちに来て、藤沢から西徳田、東徳田、間野々、土橋と、ずっと４号線の東側がそれに大きく該当するわけですけれども、それぞれの地域でやっぱり条件が違うのです。今おっしゃったように、そういうことで地域、地域で違うので、やっぱり地域、地域で進めないと、実際の効果が出ないということになると思いますので、ひとつ地道な活動になりますけれども、ぜひそれをまずやっておかないと、北上川だっていつあふれるか分からないということもありますので、今の地球温暖化の状態というのは、今までの大雨というのは全然予想されないような形で来ますので、絶対これ、私はそれこそ防災士で勉強させていただいて確信しましたので、そのためには、やっぱり何を具体的な備えるかと、具体性がないと、実際のその対応に結びつかないということになりますので、大変ですけれども、それこそ責務として、住民の命を守るという観点から、ひとつお願いしたいなというふうに思います。

それから、先ほど防災計画の話があったわけですけれども、この中に、女性視点の反映をする体制を国から求められていると思いますが、防災会議を開催している全国1,487自治体あるそうなのですけれども、一応国から求められているのは、30％以上の女性の方を加えなさいと、その結果、今のところ達成は２％と、そういうような状態なそうです。それで、２割近い292自治体は、１人もいなかったと。

なぜ女性を加えなさいという見方をされると、女性の見方で避難所の対応だとか、あるいは介護の方の対応だとか、いろんなやっぱり男社会では気がつかない部分がいっぱいあるよと、これは防災会議だけに限らず、今いろんなところでこの前も話出ていましたけれども、これは男の目から見ると適材適所になったものも、女性の目から見ると適材適所に当たらないと。もっとここは女性に頑張ってもらったほうがいいという視点があるわけです。そういう意味で、その数値を持ちながら３割だとか、５割だとか、あるいは６割参加しているところもあるらしいのですけれども、そういうような数値目標を持ちながら、対応していかないと、防災危ないから男の仕事だなんて、そんなことを言っているようでは、これからの対応はなかなか難しいということになると思いますので、今岩手県で達成しているのは釜石市が33.3％と、それから盛岡市が22.6％と、県が17.3％と、そのような数字なそうです。当町は、どんな状況なのかまずお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　矢巾町における防災関係の委員会、協議会のところでの女性のパーセンテージというのは、ちょっと今数値は持ち合わせていないところでご

ざいますが、明らかに少ないほうだというふうに認識しております。先般男女共同参画の関係とかの一般質問ございましたけれども、その中でもお答えはさせていただいたのですが、内容によっての女性を、ぜひ女性にもなっていただくというふうな部分については、あると思っていまして、まさしく防災とかという観点は、識見だとか、いろんな適材適所等、いろいろな考え方はあったにせよ、やはりこれはぜひ女性にも一定割合いていただくべく性質のものだなと思っておりますので、現状、今は各組織から代表をお願いするという対応が主となっておりますので、これにつきましては、もう一歩踏み込んで各組織から女性を出してくださいというところまで踏み込んだところをお願いしながらでないと、達成できそうにありませんので、今後ぜひそういったふうにしていきたいと思っております。今後の課題ということで捉えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員）　田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君）　男女共同参画という観点から比率で申し上げます。

防災における男女共同参画の推進ということで、担当課総務課ですので、総務課のほうで指標等は設定されておりますが、目指す値ということでご紹介させていただきます。女性役員がいる自主防災会の割合については、基準値は令和２年12月時点では100％でございました。目標値、令和７年の12月でも100％を目指すと。それから、女性消防団員がいる消防団の割合、これも令和２年現在では100％ですので、令和７年も100％を目指すと。それから、町内防災士に占める女性の割合が令和２年12月時点では10％でございます。令和７年12月の目標達成が15％を目標としているという状況でございます。それから、町防災訓練の参加者に占める女性の割合が令和２年の基準値が２割、20％でございます。令和７年が25％を目指すという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　まだ再質問はあろうかと思いますが、時間午後に入りまして１時間以上経過してございますので、ここで暫時休憩といたします。空気の入れ換えも行います。

再開を午後２時20分、14時20分といたします。

午後　２時１０分　休憩

――――――――――――

午後　２時２０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開をいたします。

ここで高橋町長が今までの質問に対して補足答弁をしたいと、こういうことでございます

ので、高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、今まで藤原梅昭議員から、私、まとめて５点ぐらい、それでまず先ほどありました女性委員の登用については、防災会議に限らず、この間も課長会議で本町には各種委員会とか、審議会とかあるわけでございますので、登用率を図るように、このことにはしっかり取り組んでいきたいと思いますので、それで午前中の答弁でもお答えしたのですが、今女性の視点からというのは、これは大事にしなければならない時代の要請なのです。だから、そういう意味で私は、まず女性の登用を高めていきたいと。

それから、見前川については、これは前にもご質問いただいて、当時そのときには北上川の合流点で排水ポンプ対策車か何か考えるというお答えもしたはずなのですが、いずれ何か見前川というと矢巾とはあまり関係のない川のように思えるのですが、うそなのです。これは、岩手医科大学の小川理事長さんたちは、非常に心配しているのです。見前川が氾濫したときの対応なんか。だから、このことについては、やっぱりこれから。今大規模氾濫対策協議会の中でも流域の治水プロジェクトとか、こういうふうな、昔でいうと遊水池、だからこういうふうなこともやはり盛岡市と矢巾町の境にある川なので、そういうふうなこともやはりこれから国土交通省、県でいえば岩手県の河川国道事務所、県道整備、私はやっぱりそういうふうなところで協議をしていかなければならないと思いますので、これはやっぱり何といっても、岩手医科大学の県民医療の中枢機能があるところですので、そういったことにはやっぱりしっかり対応していかなければならないと。

それから、水道の関係については、盛岡市と、それからこの間岩手中部水道と企業団との連絡間のことで、何かあったときは、盛岡からも岩手中部水道、北上の市長さんが管理者というか、あれなのですが、そういったところの連携、もしものことがあったときの対策もこれから講じていかなければならないと。まさに防災上、しっかり取り組んでいかなければならない事項でございますので。

あとは、沿岸被災市町村の関係ですが、先ほど総務課長も答弁したのですが、山田町佐藤町長からは、もう半年でもいいから何とか矢巾、お願いしたいということで、令和３年度も、そういった、やはりトップ同士の、台風19号のときには、田野畑村の石原村長からもお願いされて対応しておりますし、いずれ、あとはやっぱり何といっても普代村、こういうふうなところとはもう友好交流させていただいておりますので、これからもそういったことでお互い相互扶助というか、しっかりやっていきたいなと。

一番最初の原発、このことでは、この間の地震の際も私役場に最初駆けつけたときには、津波と原発、これはどうなのか情報収集しろと、それで原発がもし何かあるのであれば、外に出ては駄目だとか、だから今私何かあるときは、必ず役場に駆けつけるのですが、この間みたいな福島沖の地震があったときは、津波と、もう津波が来たというのであれば、被災地への支援体制を考えなければならないし、それから原発は本町でも原木シイタケで本当に苦労したわけです。その原発でもし何かあったときは、風向が非常に大事なので、いわゆる特にも教育長なんかにも私言っているのですけれども、原発で何かあったときは、もう外には出さないと、こういうふうなことを一人一人がやっぱり、特にも役場の職員はそういう危機管理、持っていなければならないということで、被災地の支援、これをやっぱりしっかりやっていかなければならない。今までは、町の社会福祉協議会が中心になってやってきたのですけれども、やっぱりこれからは私どもがしっかり対応していかなければ、そのための防災安全室なわけでございますので。

だから、今日先ほどうちのほうから答弁させていただいた中で気になったところであるので、ちょっと補足をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　時間も進んでおりますので、あと５分ぐらいでこの第１問は終わらせたいなと思っておりました。

次に、消防団員の件なのですが、身分は非常勤の地方公務員ということで国から交付金が出て支払っているわけですけれども、その交付金が個人のところにどのような形で支払われているのかということがいろいろ問題になっているそうです。当町はどうなのかちょっと分かりませんけれども、個人にいかないで団のほうにいっているとか、そういうことでいろいろ待遇改善とか、そういうものが話されているわけですけれども、いずれ団員数は年々減っていると、1990年200万人だったのが1995年100万人と、2020年81万8,000人と、過去最少と、そういうことで年々減っていると。ただ、女性団員と学生団員は増えているというような統計が出ています。そういうことで団員確保の対応として、やっぱりいろいろ今までと同じようなやり方では集まらないだろうということで当局もいろいろ考えていると思うのですけれども、その中で若い方から意見を聞けば、いろいろ話が出てくるようですので、若い人たちの意見を吸い取りながら、聞き取りながら、よく対応するということが大事なのかなというふうに思います。例えばポンプ操法の時間がもったいないとか、ここでも出ていましたけ

れども、それから災害対応の訓練にその分を時間を使うべきではないかとか、そういう前向きな意見も出ておりますので、よく意見を聞きながら対応していただきたいなと思うのですが、何かご所見があれば伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　今梅昭議員さんのほうから若者の一つの例ということで出てきた声、まさしくそのとおりだろうなというふうに感じてございます。消防団とその団員の関係といいますか、消防とはこういうものだというものの考え方が、私自身も含め、かつてやってきたのとは大きく様変わりしてしまっているなというのが実感でございます。やはりそのことの是非は確かにあるのですが、結構儀式的な部分に重きを置いていたところについて若い人たちは、そこに時間を割くのはどうなのかというふうな疑問を持つというのは、おっしゃるとおりだと思います。

それをかつて若かった人たちも多分最初はそう思っていたのだと思うのですが、徐々にその流れに乗って、それでいいのだというふうなことになっていたと思うのですけれども、まさしく本来の消防の在り方ということについて、今立ち返る時期、歴史的な部分としての立ち返る時期でもあると思いますし、コロナ禍において、やはりどういうふうな消防団活動をするべきかということを今まさしくそれぞれ、矢巾町もそうですが、盛岡市だったり、紫波町だったり、付き合いがあるところの団長会議等でそういったことが話題になっています。やっぱり守るべき、続けるべきところは続けるけれども、新しく考えなければならないところが多々あるなと。

特に、実は消防操法、ポンプ操法の在り方といいますか、そもそもといいますか、そういった部分についても考え直す時期だろうということで、今矢巾町の消防団の幹部、団長をはじめ幹部の中では、やはりそこは新たに考えていかなければならない部分だというふうに考えていましたので、従来どおりにやらなければ駄目だという意見は正直ほとんどないです。やっぱり変えていかなければならないというふうな気持ちでおりますので、これを具体的な形に持っていこうというふうにしていくことで進めたいなと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　ぜひ若い人たちの意見を聞きながら、なかなか友人とか、知人とかに声をかけられれば、その気になったり、ならなかったり、いろいろあるようですので、ぜ

ひ意見を聞きながら進めていただきたいなと。

それから、環境問題で不動小学校の５年生、36人が環境問題で研究発表という記事が先日出ていました。これは、地球温暖化の海洋汚染とか、地球温暖化とか、そういうものを勉強して、矢巾町として何ができるのかということを学んで研究発表をしたそうです。今宣言はしたけれども、これから何に具体的に取り組むかということが分からない中で、非常にすばらしい子たちだなというふうに私は感心しております。

具体的に出ていました。何が出ているかというと、今の不動小学校の太陽光パネルでは７世帯の電力が賄えると。それから、矢巾町全体を賄うためには、煙山ダムに全部パネルを敷いても足りないということとか、あとは温暖化によってキリバス共和国の島が沈んでしまうとか、あと海に流れたプラスチックごみが動物、魚が食べてしまって、非常に問題になっているとか、その中で自分たちがふだんからできることは何だろうということを考えているようなのですけれども、ひとつこれはいろいろ我々にも勉強になるような、そういう研究発表だったようなのですが、何かこの辺で当局としてもそれに学ぶようなことは、これから大いにあるのではないかと思うのですけれども、これからの進め方について何か一言あればお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま藤原議員のほうから説明あったとおり、不動小学校での環境学習、大変いいことだなというふうに捉えてございます。お聞きするところによると、いろんな大きい財団とか、そういうのをいろんな事業を使って、今こちらの不動小学校の校長先生が過去にも別な学校で実践したことを引き継ぎながらこういうことをやってきたというふうに聞いております。こういう取組を各学校にも広げていただければというふうに思ってございますし、そういうふうに取り計らっていきたいと思ってございます。

これとは別に今年の１月に私どものほうからいろいろ調整したりして、町内各小学校３年生、これまでは一部ごみ分別教室みたいな形のことをやっていたのですけれども、今年１月は、そこから一歩出まして、温暖化に関する勉強会をやりましょうということを言ったならば、小学校４つとも賛同をいただきまして、もしかしたらコロナの関係でいろいろ予定していた事業ができなかった分というのもあったかもしれないのですけれども、今年は４小学校で開催していただきまして、それぞれ県のほうの関連機関のほうから温暖化に関するいろんな講師、それぞれ別な講師になりますけれども、招いていろいろなお話を聞いて、大変子ど

もたちの皆さんも参考になったような様子を感じました。

例えばこのまま続くと、大好きな虫がこの世にいなくなってしまうかもしれないとか、あとはいろいろ教室によっては、いろんな発電の仕組みとか、ＬＥＤ化にしたとき、今までの昔の電球とかの負担の違いとか、そういうのを身をもって体験して、大分子どもたち興味を示しているようなところがございました。こういうところをどんどんこれからまさに強化していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　いずれ待ったなしですので、どこがいち早く、何を具体的に取り組むかということが未来を救うということになるわけですから、ぜひ具体的な私工程表と、そこに書きましたけれども、それをいつまでに誰が何をどうするか、いわゆる５Ｗ１Ｈ、これは子どもたちもよく分かっていることですので、それに取り組んで、ぜひ１歩でも２歩でも進めていただきたいなというふうに思います。

最後の質問になると思いますが、ワクチン接種、これは職員は全てソーシャルワーカーかなというふうに私は感じているわけですけれども、いずれ躊躇している町民もいるというふうにお聞きしておりますので、その中でぜひ職員のトップであり、町のトップである高橋町長が率先して受けていただきたいなと、矢巾町で一番先に受けていただきたいなと思うのですけれども、その辺に対するお考えはいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、実は私は率先して受けたいということは、もう変わりございませんが、今医療関係者、そしてその次に、今のところの予定では、４月12日から順次65歳以上の高齢者の方々に、今日日経新聞には、ワクチンの確保が非常に難しくなってきていると。そこで、高齢者施設とか何か、介護とか、福祉施設に入っている方を先行して接種するというような考え方を河野担当大臣が示されたようでございまして、いずれ私も基礎疾患はありますが、率先して受けたいと思います。

そして、今矢巾町では接種率80％を見込んでおります。もうそういった中で、この80％を１ポイントでも２ポイントでも高めていくためには、これは私らの仕事だと思っておりますので、そのために今担当の健康長寿課長が一生懸命取り組んでおります。だから、このことについては、ぜひ個別、集団接種、どういう形でもいいですから、ご協力をいただきたいと

いうことでよろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、続きまして、２問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　２問目については、教育環境の充実についてということでお伺いします。

コロナ禍で科学的根拠が十分に示されないまま政治判断で緊急事態宣言が発せられ、一斉休業となった教育現場に混乱をもたらし、子育て家庭は大変な状況となっている中で、新しい生活様式に対しての教育環境の充実についてお伺いします。

１つ、コロナ禍の影響もあり、昨年小中高生の自死が479人、前年比140人増に上り、統計のある1980年以降最多となったようです。文科省は、子どもたちにスマートフォンが普及している現状を踏まえ、ＳＮＳを活用した相談対応など、悩みを受け止めやすくする仕組みづくりに力を入れていますが、本町の考えをお伺いします。

２つ目、政府は40年ぶりに2025年までに公立小学校の人数を段階的に35人以下にすると閣議決定しましたが、既に岩手県は独自に中学３年まで35人学級に取り組んでいることはすばらしいことだと思っております。しかし、令和３年度世界ＯＥＣＤ加盟国37か国中の中学校平均は23人、日本は32人で最下位なそうです。30人を過ぎると、実務処理が増え、目が行き届かなくなるとの現場の先生方の意見ですが、教員の多忙解消や学力向上、教室内の密を避けるコロナ対応のためにもさらに踏み込んで県と連携の上、まずは30人以下学級を早急に進めるべきと思いますが、お考えをお伺いします。

３つ目、学校給食運営において給食費のＰＴＡ集金から口座振替に、調理等一部業務の委託等、改革が進められておりますが、子育て家庭、ひとり親家庭への支援のためにも、以前より提案している給食費無料化への検討状況はどうなっているのかお伺いします。

今年度からスクールバス運行は、雪の多い今冬としては利用者も多く、子どもにも親にも大いに感謝されておりますが、利用状況と今後の考えをお伺いします。

多様性が重視される時代で制服を着たがらない、スカートをはきたがらない、生まれつきの茶髪を黒く染める等、校則に縛られて、多様性が尊重されない現状があります。校則のために無理に強要されたり、いじめに遭ったり、また先生も監視対応等時間が取られているという報告がありますが、校則の見直しについての本町の考えをお伺いします。

６つ目、令和２年度学校施設工事要望箇所当初72か所、追加で22か所と。当時は、一部しか対応できていませんでしたが、その後の対応状況及び今後のお考えをお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　教育環境の充実についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、悩みを抱える児童生徒を早期に発見するため、児童生徒へのアンケート調査の実施、学級担任や養護教諭等を中心とした観察により状況を把握し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談支援につなげているほか、保護者の悩みに対応するため教育委員会においても教育相談に取り組んでおります。携帯電話やスマートフォンによるＳＮＳを活用した相談窓口を開設する事例が増えてきておりますが、本町では、児童生徒に携帯電話やスマートフォンを持たせないことを基本に指導しております。ＳＮＳを活用した相談対応は実施しておりませんが、ＧＩＧＡスクール構想で導入する端末を活用したアンケート等の実施など、悩みを受け止める仕組みづくりを考えてまいります。

２点目についてですが、本県では、県教育委員会の方針として小学校第３学年から第６学年は40人学級または35人学級の選択制を実施していることから、小中学校全ての学年において35人学級を導入でき、本町においても実施しております。議員ご指摘のとおり、児童生徒一人一人に手が行き届く指導や感染症対策、教職員の業務改善の観点からも30人以下の少人数学級が望ましいと考えております。少人数学級の実現には、学級数の増加に伴う教室や教職員確保の課題もありますが、30人以下学級の実現に向けて、県教育委員会に要望しながら取り組んでまいります。

３点目についてですが、給食費無償化または一部助成を実施している全国の事例、例えば第３子以降やひとり親家庭を無償にしているケースと本町の状況を比較しながら無償化の対象者や、それに伴う財政負担について検討しております。今後も町の財政状況を考慮しながら、どのような形であれば実施できるのか継続して検討してまいります。

４点目についてですが、スクールバスの現在の利用者数は、徳田小学校が25名、煙山小学校が89名、不動小学校が19名の合計133名となっております。今年度は、降雪が多い状況ですが、運行時刻の大きな遅れもなく、順調に運行しております。地区によっては、保護者の方が自主的に交代で停留所付近の児童の見守りや雪かき作業をしていただいており、児童は安心してスクールバスを利用しております。

来年度のスクールバス運行については、令和２年度の運行対象地区を基本としながら小学校３校で冬期間の運行を行う予定としております。運行経路や停留所位置等については、保護者及び地域の方々と協議を行い、見直しをしてまいります。

５点目についてですが、校則に対する生徒の考え方については、様々あると思いますが、校則に縛られ、多様性が尊重されないことがあってはならないと思っております。例えば矢巾中学校では、来年度から女子の制服についてスラックスとスカートを選択できるようにする取組を行います。校則の見直しについては、生徒会や教職員によって実施されております。さらに、よい内容とするために学校運営協議会の議題として取り上げ、委員の方から様々な観点でのご意見をいただき、より実態に合った内容の校則となるように取り組んでまいります。

６点目についてですが、令和２年12月時点で94か所あった工事等要望箇所は、令和３年度予算要望箇所も含め、先月末時点で134か所となっており、うち64か所が年度内に完了する予定となっております。残った70か所については、令和３年度以降危険度や緊急度、影響度を判断し、優先順位を決めて実施してまいります。

なお、規模が大きい工事については、新たな不具合箇所がないか、また別な工法がないか改めて実態調査を行い、工事費の再積算と今後の対応について検討する予定としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　ＧＩＧＡスクールで使用する端末の活用というのは、大変よいアイデアだと思います。ぜひ子どもたちが悩みを打ち明けやすい環境をつくっていただきたいと、そういうふうに思います。それと同時に、保護者からの悩みについてもＳＮＳの活用は大変有効と思います。電話で話をするよりもメールでちょっと対応していただきたいというのが多いと思います。ぜひ対応を検討していただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり今児童生徒たちだけでなくて保護者からも教育委員会のほうに様々なご相談をいただいております。やはり仕事中なので、お昼時間に電話をいただくとか、そういったこともありますし、あるいは仕事が終わってから夕方以降来ていただいて相談していただくということもあります。今議員おっしゃったとおり、様々な方法によって相談しやすくなる体制と

いうのは、ぜひ構築していくべきだと思いますので、教育委員会の事務局のほうでもそのような方法を検討をさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　30人学級については、以前現場の先生のお話を聞いてみても、30人を境に全然違うというお話を聞いております。これは、教育長もそう思っていると思いますが、世界水準の25人以下というのは、それこそまだまだ先の話だと思いますけれども、まず30人学級、これを進めるためにも今後続くであろう感染症対応の上でも矢巾型コミュニティ・スクールの中で、ぜひ環境整備が必要かと思うわけですけれども、ぜひそこのところもコミュニティ・スクールの中でも進めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、教育長答弁でもお答えいたしたとおり、これは県の教育委員会のほうにお願いしている部分でかなり多いかと思っております。その中で、当然今年度は感染症の関係もありまして、距離を取るということに非常に学校現場としても苦労しております。そういったことも、やはりコミュニティ・スクールの中で検討した結果を県教委のほうに意見としてもぶつけていくと。やはり住民の皆様からもこういう意見があるのだというのもぜひ県のほうにぶつけていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　給食費の件でお伺いしますが、昨年町内のある学校で３日間何も食べていなかったという話を打ち明けられた友人がいて、大変ショックを受けたというふうに聞いております。この辺で何か把握していることがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、そういうふうな事例について学校のほうからも情報をいただいております。あるいは逆にこちらのほうから改めて調査をしたりとか、その辺のところは、実情についてこちらのほうも把握し、そしてそういうふうな状況の場合にどうする、どのように対応したらいい

かということを改めて各校長を通して周知徹底したところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　いずれコロナ禍の中で大変仕事上の問題もあって、貧困家庭も増えているというふうなことがこういうところにつながっているのか、ちょっと分かりませんけれども、その影響も大分あったのではないかと。それから、ここかむ食堂という月１遍対応している食堂があるわけですけれども、ここでは対応できないのです。３日間、食わなかったと、月１回しか対応できていない食堂では。そんなときに、給食として提供してあげるとか、何らかの対応ができるのは、町費でいわゆる給食を運営しているという状況があればこそ対応も即可能かなというふうに思いますので、給食費の無料化というのは、そういうところにも対応できるような考え方に結びつけられるような対応が必要かなと思うわけです。それについて併せて給食費の件と併せて何か今後の検討の一つのきっかけにしていただければと思うわけですが、何かお考えがあれば、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　まず、貧困が理由で給食が食べられない、あるいは食事が取れないというふうなことのないような形を取っていきたい。特に貧困が理由で給食という場合には、こちらのほうでも補助制度がありますし、そういったことで給食が食べられない子どもというのはおりません。ただ、ふだんの学校に来なければ給食を食べられないというふうな状況もあるわけですから、それが貧困によってそういうことにならないように、様々な補助制度あるいはこれからのことも含めて検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　いずれ他市町村に先駆け、いろんな不妊治療の助成とか、中、高までの子ども医療費の助成とか、あるいは給付型奨励金とか、いろんなことを先駆けてやっていただいております。給食費の無料化についても、ぜひ当町として、できるところから着手していただきたいなと思うわけですけれども、次に、スクールバスの件で確認したいと思います。冬期間のタイミングということで、今年は非常に本当にベストなタイミングだったと思います。連日除雪に当たった道路住宅課はじめ関係者の皆さんにも除雪のご苦労、大変あ

りがとうございました。スクールバスの運行は、今のところ冬期間だけということで限定しているようなのですけれども、非常に矢巾町は車がどんどん増えております。そういう意味で、例えば南昌台団地から来る子どもたちとか、流通センターから来る子どもたちとか、南北の道路を東西に２本も３本も横切ってこなければいけないと、そういう状況の中で、非常に交通事故の危険度が大幅に上がっております。そういう中で、年間を通して、ぜひ一部のそういう特に危ないような地域等々含めて検討が必要かと思いますが、その辺のお考えについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

やはりスクールバス、今年度やってみて、様々なよかったなと思うところ、それから課題等もございます。今議員がおっしゃったような内容も含めて今後いろいろ検討しなければなりませんけれども、その中で、まず今できる範囲内で改善すべきところは改善して来年度やっていきたいなと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　あと工事要望について、いろいろやっぱり老朽化してきている箇所が多いので、年々増えてくると思います。そこで順次やっていかなければいけないわけですけれども、今年煙山小学校に孫を送っていったときに、父兄から言われたのが、屋根から降りてくる雨だれというか、それが下で凍って、もうアイスバーンになっているのです。そこで子どもたちが転んでいるという話を聞いて、上を見たら、確かにだらだら、だらだらたってきているような環境なのです。そういうところを含めて早めに対応しなければいけない、ちょっと後でもいい、あるいはそういうＡ、Ｂ、Ｃランクをつけながら、ぜひ対応を進めていただきたいわけですけれども、その辺の今後の取組についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

各学校から来年度の予算要望の際も、追加で様々な箇所の要望をいただいております。その中で、やはり答弁にもありましたけれども、優先順位をつけないと、なかなか進めていけないのですけれども、やはり児童生徒の危険度のところというのは、最重要で優先すべき箇

所かなと思っております。そのように来年度工事の中身も各学校と協議して進める予定になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　いずれ未来をつくる個性ある子どもたちを育てていくためにも教育環境をよくしていただきたいと、それが我々大人の役目だと思います。障がいも個性と言われておりますが、多様性ある子どもたちを育てていく町としてダイバーシティはダイバースクールからと、そういう考え方もありますので、その辺も含めながら最後のご所見をいただければと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、多様性というふうな子どもたち一人一人が違います。その一人一人にどういうふうに対応していくかと、学校現場は大変な状況です。でも、先生方が一生懸命頑張っています。それは、矢巾の子どもたちのため、子どもたちのために頑張っています。それを支えるのが私たち行政であると思います。そして、地域の皆さんとともに、その学校を支え、子どもたちを支え、未来ある、未来に生きる子どもたちのために頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問はよろしいですか。

（「時間がないのでやめます」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で11番、藤原梅昭議員の質問を終わります。大変ご苦労さまでした。

それでは次に、３番、小笠原佳子議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（３番　小笠原佳子議員　登壇）

○３番（小笠原佳子議員）　議席番号３番、公明党、小笠原佳子でございます。通告に従いまして１問目の乳がん対策について質問いたします。

毎年３月１日から本日８日までは、国が定めます女性の健康週間です。この健康週間は、

日本産婦人科学会と日本産婦人科医会が女性の生涯にわたる健康を支援することを目指し、2005年から提唱しております。2007年度にまとめられた政府の新健康フロンティア戦略の柱の一つに女性の健康力が掲げられ、対策が前進してきております。私が今回取り上げました女性特有のがんである乳がんは、女性の９人に１人が一生のうちにかかると言われ、受診率向上のため2009年から対象年齢の検診に無料クーポンが配布され、配布された後の受診率は、全国で岩手県が一番伸びたと聞いております。本町では、受診につきましては、国の基準に基づき40歳からを対象に検診が行われています。そこで以下お伺いいたします。

①、乳がん検診の受診状況について、令和元年度と令和２年度における町内の受診対象者数と受診者数及び受診率についてお伺いいたします。

②、健康診断の会場を変更すると聞いておりますが、次年度の乳がん検診についてお伺いいたします。

③、検診年齢前の若い方への普及啓発の取組をお伺いいたします。

④、乳がんの早期発見には、日頃から自分で行う自己検診が重要と考えております。当町の取組についてお伺いいたします。

⑤、乳がんグローブの配布についてのお考えをお伺いいたします。

⑥、がん患者に対する支援についてお伺いいたします。

⑦、がん患者に対する補正下着、医療用ウイッグ購入助成の導入についてお考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　３番、小笠原佳子議員の乳がん対策についてのご質問にお答えをいたします。

１点目の乳がん検診の受診状況についてですが、令和元年度の受診対象者数2,443名に対し、受診者数は890名、受診率36.4％となっております。令和２年度の受診対象者数は2,461名に対し、受診者数は１月末現在で618名、同月末現在の受診率は25.1％となっております。

２点目についてですが、令和３年度から検診会場を追加し、受診期間を延長いたします。乳がん検診については、集団検診を全て個別検診に集約し、これまでどおり、やはば産婦人科、岩手県予防医学協会で実施するほか、新たに岩手県対がん協会の新施設、すこや館での実施となります。

３点目及び４点目についてですが、定期的な自己触診法が有効であることから、その方法

について、広報やはばへの掲載とリーフレットの窓口配布を通じて早期発見に向けた普及啓発を行っております。また、これまで検診会場で乳がん視触診モデルを配置し、実際に自己触診法についての普及啓発を行っておりましたが、今年度のみ新型コロナウイルス感染症対策のために実施には至りませんでした。今後の感染症対策を徹底しながら普及啓発に活用してまいります。

５点目についてですが、乳がんグローブの配布についてでございますが、乳がんグローブと、皆さんお分かりかと思いますが一応、乳がんを自己検診するために何かグローブというとあれなのですが、手袋を、そして乳がんは自己検診で見つけることができるがんで、早期発見できれば９割が治るとされ、グローブ、この手袋は特殊な素材でできており、素手よりも感度が高まるために異常が見つけやすいということの乳がんグローブの配布については、現在行っておりませんが、導入することによる効果を検証するなど、情報収集を図ってまいります。

６点目についてですが、がん患者やご家族の不安や悩みに寄り添う相談窓口を開設しております。岩手医科大学附属病院など、がん診療連携拠点病院内のがん相談支援センターや各医療機関の医療相談室とも連携した相談体制を確保しております。

７点目についてですが、がん患者に対する補正下着や医療用ウイッグ購入助成の導入についてですが、ウイッグを分かりやすくいうと、医療用のかつらのことをいうのですが、購入助成の導入については、これまで行っておりませんでしたが、がん患者の社会参加に向けた支援と経済的負担軽減のために導入に向けた検討を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　それでは、１問目の本年度１月末時点の乳がん検診受診率は25.1％ということで回答をいただきました。これについて、年代別ということで把握はされているのでしょうか。また、担当課では、この数字に対して、コロナ禍ということもございましたが、どのような所感をお持ちでしょうか。また、受診についての目標数値がありましたら、お聞かせください。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

ご質問の件、年代別というところは、今まさしく集計中でございまして、ちょっと持ち合

わせておらないので、申し訳ございません。

あと受診率が低下しているということで、個別検診の部分がこれから若干は加わるかと思いますけれども、やはり総じてコロナ禍による影響も出ているのかなというふうに捉えてございます。

あとは、目標値につきましては、これはもうご案内のとおり全国50％ということで、ちょっとかなり厳しい実績ではございますけれども、今後も50％というところは変わりませんので、それを達成するためには、やはりそれ相当の対応が今後求められてくると思いますけれども、それは落とすことなく目指してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　今全国50％ということに目指していかれるということを聞いて、すごいなと思ったのですが、集団検診をやめて個別検診に移すというこのお話を聞く前に私が勝手に思ったのは、例えばイトーヨーカドーとかさくら野百貨店とかで結構皆さんこういう乳がん検診をなさっているというのを聞いて、数値が上がっているということを聞いておりまして、矢巾町だったらさわやかハウスではなくして、やはぱーくとかマックスバリュとかどうなのかななんて勝手に思っていたのですが、今回次年度より新しく岩手県対がん協会の新施設のすこや館で実施されるということをお聞きしました。受診期間が長いということと、また多分時間も現在よりも延長されるのではないかということも思いますし、また土日、祝日の開催とか、あと特に今年度は女性の検診も１日につき１つしか受けられませんでしたので、そういう面でもちょっとハンディがあったのかなと思うのですが、もし希望すれば、婦人科健診を含めたがん検診が１日で行われるのか。また、そういう今回の変更点について、もう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

先ほど小笠原議員から先進事例として受診率が上がった、例えばショッピングセンターとか、そういったところでの対応ということではございませんけれども、新しく加わります対がん協会の施設につきましては、県の予防協もそうなのではございますけれども、いずれも最新鋭の検診、快適な検診ができるような環境が準備されておりますので、そういう意味では、ちょっと平日の対応ということになりますので、基本的に平日の午前中の検診というこ

とになりますけれども、ただ地元の矢巾町にそういう立派な施設ができ、しかも隣には岩手医科大学もある。岩手医科大学は、ご案内のとおり特定機能病院であり、唯一の３次救急医療機関でありますので、がん治療についてもまず北東北の最新鋭の医療サービスが提供されるということで、そういう対がん協会の理事長が岩手医科大学の小川理事長先生でもあられますし、そういった意味では、非常に連携も取られるということでございますので、ちょっと土日、祝祭日の対応といったところまでは難しいのですけれども、そういうかなり快適かつそういうクオリティーの高い施設がオープンし、そこで町民の皆様がご都合のいいときに身近なところに行って安心して検診を受けていただければいいなというところでございますので、どうかよろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　今お聞きしましたので、今の時点では平日午前中のみということですが、先々にいったら、まず土日、祭日とか、またぜひとも交渉していただきたいなと思います。

次に、３番と４番重ねてになるのですけれども、受診対象者、40歳以下のセルフチェックの普及啓発についてちょっとお聞きしたいのですが、国立がん研究センターでは、ＡＹＡ世代といいまして、15歳から39歳という年齢なのですが、この年齢で、特に30代は、乳がんが最も多かったということを公表しております。先ほどちょっと町長のほうからも話がありましたが、乳がんの早期発見には、定期検診と日頃から自分で行う自己検診が最も重要であり、定期的に乳房を観察し、触れるセルフチェックを行うことにより発見される可能性が、自分で見つけることができるがんだということで、40歳以上の検診対象者はもちろんなのですが、検診年齢前の若い方への普及啓発の取組で、乳幼児健診にいらしたり、それからそういう受診に来られたお母さん方に健診会場にセルフチェック方法についてのパンフレットとか、乳房のモデルとか、そういうものを置いていただいて、普及啓発を図っていただきたいと思います。

また、子宮頸がんの健診は二十歳から対象になりますので、そういうときに乳房のモデルを置いて、しこりというものがどんなものなのかというのを触って、自分が、ああ、これがしこりだと思うことがとても大事だというふうにお聞きしておりますので、そういう検診対象前の若い世代について、幅広く普及啓発を図れるよう検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　貴重なご提言を賜りまして、誠にありがとうございます。まさしく私どもといたしましては、国が定めたルールをただ守るだけではなくて、やはりいいものはどんどん取り入れていかなければならないと思いますし、そういった意味では、非常にすばらしいお話をいただきましたので、ぜひ持ち帰って現場としてすぐにでも対応できることも多いと思いますので、ぜひ前向きに取り組ませていただきたいと思いますので、今後ともご助言のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　先ほど乳がんグローブについて町長から詳しくご説明いただいて恐縮なのですが、私も前は持っていたのですけれども、すみませんちょっと探したらもう見当たらなかったのですけれども、ネットで見ても、１枚送料を入れても500円ぐらいで買えたので、量が多ければもっと安価だというふうに思います。乳がんグローブというのは、本当に肌に密着しやすい特殊な素材でできた手袋でありまして、素手では分かりにくいような小さいしこりまで見つけやすい自己検診の補助具であります。それがあることによってセルフチェックを行う動機づけになるのではないかというふうに考えます。ですので、特に検診年齢前の若い方に配布していただくということはどうかなということを考えております。

また、本当に乳がんグローブといいましても、まだ一般的にそんなに知られておりませんので、そういうふうに配布していただくことで皆さんに周知されていくのかなということも考えますので、その点についていかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

先ほど、その前の質問でもありましたいわゆる検診年齢に達しない方への周知啓発と併せて、やはり検診会場に妊婦さんがいらした際に、そういう便利でかつ早期発見、早期治療につながるものもあるという、やはり周知、分かっていただくというのは、非常に意義深いことだと思いますので、ぜひそういう、どの程度、予算の関係で全部お配りとかという部分は難しいかもしれませんけれども、ただ見て触れるだけでも、ああ、確かに小笠原議員さんおっしゃるように、そんなに500円とか、そういう値段であれば、やっぱり自分の健康のためには必要に投資だというふうな意識をお持ちいただくだけでもかなり変わってくると思い

ますので、ぜひ前向きに取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　やはり今お聞きして思ったのですけれども、どなたにおいても健康がやっぱり第一だと思うのです。特にまだ小さいお子さんのいらっしゃるお母さんにとって、健康は本当に大事かなと思います。

次に、がん患者に対する支援についてお伺いしたいと思います。ご存じのとおり、現在日本において、２人に１人はがんにかかり、そのうち３人に１人はがんによって亡くなると言われております。私の身内もがんで亡くなっております。さて、がんの治療中の方、また治療を終え、再発の不安を抱えながら職場に復帰しようとしていらっしゃる方もおられると思います。今がんは本当に働きながら、通院しながら治す病気というふうに聞いております。現在患者に対する様々な情報提供したり、アドバイスをしたりする場所して、岩手医科大学病院のがんセンター、がん患者家族サロンがあります。また、がん患者をサポートしてくれる民間の組織が北上市を中心に活動しているとお聞きしております。本町でもがん患者に寄り添いながら、後には就労支援につながるような包括的なサロンの支援体制の取組を行うことができないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

まさしく岩手医科大学においては、そのような緩和ケア病棟もありますし、そういう専門的な相談窓口もありますし、町内にはＮＰＯ法人とか、そういう部分ではないのですけれども、やはり国民共通の誰でも避けては通れないと言われるがんの対応でございますので、市町村といたしますと、どちらかというと、国とか県に比べると責務としては、がん検診受診率の向上であるとか、がん教育とか、がん全般に対する普及啓発というような部分で、なかなか立ち位置が難しい部分はありましたけれども、今かなりそういう踏み込んだお話もいただきましたので、ぜひ持ち帰り、岩手医科大学との連携は常日頃いろいろご指導、ご助言いただいていますので、それはもちろん深めていかなければならないというふうに考えておりますし、その支援の部分につきましても、なかなか、やれることはまずやりますけれども、今後やはり矢巾町だけでは難しい部分もあろうかと思いますので、そういう部分では市町村会を通じて国へも要望していったり、例えばがん検診の実態とすれば、今市町村が目標50％

に向けて取り組んでも、実際補助金というのは、補助制度というか、財政的な支援がほとんど手薄な制度という捉え方になっておりますので、そういった部分もひっくるめて全体的にそういう普及啓発を中心にしながら検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　よろしくお願いいたします。

次に、８番目に医療用具の補正の助成についてお伺いいたします。がん患者は、抗がん剤等の治療で髪の毛が抜けてしまい、私の友人もバンダナを巻いて笑っておられましたが、がんの部位によっては、補正具が必要になってくることがあります。医療用ウイッグは、がん保険の対象にはなりません。ファッション用の構造とは似ていますが、肌にやさしい素材を使い、軽いものが多く、価格は数万円から数十万円と、なかなか差が大きいようでございます。海外では現在公的な保険の対象となるような国もあるようです。日本では、ようやくこうした抗がん剤治療の副作用で起きる脱毛に悩む患者さんに向け、医療用ウイッグ購入費の助成を行っている自治体が増えてまいりました。例えば乳がんのために乳房を全摘出した場合、それに伴い補正具が必要となってくることもあります。ご存じのとおり、岩手県では、北上市が助成をしている自治体でございます。花巻市も次年度より助成を始めると聞いております。お隣の秋田県や山形県でも県と市町村が一体となりまして助成を行っております。本町としましても、がん治療の副作用等で社会生活上ウイッグが必要な方に対して、これは女性に限らず男性もおられると思います。社会復帰を支えるためにも高額な医療用ウイッグや補正具に対しまして、ぜひ助成が必要と考えますが、お考えをお伺いしたいです。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

まさしくがんに対応する周知啓発だけではなくて、やっぱり寄り添いの部分といたしまして、そういう支援が必要だというのは、もう重々承知しておりますので、いずれ県内でもそのような動きが確かに出てきておりますので、町といたしましても、いずれ検討しながらそういった寄り添いの支援の在り方について検討させていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、まずがん患者のやっぱり私ども市町村

でも寄り添う心というか、それから今お聞きしておる中で、やっぱり就労支援とか、そういうふうな、またいわゆる医療用ウイッグは、非常に高価なものもあるということなので、今日ご質問いただいたことについて内容精査をさせていただいて、そして私ども矢巾町として取り組みできることから、まず第一歩を踏み出してみたいなと、こう考えております。

そういったことで今がんの対策は避けて通れない課題でもあるわけでございますので、そしてどういうことで患者の皆さん方が苦しまれていらっしゃるか、今ピンクリボンとか、いろいろ事業があるのですが、そういうふうなものを全部洗い出しをして、対応を考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは、まだ２問目以降あるわけでございますけれども、ここで大分時間も経過していますので、暫時休憩とさせていただきます。

再開をちょっと時間短いのですが、３時35分といたします。よろしくお願いいたします。

午後　３時２７分　休憩

――――――――――――

午後　３時３５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、２問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　それでは、質問２に移らせていただきます。質問事項は、３歳児健康診査における視力検査についてでございます。

３歳児健康診査において、強い屈折異常や斜視が見逃された場合に、治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘もあります。早期発見、早期治療が重要となります。そこで以下お伺いいたします。

①、本町における３歳児健康診査での視力検査方法の現状と課題をお伺いいたします。

②､視力検査を実施できなかった受診児への対応はどうされているのかお伺いいたします。

③､令和元年度において､眼科医での精密検査を勧奨した子どもの数をお伺いいたします。

④、保護者への視力検査の重要性の周知、啓発はどのようにされているのかお伺いいたし

ます。

⑤、３歳児健康診査の視力検査において、本町においてスポットビジョンスクリーナーを導入するお考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　３歳児健康診査における視力検査についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、本町における３歳児健康診査での視力検査は、１次検査として家庭でのアンケート記入及び輪に切れ目が入ったランドルト環を用いた視力検査を行っております。検診会場では、家庭での視力検査の結果を確認し、必要な幼児に対し、改めて視力検査や小児科医による診察を実施しております。健診会場でも視力検査が実施できなかった場合や要精密検査と判断された場合には、眼科医療機関の受診を勧めております。家庭内でのランドルト環を用いた視力検査については、３歳児の落ち着きや言葉の発達の状況により、困難な場合もあることが課題となっております。

２点目についてですが、家庭において視力検査を適切に実施することができなかった場合は、健診の会場において視力検査を実施しております。健診会場でも視力検査が実施できなかった場合や要精密検査と判断された場合には、眼科医療機関の受診を勧めております。

３点目についてですが、令和元年度は、視力の精密検査を６名に勧奨し、その結果は異常なしが１名、経過観察が３名、未受診が２名となっております。

なお、未受診の２名については、訪問や電話連絡を行うなど受診に向けた働きかけを行っておりますが、現時点での受診の確認はできておりませんので、引き続き働きかけを行ってまいります。

４点目についてですが、３歳児健康診査の通知に合わせて国による説明資料を同封することで保護者への視力検査の重要性の周知を行ってまいります。

５点目についてですが､スポットビジョンスクリーナー､これは分かりやすく言いますと、視覚スクリーニング検査ということでお母さんに抱っこされた状態で、たった数秒で近視や遠視、乱視、不動震、瞳孔不動などの異常を検出が可能な検査機器のことをいいます。弱視の危険因子となる斜視や屈折異常をスクリーニングする機器で、目の診察、問診、視力検査に併用することが推奨されています。現在紫波郡医師会のご協力をいただきながら健康診査を実施しており、スポットビジョンスクリーナーの導入について、郡医師会と協議しながら検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　それでは、再質問の１番で令和元年度の再検査は６名とあったのですけれども、そもそも３歳児の健診というのは、何名が対象なのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

毎年出生数が大体今200名を切っておりますけれども、３歳児につきましては、今年度につきましては215名という状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　215名に対して６名の再検査ということで、ではそんなには多くないのだということでちょっと安心いたしました。このランドルト環というのを聞いたときに、私30歳の長男がいるのですが、その子にもそういうふうにしたなということを思いまして、その部分は何か進歩していないのだなということを、ちょっと申し訳ないのですけれども、思いました。

この検査なのですが、３歳児という子どもの特性もあると思うのですが、検査を嫌がったり、また親や保健師の言うことを子どもが理解できなかったりで、うまく答えられなかったりするような場合があるということをお聞きしております。答弁にもそのように書いてございました。健診会場で視力検査ができない場合は、眼科で健診ということになるのですが、令和元年度の再検査６名の中に、そういう意味で再検査になった子どもがいるのかどうかお聞きしたいです。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

まず、先ほど３歳児の数について215名と申し上げましたが、その215名というのは、今年度の215名で、この答弁におきます令和元年度の対象者３歳児は233名となっておりますので、そこをすみませんが、補足でご説明させていただきます。

この精密検査の６名の方全てが、意思の疎通が困難だったり、落ち着きがなかったりだと

かということではございません。６名全てそういう状況ではないということだけお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　では、今の私の質問に関しては、中身は分からないと、そういうことでよろしいのでしょうか。

それでは、私も子ども３人いて、３歳児の健康診査、そういうふうにして行ったのですが、自分が子どもの健診に行くときに、目の検査がすごく大事ということは、ちょっとあまり認識ができていなくて、何か家で適当にして連れていったなということを自分自身は反省として思ったのですが、厚生労働省が平成29年４月７日付で全国の都道府県に出された通知によりますと、３歳児健診における視力検査の実施についての中に、３歳児の健康診査を受診する幼児の保護者に対し、子どもの目の機能は６歳までにほぼ完成するため、３歳児健康診査において異常が見逃されると、治療が遅れ、十分な視力が得られないことがあることを周知するようにと記載がございます。

弱視とは視力の発達が阻害されて起きた低視力を指し、眼鏡をかけても視力が十分出ない状態を言います。３歳児健康診査で発見することができれば、早期治療につながり、良好な視力を得られる可能性が高くなります。視力の発達にもタイムリミットがあり、視力に異常がある場合には、治療効果が高い３歳から４歳頃に治療ができるかどうかがとても重要だということです。３歳児健診で行う視力検査は、目の異常を早期に発見し、治療をより早く行うために大事な健診であるということを保護者の方により一層の周知、啓発をお願いしたいと思います。

そして、今答弁の中にもございましたように、スポットビジョンスクリーナーは、屈折検査の実施を推奨しておりまして、このスポットビジョンスクリーナーというものは、一眼レフカメラぐらいの大きさでカメラで撮影するように子どもの目元を写し出して、屈折異常や斜視などの両目の状態を自動で測定できます。目の異常を発見するスクリーニングの効果も高く、本当に保護者の膝に乗せたままで受診時の負担も少なく、また操作自体もどなたがやっても簡単にできるということが特徴というふうに聞いております。こちらの矢巾町での３歳児の健康診査の視力検査において、スポットビジョンスクリーナーを導入するお考えはないか再度お聞きしたいです。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

非常に有益性のあるというところはお伺いしておりますので、導入することによってのメリットというのは、いずれ限られた時間の中での早期の治療によって、今後のお子さんの人生においても大きな影響を及ぼすだろうということは理解しております。

なお、スポットビジョンスクリーナーにつきましては、かなり高額な機器でもございまして、県内で導入しているのは雫石町のみという、ほかにもあるのかもしれませんが、私が知り得た範囲ではそういうふうに伺っておりますけれども、いずれにせよそういう医学的な見地も踏まえまして、医師会等からも助言をいただきながら総合的に情報収集と併せて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは次に、３問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　それでは次に、質問３です。質問事項は、ファミリー・サポート・センター事業についてお伺いいたします。

先輩議員方の働きかけによりまして、本年１月より地域で子育ての援助活動を始めるファミリーサポート事業が始まっております。それにつきまして、以下お伺いいたします。

①、ファミリーサポートの概要と利用するための手続の流れについてお伺いいたします。

②、ファミリーサポートを始めての現状と課題についてお伺いいたします。

③、現在までの会員登録数をお伺いいたします。

④、現在までの利用者数をお伺いいたします。

⑤、利用会員からの声は、どのようなものがあったのかお聞きしたいです。

⑥、ファミリーサポートにおいて、病後児保育に取り組むお考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　ファミリー・サポート・センター事業についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、本事業は、多様化する子育てニーズに対応するため、育児支援策の一つとして、地域での相互援助活動を組織化するものであり、令和３年１月から実施しております。ファミリー・サポート・センターは、地域において、育児の援助を受けたい方と行いたい方が会員となり、育児について助け合う会員組織であり、それぞれの方がファミリー・サポート・センターへ会員登録をし、育児の援助を受けたい方は依頼会員に、育児の援助を行いたい方は援助会員になっていただき、依頼会員は、援助を利用したい場合に、ファミリー・サポート・センターへ連絡いただき、アドバイザーが援助会員とのマッチングを行い、事前打ち合わせを経て援助活動を実施いたします。

援助会員には、援助活動前に、ファミリー・サポート・センターが実施する講習会を受講した上で援助活動を行っていただき、援助活動に係る報酬は、援助活動終了後依頼会員から援助会員に現金でお支払いいただくこととなります。

２点目についてですが、現在までの活動状況は、日中の預かりが３件となっておりますが、多様化する子育て支援ニーズに対応するマッチングを行うためには、援助会員を増やすことが課題であると捉えております。

３点目についてですが、令和３年２月24日現在の会員数は、依頼会員24名、援助会員12名、依頼会員と援助会員の両方に登録している両方会員２名の計38名となっております。

４点目についてですが、令和３年２月24日現在の利用状況は、３名の会員から就学前のお子さんに係る日中の預かりについての依頼があり、延べ４件となっております。

５点目についてですが、依頼会員からは、事前の顔合わせにより、子どもの不安感が軽減され、スムーズに援助していただくことができた。今後も依頼したいという感想もいただいております。また、援助会員からは、子どもの気持ちや特性に寄り添った遊びの工夫をして過ごしている様子を報告いただいております。

６点目についてですが、病児保育や病後児保育を実施するためには、医師会等への事業説明及び医療アドバイザーの選任や症状の急変等に対応する医療機関をあらかじめ選定しておく必要があります。また、援助会員には、病児保育や病後児保育に対応するための研修を受講した上、援助活動を行っていただくこととなります。今後安定した援助活動が可能となるよう、特に援助会員を拡充しつつ、併せて病児保育や病後児保育の体制整備についても実現できるよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　それでは、少子高齢化の現在で子育ての時期に親や親戚、親しい友人が近くにいない場合など、若い母親は誰にも相談ができず、子育てに不安を持っております。そうした場合に、有効なものがファミリー・サポート・センター事業であります。子どもの預かりの援助を希望する人と援助を提供する人が、それぞれ会員登録をして、相互援助によって子育てを支援しております。

しかし、現状は、援助を提供する会員が少ないため、必要なときに預かり援助の利用ができないと答弁にありました。そこで、例えば元気な高齢者の皆様にも援助を提供する会員になっていただけるよう事業の拡充に向けて町としては支援を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまの質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、援助会員のほうは14名と少ないわけでございますけれども、ＰＲは、考えられることは全てやったつもりでいます。保育園、小学校の保護者さんにＰＲしていますし、あとはスーパーマーケットにチラシを置いてみたり、民生児童委員とか、保健推進員、あと広報、やはラヂ！とかでも周知しておりますけれども、なかなか会員が増えないという現状がありまして、今後さらにＰＲ活動に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　今課長のほうからそういうお話ありましたが、本当ファミリー・サポート・アドバイザーの方がとても丁寧に対応してくださって、会員の調整を図っておられます。そこにまた安心感があるのかなというふうに考えております。現状は、預かる側の人のお家を提供して、お子さんを預かるということが一般的で、場合によっては預かってほしい側の人のお宅に行くこともできるようなのですが、やはり場所の提供があれば、自分は預かってもいいのだけれども、例えば自分の家の家族があまりそういうことを喜ばないとか、極端な話、子どもが来るから一生懸命ちょっと部屋を掃除しないといけないとか、やっぱりそういうこともあるのかなということをちょっと考えます。それで、さわやかハウスの一室とか、町としてそういう場所を提供して、そこで１対１のファミリーサポート事業を行うとかということを考えられないかなということはいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまの質問にお答えさせていただきます。

Ｑ＆Ａにもあったかと思いますけれども、町の施設とか、援助会員と依頼会員がアドバイザーも交えて話し合って、お互いよいのであれば、安全な場所であるのであれば、そういうことは可能だというふうに認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　本当に皆さんちょっと模様眺めという感じでちょっと踏み込めないのかなと思うのですが、実際に子どもを預かってみると、子どもはかわいいですし、そして本当に私は日曜日に３時間預かったのですけれども、2,400円という思いがけない何か副収入があったりとかして、また何よりも本当に子どもがかわいくて、一緒にやはぱーくのどんぐりっこに行って遊んだのですけれども、すごくやっぱり癒やされました。ただ、安全面だけは、本当に自分の身内ではないので、しっかり気をつけて見なければいけないなということは感じましたが、本当にいい体験をさせていただいて、これからも時間があるときは、ご依頼いただいたらやりたいなということをちょっと感じております。

やっぱり本当に、ファミリーサポートということは、これから本当に必要だと思います。先進事例の花巻の方が来られて、いろんな話をしてくださったのですけれども、定期的に子どもを見る中で、やっぱりおばあちゃんではないけれども、孫ではないけれども、というふうな感じで無理のない範囲でそういう交流がすごくできているというのを聞いて、ああいいなというふうなことを感じております。

何か私、ファミリー・サポート・センターのことを言いたいというよりも、病後児保育のことを言いたくてこのことを今回出させていただいたのですが、答弁に、病児保育や病後児保育を実施するためには医師会等への事業説明及び医療アドバイザーの選任や症状の急変等に対応する医療機関をあらかじめ選定しておく必要がありますということが記載されているのですが、何かこれは法律的な裏づけがあるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今小笠原議員が指摘された項目は、子ども・子育て支援交付金の補助基準になっておりましたので、こういう答弁をさせていただきました。そうでなければ、病児、病後児保育では

なくて、基本事業のほうでやるのであれば、こういうハードルは高くはないということになります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　やっとそれで何か腑に落ちたということで、私も本当に病児保育がいいには決まっているのですが、病児保育ができないのであれば、病後児保育ということで回復期の、病後児保育についても皆さんご存じだとは思いますが、感染症などの病気やけがで入院、治療の必要はないが、集団生活、登園、登校が困難な状態、その保護者が仕事、疾病、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により、家庭で見ることができない場合に、保育所や幼稚園などに代わり、一時的にお預かりするということを病後児保育事業というふうに呼んでいるのですが、花巻のファミリー・サポート・センターでは、実際にふだん定期的にお預かりしている、ふだん預かっているからこそ具合が悪いときも対応が分かる、もちろんちゃんと１回病院に行って回復期の誰にも何もうつらないし、ふだんとは違うけれども、もう熱もなければ、一緒にいるだけで大丈夫というふうな形のお子さんの病後児保育を行っているのです。ですから、矢巾町でもできるのではないかなとすごく思ったものですからちょっと、それで病後児保育を調べると、そういう医療的な裏づけは本当に私が見た範囲ではないので、ただ答弁になると、いつもこういうふうに出てくるので、どうしてなのかなということをちょっと思っておりました。

やはりどなたにも、子どもさんは病気にもなりますし、ずっと親がついているってなかなか大変なことだと思うのです。通院したりとかするときには、親御さんが休むにしても、ファミリーサポートで回復期のお子さんが預かれたらいいなということをちょっと感じましたので、特に内閣府のアンケートとかを少子化社会対策に関する子育て助成の意識調査アンケート調査というのがあるのですけれども、もう回答上位１位は、待機児童をなくしてほしいということ、保育所の数や定員を増やしてほしいということ。２番目は、病児、病後児保育を充実させてほしいということが本当働くお母さんの切なる願いだと思いますので、何かしら、どういう形であろうと矢巾町で、いつもそういうと、広域でやっているからとおっしゃるのですが、具合の悪い、回復期といえどもそういう子どもを遠くに連れていくよりも、自分の身近なところで預けることができれば、働くお母さん方には、やっぱりすごく心強いのではないかなと思いますので、また改めて申し訳ないですけれども、そのことをお聞きし

たいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、小笠原議員にはファミリーサポートの援助会員として活動、１月にスタートして第１号という活動をしていただきまして、ありがとうございます。そういったこともあって、そういったことというのは、依頼件数も少なくて、援助会員も少ない状況になっていますので、今すぐこれに取り組めというのは、非常に無理があって、１月にスタートしたばかりで、もう体力も全然なくて、今紫波町では援助会員が45名いるようですけれども、それに近づくようにして体制を整えてから、そちらの病児、病後児の事業にも取り組んでいければなというふうに考えておりましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは次に、４問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　それでは、質問４です。居住支援の強化についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家賃の支払いに悩む人がおられ、住まいと暮らしの安定を確保する居住支援の強化が課題であります。そこで以下お伺いいたします。

①、住居確保給付金の申請並びに支給決定件数、また前年と比べて増えているのかお伺いいたします。

②、住宅確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の流行前後において、どのように推移しているのかお伺いいたします。

③、新たな住宅セーフティーネット制度の趣旨に沿った住宅確保、要配慮者の居住の安定確保に向けた当町での取組の状況についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　居住支援の強化についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、今年度の住居確保給付金の申請及び支給決定件数は、令和３年２月現在で、共に７件となっております。また、令和元年度は実績がありませんでした。

２点目についてですが、住居確保給付金制度については、平成27年度から岩手県社会福祉協議会で支給決定を行っており、例年では盛岡広域圏内で年に数件程度の利用となっていることから、今年度はコロナ禍の影響により、利用が増えているものと捉えております。

３点目についてですが、新たな住宅セーフティーネット制度による住宅確保要配慮者への本町の取組ですが、空き家、空き室を活用した賃貸住宅の登録制度については、岩手県が行っており、矢巾町内には現時点で民間の賃貸住宅38棟が登録されている状況であります。また、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯などの住宅確保に配慮が必要な方から相談があった場合は、居住支援法人などを通じて住宅の確保に努めているところであります。

なお、この登録住宅の家賃低廉化補助、家賃債務保証料補助などは、現在行っておりませんが、町内における空き家所有者の今後の利活用の動向も踏まえつつ、新たな住宅セーフティーネットの取組を強化してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　それでは、質問４についての再質問ですが、住居確保給付金支給の方が７件あるとおっしゃいましたが、住まいを失わないようにするために就労支援の強化や経済的自立の支援、家賃の安価な住宅への住み替えの推進、公営住宅の積極的な活用、場合によっては生活保護の受給など、本人や家族のニーズ、状況等に応じたきめ細やかな支援が必要であると考えます。最長12か月延期されるようでありますが、その方の経済的な状況が変わらずに12か月が切れた場合、支給期間終了後に引き続き支援を必要とされる方だと思いますが、どのような支援体制があるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、この住居確保給付金に関しましては、生活困窮者自立支援法に基づいて行っている事業でございます。コロナ禍で行った事業ではなく、その法律ができたときから行っている事業です。盛岡振興局管内は、振興局のほうで岩手県社会福祉協議会のほうに委託しておりまして、岩手県央生活支援相談室というところでいろいろ相談員が対応しているところになります。私どものほうは、矢巾町は福祉事務所を設置していない市町村として相談業務をやりますということで手挙げをしている、モデル事業をやっているので、矢巾町では福祉課のほうでも相談を受け付け、そして町社協、県社協のほうに申請とか、相談をつなげるように

しております。

今住宅確保給付金に関しましては、国のほうでも総合支援金の流れとして、少し貸付けを延長するだとか、そういうふうな動きがございますので、国の動きと動向を注視しながら私どものほうでも相談支援の体制を整備していきたいと思っております。

この給付金に関しましては、給付金をお渡しするだけではなくて、今議員おっしゃったとおり、本当にお金、仕事、住宅など、本当に暮らしをどう支えるかというところで相談員が入ってお金を、給付金もですけれども、生活の立て直しをどう進めていくかということを一体となって行っておりますので、そういうところで県社協、町社協と相談しながらやっている事業でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　よろしくお願いいたします。

２番目なのですが､住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を確保するためには、家主とか、不動産業者関係者の理解を深めて協力体制を構築していくことが重要だと考えますが、矢巾町での見解をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　住宅確保要配慮者への提供できる賃貸住宅の登録ということで、現在は賃貸住宅として利用できる住宅については、登録制度になっております。岩手県の県内の市町村については、岩手県が取りまとめておりますし、盛岡市は単独でなっております。そういった観点で矢巾町内にも先ほど答弁にもありましたとおり38棟の賃貸住宅がありますと言ったのですが、実際登録されている住宅は、ある住宅メーカーのみになっている状況になっております。なので、本来先ほど答弁にもありましたけれども、空き家とか、空き室、そういったものが有意義にといいますか、利用できるように登録していただけるような環境になれば、本来もっと住宅確保要配慮者への、高齢者とか、子育て世帯とか、そういった方々に提供できるのかなとは思っております。

この辺の登録の､各市町村のほうでもまだ今手探り状態でスタートしている状況ですので、今後我々ももうちょっと空き家とか空き室、そういったものが、どうしても面積とか、あとはバリアフリー化しているとか、いろんな要件があってようやくその部屋を登録できるというような状況になっておりまして、賃貸できる住宅を改修するための補助、大家さんに対し

ての補助みたいなのも、ようやく各市町村で制度化してきている状況になっておりますので、そういったところは今後我々も広域あるいは県内の動向を見ながら、ちょっと不動産業者さんとか、そういった方々とも、どうやったら件数を増やしていけるのかというところも相談して、何とか住宅確保要配慮者へ提供できる賃貸住宅の登録の戸数を増やしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　そこの部分はまた後でお聞きしたいと思うのですが、３番目に住宅セーフティーネットの根幹である矢巾町にとっては町営住宅かなと思うのですが、大幅な増加が見込めない状況にあります。そのような中、独り暮らしの高齢者とか、障がい者とか、低所得者とか、ひとり親家庭、住まいを確保することに困難を抱えている住宅確保要配慮者は、今後も増加すること、でも矢巾町は比較的恵まれているのかなと、ちょっと今聞いて思ったのですが、本当昨日も矢巾町には高齢者の借りられるような住居はないよねという話を昨日聞きました。また、私のご近所に住んでいた知り合いの障がいのある、車椅子で過ごされている方は、バリアフリーの部屋を探して盛岡市のほうに引っ越されました。答弁書にあります居住支援法人、岩手県には３つのＮＰＯがあるようですが、住宅確保につながった件数があるようでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　その法人、住居支援法人というのが３団体ほどあります。実際今年になってからも、どうしても矢巾町に来たいのだけれども、住むところがないということで、その１団体のほうにお声がけをして、そうしたらその法人のほうでも親切丁寧に対応していただきまして、すぐもうスピーディーに動いていただいて、矢巾町内に本来居住していただければよかったのですが、なかなかそういう住居が見つからないということで、盛岡市内のほうの住居のほうに、その法人のおかげで見つけることができまして、盛岡市のほうに居住していただいたという実績が実際あります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　それはとてもいい事例でよかったと思います。

また、これも町営住宅についてなのですが、本年２月２日の国土交通省の通達で公営の住宅の保証人の確保を入居する前の大前提とするのを転換するようにという通達があったと思うのです。住宅に困窮する方に住宅を提供することが目的の公営住宅であるのに、保証人の確保が困難ということで、それを理由に入居できないという事態が生じないようにということだったと思うのですが、町営住宅に関して、矢巾町に関しては、保証人は、まず矢巾町在住でなければいけない、まして３親等以内ということで、結構厳しいのかなということをすごく私は感じているのですけれども、公営の住宅という役割を考えたときに、ここの部分を見直すということについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　国の通達自体は、我々も承知しております。全国の方向性も保証人をなるべくなくするような形で居住できるような環境に整備していきましょうというような若干動きになっておりますので、そういったところは、今後我々のほうでもその動向を見ながら、あるいは広域圏内の動向を見ながら決めていきたいと思っておりますが、実際先ほどの連帯保証人の関係なのですが、以前は町営住宅についても、町内に居住する連帯保証人という形で２名というようなことを取っていた時代もあります。ただ、やはり新しい方々も人口も増えてきている中で、なかなか矢巾町に知り合いもいないしということで、どうしても保証人をそろえることができないという観点から、我々のほうでも町内に住所を有するというところについては、県内というふうにしております。なおかつ１名というふうにしておりますし、どうしても３親等以内の親族がなかなか難しいという方々については、そういう対応をしているところになっておりますので、ぜひもしそういう声がありましたならば、我々のほうにご相談していただいて、そこまで、現在は他市町村と大体同じようなレベルになっている、保証人制度になっております。ただ、今後につきましては、先ほど冒頭にお話ししましたとおり、国の動向、県内の動向を見ながら保証人の考えについて整備していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　やっぱり町営住宅に関しては、ぜひともそのような方向でよろしくお願いいたします。

最後に、住宅セーフティーネット制度についてなのですけれども、答弁に、住宅は38棟登

録されていると。けれども、登録住宅の家賃低廉化補助、家賃債務保証料補助などは現在行っていないということで、一番の目玉というか、肝というか、そこのところはないのだなということを感じました。一応経済的な支援と３本柱だと思うのですけれども、登録制度と、それから家を求めている人のマッチングとか、入居の支援というのが、この３本柱だと思うのですが、民間の賃貸住宅としては、要配慮者の入居を拒まない住宅として登録していただいたときに、一定の要件があるのですが、先ほどおっしゃったように改修費の経済的支援やマッチング、入居の支援の制度がセーフティーネット制度というものだと思います。そこの肝中の肝の経済的支援がないということは、やっぱり住まいと暮らしの安定を確保するための制度ですので、ぜひともそこの部分もご検討いただきたいなということで最後の質問にしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　答弁でありました家賃の低廉化補助あるいは家賃の債務保証料補助というようなものにつきましては、当然利用される方々に対しての補助、これにつきましては、県とあと市町村において補助するというふうな形になっているのですが、先ほど言った低廉化補助とか、債務保証料補助、これらにつきましては、住宅を改修したり、あるいは住宅の所有者に対して補助するという制度のほうについてちょっと述べさせていただいたので、実際セーフティーネットの住宅を利用した場合には、補助というものは、当然低廉化させて住んでいただくというような形の制度にはなっておりますので、そういったところは、ちょっとややこしい、どっちに対しての補助なのかというようなところがややこしい表現になっているのですが、利用される方々については、住宅確保の要配慮者に関しましては、そういう対応ができますし、あと住宅を提供していただく、登録していただく家主さんのほうの補助の制度整備につきましては、今後町のほうでも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、いわゆる保証人制度の在り方とか、それから住宅、暮らしの確保、そのためのセーフティーネットの構築は、やはり行政の責任として今後考えていかなければならない大きな課題であると思いますので、今後この辺のことについては、私らもしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　すみません、私この答弁書の意味がやっぱり分かっていなかったのだと思うのですが、現在行っていないというのは、制度はあるけれども、それを使っていないと、そういう意味ですか。そういう対象者がいたら、それはできるという、そういう意味なのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　答弁のほうは、どちらかというと、登録する住宅を登録する際の家主さんに対しての補助ができていないという形で、なおかつそういった部分は、空き家とか、そういったものの今後の動向も見ながら制度化していくというようなことを述べさせていただいたものになっておりますので、要配慮者の方々については、その制度を利用できるという、実際矢巾町にもそういう登録住宅がありますので、そういう形で提供できる形にはなっております。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは、以上で３番、小笠原佳子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、ここで一般質問の途中ではございますが、時間も大分経過してございますので、暫時休憩といたします。

再開を４時35分、16時35分といたします。よろしくお願いします。

午後　４時２５分　休憩

――――――――――――――

午後　４時３５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

それでは次に、13番、川村よし子議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（13番　川村よし子議員　登壇）

○13番（川村よし子議員）　13番、日本共産党の川村よし子でございます。

東日本大震災から10年、家族を失った方々、また人災とも呼ばれる福島原発の被害を受け、なりわいをはじめとする解決できない、そういう状況の方々もおられると思います。そうい

う方々には、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、１問目の質問に入らせていただきます。国民健康保険税の引下げについて町長に質問させていただきます。コロナ禍の中で中小企業の雇用が不安視されている中、特にもひとり親の収入減少などの不安は尽きないと考えることから、以下２点お伺いします。

１点目、コロナ禍の中で収入減少などにあることから、子どもの均等割を廃止する時期ではないかと考えるがどうかお伺いします。

２点目、国民健康保険加入者は、協会けんぽ等の加入者より負担が大きいことについて、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　13番、川村よし子議員の国民健康保険税の引下げについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、２月上旬の県の調査においては、県内で子どもの均等割廃止を行っているのは２つの市だけであり、令和３年度においても同様となる見込みです。子どもの均等割の軽減を行うことにより、一般会計からの繰入れが法定外繰入れとなり、法定外繰入れの解消を求める国の方針に合わないことから、子どもの均等割廃止を行う考えはありません。しかし、これまでの国や県に対する要望の成果として、国の税制改正において、令和４年度から子どもの均等割は半額が軽減される見込みとなっております。

２点目についてですが、協会けんぽ等の保険料について把握していないことから、負担が大きいという点については、承知しておりませんが、市町村の国民健康保険税の税率は、市町村ごとに異なっており、また国民健康保険税については、所得の少ない世帯に対し、７割、５割、２割の軽減があることから、必ずしも負担が大きいということはないものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　まず、順次質問させていただきます。第１点目は、子どもの均等割のことですが、答弁にもありました２月に決まりましたけれども、均等割が令和４年度４月から半額を助成するということが報道になりました。それも小学校入学前の子どもたちの助成ということになります。その状況の中で、矢巾町とすれば、まだ令和４年度のことなの

ですけれども、対象者は何人を見込んでいるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

将来のことなので、今の加入者だったらというふうな条件で回答にさせていただきたいと思います。対象者73世帯、92人というふうに試算しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　その均等割のことなのですけれども、2019年４月から答弁にもありました宮古市が18歳まで全額免除しております。それから、翌年の2020年、令和２年度は、陸前高田市が全額18歳まで免除しております。均等割をなくしておりますが、全国では、その輪が広がっております。そういうこともあって、国は半額補助を決めたのではないかと思っておりますが、この導入することによってほかのその均等割の助成は国で補助するのですけれども、会計上どのような支障があるのか、それとも支障はないのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

町長答弁の中に、法定外繰入れとなるというふうな答弁をしていただきました。なぜ法定外繰入れなのかと、結局法に規定がない繰入れになる。市の独自の政策なわけです、宮古市と陸前高田市の、市の独自の政策に関しては、国からの補填は一切ないと、まずそれが１点。ということで、当然ながら町の国民健康保険の方々以外の方々の税金が投入されるというふうなことになります、まずそれです。

実は、これをやることによって、結構重要な問題があります。ほかの方の税金が使われるだけではなくて、場合によっては、国民健康保険税そのものを上げなければいけない可能性が出る。なぜかといいますと、国から交付金として入ってくるお金の算定要件の中に、例えば町税の徴収率をすごく上げよう、上げることによって、できるだけ多くその交付金がもらえるとか、あと保健事業をたくさんやることによって交付金がもらえるとか、そういうプラス要素があるのですけれども、マイナス要素として、この法定外繰入れをやるということがございます。これがどういうことかというと、交付金の金額が減るということにつながります。結果回り回って国保税を上げるしかなくなっていくと、全体的に。こういうことから、本町ではずっと法定外繰入れをしないというふうに位置づけているわけで、今後もこの結果、

法定外繰入れにつながってしまう、均等割の全額免除、ということで今後やる考えはないということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　今のは、もし矢巾が例えば令和３年４月からやった場合の話で、令和４年度４月からは、そういうことは考えられないのですよね。私は考えられないのではないかなと思うのですけれども、加入者に対しての、今コロナ禍ですので、加入者の保険料が低くなれば、また考えを変えなければならないのではないかなという、そういう考えがあるのですけれども、例えば均等割の軽減費を国が２分の１、都道府県が４分の１、市町村が４分の１を賄うとすれば、22年度に90億円を国で出すのです。そして、国保負担、全体の費用の90億円として国保負担を45億円にすると、年度ベースした場合、22年の１人当たりの軽減額は年間１万3,000円としているということで、法定世帯の均等割は５割軽減、７割、５割軽減するために７割軽減世帯を8.5割軽減、５割軽減世帯を7.5割軽減とか、２割軽減世帯を６割軽減とかと、そういうふうなことを考えなければならないのではないかと考えていますが、いかがでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君）　ちょっと先ほど税額、減免した場合のほうをお答えして大変失礼しました。今回のこれは令和４年度から国で行う予定の就学前の子どもに対しての軽減、こちらに関しましては、今議員おっしゃるとおり、国４分の１、県４分の１、町も４分の１の負担で軽減の増加部分が賄われるということでございますが、先ほどの92名が対象者の部分なのですけれども、これ62万8,200円ほどの合計額になります。そうしますと、町の負担というものが15万7,000円ほどというふうになります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　課長の答弁でよく、何となく、よくというか分かったのですけれども、そうすると、令和４年度というか、今現在、就学前の子どもさんが92人いて、それを全額免除するには62万8,000円必要だということで、町の負担は、これは令和４年の話です。もし、令和３年４月からやるということになれば、この62万8,000円を町負担にならなけれ

ば、就学前にできないということです。すると、62万8,000円あればできるということですよね、就学前の子どもたちに。

ということになりますけれども、国保世帯のからくりの中で国保世帯の保険税は高いということは、前々から私は質問していたので、その国保の中でも生まれたばかりというか、乳幼児も働いていなくても支払っているわけです。それで医療分の均等割を年間２万3,400円、それから後期支援分の均等割を7,000円支払っていることになります。ですので、やはり62万8,000円をどこからか一般会計から大変だという考えがありますけれども、例えば宮古市ではふるさと納税からこれを歳出しています。そういう考えはないのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

すみません、先ほど一応お答えさせていただいたつもりだったのですが、財源がふるさと納税だとかの問題ではなくて、一般会計から法定外の繰入れをするという点が、残念ながら、いわゆる負のスパイラルのように最終的には国保税を再度上げるようなほうにいかざるを得ない状況になってしまうおそれがあるということなので、大変すみません。財源の問題ではないのです。その行為そのものの問題なのです。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　法定外の繰入れは、絶対やらないという決意なようです。

他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　法定外は絶対やらないという根拠の中に、保険者努力支援制度の評価基準もあるのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君）　保険者努力支援制度の中でもその法定外繰入れの関係、あとは先ほど申しました保険事業の関係、こういったものもございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　やっぱり令和４年からは半額ということが出された中で、やはりいち早く矢巾町でも少しでもやったほうがいいと思うのですけれども、そういう考えはないということですけれども、やはり人口増を見込むためにも、子どもたちを支援するという意

味でもそういうことをやる必要があると思うのですけれども、再度お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立税務課長。

○税務課長(花立孝美君)　税サイドの私がお話しするべきことかちょっとあれですけれども、例えば税金を安くするだけが支援策ではないわけです。例えば本町は医療費助成もかなり拡大してずっときました。私が医療費助成を担当していた頃は、それこそ県単事業以外はやらないというふうな答弁をしていたような時代だったのですが、これがかなり拡充になって、今高校生もというふうな時代になっております。一気にいろいろできないかもしれません。今回の４年度から国のこういった方針が変わってきたことなので、今まで要望してきたことが少しずつ実を結んでいるというのは事実です。なので、今後もこういった要望を継続して、いつかは議員おっしゃるとおり、もしかしたら高校生未満、全額均等割がなくなる時代が来るかもしれません。こういった時代を目指して要望活動を続けていきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　要望活動はしていただきたいと思います。全国市町村会、そして知事会も１兆円の国の投入を要望しております。ぜひそれが早期にできるように計らっていただきたいと思います。しかし、子どもたちが年間で３万1,400円、乳幼児も含めて１人当たり３万1,400円の国保税を支払っているわけです。そこを随分冷たい矢巾町だなと、こんなに発展している矢巾町なのに、随分ひどい矢巾町だなとつくづく感じます。

それで、２点目の再質問に入らせていただきます。これは協会けんぽと国保の差のことで質問させていただきます。協会けんぽ、中小企業の健康保険なのですけれども、そこの協会けんぽでは、年間大体子ども２人で40歳未満のご夫婦４人家族で400万円の収入のある方の中小企業に勤める協会けんぽの社会保険料は19万9,020円、これは2019年のことを基本にしています。国保は2020年を基本にしていますけれども38万3,890円と、何と18万3,970円の差があります。この不公平を正すということが今必要だと思いますが、このことに対しては、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

協会けんぽさん、矢巾町のほうで算定するわけではないので、ちょっと状況はそういうものなのかなというふうにお聞きしていたところなのですけれども、私もちょっと、ではどう

いうものかなと思って保険料率の表というのを協会けんぽさんで出していらっしゃるようなのです。それを見て、ちょっと感じたのですけれども、今40代のご夫婦で年収400万円だと20万円近く開きがあるよというふうな話でした。では、これが任意継続になった場合どうなるかと、任意継続って皆さんご存じだと思うのですけれども、退職されて２年間継続できるのですが、それまでは事業所が半額持っていただいているわけです。それがなくなると。そうしますと、今の20万円の差はゼロに限りなく近づくわけです。場合によっては、退職したことによって、翌年度、所得がその方はなくなる、こういった場合において逆転します。国民健康保険のほうが安い、こういう状況が、非常に限定的な条件ではありますけれども、発生するわけです。こういったことから考えると、必ずしも国保が全て高いというわけでもないと思われます。

ついでに、すみません、答弁長くなってあれですけれども、では20代一人暮らしで月収８万円ぐらいだったと、ちょっと生活するのに大変ですけれども、そういった方だと、この表によりますと、何か年額４万五、六千円らしいです、協会けんぽさんでは。矢巾町の国民健康保険だと５万7,000円ぐらいになるみたいです。その方、もし任意継続したいといった場合は９万1,000円ぐらいということで、完全に逆転する場合もあり得るというふうな感じで、結果制度の違いがどうしてもあるものですから、必ずしも全て高いわけでもないし、いずれ場合によりけりなのかなというふうに思っておりました。そういうことで、ちょっとどうしても制度上、いつかは国内の保険制度が統一になって、一つの基準の中で皆さんが算定されるという、そういう平等な時代が来ればいいなと思うのですけれども、今今はちょっと難しいのかなと。ただし、矢巾町のほうも少しずつ税率の変更とかやって、国保のほうの持続的な運営のほうを目指しておりましたので、何とかこういったところを含めてご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

―――

会議時間の延長

○議長（藤原由巳議員）　再質問あるかと思いますが、私のほうからここで皆様方にあらかじめ申し上げます。

矢巾町議会会議規則第９条第１項の規定により、会議時間は午後５時までとなっておりますが、午後５時を過ぎることが予想されますので、同条第２項の規定により、延長することをあらかじめ宣告しておきます。ご理解いただきたいと思います。

―――

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　協会けんぽと国保の関係で差がある、課長は大体20万円ぐらいという話ですけれども、私も調べた結果大体18万幾らでしたので、その20万円ぐらいの差があるということなのですけれども、矢巾町は保険者努力支援事業に岩手県内でも上位のほうに保険者努力支援事業、税務課に人員を多くというか、ここ数年増員して徴収を強化しております。それは努力は認めますが、そして岩手県内１位になったときもありました。平成30年のときは岩手県一の徴収率でした。平成31年、令和元年度は、岩手県２位というような、そういう状況でしたけれども、保険者努力支援の中で困っている人、滞納する方、そういう方たち、子どもさんが18歳未満の方たちもいると思います。私が調べた結果では、高齢者世帯の滞納がなくなるとか、そういう方のところあると思うのですけれども、あまりなかったように思います。勤労者世帯というか、若い世帯が多かったのです。子どもさんがいる世帯は何件で、短期保険証を発行しているのか。短期保険証でない普通の保険証も発行しているかもしれませんけれども、滞納世帯はどのくらいあるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、国民健康保険と健康保険法は、これは別な法律で決められておるわけです。それで、もう川村よし子議員もご存じのとおり、国民健康保険は、国民皆保険の最後のとりでなのです。それで今日ちょっと私びっくりしたのは、健康保険法に基づく保険料額と国民健康保険の保険料の額と比較すること自体おかしいのです。例えば国民健康保険法は、まずあれなのですけれども、健康保険法は、ご存じのとおり前期高齢者に対しての納付金、後期高齢者に対する支援金、これ頂戴しているわけです、国民健康保険でも。そういった制度の仕組みを分かって質問されているのか、ちょっと。

だから、私は、それからもう先ほどもあったのですが、子どもたちの均等割のことについても、矢巾町では町村会の要望の前に町独自でもうこのことについては要望してきたのです。だから、今日何か褒められるのかなと思って期待しておったのですが、私らは、町は、できる限り早く子どもの均等割は廃止してもらいたいという、そういった取組をやってきた結果、国では令和４年度からまず半額ではあるけれども、スタートすると。

そして、あとは今花立課長も答弁したのですが、子ども医療費助成、もう高校生までの卒業される年次の年度末、３月31日までやっているわけです。だから、そういった仕組みの中

で考えたときに、川村よし子議員、そして健康保険法には、今それこそ協会けんぽと、例えば全国保険協会と健康保険組合というのがあるわけです。そして、それぞれ法律の中では1,000分の30から180の中で、それぞれの都道府県で保険料率を決めているわけです。たしか全国平均で見てもまず1,000分の100ぐらいの、だから全国47都道府県の、いわゆるこれが統一しているのであればあれなのですが、健康保険組合、都道府県単位でやっているのに比較するということはできないのです。だから、私は、そういったことの中において、できる限りのことはやってきておるわけです。

それから、法定外繰入れもやっても税金を安くしなさいとか、それは、ならば川村よし子議員さんは、そういうお話をされて後始末できるのですか。例えば悪循環なのです。法定外繰入れしたら、もう課税に負担がかかるわけです、国保税に。それから、私どもは徴収率、県内で今ナンバー３に入っているのですが、褒められることがあっても、何ですかと言われるのは、とんでもないです、心外です。ということは、このことによっていろんな努力した結果、国からの交付金もよその市町村より多くもらっているのです。そのことが税の軽減にもつながっているわけです。だから、矢巾町は税金が高いということですが、これはもう負担と給付の関係で、お医者さんにかかる人が多ければ、これは給付しなければならないわけですから、だから恵まれている環境にあると、医療環境にあるということだけご理解をしていただきたいと。

だから、私失礼ですけれども、とてもとぺかぺないことを聞かれて、ちょっと私も悲しくなるのです。もうちょっと質問するときは、精査をしていただいて、そしてもうやっておりますので、要望活動もやって令和４年度から実現できるのです。そういう評価もしていただくようにぜひお願いしたいなということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　町長のご指摘もそれですけれども、私が質問したことに答弁をお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

短期保険者47世帯、78人の方が対象になってございますが、そのうち18歳以下の方５名いらっしゃいます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　私が調べた結果、平成30年度なのですけれども、滞納している世帯が、これはちょっと年度末だったかあれだったのですけれども、累積で52世帯が滞納していて、その中でも子どもがいる世帯の方々がいます。その方々にも普通の保険証を発行していると、それはすごく私は評価します。今町長にも言われたので、評価することはします。しかし、保険税は支払えないけれども、病院にかかるようにしたことはいいです。しかし、ほかの人たちには、今回は均等割の話ではないです、協会けんぽの話。しかし、ほかの人たちには過酷に徴収していて、延べ人数が70世帯になっているのです。そういう状況だと、やはり病院にかかれない勤労者というか、中小企業に働く方々もいると思うのです。そういうことはどのように把握しているか、福祉課と対応してやっているのかどうか、そういうところもお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　川村よし子議員、今のは通告にないことです。通告書を今見ていますが、通告は２点です、①と②。お分かりのとおり、通告に基づいての一般質問です。通告に準じた質疑、応答をお願いします。

○13番（川村よし子議員）　今質問したことは答弁ないのですか。

○議長（藤原由巳議員）　だから、通告がないものは、やっぱり私としてもここは何ぼか調整していかないと脱線してしまうような感じなのです。ですから、やっぱり通告に基づいた一般質問ですので、その辺のところは既にご案内だと思いますが、よろしくお願いします。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　議長に注意をされましたけれども、再度私は協会けんぽと国保加入者のことで、やっぱり明らかに今町長が言われましたけれども、制度が違うのだからということを言われたのですけれども、前の元安倍首相も認めています。国保の制度自体がおかしいということを認めていますので、やはり矢巾町としてもそこをどうにか考えてやっているのだというところを発言していただきたい、答弁お願いしたいのですけれども。

○議長（藤原由巳議員）　今高橋町長から答弁ありましたよ。努力して要望して、こういう結果になっていると。それ以上の答弁求めますか。堂々巡りです。

（「では、いいです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　２問目、第８期介護保険事業計画についてお伺いします。2021年度から介護保険事業計画は、第８期に入りました。第８期事業計画の内容についてお伺いします。

１点目、65歳以上の高齢の第１号被保険者の保険料基準額は、第１期のときは3,200円でした。その後年々事業計画が変更になるたびに値上げされてきました。町民からは、実際支給になる年金が年々減額されているのに、生活していくのが大変だとの声がありますが、どのように考えているのかお伺いします。

２点目、全員協議会では、保険料の据置き案が示されました。基金を活用し、基準額を引き下げることはできないのかお伺いします。

３点目、この20年間でヘルパーの仕事が大きく変化してきております。2005年から介護給付費抑制を狙ったローカルルールが持ち込まれて、電球の交換も庭の掃除も保険請求できなくなりました。そして、ヘルパーが任意でサービスしているとの声を聞きますが、把握しているかどうかお伺いします。

４点目、介護予防対策は、えんじょいセンターでの介護予防体操など必要不可欠ではありますが、日常的生活において、各種介護予防策が必要です。高齢者が散歩習慣を身につけるための環境整備が必要と考えますが、どうかお伺いします。

５点目、独り暮らしや高齢者のみの在宅高齢者世帯が多くなり、包括的医療介護ケアシステムが開始されておりますが、夜間の対応は、どのように計画、実施されてきているのかお伺いします。

６点目、介護職員の処遇改善を図り、ケア労働者を希望する人材育成計画や方針はあるのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　第８期介護保険事業計画についてのご質問にお答えをいたします。

１点目及び２点目についてですが、令和３年度の年金額は、令和２年度と比較して、国民年金は月額66円、厚生年金は月額228円減額となることが公表されております。第８期介護保険事業計画における令和３年度から令和５年度までの３年間の介護保険事業の適正な運営に必要な介護保険料については、介護保険サービス利用の見込みから増額が見込まれてお

りましたが、第１号被保険者の負担軽減の観点からも基金を5,000万円取り崩すことにより、保険料の上昇を食い止めることが可能となったことから、第７期と同額の6,500円と設定したところです。

なお、さらなる基金の取崩しによる介護保険料の減額については、少子高齢化が進行する中で適正な介護保険事業の運営への影響が大きいことから、考えていないところであります。

３点目についてですが、ヘルパーが任意でサービスを提供しているという事例について把握しておりませんが、介護給付及び介護予防給付の対象とならない電球の交換や庭の掃除などの生活援助については、おれんじボランティアが担い手となって行っております住民主体型訪問型サービスＢや老人クラブが中心となって活動しております日常生活助け合い等による活動での支援を行っております。

４点目についてですが、本町では、介護予防対策として、介護予防教室の開催や通いの場の活動支援等を行っておりますが、さらに日常生活での運動となる歩くことに着目した健康チャレンジ事業を実施しており、現在の事業参加者613名、65歳以上の方は132名おり、最高齢では84歳の方に参加していただいております。いつでも、誰でも気軽にできる運動であります健康チャレンジ事業について、介護予防につながることも含め、より一層町民の皆さんに参加していただけるよう周知をしてまいります。

５点目についてですが、独り暮らしや高齢者のみの世帯の支援策として、配食サービスや冬期間の除雪サービスなど、日常生活支援サービスを提供しております。また、日中、夜間を問わず、急病や災害などの緊急時に対応するため、緊急通報装置の貸与を行っております。

６点目についてですが、第８期介護保険事業計画において、介護人材の確保、資質の向上を重点施策しており、介護サービス事業者との意見交換を通じて効果的な介護人材の育成確保に取り組んでいくほか、町として国や県に対する要望等の働きかけを継続して行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　介護保険ができて20年になりますが、高齢化率が矢巾町でも大体もう２倍近くなってきました。それで、今後2025年という団塊の世代が75歳になる、そういう目の前にして、やはり介護予防が一番大切ではないかということで必死になって各市町村やっていて、矢巾町でもえんじょいセンターとか造って、いろいろボランティア活動の方々

の養成とか行っておりますが、それには敬意を表します。それで、それだけではなくて、まだまだタオル体操とか、いろいろ地域でもやっていると思いますが、私も含めて、私も65歳過ぎましたので、フレイル予防が必要だと思いますけれども、その工夫がまだまだ足りないのではないかと思っております。

例えば庁舎内でもエレベーターをなるだけ使わないで、職員は若いですからやっていると思いますが、そういうのとか、あとどうしてもエレベーターを使わなければならない方もいると思いますけれども、そういうののポスターではないけれども、皆さんに働きかけるとか、それから民間でたまたま従業員を募集するチラシの中に、何歩歩けばどのくらいのエネルギーが使えますよとか、そういうチラシを見かけたことがありますけれども、そういうふうな働きかけとか、それから私は④になるのですけれども、散歩習慣を身につける、そういうことも必要だと思いますけれども、その中でも対象が弱いフレイル予防ですけれども、各道路に椅子を置くとか、そういう工夫も必要ではないかと思うのですけれども、そういう検討とかはしているのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

私どもの部署では、歩行の習慣、運動習慣ということで健康チャレンジ事業を平成29年度から始めておりまして、私もずっと毎日8,000歩は必ず歩くように、そういった習慣を常に心がけておりますし、あとは今のは健康づくり係で健康増進の部分で取り組んでいるわけでございますけれども、今年度からは介護予防との一体的な実施ということで後期高齢者医療広域連合の指定を受けまして、二戸市と本町が今年度取り組んでおるところでございまして、介護予防につきましても、シルバーリハビリ体操の指導者を養成しておりまして、現在66名ということで、隣の紫波町には若干、少ないわけですが、県下では多いほうだと思いますし、あとはえんじょいセンターを拠点にシルバーリハビリ体操、さらに地区公民館でも行うし、エン（縁）ジョイ活動とも連携しながら実施しておるということで、いずれ歩行習慣にとどまらず運動習慣の定着と介護予防と、いずれ一体的に取り組んでおるところでございまして、今いろいろ川村議員からもそういう新たな取組についてのご助言を賜りましたので、今後そういった様々な部分を総合しながら本町の健康増進に、健康寿命の延伸に向けて一助にしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　今課長から答弁がありましたから、その介護予防について再度質問させていただきます。

私の知り合いで紫波町に住んでいる方で80歳の方が、いや１か月に２回しか、社会福祉協議会の主催の何とか教室に行っているのだそうですけれども、そうしたら自分の年齢が運動のほうです、運動の年齢が64歳と言われたと、えー、それはどういうふうなのと言ったら、ちゃんとつけて何かチェックする日にちが決まっているのだそうです。そういう計らいをしているのだそうです。それぞれカルテがあって、保健師が行ったときに、１時間ぐらいかかるけれども、いろいろなことをやるということで、そういうことはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　それは、恐らく体力年齢を測定するような特殊な設備をご利用されたのかなと思います。町のほうでも以前、たしか県のほうでしたか、元気カーというバスに乗って体力年齢を測ったときは、私当時28歳だったのですが、51歳って出てショックを受けたにもかかわらず、当時の課長が55歳ぐらい、今志和荘の施設長なのですが、当時50代でも24歳とか、いずれやはり運動習慣、健康習慣というのは、非常に大事だということを物語っております。

今年度は、残念ながらコロナ禍の影響もありまして、健康福祉まつりを例年どおりのような形では行えなかったのですけれども、例年であれば、そういう体力年齢とか、血管年齢とか様々関係機関のご協力をいただきながら、町民の皆様にご自身の健康チェックをいただくような、様々な機会を設けることができました。いずれコロナ禍ではありますけれども、そういう機会というのは、非常に意義深いものだというふうに考えておりますので、川村議員からもご助言ありましたそのような一つの手法としていろんな機会を捉えて、そういうものも考えていきたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　よろしくお願いします。

先ほどの紫波町の80歳の方は、自分が64歳と言われて、次に来た自分より年齢が低い人が同年齢、七十何歳と言われて、その人に対しては何も言えなかったという配慮があったみた

いなのですけれども、いろんなことがあるとは思いますが、そういうことを励みにする人もいるということもいろいろこれから介護予防をするときに考えていただきたいと思います。ぜひさわやかハウスもありますので、えんじょいセンターばかりでなくて、さわやかハウスを使って、年何回かやっていただけたらいいなと思います。

それで質問に入ります。介護保険、高齢者が安心して暮らしていける制度にするということで、そういう中でも介護保険料、年々上がっていて大変だという方がいます。そして、私の知り合いなのですけれども、97歳になる親をサービス付高齢者住宅に入居させているけれども、月に16万円から18万円かかるということで、自分の収入からも支援しているということで、自分の生活も大変なのに親のことも面倒を見なければならないと、そういう中で介護保険料高いですよねという話をされました。そういう中で、有料の老人ホームですから、なかなか制度がありませんけれども、そういう声というのは、どのくらい聞いているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

介護保険料もひっくるめた介護保険給付内容とか、介護予防事業内容とか、そういった部分につきまして、毎回そうではあるのですけれども、介護保険事業計画の策定に向けてニーズ調査ということで取っております。その中で、やはり保険料が高いという声は例年寄せられてはおりますけれども、実際先ほどの国民健康保険事業の町長答弁とも重複する、同じことになるわけでございますけれども、介護保険事業においても、本町は、非常に介護資源に恵まれた状況にあります。特にも施設の部分については、老人保健施設、特養あるわけですが、老人保健施設については、高齢者１人当たりの人口で割り返したときの充足率は、県下33市町村で１番目でございました。特養も上位のほうになっております。そういった意味で在宅のサービスもいろいろあるわけでございますけれども、いずれデイサービスについても、私が平成29年度にお世話になったときに１か所廃止をして、特養のほうの増床に変えたことがあるわけでございますけれども、非常にデイサービスについても施設が多くて、要は競争が激しいというようなことで利用者のお立場からすると、そういう意味ではサービスの部分では質、量ともにというふうには強くは言い切れない部分はございますけれども、かなり恵まれている状況にあるということだけはご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　その介護保険料、岩手県内でも高い介護保険料、県平均よりも300円から400円高いのです。そういう中で今回どこでも介護保険料提示始めたところで100円、200円引き下げたところがあります。沿岸の地域なのですけれども、矢巾町でもし100円を引き下げるとすればどうなりますか、どのくらいの支出が必要なのでしょうか。私は、据え置きではなくて100円ぐらい下げて、そしてみんなに説明をして、今後介護予防に積極的になってほしいという、今でも積極的にやっている方はやっていますけれども、そういうフレイル、オーラルフレイルからいろいろ試みることが必要だということを示しながら住民説明なんかも必要だと思うのですけれども。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

川村議員からは、ただいま介護保険料を100円下げての対応についてのご提言がございました。第８期の計画をいま一度確認させていただきますと、説明させていただきますと、保険料は据え置きということではございますけれども、これまで今までたまってきた資金を取り崩しながら何とか向こう３年間を6,500円で乗り切るために充当するということでございますし、サービス内容については、少子高齢化は全国の例に漏れず本町におきましても進んでおりますし、介護保険給付費、要介護認定者の対象者も増加傾向が見込まれてございます。さらに特養につきましても、令和５年度から新たに60床の特養の計画がございます。そういったところも、あるいは介護報酬も若干ではございますが、0.49％上がるということで、そういったところも全て総合的に勘案して、何とか基金を取り崩しながら6,500円の案を、方向性を出したということですので、ただ単なる据え置きではなくて、サービスの部分の量の増とか、そういったところもひっくるめて何とか計画をそういう方向に導き出したということをご理解いただきたいと思います。単なる据え置きできたというふうなことではないということだけはご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　すみません、住民説明はどうするのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

この第８期の条例改正も既にご可決を賜ったわけでございまして、それに先駆けての全員協議会の場でも町民の皆様への説明会とか、アンケート調査の状況についてもご報告させていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　分かりました。私の間違いでございました。町民説明会では、出席率が低かったのですよね、分かりました、すみません。なかなか関心がなかったということもありますね。もう少し関心を高めるような方法をしていただければ幸いだったと思います。

それでは、また質問に入ります。介護職員の待遇改善という、ケア労働者を希望する人材を育成するというところにどのように、答弁では、これから施設確保について重点施策として、介護サービス事業所との意見交換を通じてやっていくということなのですけれども、今後の日程なんかはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

人材の確保につきましては、これまでも本町にとどまらず全国的な課題であり、これまでも様々介護事業所等と協議は重ねてきたわけでございますし、第８期の計画策定に向けましても、地域包括支援センターあるいは介護支援事業所等とのそういういろいろ意見交換の場はあったわけでございますが、やはりこれについては、なかなかこれという特効薬はないというのは、介護の専門の現場の方々も同じようなお考えでございました。町としたしましては、これも小笠原議員さんのがん対策とも同じなわけでございますけれども、１市町村だけでなかなか解決策が見つけられるような問題ではなくて、かなり大きな国家的な課題でございまして、いずれだからといって何もやらないということではなくて、今後もそういう解決策を模索はしてまいりますけれども、やはりそれと同時並行で国に対しても人材確保のための処遇改善とか、よその自治体でも行っているわけですが、そういった活動を粘り強く展開していくことが重要だというふうに考えていますし、先ほど国保税の均等割の部分についても高橋町長が申し上げたとおり、町のそういう要望が少しずつ形になっているということもあります。そういう成果もありますので、介護人材の確保についても粘り強く要望をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　介護人材確保については、どこの市町村も同じような状況が続いているとは思いますが、やはり先駆けて何か支援、奨学金制度を打ち出すとか、そういうことをしなければなかなか、国にばかり頼る、県にばかり頼るというような、そういう姿勢では駄目だと思います。やはり矢巾町としてどうしたいというところも必要だと思いますが、令和２年度はコロナがありましたので、なかなかキャリア教育というか、そういうのはできなかったかもしれないのですけれども、そういうのはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

例えば介護福祉士の資格が代表的なものであるわけでございますが、介護福祉士の資格取得のための専門学校、大抵２年の期間になるわけですが、そちらについては、既に県のほうで県社協を通じて手厚い助成制度があります。ですから、そういった制度の概要とかもお知らせするということも一つの、直接的ではないのですけれども、間接的な支援の一つかなと、もささやかではありますが、いずれそういった情報発信もひっくるめながら介護人材の確保につながるようなことは、ありとあらゆることを考えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　包括介護、医療介護ケアシステムについてお伺いします。

夜間の対応なのですけれども、答弁では、電話のことがありましたけれども、電話は同僚議員の質問で14か所に入っているということなのですけれども、電話ではなくて、夜間に例えば独り暮らしの高齢者の方が緊急で電話が入っていなかったりして、どういうふうなシステムで病院に搬送するとかつなげるか、そういうところはどのようになっているのか詳しくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　緊急通報装置の仕組みについてのお尋ねかと思いますけれども、緊急通報装置につきましては、電話をかけるという形ではなくて、身につけている機器

のボタンを押せば、それが第１通報先、第２通報先、第３通報先ということであらかじめ登録した方、例えば隣町にお住まいの息子さんとか、ご兄弟さんとか、そのような形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　紫波町には、夜間の受け付けの医療機関がないので、日赤とか矢巾の医大とかに来るような関係になると思います、救急車等で。矢巾の場合は、医療機関が身近にあるのですけれども、夜間の緊急通報を入れていない方々も多いです。どなたかの質問の中に700世帯ぐらい高齢者世帯、それから独り世帯の方々がいますけれども、そういう場合は、各個人、連絡するところとかはきちっと把握されているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

独居とか､そういった方々は､もう今川村議員ご指摘のとおり数多くいらっしゃるわけで、私どもといたしましては、やはり緊急通報装置とか、配食サービスとか、そういう今の時期であれば、除雪の支援とか、様々な支援がありますので、そういった部分を少しでもご理解いただいて、ご登録いただいてご利用いただくように周知啓発を図ってまいりたいと思いますし、緊急通報装置が入っていない方のそういう情報、そういったものについては、例えば福祉課のほうで所管している民生児童委員さんによる訪問だったり、私どもの保健師が訪問したりすることもありますし、そういった中で情報収集を図りながら、全てのご家庭の、個人情報ではあるのですけれども、そういういざという際の緊急連絡先みたいなのをある程度把握するということは大事なことだと思いますので、可能な範囲ではございますけれども、いずれそういう訪問活動の中で情報収集を行っているところでありますことをご理解いただきたいと思います。

あと、先ほどの答弁の中で緊急通報装置、第１通報、第２通報とかと言ったのですが、今警備会社にそのまま緊急通報がいって対応するような形になっておりますので、ちょっと修正させていただきます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　何か私もなかなか納得が、緊急通報のシステムは、前と変わらなければ分かるのですけれども、包括的医療介護ケアシステムの夜のところがなかなか理解できないでいるのです。日中だと民生委員さんに電話をかけるとか、隣近所の人、そういうのではなくて、夜間に何か起きた場合、どうするのかということを、例えば都会の中では、ヘルパーさんが夜中でもおむつ交換に来たり、認知症の独り暮らしの方にもケアするとか、そういうのがありますけれども、矢巾町はどうなっているのか、そういうことも含めてお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

今おっしゃったのは、24時間対応のホームヘルプサービスのことだと思いますけれども、本町においては、そういう指定事業所はございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　包括支援センターと相談したりして、今後やっぱり夜間に何か起きる可能性があるのです。やっぱり隣近所の応援も必要だと思いますが、そういうときの対処の仕方とかもマニュアル化していく必要があると思います。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

私どもは高齢者の保健福祉の所管ということでございまして、地域包括支援センターと私どものほうは、いずれ夜間であろうと、そういう通報は常に受けて対応する状況になってございます。また、私どもの、よその課もそうなのですけれども、各課の緊急連絡先というのが役場の宿日直のほうにもちゃんと情報が入っていまして、いずれ夜に何かあったりとか、お休みの日に何かあったりとか、そういった対応は、当然私ども行わなければなりませんので、地域包括ケアシステムとしてのそういう時間外対応というのはちょっと言葉がかちっとはこないのですけれども、いずれそういう常時対応できるような仕組みにはなっているということは、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

それでは、一般質問の最中ではございますが、時間も１時間以上たちましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を５時50分といたします。よろしくお願いします。

午後　５時４１分　休憩

――――――――――――

午後　５時５０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開をいたします。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、３問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　３問目の質問に入らせていただきます。学校給食費無料化と学校給食の民間委託についてお伺いします。

教育行政方針では、令和４年度からの調理等の業務委託に向けて対応する方針とのことから、以下４点お伺いします。

１点目､昨年５月から行われている公会計による給食費の収納状況はどうかお伺いします。

さきの全員協議会での説明では、第１期の未納者が４名いるとのことでしたが、要保護、準要保護の就学援助制度を利用しても給食費支払いできない状況なのかどうかお伺いします。

２点目、施設の管理について、指定管理者制度で行おうとしているのか。今後の公募日程や保護者への住民説明会等の計画はどうなっているのかお伺いします。

３点目、現在28種類のアレルギー食を別室で作り対応しておりますが、委託後は、アレルギー食への対応については、どのように進めるのかお伺いします。

４点目、共同調理場が平成16年に開所されてから地産地消率は低下してきております。地元の農家の声を聞き、児童生徒の声を農家に届け、地産地消率を高める取組はどう考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　学校給食費無料化と学校給食の民間委託についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、２月24日時点において、納期到来分の収納率は99.1％となっており、未納の方ともおおむね連絡が取れている状況です。また、第１期の未納者４名のうち準要保護に該当する方が２名いらっしゃいますが、お二人ともに納付について交渉済みであり、今後も継続的に納付についての相談をしてまいります。

２点目についてですが､今回の業務委託は､学校給食業務の一部を業者に委託するもので、指定管理者制度とは全く異なるものであり、施設の管理はこれまでどおり町が責任を持って行ってまいります。また、今後の公募日程は、現時点で７月上旬に公募を開始し、プロポーザル方式により、９月下旬までには優先交渉者を選定する予定です。その後優先交渉者との間で仕様書と提案内容を調整し、契約を締結いたします。

保護者への説明については、各校の令和３年度当初のＰＴＡ総会において実施する予定であります。

３点目についてですが、委託になっても、これまでと同様に町作成の食物アレルギー対応の基本指針に沿って食物アレルギーのある児童生徒一人一人について保護者、栄養教諭、教員、受託事業者が連携し、安全で安心な給食を提供してまいります。

４点目についてですが、地産地消率を向上させるため、生産者が提供できる作物の種類、量、時期の情報を今まで以上に把握し、献立とマッチングさせ、使用量を増やしてまいります。さらには、農家のネットワークを活用し、提供農家数の増加にも努めてまいります。また、給食時間に生産者が学校を訪問し、児童生徒と交流する機会を設けることで生産者の生産意欲の向上につなげてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　何点か質問させていただきますが､順次質問させていただきます。

東日本大震災から10年を経過しましたが、学校給食施設が大きな役割を各地で果たしたという報道がされております。矢巾町では、学校給食センターができて16年になりますが、この中でいろいろな、震災のときとかも利用されたと思いますが、給食が教育の一環でありますが、キャリア教育がまず一つの学校給食の中で働く人の後ろ姿を子供たちに見せる一つの方法だったと思っております。その民営化ではなくて、今後プロポーザルでやるとしても、これは引き続いていくと思いますが、そのことについては、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君）　お答えいたします。

キャリア教育ということで、今も行っているのですけれども、各小学校の低学年のお子さんたちが調理場に来て、調理している姿を見学していくというふうな取組をやっておりますし、あとはこちらのほうから各学校に伺って、調理場で見る分には、やっているエリア、本当に少ないエリアしか見えないのですけれども、いろんな場面、御飯を炊く場面、主菜を作る場面といういろんなところの写真を撮って、実はここはこういうことをやっているのですよというスライドを教室で見せることによって、より具体的にこういう仕事をしているのだよということを知るような教育もやっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　私は、学校給食は地域を育てると思っているのです。例えば農家の方たちです。自分の子どもではないけれども、自分の作った野菜を食べてもらっている子どもたちの姿、そしてお手紙をもらったり、おいしかったという声を聞いたりすれば、わあ、よかった、作ってよかったなと。草取りとか難儀しながらも作った大根、ニンジン、キャベツ、白菜とか、そういうところも子どもたちの役に立っているのだなという、地域を育てると思うのです。農業も育てると思っています。

そういう中で、矢巾町の給食センターができて16年、シンセラさんがやってきたのですけれども、子どもたちとの交歓のお手紙とか、やり取りしていたのだそうですけれども、去年の４月からその子どもたちの手紙のやり取りというかそういう、コロナのこともありましたけれども、なくなったということで、すごくがっかりして、自分たちの野菜とかを食べてもらっているのだけれども、何か子どもたちを取られたような感じを受けるということを声を聞いたのですけれども、そのような声は聞いているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君）　お答えします。

シンセラさんと生産者さん、その間に学校が介在して手紙のやり取りをやっていたということを私はちょっと存じ上げなかったのですけれども、とにかく学校からある学年が全て学校給食おいしかったですよ、皆さん大変ありがとう、生産者の皆さんありがとう、調理場で働いている皆さんありがとうというお手紙を一人一人がちゃんと書いて、模造紙にいっぱい

張って、そういったものを今年もたくさんいただいております。それを調理場内に張って、来た方に見てもらっているような、そのような取組をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　では、ちょっともう一つ、今の時期というか、１月末から２月にかけてなようなのですけれども、来年度の給食には大根が100キロとか、ニンジンが50キロとか、そういうふうな話をシンセラさんからはされていたようですけれども、今年は、令和２年度は、そういう話もないと、そういうことはどうなっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君）　お答えいたします。

確かにそういう話はございまして、ちょっと遅きに失したのですけれども、今月、議会中かな、中旬には既にそういう今生産してくださっている農家の方々を集めて意見交換会をして、何をどの時期、どのぐらい作ってくださるのかという、そういった情報も得ながら、さらに地産地消になるように努力してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　ぜひそのことはやっていただきたいと思います。作る人たちの励みにもなりますので、それこそフレイル予防にもなりますので、よろしくお願いします。

それから、私の地域なのですけれども、老人クラブで学校給食センターに試食をしながら見学をしようという企画で、私は参加しなかったのですけれども、よかったよと、ただ給食は食べられなかったと、働く姿は見ることができたと、行ってよかったという話もあります。年間どのくらい、今年度は自粛があったと思いますけれども、年間どのくらいの方々がそういう行事をやっているのか。出前講座でやったみたいなのですけれども、そういう催しとかはどうなっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君）　お答えします。

川村議員がおっしゃっているグループの方は、確かにいらっしゃいました。ただ、試食は今年度に関しては、やっぱりコロナの影響で試食会はやらないということにしておりました

ので、今後の状況を見ながら試食会はやっていきたいなというふうに思っております。２階でやるのですけれども、大体部屋は18人までは入られるということになっておりますので、それ以下の人数であれば、来年度はぜひ様子を見ながら、コロナの状態もありますけれども、そこら辺を見ながらぜひやりたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　私の知り合いで、その方は、私と同じぐらいの年齢になったのですけれども、子ども２人を抱えて共働きをしていた方なのですけれども、徳田小学校の自校方式の給食が文部大臣賞を受けたときに、ああ、私もここの町に住みたいと思って矢巾町に住みついたということで、４人で住んだそうです。今は、もう高齢者というか、私ぐらいの年齢、２人暮らしになったそうですけれども、今度のプロポーザルの給食センターを聞いて、がっかりしております。自校方式のときは目に見えたやり方で、本当によかったということなのですけれども、そういうふうな学校給食が地域を育てる、先ほどの農家の方々も育てるし、地域の人たちも育てるし、そして矢巾町を選んでくれる、そういうこともあると思うのですけれども、そのことについては、子育ての町矢巾として学校給食をどうするかというところのアピールはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、給食、食育ということで大事だということはそのとおりです。私自身も旧矢中のときに教頭職で自校方式のときにおりました。その様子は、子どもたちが見て、今日の給食は何だということで、それで騒ぐ、私自身もうれしかったです。でも、それがセンター給食になっても、例えば先ほど所長が話をした、そういうふうな形もありますし、洗浄員さんがおります。そういう働いている姿も見られます。

そして、今回のプロポーザルの件についても、ある部分を業務委託するのであって、根幹の部分は、子どもたちにとって大事なところは、町が関係しているのです。そこだけは譲れないところなのです。調理をする、それから子どもたちのアレルギー対応をするとか、献立とか、そういったものは町が管理するのです。そこだけは分かっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　では、よろしくということになりますけれども、子どもの貧困から見まして、給食費の無料なのですけれども、答弁の中に、第１期の未納者が４名のうち準要保護に該当する方が２名いましたということで、あとの２人はどういう状況なのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君）　お答えいたします。

あとの２名の方は、１期を納め忘れて、２期、３期は納めて、４期も納め忘れという状況で、そのことで連絡を取って、既にもう納付書は送っておりますが、まだちょっと入っていないというような状況です。

それから、もう一人の方、この方がちょっと今我々が手を焼いておりまして、連絡は１回取れたのですけれども、調理場に来て納めますからといって、７時過ぎまでずっと待っていたのですが、来てくださらなかったと。その後も何回も連絡をしても、全然出てくれないということで、ちょっと税務課あるいは福祉係と情報を連携しながら、ちょっとがりっとやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　その納められなかった方のがりっとやるというのは、そのがりっとというのは、優しくがりっとで、要保護ではない方ですので、その生活状況、もしお金を持ってくればそのままでいいですけれども、何かと分割とか、そういうのもあると思いますので、そういうことも含めてがりっと優しくお願いしたいと思います。そういうところも支援の中に入ると思いますので、よろしくお願いします。公会計になれば、そういうことがあり得ると思うのです。ですので、今後もそういう優しくがりっとやっていただきたいと思います。そして、つなげる制度があれば、つないでいただきたいと思います。

それで、現在28種類のアレルギー食を別室で作っているのですけれども、それを別室ではないということなのですけれども、アレルギーについて、やはり業務が大変だとは思いますが、そのことは続けるということなのですけれども、プロポーザルの中では、どういうふうな話合いをする、続けるというだけで何か案とか、そういうのがありましたら、お願いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君）　お答えします。

プロポーザルをやる際には、必ず仕様書というものをつくります。仕様書の中に、これこれこういう業務をやっていただくということを明記いたしますので、その中でアレルギー対応についてしっかりと記載させていただきたいと思います。そのことで従来と変わらないアレルギー対応、川村議員さん、ちょっと28種類とおっしゃっていますけれども、我々が実際に対応しているのは６種類です。特別な表示義務のあるエビ、カニとか、小麦、卵、乳、落花生、そばです。小麦に関しては、これは調味料にも入っていて、とても除去できませんので、小麦の方は、弁当持参になっています。その方は２名おります。それ以外の方々については、除去食ということで対応をしております。その６品目以外のものについては、献立のやり取りをしておりまして、何月何日のこの食物は食べますか、食べませんか、何が苦手かというのは、あらかじめ面接でも聞いておりますので、そこを確認をして、それをちゃんと養護教諭、そして学級担任と情報共有して、安全、安心に食べていただくような取組をしております。そういうことを明記していきたいというふうに思っております。

以上、お答えします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。大変長時間ご苦労さまでした。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後　６時１０分　散会

令和３年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第５号）

令和３年３月９日（火）午前１０時００分開議

議事日程（第５号）

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員
１７番	髙橋七郎　議員	１８番	藤原由巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造　君	副町長	水本良則　君
総務課長兼防災安全室長	藤原道明　君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司　君
税務課長	花立孝美　君	町民環境課長	吉田　徹　君
福祉課長	浅沼圭美　君	健康長寿課長	村松　徹　君

産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長兼まちづくり推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ課長	田村英典君	農業委員会事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	会計管理者兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中舘和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同調理場所長	村松康志君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

―――

日程第１　一般質問

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

14番、小川文子議員。

１問目の質問を許します。

（14番　小川文子議員　登壇）

○14番（小川文子議員）　議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。スーパーシティ構想について町長にお伺いをいたします。

質問事項、スーパーシティ構想について。町長は、今年の３月議会冒頭に示されました施政方針の中でスーパーシティ型国家戦略特区の指定を目指す立場を明らかにされました。また、応募に先立ちまして、町のホームページで本町と連携して人生100年時代を健幸に暮らせるまちづくりを実現するために政策立案、社会課題を解決して構想実現に共に取り組むパートナーとして連携候補事業者の募集を開始をいたしました。締切りは３月３日で、４日から７日に審査を行い、事業者を選定し、３月26日までに内閣府に応募するといった内容が載っております。

最初のところをちょっとはしょりましたけれども、大事なところなので、ちょっとそこも読み上げさせていただきますけれども、目的及び趣旨ということで、矢巾町では、第７次矢巾町総合計画後期基本計画の策定に当たって、将来世代の視点に立った政策立案として、フューチャーデザインを行い、町民の皆様から様々なまちづくりのビジョンが提示されました。同時に、それらを実現するためには多くの規制が存在することが明らかになりました。また、

ビジョンを現実のものとするためには、社会的及び技術的な進歩を身近な生活に実装する必要があります。その場合、デジタル活用弱者を取り残さず、一人一人のニーズに合ったサービスを選択できる環境を実現するためのデジタルトランスフォーメーションを図ることが重要です。以上のような認識の下、本町は人生100年時代を健幸に暮らせるまちづくりをより加速させ、社会課題に先端的に取り組み、解決していくためにスーパーシティ国家戦略特別区域の指定を目指し、検討を行っております。ということで、そのための公募を募集しますということでございます。

この内容には、解決したい課題といたしまして、地域課題、中心市街地と周辺地域の格差解消と周辺地域の産業の持続可能確保、それからコミュニティの崩壊危機、３番目として、健康意識を高める仕掛けの導入を挙げています。具体的なテーマとしては、１番、ヘルスケア、２番、医療分野、３番、防災緊急分野、４番介護分野、５番、移動配達分野、６番、産業分野、７番、新たな日常実現分野を示すとともに、上記以外の新たな課題の提示、取組も歓迎するとしています。以上のことから、また12月議会以来一転して取り組むとしたオンライン診療、キャッシュレス等についてもお伺いをいたします。

１番、課題解決の中心市街地と周辺地域の格差は、町が６次総合計画で107億円の駅前開発に取り組み、市街地に大きな投資をしたことが周辺地域の生活道路等に予算が回らなかったことの要因と考えます。その６次総の検証、分析を怠ってきたことが課題解決を阻んできた理由の一つと考えます。スーパーシティで解決策を見出そうとする前に６次総の検証を行政の責任として行うべきではないでしょうか。むしろそれを行うことで解決策が見えてくるのではないでしょうか。町が考える未来から見たまちづくりの欠点は、過去の検証、歴史に学ぶ視点に欠けていることにあるのではないかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

２番目、事業者の提案を受けた後に、応募する前に議会や町民に丁寧な説明の機会を設けるべきではないかと考えますが、その考えを伺います。

３番目、個人情報の取扱いが問題視されるところであります。個人情報保護法の制定と運用に長年尽力されてきた弁護士の三宅弘さんは、特に２つの問題を指摘しています。１つは、日本のスーパーシティでは、必要なときに必要なデータを迅速に連携、共有するとして、地域住民、政府や自治体、企業などから同意を得る形で個人情報を全て国家戦略特区データ連携基盤整備事業に集め、自動運転とか各種のサービスができるようにしています。このデータ連携基盤事業が住民や国、自治体などの全データを集中管理することにより、個人情報の規制ができず、プライバシーが保護されなくなる仕組みになっていますとしています。これ

までの説明、すなわちデータは、それぞれが安全に管理できるという答弁と食い違っているのではないでしょうか。

４番目、個人情報保護法も第８条で利用及び提供の制限を定めていますが、相当な理由があるものは、他の行政機関に個人情報を提供できることになっています。スーパーシティは、まさに相当な理由に当たり、捜査関係の情報は警察に流れることになりかねません。ここが監視社会につながる一番の理由としていることに関してどのように考えますか。

５番目として、パソコンを持たない人のオンライン診療はどう考えていますか。

６番目、スマートフォンを持たない人のキャッシュレスはどう考えていますか。

７番目、国家戦略特区からの離脱の仕組みはどうなっていますか。

これについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　14番、小川文子議員のスーパーシティ構想についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、連携候補事業者募集要項の中で挙げております中心市街地と周辺地域の格差の解消の課題は、もっぱら土地利用上の制約に由来するものと捉えております。

２点目についてですが、応募に当たっては、町民の皆様へ周知を行うとともに、議員各位に提案内容を説明させていただきたいと考えております。

３点目についてですが、ご指摘では、地域住民、政府や自治体、企業などから同意を得る形で個人情報を全て国家戦略特区データ連携基盤整備事業に集め、この連携基盤事業が住民や国、自治体などの全データを集中管理することにより、個人情報の規制ができず、プライバシーが保護されなくなる仕組みになっていますとありますが、国会の質疑において、政府は、データ連携基盤は基本的にデータの蓄積を行うものではなく、それぞれのデータの活用については、それぞれのサービスを提供する事業者が担うことになりますと仕組みについて表明しており、ご指摘は当たらないものと認識をしております。

４点目についてですが、ご指摘の個人情報保護法第８条は、地方公共団体の支援について規定したものであり、ご質問の趣旨を正確には図りかねますが、仮に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第８条の規定に関連するご質問としてお答えしますと、国会の質疑において政府は、スーパーシティであることが直ちに特別の理由に当たらないという見解を示しており、ご指摘は当たらないものと認識をしております。

５点目についてですが、オンライン診療は、個人が望む場合に選択されるものであると認識をしております。

６点目についてですが、スーパーシティの取組に関わらずキャッシュレス決済は、スマートフォンを持たない方々も利用できるサービスとして広く普及、定着しているものと認識をしております。

７点目についてですが、国家戦略特別区域基本方針に明記されておりますとおり、区域の解除は可能であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　再質問はたくさんございますけれども、まず再質問に入る前に、国家戦略特区、スーパーシティの性格についてお話しさせていただきます。国家戦略特区、これは、国家戦略特区法、そしてまたこの中身については、基本方針ということで国から示されておりますけれども、国家戦略特区の目的としては、大胆な規制の制度改革によって岩盤規制の突破口を開き、民間の活力を十分に発揮できる世界で一番ビジネスがしやすい、そういう社会を目指す事業でございます。そして、それを成長戦略につなげていくことを目的としております。そして、国家戦略特区は、国と民間企業であるＩＴ企業、そして町の三者でやる共同の事業となります。そして何よりも常に経済効果をどうつくっていくのか、そのことが求められております。高度で革新的な技術に関する実証実験を積極的に大胆に実現していく。そして、それに環境企業がそれをやりやすいような環境を整えていく。そして、そのサービスにとって必要な規制を解除していく、規制を改善をしていくというようなことでございます。そして、この国家戦略特区は、あくまでも首相の主導の下に行われるという性格を持っております。そのことの中で、さらにスーパーシティの中では2030年の未来社会を目指すまるごと未来都市を目指していく、ビッグデータやＡＩによってその実現を図っていくという内容でございました。

そして、その中におきまして、本町は、昨年の１月に国の応募、アイデア公募に応じたわけでございます。そして私は、昨年の３月から、まだこの法律が通るちょっと前でございましたけれども、大変危惧をいたしまして質問をしてまいりました。その中で積み上げられてきた議論というものがございます。私は、すぐ再質問に入ればいいのですけれども、やっぱり積み上げられた議論を少し共有しながら再質問に入りたいと考えます。

まず、３月議会ですけれども、３月議会では私はもっぱら、ちょっと議事録にのっとってちょっとお話をさせていただいた、もし言ったとか、言わないということがあっても困りますので、議事録にのっとって共有させていただきたいと思います。３月議会では、私は、まずいろんな危惧をしていると、国家戦略特区を目指すという立場が示されて、そのためのまずアイデア公募だったわけでございますけれども、その中に個人情報の扱いについて危惧をしているということを申し述べました。そして、まだ課題がたくさんあると、セキュリティーの問題もあるということについて情報漏洩の問題点についても質問をいたしました。

そして、特にもキャッシュレスについては、当時ちょうど消費税の関係でキャッシュレスがやられておりまして、それが今新聞等で大変問題になっておりましたので、キャッシュレスの問題と、それから提案の場合にやろうとしておりました教育の問題、いじめの対策について質問をしております。その中で、キャッシュレスについては、まだまだ問題がたくさんあると。実際に事業者の中にもキャッシュレスによって１か月送りの延べの資金、お金が入ってくると。そして、決済に係る手数料も大変高額であると、そういうことで資金繰りに大変困っているというような日本経済新聞のデータがございまして、そういうことも危惧をされていると。キャッシュレス一つ取っても、課題があるということを私は申し述べました。

そして、いじめ対策にＡＩやビッグデータを使って解決していくということでございましたけれども、これは無理なのではないかということで質問をいたしました。そうしたら、先生たちは、働き方改革でなかなか生徒と向き合う時間がないと。そのいじめの認知を高めるために、そのＡＩあるいはビッグデータが使えるのではないか、そういう考えでやっていると。そして、そこで町長が示されたことは、これはスーパーシティで2030年にＳＤＧｓを日本のテクノロジーをもって解決するという構想です、このスーパーシティは。2030年がゴール地点です。そして、そのときにいろいろありましたけれども、運転手さんがもう、自動運転の関係もありましたけれども、もう70歳になってきている、そういう中でどう支えていくのかと、日本は、矢巾町だけではなくて、これが我が国の問題としてそういうものを、テクノロジーを導入することによって問題解決を図ろうと考えている。それが今回の一番の応募に至っている姿勢として表れております。

そして、私が６月議会の段階では、オンライン診療とまるごとキャッシュレスについて質問をしようといたしました。そして、地域まるごとキャッシュレスやオンライン診療は、顔認証など、言ってみれば個人の厳格な認定が必要になってくるということを質問項目に入れましたところ、その後課長さんのほうからオンライン診療あるいは地域まるごとキャッシュ

レスは考えていないので、この項は削除してほしいという提案がございました。そこで私は、６月議会では、それを削除したのでございます。６月議会では、もっぱらデータの個人情報の問題について質問をいたしたところでございます。

そして、９月議会になりまして、９月議会では、盛岡医療生協と町長の懇談がございまして、その中で町長が監視カメラを使った防犯を考えているということをおっしゃいました。そして、人生100年を健幸で暮らせるためのまちづくりを考えていると。もし、データが、個人情報が守られないようであれば、応募はしないというお話がされました。その中で私は、９月議会で防犯カメラを使った防犯を考えているのかといった質問をしたところ、それは考えていないと。

そして、自動運転ということがございまして、公共交通の自動運転ということを町が考えているということでございまして、私が自動運転には５Ｇが欠かせないのではないかということで、この９月議会では主に５Ｇの問題、電磁波の問題、その問題を議論したところでございます。

そして、12月議会では、ちょっと議事録はございませんけれども、その前に一旦見送るという態度表明をされたものですから、私は見送ると捉えておりました。そして、その段階で12月議会の中で、一般質問に答える形でスーパーシティに取り組みたいということが示されました。そして、２月に企業の募集、そして３月には応募したいという非常に時間的に、もうタイムスケジュールが本当に限られる中で動いているというのが今の現実のところだと思います。

そして私は、再質問に入りますけれども、非常に個人情報の取り扱いが、このスーパーシティでは、やはり一番の大きな問題になろうかと思います。そして、個人情報の取り扱いというのは、私どもは素人でございますけれども、個人情報を制定した三宅先生が大変危惧をされて、スーパーシティでは、個人情報の取り扱いが大変になるということを危惧されているのでございます。それで、ヨーロッパ等では、国と政府と警察もチェックできるようなシステムがあるけれども、我が国には、個人情報の保護をチェックする委員会はあるけれども、情報保護委員会はありますが、この所管は、いわゆる民間部門だけで行政機関は管轄外であるということになっております。

したがいまして、データ連携基盤に集められた個人情報、そういうものをチェックする機能が日本にはないのでございます。だから、それがもし目的外利用されたとしても、それをチェックする機能がないのです。そこが私はやっぱり一番のスーパーシティに踏み込む場合

の問題だと考えるのでございます。その点についてお尋ねします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

一連の経過を述べられながら、また冒頭で一転してオンラインとキャッシュレスに取り組むといったところについて、聞かれている方が誤解しないように私どものほう、まず議論を精査させていただきたいと思います。

まず初めに、議会のほう、こちら３月議会においてという話がございました。この中でキャッシュレスに取り組むという話がございましたけれども、当局ではキャッシュレスに取り組むということは一切申しておりません。私も町長もしゃべっておりません。これは、議事録に記載されております。これは、小川議員が、いずれもご自身の見解として、「いずれスーパーシティの中のキャッシュレスというのは大きな柱になるかと思いますけれども、このキャッシュレス一つを取っても、やはりまだ大変な課題がある。その課題のあることを、いわゆる矢巾町は実証実験を矢巾町でやるということですから」小川議員がおっしゃったことです。当局が言ったような形で説明されることはどうかなというふうに思います。

次に、オンラインのことがございました。オンラインの話につきましては、電波の話がありましたけれども、その一連の流れの中でＷｉ―Ｆｉの基地局が５Ｇの基地局に転換されることを危惧される、そういった中での質問でした。私は、それに対して、例えばということで、岩手医科大学で行う遠隔医療という言葉を使っております。議員ご承知のとおり、遠隔医療とオンライン診療というのは異なりますので、そういった事実についても、ゆがめられて皆さんに周知されるのは非常にどうかなと思います。

また、もう一つ自動運転のことについてございました。こちらについて、ある一部だけを切り取っていますけれども、町長答弁でも申していますとおり、これは技術の進歩によって採択されるべきものだというふうに認識しております。そういうことであれば、現時点では考えていないということであって、10年後にもしみんな当たり前になっていて、ここでやらなかったからやらないということをやっているので、現時点でということも申していますように、一連の流れ、そのような伝え方をするのであれば、ぜひ正しい伝え方をしていただきたいなというふうに思います。

当局といたしましても、事実をかなりわん曲された形で様々なことをおっしゃっていることに関して、非常に懸念を抱いております。

お答えをいたしますけれども、個人の情報についての扱い、私も小川議員がおっしゃって

いるとおり、非常に重要な問題だと思っております。そうした中で、国のほうでも様々こちらのほうにつきましては、制度設計がなされております。小川議員が法律が制定される前から質問しているというお話をいただいておりますけれども、そういった部分については、国会の質疑の中で改正されたものとして法律案として成立しているものと認識しておりまして、そのような個人情報に関する懸念というものはないのかなというふうに思っております。

第１に、個人情報の見解につきましては、12月議会で小川議員が、例えば奨学金の問題で、どこにどのような学生がいるのかということ、自治体は情報をつかめる状況にあるかと思います。中略しますけれども、そこでダイレクトメールなどをお知らせすることについて考えはないかと言っています。これがまさに目的外の利用であって、勝手な使用なわけです。こういうことをできないようにしたいということを徹底してまいりたいと思いますし、法律でそれが許されないことになっておりますので、そのような運用を考えていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　いっぱいいろいろございますけれども、確かにキャッシュレスについては、町は取り組まないと。町が取り組むと言ったわけではございません。そこで、私が６月議会の一般質問の前にまるごとキャッシュレスとオンライン診療は、個人の限定が必要になるから、その段階でどうなのかという質問を入れたわけです、２項目めに。そうしたら、課長さんが地域まるごとキャッシュレスとか、オンライン診療を考えていないので、ここの項目を切除してほしいということで、その後私はそこをカットしたということでございます。そこの段階で私は、オンライン診療とかキャッシュレスは考えていないのだなというふうな判断に至ったわけでございます。

○議長（藤原由巳議員）　質問は。

○14番（小川文子議員）　すみません。そんなことがあったので、そういうことがありました。あとは、町のいろいろ説明、個人情報は確かに重要な課題とは捉えているけれども、さきに改正の前の国家戦略特区法は、まず廃案になったと。そして、廃案になる前の個人情報というのが曖昧な形である意味廃案になったけれども、今度出てきた改正後国家戦略特区法では、個人情報、そういうのが全部クリアされて出ているものと認識しているので、私どもはそういうことに言及する立場にはないというようなことがあったわけですけれども、私はそこで

しかしやはりこれは大きな問題を感じると、危惧をするので、慎重な対応を望みたいということを３月、６月は重ねて要望いたしました。

しかし、やはり慎重な態度というよりも、一貫してやりたいということが示されてきたのでございます。そして、確かに私も６月議会で国会討論のようなことを議会ではやるべきではないと思って、矢巾町にとって何がメリットで、何がデメリットなのか、そこに関する議論にまず特化しようと考えて進めてきたところでございます。

その中で、例えば５Ｇの問題が上がりました。これは、オンライン授業をするために基地局を最終的には60基町内に設置したわけですけれども、これはスーパーシティとは直接関係がないという、これは信一議員さんへの答弁でしたけれども、現在５Ｇを進めるというのは、これは国策でございます。国が進めようとしていることなので、しかも成長戦略にはＩＴ企業の活躍が欠かせません。そういうことになりますと、スーパーシティになった段階では、この５Ｇは避けては通れないのだろうと考えました。そして、今の技術でも新たに５Ｇの基地局をつけなくても、既存の基地局を技術的な改善によって５Ｇに変えることができるというような説明が、これはテレビ放送でしたけれども、見ました。それで、Ｗｉ―Ｆｉの基地局がすぐ５Ｇになるものではないけれども、その技術的な可能性があると、そういうことで私は質問をしたのでございます。

そして、町民の中には、電磁波を大変心配されている方がおります。そして、町内に、若者ですけれども、電磁波だらけの町には住みたくない、そのような声も伺いました。そこで私も電磁波について調べました。そうしたら、日本は諸外国に比べて大変基準が甘い、緩い、そういうことで私はその後９月議会では、５Ｇに比べてＷｉ―Ｆｉはそこまで低周波で大丈夫だと、４Ｇ、５Ｇの高周波に比べれば出力は少ないということで、特に電波の管理責任者も要らないようなものではあるという当局の説明でしたけれども、フランスでは、保育園にＷｉ―Ｆｉの設置を認めていません。そして、低周波であっても、高周波であっても、ＷＨＯは人体に影響があるということを認めていると。そういう中で課長は、それであれば、いろいろ調べてみたら、諸外国にはそういうことを決めているところもあるので、保育園と子どもの施設にあえてつけるものではないと考えている、それを除外することは可能ですということをおっしゃいました。

そこで私は、保育施設ばかりでなく、常に学校にいる子どもたちがなるべく影響を受けないように、常時いる場所を避けてほしい。それから、町内に60基をつける場合でも、いきなりつけるのではなく、住民に前もって説明してほしいと、そういうことを申し上げましたけ

れども、そこら辺でも私もちょっと疑問になっておりまして、でも、それを今ここで聞いても、ちょっと話がいろいろ広がるかと思いますけれども、見解があれば、お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたしたいと思います。

５Ｇのお話から最後はＷｉ―Ｆｉになって、またここでもお話の中でお答えすることがどんなものなのかなというふうに非常に答弁に苦慮するところではございますけれども、まずもってＷｉ―Ｆｉの基地局、アンテナ、これが５Ｇの基地局に転用されるなんていうことはないですので、逆に技術的にそういうことができるのであれば、資料を出して教えていただきたいです。そういうことはないというふうに認識しておりますし、どのキャリアに確認しましても、そんなことできたら、革新的に進むよねと言っています。転用されることはないのです。ないものができるかのように言って、仮定のものにお話しされるということについては、お答えとして適正なお答え、どのようにしたらいいのか非常に困惑するところでございます。

一つ言いますと、電磁波の問題ということは、様々あるというものは承知しております。様々なお考えがあるということも承知しております。ただ、日本がどのような形で、諸外国と比べて緩いという話おっしゃいましたけれども、それはその国に応じて制定されたものでございますし、私たちがフランスの基準に基づいて何かを考えるということでもございません。私どもは、電波防護指針に基づいて事業を考えているわけで、これは日本の国内で営業する者あるいは行政活動をする者、民間企業活動する者、全て同じではないでしょうか。そういった見解でございます。

また、電磁波の周波数、Ｗｉ―Ｆｉのことが懸念されるという話になりましたけれども、例えば普通に携帯電話をお使いになっている方、Ｗｉ―Ｆｉの出力よりはるかに高いものを使っております。家で電子レンジを使って調理する方、これなんかまさしく電磁波の最たるようなものだと思います。そういった暮らしの中でこういったものについては、使って影響のない範囲で法律で定められているというふうに認識しておりますので、私どもはその指針に基づいて、法律の範囲の中で事業のほうを考えてさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　小川議員、先ほど来答弁者のほうからいろいろな非常にきわどいような答弁もありますが、ご案内だと思いますけれども、やっぱり地方議員の、国会議員は議会での発言は免責特権の対象になりますが、地方議員は、その対象にはならない。ですから、

ここの議場の場で発言された内容については、いずれどなたからか何かが出れば、議会としてその任を負わなければならないということになってございますので、その辺を踏まえてのご発言をお願い申し上げます。

再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　６月議会で私が質問した段階で２番目の項目の削除というのは、課長さんは関知しなかったということですか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えします。

どのような場面で削除ということでしょうか。私どもかみ合った議論がしたいなということで議会事務局のほうにも説明を申し上げたいということを何度か申し上げましたけれども、必要ないという話をされておりました。総務常任委員会の中でそういう話がありましたけれども、削除といったところというとどのようなところでしょうか。ちょっと私記憶にございませんので、言っていただければと思います。

○議長（藤原由巳議員）　小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　これは議会事務局にも保存されております。１番目の最初に出した一般質問の骨子でございます。今ちょっと持ってきていないのですけれども、その中にまるごとキャッシュレスやオンライン診療は、個人の厳格な確認が必要である。その項目について私が質問をしてどう考えるかという質問を入れたのです。そうしたならば、これは考えていないので、カットしてくださいということでした。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

そういうことですね、承知しました。私は、議会の事務局から、例えばこういう質問があったのだけれども、大丈夫ですかという話をしていたので、そのときには考えておりませんという話はしたと思います。カットしてくださいという表現は使ったつもりはございません。なぜなら、議員の活動に私どもは口を出す立場でございません。仮にそういう質問が来たならば、考えていませんと答弁するしかないだけではないでしょうか。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

○14番（小川文子議員）　カットしてくださいと言ったかどうかはあれですけれども、ごめん

なさい、ちょっと訂正するかもしれません。削除してほしい、議論がかみ合わないと。町がやらないとしてしようとしていることを質問するのでは議論がかみ合わない、その上で削除をお願いしますということでした。カットではないです。

○議長（藤原由巳議員）　あれでしょう、議会事務局に言われたということでしょう。

○14番（小川文子議員）　そういうことです。

○議長（藤原由巳議員）　では、課長とは違うわけですね。

○14番（小川文子議員）　課長を通して言われたということです。

○議長（藤原由巳議員）　ただ……

○14番（小川文子議員）　直接対話はしていません。

○議長（藤原由巳議員）　だから、これは後で事務局と確認してもらいます。この場でなく、後で。

○14番（小川文子議員）　何といいますか、いろいろ……

○議長（藤原由巳議員）　小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　その段階で、町はキャッシュレスとオンラインを考えていないのだなという判断に至ったものですから、それで12月の段階で、もう一回スーパーシティをやるといったときに、まずオンライン診療をやりたいというのは出ましたよね。オンライン診療は、診療報酬がやっぱり安いと、それでスーパーシティになったならば、診療報酬の改定もできるというようなこともお話しされたと思います。そして、村松信一議員さんの質問でしたけれども、国には５項目程度で上げることになっているけれども、残りの２項目は何かという質問の中でキャッシュレスを考えているという答弁があったと思います。

残念ながら12月議会の議事録がまだ出ていませんので、そこまで正確に言えるかどうかは別ですけれども、そこで私はオンラインとキャッシュレスが、またやるのだなと判断したのでございます。

そして､総務常任委員会及び議会全員協議会では一旦見送るという議会事務局長からです、直接ではないです。の場で、その説明があったものですから、これは見送るのだと判断したのでございます。そして、12月議会では、それをまたやると言ったわけですから、私はここであえて一転したという言葉を使ったのは、その理由でございます。

いずれそういうことでの事実経過でございます。ここをちょっと確認をやっぱりしておきたかったものですから、これを局長と２人だけで議論しても、やっぱり進まないといいますか、やはり議会の場でしっかりと議論をしたいと考えます。そのことであえて今お話をさせ

ていただきました。

それで、５Ｇのことでございますけれども、確かにその根拠を示すことはできません。５Ｇが、Ｗｉ―Ｆｉができるという根拠を示すことはできませんけれども、しかし、このスーパーシティの中では、特に情報通信、成長戦略の中でこれ非常に重要なものになっていくだろうということがまずあります。そして、日本の基準そのものが大変緩い、世界で一番緩いような、まずレベルでございますから、これが規制緩和に伴ってやるということに対して、私は予防的に危惧を感じたのでございます。

５Ｇをどういうふうにしたら示せと言われても、これは示せません。しかし、これは予防原則でやっていることでございます。世界の流れなそうでございます。今５Ｇの証拠を示せといったって、電磁波の被害は、これは予防的な措置として私は５Ｇのことについては述べさせていただきましたし、今後もこれはやはり大きな問題になるかと思います。そこで、５Ｇについて、やはり予防原則の下で、今回は保育園の前とかにやらなかったということでございます、今回はＷｉ―Ｆｉですけれども、同じ電磁波ということで、ではそこで最後この問題については、保育園にはつけなかったのかどうか、学校とか、あるいはその向かいはどうか。そして、つけたＷｉ―Ｆｉの地域住民への説明はどうか、そこだけは特化しておきます。

○議長（藤原由巳議員）　小川議員、スーパーシティのことの質問でしょう。

○14番（小川文子議員）　はい。スーパーシティの中で……

○議長（藤原由巳議員）　Ｗｉ―Ｆｉと関係しますか。

○14番（小川文子議員）　するのですよ。というのは、当局はしないとおっしゃいましたけれども、そのＷｉ―Ｆｉの基地局が整うことに……

○議長（藤原由巳議員）　Ｗｉ―Ｆｉは、何回も説明してきたと思うのですが、教育を最重点として今取り組んで、今……

○14番（小川文子議員）　そういう説明でした。

○議長（藤原由巳議員）　これを、このためにつけているのです、今。それとスーパーシティと絡みますか。

○14番（小川文子議員）　それは、重々承知しているのですが……

○議長（藤原由巳議員）　昨日も申し上げましたが、やはり通告に準じての一般質問ですので、通告の範囲の中での質問をお願い申し上げたいと思います。

○14番（小川文子議員）　これね、関連が非常にあるのですよ。

○議長（藤原由巳議員）　関連はありますけれども、質問事項はもっとたくさんあるのですが

……

○14番（小川文子議員）　はあはあ、ちょっと時間がないので、ちょっと……

○議長（藤原由巳議員）　これでいいのですか、本当に。

○14番（小川文子議員）　これは、ひとつあれです。

○議長（藤原由巳議員）　本題のほうにちょっと質問があればお願いしたいです。

○14番（小川文子議員）　それもちょっとありますね。

○議長（藤原由巳議員）　時間も経過していますよ。

○14番（小川文子議員）　どうしても聞かなければならないこともありますので、そちらのほうをちょっと……

○議長（藤原由巳議員）　それをお願いします。

○14番（小川文子議員）　本題に移らせていただいて、住民への説明をするのかということについては、周知にとどめておりますので、住民への説明は、基本方針の中でもパブリックコメントあるいは住民説明会をやった上で、その前提条件として応募してほしいということが示されています。このことについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたしたいと思います。

周知という表現は、十分にコミュニケーションを双方向で取って、そういう周知の機会を取らせていただきたいと思っておりますし、コロナ禍ということで様々な手法が考えられます。オンラインでの募集になるかもしれませんし、そこにつきましては、検討させていただきたいなと思いますが、いずれにしても丁寧な説明をしていきたいと思っております。

小川議員のおっしゃるとおり、懸念を示す方もいらっしゃれば、期待する方もたくさんいらっしゃいます。そういった声は適切に拾って意見を反映させられるように頑張りたいと思いますし、先ほどのアンテナの話もありましたけれども、Ｗｉ―Ｆｉの施設の話なんか地域説明しますと、非常に歓迎されております。よくやってくれた、もっとやってほしいというようなお話をいただいておりまして、説明会の中では、懸念を示される方はいらっしゃいませんでした。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　国家戦略からの離脱はできるのかという質問の中で、離脱の項目は

あるということですけれども、基本方針の中では、離脱する場合は、これは首相がまず判断して決めることになっています。目的が達せられない場合、あるいは新たな企業の誘致ができないとか、そういう国家戦略特区としての批准を満たせない場合には、認定を取り消すということで、町民が嫌だとか、町民の総意として、その町が区域会議に申し出て、それについて削除をするというような内容ではないと思ったのですけれども、そのことについて伺います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　これは、国会での議論になっていたと思います。首相案件、まさに国家戦略特区なのですけれども、そこには、各国務大臣が関係してきますし、さらにはその前段で各府省、地方自治体との連携の下にそういった意見が上がっていくもの、それをもって通常の国家戦略特区であれば、各国務大臣が判断したものを首相が一括して判断するという意味合いで、これは首相案件という言葉がトップダウンでそのまま決まるということではないことだけを確認させていただきたいと思います。

また、それぞれ住民合意といった中で、まず区域会議が設定されて、サービスが認定されると、まずそれを享受する方々の中での説明の中での合意、そして計画策定後、首相に対して出すときの住民による意識の投票、住民による意識の確認、そういったものが行われるという前提になります。また、それが達成されなくなったときには、そこから基準に示されているとおり、離脱、脱退の条項が定められているということでございますので、粛々と、もしそうならなかったときには、脱退する、撤退するということになろうかと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　町民の、あるいは町長の意見からというのが、そこが聞けなかったのがちょっと残念ですけれども、やはり大臣あるいは首相、そちらのほうのＰＤＣＡサイクルによって毎年やられるそうですけれども、国家戦略特区としての機能が十分ではない場合に解除すると、そういうような感じなので、住民の意志に基づいて解除ができるのかどうか、そこだけちょっともう一回はっきりお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　こちらにつきましても、国会で質疑があったと思います。住民自治と民主主義の担保についてに関連するご質問だと思っております。政

府答弁そのまま引用させていただきますと、区域会議が規制改革の案とともに区域会議の案を内閣総理大臣に提出する際には、国家戦略特区区域法に基づき、住民、その他の利害関係者の意向を踏まえる必要があります。ここで明確にありますと言っております。具体的には、内閣府や地方公共団体で構成される区域会議で実際に提供されるサービスの内容や範囲に応じて、住民等の意向の適切な把握がなされるものであり、住民自治や民主主義が脅かされる懸念はないと認識しております。

すなわち、こういった形の中で、町民の声やあるいは地方自治体の声が無視されるという制度設計にはなっておりませんので、そこにつきましては、ご心配しなくても大丈夫かと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　その項目がある一方で区域会議の解除というところの項目によりますと、目標の達成が困難であると認めるとき、あるいは先端的なサービスができない、適切に行われない場合、同時に競争力の強化及び国家の経済活動の拠点の形成に資する、そういうことができない場合、そういうことに至った場合に、主体である内閣総理大臣が決定するということになっておりますけれども、これと関連はないのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　議員ご質問は、町民や町長という言葉がないといった脈略から私は答弁いたしましたけれども、こちらに書いている、記載のとおりだと思います。まさにここを読み込むと、国家戦略特別区域基本方針、こちら議員も今御覧になっていると思うのですけれども、そちら記載のとおりだと思います。関連性というものは、この住民自治におけるところと脱退の制度設計というのは別になっておりますので、そこについては別だというふうに認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　それでは、そこは担保されるということであれば、安心するところでございます。

そして次に、最後、もう最後になるかもしれませんが、住民への説明会、これをどのよう

な形で、いつ頃やろうとしているかについてお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　さっきもありましたのではないですか。

○14番（小川文子議員）　いや、するということで、いつ頃ということは。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

これも後で変な形にならないように、前もって言及させていただきますと、今説明申し上げた一連の手続は、区域指定がなされた場合という形になります。今回は、国家戦略特区への公募に対しての応募に当たっての説明ということですので、ここは先ほど説明したような手続、プロセスではないということを明確にさせていただきたいと思います。

そうした中で、先般赤丸議員からもご質問ありましたけれども、できるだけ今月中に案を取りまとめまして、まず議員の皆様にその案を、事業もお示しし、その後すみかに４月の最初になろうかと思いますけれども、町民の皆さんへの説明を行いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　同じくスーパーシティに取り組んでおります浜松市では、２月に町民にパブリックコメントをやって、そしてオンラインではございますけれども、説明会を、シンポジウムをやっております。こういうふうな丁寧な段取りをしながら応募する状況を進めているわけでございますけれども、本町はこういうふうな応募の前の説明が町民にはないということでございます。そして、事業者の選定もホームページでは示されましたけれども、今回それが初めてでございます。広報にもまだ出てはいませんし、ホームページでそれらの町がこんなことを考えているというような、今まで説明もございません。それが町民への説明がずっとなされないまま、このままでいいのか。私は、６月議会から、それは求めております。議会だけでなく、町民にも説明してほしいと。しかし、それに対して提言として受け止めるという段階にとどまっている。そのことについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、今いろいろとご指摘があるのですが、私は、このスーパーシティ構想について議論することは結構なこと、大いにやっていただいていいのです。それで議長にお願いですが、議会基本条例第17条の第６項の議会反問に関する要綱第２条の第２項に基づいて、反問を許していただけるのであれば、ただいまいろいろ

ご質問していただいていることに反問をさせていただきたいと思いますが、お諮りをお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　それでは、今突然の町長からの提案でございまして、条例の中にあるということでございますが、いきなりのあれですので、ここで私単独で判断はちょっと難しい部分がございますので、時間も大分経過してございます。ここで休憩して議運を開催して、今の事案について協議をお願い申し上げたい。

再開を、議運も短時間でやっていただきまして、11時10分には再開をいたしたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議運の委員長、すみませんが、全員協議会室にお集まりいただくように議運の皆さん方にお願いします。

午前１０時５８分　休憩

――――――――――――

午前１１時１０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

まず最初に、先ほどの議会運営委員会での協議結果について、村松議会運営委員長からご報告をお願いします。

村松議会運営委員長。

○議会運営委員長（村松信一議員）　矢巾町議会反問に関する条項により、町長の反問権を議会運営委員会全会一致で認めます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　ということで、私のほうにそのような報告がございましたので、ここで高橋町長の発言を許します。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　反問権を与えていただいたことに感謝を申し上げます。

それで、小川文子議員のご質問の趣旨とか、根拠についてまずお聞きいたしますが、もう冒頭お答えしたとおり、町民の皆さんとか、議会の皆さんにも丁寧に説明してまいるのですが、その中で、このご質問の趣旨、そして今日は、私先ほど小川文子議員のご質問の中に、12月議会の議事録がまだ手元にないと、それを根拠にいろいろと今日の議会でも質問なされておると。まず、その質問の趣旨の、ご質問された内容と、今の質問の内容の整合性をどのようにお考えになっているのか、まずその趣旨をお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　私は、ずっと一貫して質問している内容は、便利なだけで進めるのは問題だという考えでございます。そして、いつだったかも質問したことがありますけれども、やはり物事にはメリットとデメリットがある。そして、このコロナ禍において、なぜこの発達した今現代社会がウイルスのパンデミックに侵されているのか、これは自然破壊を我々人類が起こした、その結果であると。その反省の上に立って、やっぱり物事を考えなければならない。スーパーシティは、確かにコロナ前の計画でもありますし、それから便利な、Ｗｉ―Ｆｉがあれば便利な、それからいろいろ便利なことがいっぱいスーパーシティの中では語られておりますけれども、便利な陰に必ず我々が気をつけなければならないデメリットがある。そこについてしっかりと議論をしていきましょうというのが私の趣旨でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　それで、私ずばりお聞きしたのは、12月議会の議事録が出ておらないということを根拠に、いろいろ質問されているのですが、実は私お二方、小川文子議員と川村よし子議員の今町議会の報告を見させていただいて、もうこの中にも、12月議会ではということ出ておるわけです。その中には、12月議会と、これは全部あれなのですが、スーパーシティ構想への応募に強い決意が示されたと。これまで応募を見送ると説明してきたものですと。まだ議事録も精査されていない段階で、こういうことを。それから、その中には、町民に説明なしの応募は問題とか、中途半端でころころ変わる答弁は、議会軽視だと。私、ここのところが一番問題なのです。これまでも誠心誠意議会のために私も、またうちの職員もしっかり真摯にお答えをしてきたつもりなのです。具体的にどういうことが議会軽視につながるか、私は、まずそこのところの議員の考え方についてもお聞きすることができるということでございますので、そのお考えをお示ししていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　そのチラシのことでありますと、直接一般質問とはちょっと水準が違うかと思いますけれども、４分残っているので、最後の質問もありますけれども……

○議長（藤原由巳議員）　これは時間に入りませんから。

○14番（小川文子議員）　１番目の町民への説明なしは、その問題というのは、私は６月議会の段階で議会だけでなく、町民に説明してほしいということを言ったときには、議会には説明するけれども、町民には説明しないと。議会軽視の問題だけであれば、その下のほうに参ります。そういうことで、町民に説明なしの応募は問題というのは、６月時点で議会には説

明するという答弁しかなかったということでございます。

そして、その段階で12月段階では、これは議会だよりに載っておりますけれども、私が再三質問したことに対して、町長は議会には説明しますと。だけれども、町民に対しては提言として受け止めるというお話でございました。それで、具体的な言及がなくて、そこを提言として受け止めるにとどまっている状態でございます。そして、その後、もう日にちが迫っておりますけれども、いつ議会、町民に例えば懇談会みたいなものでもいいし、説明会でもいいし、そういうふうな機会が設けられるということがいまだに示されていないということを書きました。

それから、議会軽視については、これも言った、言わないになるかもしれませんが、10月の総務常任委員会で私は、あの頃は12月が応募でしたので、そろそろ応募の中身について総務常任委員会として聞く必要があるだろうと。それで、次回は課長にその進行状況について説明を求めますということで、そういうふうなことで話をやりました。次の会議の段階で、議会事務局長から、町はスーパーシティを見送ることになったので、今日の課長の説明はありませんという説明内容でございました。それが10月20日です。そして、12月の初めの全員協議会の段階で、私が総務常任委員会としては、こういう説明を受けたけれども、これは総務だけではなくて、議会全員でやっぱり情報を共有することが必要ではないですかということで申し上げたところ、議会事務局長が、その段階で、今回は見送るという判断を課長から聞いているという説明をされました。したがいまして、私たち総務常任委員の皆さんは、誰に聞いても見送るという判定に至ったと理解しています。それから、その当日参加された議員も、ああ町は見送ることにしたのだというふうに認識しているのでございます。それは、議会答弁ではないですけれども、一連の流れの中でそういう説明があったということでございます。

そこで私は、12月議会に一般質問を出す段階でそのスーパーシティを取り上げました。そして、教育の問題についてもうちょっと聞きたかった。どういうツールを使って、どういうふうにいじめ対策をするのか聞きたかったのです。それを一般質問に書きました。そうしたら、議会事務局長は、町はスーパーシティを見送ると言っていますから、今さら教育を取り上げても議論がかみ合わないのではないですか、そういうふうに言われました。そこで私は、記者が最後に、自分が一旦追いかけた記事を最後まで見届けると、私はその記者の精神でやるのですよと。最後に、議会の中でしっかりと見送るというという答弁をいただくために私はこの質問をします。したがいまして、質問の内容は、その中身ではないのです。町の今後

の方向性について伺う、その１点でした。

ところが、私が一番最後の質問でしたけれども、その前に質問された長谷川議員さんがスーパーシティを取り上げました。そうしたら町長は、ぜひやりたいとおっしゃいました。そして、村松信一議員がどんなことをやるのかというときに、先ほどの３項目を挙げられました。そこで私は、私には見送ると言ったのに、何で２人の議員はこの問題を取り上げたのだろうと思いました。しかし、それを今さら言ってもしようがないので、私はそれなりの質問をしたのでございます。

しかし、私の一般質問の取り上げるのは別としても、総務常任委員会と議会全員協議会でそういう発言があったにも関わらず、12月議会では町長が強い決意を示したということに私は大変違和感を感じたのです。今までの議論、この説明は一体何だったのだろうなと、そのことについて私は議会軽視という言葉を使わせていただきました。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせてというか、質問、反問権ですので、質問させていただきますが、川村よし子議員とお二人で議会軽視で、私にも電話が来ているのです。そして、おまえが本当にそういう議会を軽視するのであれば、許されないということで、私もこれは看過できないことだということで今日小川文子議員の質問の在り方についてお聞きしたので、今お聞きすると、議会事務局に何かボールを投げられた、これ以上ここで議論しても、不毛の議論になるので、いずれ議事録を、もう恐らくここの本会議の議事録はもちろん、委員会また全員協議会の会議録もあるものだと思いますので、これを精査していただいて、そして私らにすれば、当局も議会も一体となって取り組んでいかなければならない。私どもそれで不毛の議論ではなく、もう少し前向きな議論ができないものかなということで、だから私は、今日ちょっと看過できなかったのは、今のいわゆる12月議会の議事録がまだ出ておらないところでこういう質問をされるということで、言っていることと、質問されている内容に整合性が取れないということで、非常に気になったものですから、お聞きしたのですが、いずれ私ども当局としては、議会軽視ということを言われるのが本当に心外なのです。だから、今後またそういうふうなことを思われるようなことのないように全職員が一致して取り組んでまいりますが、そういう中で、もう少し議論のかみ合う前向きな政策論争をやっていこうではありませんか。

私も、先ほど、この議会報告、これもいわゆる、私これは皆さんのところの自費でやっていらっしゃるのか、活動報告ですので、いわゆる政務活動費をお使いになっているか、それ

はよく分からないのですが、いずれ誤解を招くようなことがあれば、私どもとしては非常に残念なことになりますので、今後そういうことのないようにお互い、私らも律してまいりますし、まず小川文子議員もそういうことをきちっと律して対応していただくようにお願いをいたしたいということで、まだ反問したいところが多々ありますが、これ以上の不毛の議論をしても前向きに解決できることではないので、今日はここで一旦収めさせていただきますが、これからもそういったことで丁々発止でやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　今の件で何か発言ありますか。それとも戻しますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　確かに文章になってしまいますと、大変強い衝撃があるなと思います。言葉の選び方については、私どもも今後しっかりと検証してまいりたいと思います。

それで戻したいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　それでは、一旦着席して挙手をお願いします。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　先ほどの町長答弁では、一旦区域、指定を受けた後に、その区域会議の中で町民の同意を取るとか、そういうことを考えていくということでございましたけれども、10月31日に示された基本方針の21ページの中で、応募に先立ってやるべきこととして地方公共団体が区域指定の応募に当たり、事業計画の内容、期待される効果、影響及びそれらの対応等に関する住民説明会の開催、パブリックコメントの実施等事前に住民等の意向把握のために必要な措置を講じていることというのが載っていたものですから、これでは、やっぱり応募を出す前に町民にその場が設けられるものと考えていましたけれども、その期日について再度伺って終わりにしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　ちょっと戻すと、浜松の例、パブリックコメントをしながらという話になっていたと思います。浜松の件というのは、事業者と自治体がそれぞれの中で考えた案というふうに私どもは認知しております。私どもの案は、ワークショップ、町民の皆さんの意見を前提とした中でつくり上げた案でございますので、そもそもその前提は異なるものなのかなというふうに認識しております。行政と事業者が一方的に考えたというものではなくて、ワークショップの内容を基につくり上げた事業構想を考えておりますので、そういった意味ではスタートが全然違うのかなと思っています。住民の意向の

反映の度合いといったものについては、かなりの差があるのかなというふうに考えておりまして、こうした点につきましては、内閣府からとてもすばらしいのではないでしょうかというふうな話をいただいております。議員ご指摘のとおり、21ページのところに書いてある内容は、そのとおりかと思っております。でき次第、速やかにやっていきたいなと思っております。

あともう一つ､これまでの議論､先ほどの反問の中でのやり取りもございましたけれども、内閣府がアイデア公募、矢巾町が出しました、皆さん聞いていただきたいのですけれども、53事業体のアイデア公募に対して、国会の答弁の中で国は、その53の一つ一つの事例について説明しておりません。なぜかというと、これも国会での質疑であるのですが、政府が政策立案のために参考とするためにアイデア公募を募ったもので、私はこの地方創生とかでもたくさんアイデア募集ってくるのですよという話を以前したと思います。そうした中で、政府もその立場で取ったものですから、それを公表することはございませんということでした。内容が分からず内閣府から出たものの中でトロントであるとか、杭州の事例が取り上げられて、そこだけがフォーカスされて議論されてきたと思います。

ですが、私どもアイデア公募、新聞に出たので、その内容についてご説明させていただきましたが、あくまでアイデアです。そして、事業内容も今つくっている段階で、先日町政調査会の中でお示ししていたのは一部でございまして、ああいったところをベースに考えているもので、議員が再三にわたってご指摘しているような心配した便利がいいではなくて、社会課題をいかに解決していくのかということを私ども念頭にいるもので、誰かの情報が知りたいだとか、監視社会をつくりたいだとかということを言っているのではないのです。2030年、2040年問題の中で、どんな状況に矢巾町がなるのか、そうした中で今打っていかなければいけないものが何なのか、こうしたところを私たちは考えて、このスーパーシティが必要なのではないかなというふうに考えていることでございまして、その中では、やろうと思うと多くの規制があるのです。例えばその規制がなくなれば、もっと町民の方々がいいのにというような発想で私たちは政策立案を考えていっております。

意見の違いだとかということはあるのだとは思います。ただ、提案を見ていただければ、小川議員も絶対応援したくなるのではないかなと思うのです。そういったものをつくっていきたいと思います。私が少なからず頭の中で考えていること、話し合っている仲間と話した中では、どういったところが懸念とされるのかといったところ、やはり出てきます。そうしたところをできるだけ最小にして、皆さんの暮らしが便利になるだけではなくて課題をどう

解決していくのか、ここの１点に尽きるのだと思うのです。そうした中で仕事をしていきたいと思いますので、今後とも意見交換を含めながらいいまちづくりができていったらいいのかなと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　私のほうからもお答えさせていただきますが、いずれスーパーシティ構想については、私は大いに議論していただいていいわけでございます。特にも代表質問、一般質問、それから各委員会または全員協議会で徹底して議論をして、そして結論を導いていくことが私は非常に大事なことだと思うのです。そして、今矢巾町で取り組もうとするのは、人生100年時代における健康長寿の町、そして私ども行政課題として一番掲げられております町民福祉の向上、町民の皆さんの幸せを守るまちづくりのために、そしてそのことを通して活力ある活性化した矢巾の町をつくっていきたいと。

それで、このことについては、スーパーシティ構想だけではなく、矢巾町には当面直面する行政課題、また将来にわたって困難な行政課題もあるわけでございますが、この行政課題を議会の議員各位と、そして町民の皆さん方と一緒になって解決していくと。そのことが私らの仕事だと思っておるのです。だから、ここの議場で議論することは、私は大いに賛成なので、そしてその中に私は特にも元気で笑顔のあふれる、活力あふれる矢巾の町をぜひつくっていきたい。だから、スーパーシティ構想に手を挙げさせていただくことについても、そういう熱き思いで、そしてしっかりしたこれからスケジュールも手順も踏んでいきます。そこは誤解のないように、しっかり取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、小川文子議員にも今回いろいろとご質問していただいた内容について我々も精査して、できることから一つ一つ、またかみ合わないところもあったのですが、それはお互い時間をかけて解決していく道を模索をしていきたいと、こう考えておりますので、そこのところをご理解いただくとともに、今日私のほうから反問権をお許しいただいて反問させていただいたのですが、今後お互い不毛の議論にならないように、しっかり取り組んで当局もやってまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、４番、谷上知子議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（４番　谷上知子議員　登壇）

○４番（谷上知子議員）　それでは、新型コロナウイルス関連の質問をいたします。

その前に、全国の新型コロナ感染でお亡くなりになった方々、さらに残されたご家族の皆様のやりきれない気持ちをお察し申し上げます。また、現在治療中の皆様の一日も早いご回復を願っております。

通告に従いまして質問いたします。質問１、新型コロナウイルスのワクチン接種とＰＣＲ検査について。新型コロナの予防接種が始まっています。数や職種による優先順位が定まっていますが、矢巾町独自の予防接種やＰＣＲ検査の対策について伺います。

①、本町で働く保育、教育関係者へのできるだけ早い予防接種の考えはないか伺います。

②、本町のボランティア団体に所属する方々、特に高齢者や障がいのある方、子育て支援で活動するボランティアへの優先的な予防接種並びに定期的なＰＣＲ検査についての考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　４番、谷上知子議員の新型コロナウイルスのワクチン接種とＰＣＲ検査についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、ワクチンの接種は、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは医療従事者への接種、次に高齢者、次に高齢者以外で基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者への接種ができるよう国において接種順位を考えております。本ワクチン接種の仕組みは、国が考え、市町村が実施する制度設計となっておりますことから、町といたしましても、国の定める接種順位に基づき、適切かつ安全な接種体制の確保に努めてまいります。

２点目についてですが、国により接種順位が決められているため、ボランティア団体等の方々への優先接種は考えておらないところであります。

また、ＰＣＲ検査につきましては、現在医師の判断に基づくＰＣＲ検査や抗原検査が医療機関で実施されており、ボランティア団体等の方々への定期的な検査は考えておらないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　まず、ワクチンの数量と接種回数について伺います。４点あります。矢巾町に配分されるワクチンの数量の決定は、どのような流れなのか。

２つ目、国の設計どおりとありますが、例外として認められるものや予備の数量はあるのか。

３つ目、接種を希望しない人の分は、どうなるのか。

４つ目、２回接種することが有効と報道されているが、その点はどうなのかお聞きいたします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

新型コロナワクチンのまず流れにつきましては、国の計画で新聞報道でもいろいろなされているわけですけれども、国が定めた目標に対しまして、なかなか実際のところは、想定よりもワクチンが思った以上に入らないという状況でございます。したがいまして、本来３月下旬に市町村の事務の流れといたしましては、予防接種券あるいは予診票を送るという予定だったのですけれども、そもそも予約が受け付けられない状況になってございますので、４月に入ってからになるのですけれども、今県からもたらされた情報におきましては、４月26日の週に本町には、これ１箱単位ということになっておりまして、１箱に195本、よく195バイアル、瓶の単位で本でございます。人数に換算しますと487人分ということになります。195本というものに掛ける、今の段階では５本取れるということになっていますので、掛ける５割２というふうな形で算出することになりますけれども、いずれ国のそもそもの供給体制、計画よりも確保状況が厳しいということでございますので、県からの情報では４月26日の週以降そういうふうに毎週１箱という形を今のところは伺っている状況でございまして、これについても、昨日の段階で県からそういう情報がもたらされたわけで、その前は４月12日の週にもっと少ない単位での、いわゆる配布予定がなされた。いずれこれも日々変わっているところでございますので、いずれ町民の皆様には混乱を与えないような形でアナフィラキシーの副反応の部分も含めて情報を丁寧にお伝えしてまいりたいと思います。

あとは、例外といたしまして、接種順、国が定めている部分で今お示しされているのは、医療従事者が１番なわけで、次が町長答弁にもありましたとおり高齢者の方々ということで、高齢者の入所施設の職員については、時期を早めて高齢者と同じ、例えば特養の入所者の方に接種するときに介護福祉士の方も一緒に受けてもらうという、そういう例外が今のところ

示されているところでございます。

また、ファイザー製ワクチンについては、２回の接種ということで接種間隔は、いずれ３週間以上開けるということになっています。ただ、３週間以上開けて、あまり期間が開き過ぎると、そういう効果の部分での不安があるわけですが、その上限は今のところ示されてはおりませんけれども、できるだけ３週間開けたならば、あまり時間を置かずにというようなところで示されておりますが、ただそれが１回でいいかもしれないということで、自民党の中でそういう、与党の中でそういう議論はされていますが、国からの確定情報といたしましては、２回接種というふうに今のところお示しされておるところでございますので、これにつきましても、今後の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よかったですか。

○４番（谷上知子議員）　もう一つ、接種を希望していない……

○議長（藤原由巳議員）　ですよね。

村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　大変失礼いたしました。希望しない方への接種につきましては、いずれ任意ということで不安があって、どうしても受けたくないという方もいらっしゃるかと思いますけれども、そういった方々に対しましては、やはり先ほども申し上げました副反応についての情報もそうですし、あと有効性とかについても正しくお伝えしながらできるだけ町といたしましては、受けていただいて、集団免疫を確保することで矢巾町全体からそういうコロナの感染者の方が出ないような形が望ましいわけですが、そこは丁寧に対応させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　余ったり、ワクチンが半端になったとき。

○健康長寿課長（村松　徹君）　ワクチンにつきましては、国のほうでＶ―ＳＹＳという、いわゆる予約したワクチンを共有化する形になっています。国と都道府県と市町村と、あと登録した医療機関、その中で共有しますので、来た部分だけ順次配送という、当面の間は１箱ずつということですけれども、そういう形で、最終的にワクチンが余るかどうかは、国のほうでそういう在庫の管理ということになりますので、今は少なくても足りない状況であるということは、お答えいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　２つ目は、接種優先順位についてお伺いします。

コロナ対策会議というのですか、よく分かりませんが、例えばそういう会議の中で、エッセンシャルワーカー、現場で働いている人たち、例えばそれがないと私たちの生活がもう成り立っていかないと、ごみ収集車の方とか、中小企業のお店の方、スーパーの方、それからいろいろたくさんあるのですけれども、そういった方々、働いている方々へのワクチンの接種優先順位について会議で話題になったことはありますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　エッセンシャルワーカーにつきましては、広く範囲指定になるわけでございまして、医療従事者とかもエッセンシャルワーカーになりますし、消防士さんもそうなるわけでございまして、ただそれ以外のエッセンシャルワーカーの方々については、接種順番といたしましては、一般の方で年齢で区分けされるということになりますので、そのような国のルールになっているということと、あとそのことについて、例えば新型コロナウイルスの対策本部とかでそういう話題になったことは、今まではございませんでした。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　３つ目ですが、日常の予防策として、誰もがマスク、手洗い、消毒、うがい、ソーシャルディスタンスを実行しています。この生活様式が感染防止の重要な手だてであることは、マスメディアでも報道され、効果を上げていると言われています。この感染防止対策からはみ出さなければいけない職業の方、医療関係者はもとより、ここでは保育、教育機関の方などに対する感染の危険はあるが、この方たちは働き続けております。ソーシャルディスタンスは、低年齢の保育などには不可能に近い防止策だと考えることは顕著だと思います。ここでは、保育、教育関係者、乳幼児、介護等の介護人の方はさっきご回答をいただきましたので、ボランティアの優先順位について考慮されないのか伺います。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

谷上議員ご指摘のとおり、確かに乳幼児とか保育園児でも、例えば年少の方、お子さんで

あれば、マスクはしないという形になってございますけれども、さりとてそれで感染対策がいいかということは、そうではなくて、各職種別のガイドラインが、そういう小さい子どもさんであれば、マスクはしないけれども、それ以外の部分でのいろいろなルールが各職域ごとに国からのガイドラインも示されていますので、町といたしましては、福祉施設はもちろんですし、学校、そういったお子さんのいらっしゃる施設についても各課で担当課を通じながら情報共有を図り、感染対策は徹底を継続して取り組んでいるところでございますし、この取組につきましては、今後ワクチンの接種が進んだとしても、生活様式そのものは継続しなければならないというふうにされていますので、実際ここに立ち返りますと、不便な部分はありますけれども、やはり感染拡大防止というのが非常に重要であるということで、いずれその取組は継続していかなければならないものというふうに捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　そうすると、優先順位は、やっぱり国で定めたとおりということでよろしいですね。教育とか保育関係者の現場でも、年代によって決まる。

それでは、矢巾町のファミリーサポートを私早速、広報を見て、とてもいいことだし、うちでも孫のファミリーサポートが必要になり、ご相談に行って、子ども課から大変親切に対応していただき、活用したというのですか、お世話になりました。本当にいい活動だなと、そう思います。これから需要は増えていくものと思われますが、その活動に来たボランティアの方々、熱のある、なしの確認など、コロナ対策は万全を期しておりました。それを見て、自分で気がつくことができにくい感染症に対して、できるだけ早いワクチン接種はできないものか強く感じました。保育、教育関係者への接種は、早いほうがいいのではないかと、コロナが発生した段階で考えていましたが、ワクチンの見通しもつかないのに、気が早過ぎるかと、昨年度のコロナ対策の質問では触れずに至りました。あまりエッセンシャルワーカーに対して早くしたほうがいいのではないかということを報道でも聞かないし、耳にすることもないので、何かそんなことを考える自分がおかしいのではないかなと自分を疑っていましたが、２月26日の段階で九州の福岡市の市長さんが国に対し、エッセンシャルワーカーに対し接種を優先してはどうかと訴えたそうですし、また国連のユニセフでも子どもを守るため、教師に優先的なワクチン接種を発表しています。再度お聞きしますが、保育、教育関係者、ボランティアの方たちへの優先接種を少しでも早めることはできないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　指名されたので、私のほうから今のご質問にお答えいたします。

確かにエッセンシャルワーカーとして様々な職種の方々がおります。特にも子どもたちに接している教職員、保育に関わるそういうふうな従事者に対してというのは大事なことだと思います。ただ、国で定めていることもございますし、要望として私たちができることはしていきたいと、そういうふうに思います。そういうふうなことでお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　質問２、若い世代の再就職への支援について。

非正規で働く若い世代並びに子育て世代への技術取得講習の支援についてお伺いします。

①、運輸や建設、農業等でも義務づけられている特殊免許の資格取得等に対する支援の考えをお伺いします。

②、簿記等をパソコンで操作できるよう講習会を開催してはどうかお伺いします。

③、不足しがちな介護職や医療従事者の資格取得への支援についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　若い世代の再就職への支援についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的に教育訓練受講に支払った費用の一部が支給される教育訓練給付制度という国の制度がありますので、積極的に活用していただけるよう町でも周知するなど支援を行ってまいります。

２点目及び３点目についてですが、資格取得を含めた多様なスキルを身につけるための講習会を県が離職者等再就職訓練として実施しておりますので、町でも県と密に連携し、対象者に情報提供するほか、若い世代や子育て世代の再就職について相談できる体制づくりを構築するなどの支援を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再質問はあろうかと思いますが、ここで正午になろうとしてございますので、昼食のための休憩に入ります。

再開を午後１時、13時といたします。よろしくお願いします。

午前１１時５６分　休憩

―――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

谷上知子議員の再質問から開始します。再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　再質問は、質問２の①から③まで関連する内容が多いので、再質問したいと思います。

①番、国の教育訓練給付制度も県の離職者等再就職訓練の講習会も大変有効な内容です。私も調べてみましたけれども、受講の内容も多岐にわたっており、ここを卒業すると、仕事もみつかるのではないかなというふうに思うのですが、ただそこにいくまでとか、国の制度を利用するためには、長い期間そこに通ったり、それから県の職業訓練は二戸市地区なので、二戸と久慈のほうに行かなければならないということになるのです。私の文章力のなさで質問の内容がきちっと伝わっていなかったことを反省しておりますけれども、私はまずコロナが発生したすぐ即効性のある職業として町内で働いて、まず差し当たって幾らかの報酬を得るというふうな対策が今今必要ではないかなという気持ちで質問いたしました。

子どもを持ちながらでも非正規でも長く同じところに勤められるというふうな観点からいいますと、例えば農業でいえば今トラクターは大型特殊がないと、大きいトラクターはもう運転できないように厳しくなっておりますし、産業建設常任委員会で去年でしたか、一昨年でしたか、商工会議所の建設常任委員の方たちとお話ししたときに、募集はかけているけれども、応募してくれる人がないのだよと、建設業界の方はおっしゃっていました。何でなのと聞くと、やっぱり特殊免許がどうしても建設現場では必要で、１つ取れば、それが全部に当てはまるわけではなくて、この特殊免許はこの免許、この特殊免許はこれ、ちょっと繁雑に、複雑になっているようなのです。でも、まずそれはそんなに難しくないということなので、農業の後継者もいないし、それから運輸なども大型免許を取れば、男女関わりなく仕事に就けるし、即効性のある採用ができるのではないかなというふうに考えています。

そこで一歩踏み込んだパソコンの講習、例えば今文書を打つだけではなくて、計算式のエクセルで数字を入れるのにちょっと踏み込んで、関数を使い、さらに統計を作って集計すると。統計を読み込むとか、そういったちょっと踏み込んだスキルを身につけることによって

若い人たちの、それから子育て世代の採用が増えるのではないかなということで思っておりますが、その即効性のある職業訓練の体制づくりは町ではできないか、再度お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　町長答弁にもありますとおり、今谷上議員からもお話があったとおり、国や県、そういうところで充実した制度がある中で、即効性のあるそういったパソコン講習会などのようなもののことについてでございますけれども、今こういった講習会につきましては、公的部分もありますし、民間でやっている部分もございます。そういったものを有効活用できるような形で町でも相談に応じながら紹介していくというような支援の仕方で進めたいというふうに思っております。

あくまでもやはり国や県、民間がやるそれぞれの立場がございますので、町といたしましては、支援、相談に乗るというふうな形で進めたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　それでは、特殊免許等を取得する際の費用の支援についてお伺いしますが、コロナ対策費として国から受けた臨時補助金の１回目は期間も短く、国への申請も急がれましたが、その後は比較的猶予があったように思います。そこで次世代の町民のために直接役に立てるように予算の面でも支援できるのではないかなと思います。例えば特殊免許を取得した段階で費用の３分の１ぐらいは出せないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　その辺につきましては、どのくらい需要があるかどうか、その辺把握した上で、こちらのほうで制度をつくって立ち上げたとしても、利用する人がゼロだったということも、ちょっとそういうことがあっては、制度の意味をなさないですので、その辺状況を把握しながら検討させていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　町内に潜在する介護職や看護師の資格取得者について、再就職をお願いする前に、学び直しを支援し、再就職をお願いする、一般的にいうリカレント教育の実施については、いかが考えていますでしょうか。復職をお願いし、人材不足を解消できると考えます。介護や看護だけでなく、ほかにも可能かなと思っています。宮古市では、保育士

の復職に力を入れております。岩手医大の附属看護学校などで単位受講生として学び単位を取り、新しい知識で復職を進めたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　保育職とか介護職とか看護職、そういった形の復職の関係では、たしか私の記憶では、国か県かでそういったのがもう既に制度としてあるはずなので、それが利活用できるような形で、こちらのほうとしては支援をさせていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　質問３、高齢者の確定申告について。毎年行っている確定申告ではありますが、高齢となり難しくなってきている人もいます。ｅ―Ｔａｘによる方法もありますが、現在行われている本町の確定申告相談並びに申告方法を継続すべきと考えます。このことについて以下お伺いします。

①、農業や不動産の小規模な経営世帯の税金申告相談について、現在の方法で継続できるかお伺いします。

②、矢巾町庁舎に設定される税金の確定申告会場で確定申告を継続できるかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　高齢者の確定申告についてのご質問にお答えいたします。

１点目及び２点目についてですが、確定申告については、パソコンやスマートフォンを活用したｅ―Ｔａｘによる申告方法もありますが、全ての方がこの方法で申告を行うには難しいところもあり、盛岡税務署では盛岡市アイーナの会場で、本町においては庁舎４階大会議室を会場として確定申告書作成相談会を行っております。また、本町の独自の取組として、確定申告期間前には、農業や不動産、その他の個人事業など小規模な経営者を対象とする相談の機会として、収支内訳書作成相談会を行い、高齢者を初めとした書類の作成の難しい方々にも不安なく申告書が作成できる機会を設けております。

今後につきましても、自分で確定申告書を作成できるよう引き続き指導を行いながら作成の難しい方にも寄り添った形で現在の収支内訳書作成相談会及び確定申告書作成相談会を

継続してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　現在収支内訳書作成相談会や、それから今行われております確定申告の参加人数をおおよそでいいので教えていただければなと思います。

○議長（藤原由巳議員）　花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、３月５日まで行われました収支内訳書作成相談会、こちらのほう今年度250人ほど参加をいただきました。ちょっと去年より40人ほど少ないという状況です。ただいま行われております確定申告書作成相談会、こちらのほうは、実際いらしていただいて対面で申告を受け付けるだけでなく、もう書類ができているので預かっていただきたいとか、こういう方も含めての話ですけれども、昨年は2,162人に来場いただいておりましたし、申告書そのものは2,438件ほどございました。今年、昨日までのところですけれども、1,440人ほどいらしていただきまして、書類のほうは1,648件ほど処理されていると、こういった状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　私もちょっと朝早く来る用事があって、この議場の近くにおりますと、朝８時前には確定申告を行う方がたくさん、たくさんというか、五、六人並んでいます。それだけ需要が高いからだと考えます。私も30年以上収支内訳書作成相談会に参加しています。相談会が矢巾町独自の活動であると初めてお聞きし、感激いたしました。とても親切に教えていただき、このときは税務課も大変身近に感じます。答弁書にあるように、町民に沿った活動は、ぜひ今後も続けてほしいと思います。高齢者がｅ―Ｔａｘやインターネットで対応するまでは、まだまだ時間がかかると考えますが、そうなる日は間もなく来ると思います。矢巾町役場の確定申告会場を利用する人たちに対して、親切で優しい税相談をしばらくは継続していただけるものでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えしますが、高齢者の確定申告ということのご質問で、私も高齢

者です。そこで、実は私平成６年から税務課でお世話になって、それまでは各会場、町内歩いたのです。そして、たしか平成７年の申告のときから、今の４階の大会議室を申告会場にして始めたのです。今後もそういったことで対応していきたいと。

それで言うまでもなく、町税は自主財源の根幹を成すわけでございまして、またまさに地域の自主性とか自立性を担保するために本当に必要な財源なわけでございます。そういったことで町民の皆さん方が申告しやすいような選択肢をしっかり設けてこれからもやってまいりますので、高齢者と言わず、私言っているのは、税金というと、しゅとしゃるしゃる人もおるのですが、そういう心配をしないでおいでになっていただく税務申告の環境整備をこれからもしっかり構築していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　よろしくどうぞお願いいたします。

最後になりますが、質問内容とはちょっとかけ離れるのですが、東日本大震災被害者に対して、矢巾町の支援活動に感謝いたします。私も兄弟や親戚を失いました。発見されていない人もおります。ちょうど税金の申告に庁舎に行ったときで、地震のときは、いつでもすぐ逃げるように知らせていましたが、つながりませんでした。連絡できていればといまだに胸にしこりが残っております。生きていることに喜びを感じるような地域社会にしなければと強く思っております。昨日は、梅昭議員が「花は咲く」の音楽を取り上げてくださいました。皆様方の長いご支援を町内の被災者で移住している方々、また気仙をはじめ沿岸の方々に長いご支援をお願いして終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員）　今の所感。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

実は、本日矢巾町の定例記者会見もありまして、そこでもお話をさせていただいたのですが、復興道路とか復興支援道路、ハードの面では復興が進んでおるわけですが、まだ人間復興というか、心の復興は、もうこれからなのです。だから、これまでもこれからも大事にやっていきたい。そして、私も親戚がやっぱり沿岸被災地におりまして、亡くなったりして、その寄り添う心をこれからも忘れないでやっていきたいと思いますし、私がいつでもそう思うのですが、筆舌に尽くし難い、何とも言われない、そして異様な光景というか、そういうことを目の当たりにして、今でも時々その光景を思い出して夢に見ることもあるのですが、

特にも今日の記者会見で、私は、陸前高田の松原苑というところがあるのですが、そこから見た光景、陸前高田の高田松原が本当にもう何もない、そういった廃墟というよりも、もう全てが失われたそのときに、茫然自失とした、今そういうことも思い起こされます。

そういったことで、今後も語り継いでいくのは私らの使命だと思いますので、ひとつご理解をいただきたいし、それから不来方高校の音楽部、今度議員の皆さん方にもお願いして、今月25日、村松玲子先生というよりも音楽部の町民栄誉賞、これも東日本大震災津波で被災されたところに足を運んで、そして本当に寄り添った対応をしていただいたということで、そういった10年の節目に当たるわけでございますので、そういったことにもしっかりこれから取り組んでまいりたいと思いますので、お互いこのことを後世に語り継いでいくのが私たちの使命だと思いますので、ひとつご理解をいただきます。

そして、改めて哀悼の意を表してお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ございませんね。

以上で４番、谷上知子議員の質問を終わります。大変ご苦労さまでございました。

―――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日10日は予算決算常任委員会の総務分科会全体質疑を行う旨、廣田予算決算常任委員長から申出がありましたので、午後１時30分に本議場にご参集されますようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後　１時２０分　散会

令和３年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第６号）

令和３年３月１８日（木）午前１０時００分開議

議事日程（第６号）

第　１　請願・陳情の審査報告

　　３請願第１号　高田第三行政区内道路整備に関する請願

第　２　常任委員会報告について

第　３　議案第１８号　令和３年度矢巾町一般会計予算について

第　４　議案第１９号　令和３年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

第　５　議案第２０号　令和３年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

第　６　議案第２１号　令和３年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

第　７　議案第２２号　令和３年度矢巾町水道事業会計予算について

第　８　議案第２３号　令和３年度矢巾町下水道事業会計予算について

第　９　議案第２４号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１０　議案第２５号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１１　議案第２６号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１２　議案第２７号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１３　議案第２８号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１４　議案第２９号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１５　議案第３０号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１６　議案第３１号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１７　議案第３２号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１８　議案第３３号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１９　議案第３４号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第２０　議案第３５号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第２１　議案第３６号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第２２　議案第３７号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第２３　議案第３８号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第２４　議案第３９号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第２５　議案第４０号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
第２６　議案第４１号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第１４号）について
第２７　議案第４２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について
第２８　議案第４３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について
第２９　議案第４４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について
第３０　議案第４５号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について
第３１　議案第４６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）について
第３２　発議案第２号　高田第三行政区内道路整備に関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員
１７番	髙橋七郎　議員	１８番	藤原由巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君

総務課長兼防災安全室長	藤原道明君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司君
税務課長	花立孝美君	町民環境課長	吉田　徹君
福祉課長	浅沼圭美君	健康長寿課長	村松　徹君
産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長兼まちづくり推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ課長	田村英典君	農業委員会事務局長	高橋　保君
上下水道課長	浅沼　亨君	会計管理者兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田　修君	学校教育課長	田中舘和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同調理場所長	村松康志君
農業委員会会長	米倉孝一君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　請願・陳情の審査報告

３請願第１号　高田第三行政区内道路整備に関する請願

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、請願・陳情の審査報告を議題とします。

産業建設常任委員会に付託しておりました３請願第１号　高田第三行政区内道路整備に関する請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

山﨑道夫産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長　山﨑道夫議員　登壇）

○産業建設常任委員長（山﨑道夫議員）　それでは、請願審査の報告を行いたいと思います。

本委員会が令和３年矢巾町議会定例会３月会議において付託を受けました請願の審査が終了いたしましたので、矢巾町議会会議規則第94条第１項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

記。１、付議事件名。３請願第１号　高田第三行政区内道路整備に関する請願。請願者、矢巾町大字高田第14地割５番地７、高田第三行政区自治会会長、中村滋。紹介議員、昆秀一、吉田喜博。

２、委員会開催年月日。令和３年３月２日火曜日。同じく令和３年３月４日木曜日。

３、出席委員。山﨑道夫、水本淳一、谷上知子、藤原梅昭、長谷川和男、髙橋七郎。

４、審査経過。令和３年３月２日午前10時から委員全員出席の下、３請願第１号について、参考人として高田第三行政区自治会長である中村滋氏の出席を求めて趣旨説明を受けながら現地調査を実施いたしました。その後令和３年３月４日午後３時30分から役場４階全員協議

会室において請願内容の協議、検討を行い、慎重審議をしました。

５、審査結果。３請願第１号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

６、審査意見。今回請願のあった高田第三行政区自治会内の道路は、幅員の狭い道路が多く、地域住民同士の車両が相互通行することもままならず、普通車の通行ですら支障を来す状態であります。国道４号や下田工業団地に接していることから、通勤時や帰宅時に側道として利用する車両により交通量が多くなる路線もあります。矢巾東小学校や矢巾北中学校への通学にも利用されており、歩道が設置されていないことから、歩行者の安全確保が難しい道路であります。

特にも高田14地割地内及び15地割地内の町道については、道路幅員が２メートル程度の町道も多いことから、近年大型化している緊急車両の通行にも支障を来す状態であり、救急車が要請者の自宅まで到着できない場所も多く見られるとのことであります。消防車両においても、消火活動に支障を来し、被害が拡大する可能性もあり、住民の命を守る活動に支障が出かねない状態であります。地域内にある食品工場では、配送用の中型車両が往来し、道路をふさいで方向転換を行っているとのことでありました。

この地域の道路は、地域住民の生活道路であり、矢巾東小学校や矢巾北中学校への通学にも利用されており、国道への接道でもあることから、地域住民の生活にも欠かせない道路であります。交通事故の未然防止、さらには地域住民の安全、安心な環境の確保を図るため、交差点改良を含めた道路拡幅等の整備が必要であります。

以上のことから本請願の趣旨は理解できるものとして、採択すべきものと決定をいたしました。

議員の皆さんのご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして報告といたします。

○議長（藤原由巳議員）　委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。３請願第１号　高田第三行政区内道路整備に関する請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。３請願第１号　高田第三行政区内道路整備に関する請願について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　賛成多数であります。

よって、３請願第１号は採択することに決定しました。

―――

日程第２　常任委員会報告について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第２、常任委員会報告についてを議題とします。

初めに、総務常任委員会から報告を求めます。

高橋安子総務常任委員長。

（総務常任委員長　高橋安子議員　登壇）

○総務常任委員長（高橋安子議員）　それでは、ご報告申し上げます。

総務常任委員会委員長、高橋安子、副委員長、昆秀一。委員は、藤原信悦、小笠原佳子、小川文子、藤原由巳でございます。

令和元年度、そして２年度総務常任委員会の活動報告をさせていただきます。テーマは、安心と信頼が寄せられる健全な財政運営。調査課題といたしまして、防犯、防災対策、効果的な行政運営、そしてデマンドタクシーの検証、提案でございます。

概要といたしましては、任期１年目である令和元年度は、各関係課との主要事業計画等の説明及び意見交換の実施をいたしました。また、公共マネジメント計画、地域住民との連携による防災活動の取組について、埼玉県三芳町と茨城県境町の管外視察研修を実施いたしました。また、デマンド型乗り合いバスについて、紫波町の行政視察を実施しております。

任期２年目の令和２年度は、各課主要事業についての説明及び意見交換を実施いたしております。また、令和２年度は、年明けから治療法や予防法が確立されていない新型コロナウイルス感染症が世界を脅威にさらした１年であり、開会を待つばかりの2020東京オリンピックが延期されるなど、想定外の出来事が多く発生いたしました。７月には、大規模な線状降水帯が発生し、九州を中心に豪雨による被害が全国で発生しました。それらのことから総務常任委員会では、本町においても大規模な災害においての住民代表機関として議会が機能維持を図る必要となる組織体制や議員の役割、災害発生時の行動基準などを定めた災害対策指針を策定し、議員に提案させていただきました。そして、令和３年１月１日から施行されま

した。各関係課の説明及び意見交換また詳しい日程と内容、協議、調査件名や内容につきましては、皆様のタブレットのほうに掲載させていただいておりますので、以上で報告とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

山﨑道夫産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長　山﨑道夫議員　登壇）

○産業建設常任委員長（山﨑道夫議員）　産業建設常任委員会の活動報告を行います。

令和元年度につきましては、5月に常任委員会の新たな構成が行われまして、新メンバー、次のメンバーでございますが、山﨑道夫、水本淳一、髙橋七郎、長谷川和男、藤原梅昭、谷上知子、この６名の委員により委員会活動をスタートいたしました。

テーマは、産業の活性化と利便性を高めるまちづくり。調査課題につきましては、１、各関係課の予算概要と主要事業について。２、企業立地の開発推進に向け、国道４号農振白地地帯、さらに矢巾スマートインターチェンジ周辺の土地利用構想の実現についてを調査課題として取り組みをいたしました。

まず最初に、各関係課の主要事業について説明を受け、意見交換を行ってまいりました。特に、その中でも、それぞれの関係課から重点的に取り組む事項について説明を受け、意見交換を進めてまいりました。矢巾町においては、今後の大きな課題であります土地利用構想等についても突っ込んだ議論を交わしながら、それぞれ今後の方向性を議論をしたところであります。特に、国道４号の白地帯の土地利用促進事業については、関係課も大きな力を入れ、開発に向け努力をしているということを説明を受け、今後の進捗状況についても逐次意見交換をすることで進めてまいりました。

令和２年度につきましては、テーマは同じでございますが、調査課題につきまして若干突っ込んだ中身を議論をしてまいりました。１つには、企業立地の開発に向け、国道４号農振白地帯の地区計画の取組について。もう一つは、町営住宅集合化に向けた事業計画の進捗状況について。これを調査課題として取り組んでまいりました。

各関係課それぞれ重点的に取り組む事項について説明を受け、意見交換をしてまいりましたが、コロナ禍の中でなかなか交流といいますか、意見交換を数多く重ねることはできませんでしたけれども、特に国道４号の農振白地帯の地区計画による事業の進捗状況については、大きな進展があり、令和２年３月27日から６月26日まで企業立地の募集が行われ、岩手日野自動車が、その応募に手を挙げたということが大きな前進であったというふうに思っており

ます。

今後も特に関係課の主要事業については、その状況を見ながら私どもも意見を述べ、そして各関係課の取組についても大いに協力をしながら今後の取組についてしっかりと取り組んでいくことを確認をし、今に至っておりました。

以上、令和元年度、２年度の産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（藤原由巳議員）　次に、教育民生常任委員会の報告を求めます。

赤丸秀雄教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長　赤丸秀雄議員　登壇）

○教育民生常任委員長（赤丸秀雄議員）　令和元年度及び２年度、教育民生常任委員会の活動報告をいたします。

まず、活動テーマとして取り組んだ内容については、２点挙げました。１点は、子育て世代へのさらなる支援策について。２点目は、健康寿命の促進及び社会保障制度の検証であります。中間報告では、議員の皆様には説明してありますが、当局の方たちもおりますので、ちょっと説明させていただきます。テーマ選定の背景として、矢巾町の子育て支援策は、県内では比較的充実していると言われていますが、全国で先進的に取り組んでいる市町村の施策を学習して、本町の子育て世代のさらなる充実した支援策を検討する。また、直接子育て世代にヒアリングを実施して、何を町に望んでいるか実態把握の活動に努めるということであります。

２点目は、健康を維持し、寿命を延ばすには、本町で取り組むエン（縁）ジョイやはばネットワークの推進。楽しく長生きするためには、社会保障制度の充実が挙げられます。高齢者の町民が町に何を求め、何に生きがいを感じるのかなど聞き取りを重視した活動が必要であると考え、このテーマに取り組みました。

活動内容については、はしょりますが、まず９月に調査研究のために埼玉県の滑川町と群馬県渋川市、沼田市を10月に視察調査いたしました。それから、そのほかの部分といたしましては、各課の事業内容説明等を元年度と２年度に受けました。教育民生に関わる部分は、７課が担当しますので、いつも２日間にわたって事業説明を受けて、大変ありがとうございます。その事業内容については、今までの一般質問や予算決算委員会の中で述べておりますので、割愛します。

視察内容について若干説明させていただきます。まず、我々幼児から小中学生の給食費完全無償化に取り組んでおります滑川町でありますが、ここは町長の選挙公約に取り組みまし

て、完全無償化に取り組んでいる状況であります。また、医療費についても18歳まで初診料を含めた無償化という形の現物支給の取組を行っておりました。

それから、首都圏の県のほうは、共稼ぎが多いのか、子ども預かりファミリーサポートが充実しております。

それから、埼玉県も群馬県も小中学生の家庭へは、地元の商店街の商品券の割引券を配布しているというのが特徴であります。これは、両県とも全県に取り組んでおりました。同じように、渋川市でも給食費は小中学生は無償化、それから渋川市では、出生祝いに植樹木を配布しているというような取組もありました。それから、沼田市では、小中学生の子育て支援に早くから取り組んでおりまして、全国に先駆けて子育てガイドブックを作成したというような状況とか、そういう部分を学んできましたし、沼田市については、保育所は沼田市立で運営し、幼稚園については私立の運営という形ですみ分けをしておりました。

そういう部分を学んできまして､我々として一般質問等で提言させていただいた内容には、子育て支援ファミリーサポートを町にも導入しましょうということで、功を奏して今年、令和３年１月からサービスを開始しておりますという部分であります。それから、子育て支援ガイドブックも作成ということを要請しましたら､令和２年３月に発行していただきました。また、小中学校の給食費無償化も取り組むように要望しましたが、結果的には公会計移行に伴って令和２年に３か月間無償で運営できたという部分であります。なお、町の給食費小中学生無償化には１億1,000万円ほどの経費がかかるものですから､これは今後の課題とするという部分であります。

それから、附属資料として、３市町と矢巾町の当時、視察時の資料を細かいですが、添付してあります。これは、当時の福祉・子ども課の部分で作成していただいた一目で比較できる表になっております。

それから、行ってきた部分で所感ということでまとめさせていただきましたが、まず限りある財政、どこの市町でも財政には厳しいものがありますが、こういった子育て世帯とかの部分へやっぱり特色ある施策を打つには、首長のリーダーシップが必要だという部分であります。そういうことを感じてきましたし、特に滑川町の町長さんは、２時間半の意見交換の場にずっと同席してもらって、事細かく説明していただいたのが印象的でありました。

そういった部分を勉強してきまして、矢巾町の子育て支援の状況のよさも再確認できたという部分が最後のページに載ってあります｡そこをちょっと述べさせていただきます｡まず、矢巾町でも乳幼児から就学前まで、それから医療費助成取り組んでおります。また、小学生

から18歳までも初診料は自己負担でありますが、まず治療費は無償化という部分がありますし、それから矢巾町のよさ、いいところは、小学校に併設した児童館が運営されているという部分がよかった。それから、給食においても、矢巾町は食物アレルギー対策が小まめにやられているという部分。確かに無償化に取り組んでいるところは、逆にアレルギー対策を小まめにできないためにアレルギーのある子どもには、給食費を、それ相当額を支給して弁当を持ってきてもらうというような形を取っている部分がありました。

それから､就学支援制度の準要保護児童生徒に生活保護費の1.2倍をという形で対応しているという部分が実際矢巾町のたけているところと思っております。そういった内容を勉強してきましたし、その後には、先ほど言ったファミリーサポートはいつからとか、給食の部分とか、それから今年８回は小学校の給食メニューが各小学校の要望に応じたそれなりのメニューで運用しているとか、それからメニューが重複しないように町内の大型スーパーには毎月１日に給食献立表を掲示しているとか、そういう小まめな対応も矢巾町のいいところだと思っております。

今述べましたように、矢巾町で今後取り組まなければならない部分とか、逆に矢巾町がきめ細かく町民対応している部分等がありましたので、そういったところを活動として勉強してきました。

なお、教育民生常任委員会のメンバーとしては、副委員長に川村よし子、それから委員に吉田喜博、廣田清実、村松信一、廣田光男と私６名で活動しました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　委員長の報告が終わりました。

この報告に対する質疑は省略します。

以上で常任委員会報告を終わります。

―――

日程第３　議案第１８号　令和３年度矢巾町一般会計予算について

日程第４　議案第１９号　令和３年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第５　議案第２０号　令和３年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第６　議案第２１号　令和３年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第７　議案第２２号　令和３年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第８　議案第２３号　令和３年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（藤原由巳議員）　日程第３、議案第18号　令和３年度矢巾町一般会計予算について、日程第４、議案第19号　令和３年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第５、議案第20号　令和３年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第６、議案第21号　令和３年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第７、議案第22号　令和３年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第８、議案第23号　令和３年度矢巾町下水道事業会計予算についての６議案は、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

廣田清実予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長　廣田清実議員　登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員）　報告書を読み上げて報告といたします。

令和３年３月18日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第18号　令和３年度矢巾町一般会計予算について、議案第19号　令和３年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第20号　令和３年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、議案第21号　令和３年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第22号　令和３年度矢巾町水道事業会計予算について、議案第23号　令和３年度矢巾町下水道事業会計予算について。

本常任委員会は、令和３年２月18日付で付託されました上記の６議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定しましたので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第１号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第18号から議案第23号に対して次のとおり附帯決議を付する。

１、コロナワクチン接種に関する町民への情報提供とともに、接種体制の強化に努められたい。

２、矢巾町財政健全化プロジェクト会議を積極的に活用し、財政健全化に努められたい。

３、多様性のあるまちづくりとして、男女共同参画等の取組を積極的に進められたい。

４、ふるさと納税を推進し、企業版ふるさと納税への取組を積極的に進め、基金創設を図

られたい。

５、公共交通体系の整備については、住民の意見を取り入れ、利用しやすい運行に努められたい。

６、重層的支援整備事業は、関係各課の連携を強化した計画を策定した上で、町民への周知に努められたい。

７、えんじょいセンターの運営については、誰でも立ち寄れる場として効果的な活用に努められたい。

８、特産品の開発と６次産業の推進に当たっては、各事業者と連携を図り、事業支援に努められたい。

９、農業経営体への支援を強化し、生産意欲を高める取組を推進し、担い手の育成に努められたい。

10、地区計画制度による開発を確実に推進し、企業誘致に努められたい。

11、生活道路の整備については、効果的な実施に努められたい。

12、防犯対策として、河川の浚渫を計画的に進めるとともに、住民参加の避難訓練を実施されたい。また、消防団員確保については、女性消防団や企業消防団なども勧誘に努められたい。

13、ＧＩＧＡスクールは、教員への負担軽減に努め、児童生徒に対する教育についても有効的に活用されたい。

14、第８期介護保険事業計画を基に、効率的に事業に努められたい。

15、水道管の耐震化を計画的に進めるとともに、下水道の不明水対策に力を入れ、より安定した上下水道事業の推進に取り組まれたい。

以上、15項目をつけまして審査報告書といたします。議員各位の賛同を得られますようによろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は､予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので､省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の予算６議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議がないようでありますので、一括して討論を行います。

なお、議員各位におかれましては、既にご理解されていることと思いますが、討論とは現に議題になっている事件に対して、自己の賛成または反対の意見を表明することでありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、討論に入ります。最初に、反対討論から発言を許します。ございませんか。

14番、小川文子議員。

（14番　小川文子議員　登壇）

○14番（小川文子議員）　議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、令和３年度の一般会計及び特別会計に反対の立場で討論をいたします。

まず初めに、コロナ禍の中、町当局、職員の皆様が昼夜分かたずご奮闘されていることに感謝を申し上げます。

さて、令和３年度予算案につきまして若干の所見を述べさせていただいて反対討論といたします。

コロナ禍による税収の落ち込みが予想され、全体として緊縮財政となっていることは否めません。その中で、最も被害に遭っている、コロナの影響を受けている世帯、町民に対して寄り添い、支援の手を差し伸べることが今自治体に最も求められていることではないでしょうか。ある意味、大震災に匹敵し、非常事態であります。その点で町独自の飲食店などサービス業への支援金などの支援が予算に盛り込まれていないことが残念でございます。

また、国もようやく非課税世帯の子育て世帯に対する支援金の検討を始めました。私も非課税世帯への支援金の支援を求めたところでございましたけれども、そういう経過、一般質問でございましたが、非課税を理由とした支援金は考えていないということで大変残念だったわけでございます。今回国の支援が示されたことは大変朗報でございますが、それに遅滞なく取り組むとともに、今後は町独自でも非課税世帯の子育て世帯支援に特別の対策が必要と考えます。

また、そのための財源をどうやって生み出すのか、その点では不要不急の事業の見直しが必要でございます。この見直しに力を入れる。そして、そこで予算を組み替えていくことが重要と思います。また、国のコロナ関係の補正予算等が、今回も第３次で出ましたけれども、ややもすると、本町は財政の足りない部分にそれが充てられる傾向がございました。これからは、本当にコロナで困っている人たちに寄り添う、そして即そこに支援が行くようなスピード感のある支援を国の予算をもって予算化することが求められます。

さて、その不要不急の事業の中で、私は今回スーパーシティをやっぱり一言取り上げない

わけにはまいりません。特に予算化がされているわけではございません。

○議長（藤原由巳議員）　小川議員、先ほど申し上げましたように、現に議題になっている事件に対して討論をお願いします。

○14番（小川文子議員）　予算化はされていませんけれども、不要不急の見直しという点でこの点についても考慮をしていただきたいと考えます。そして、特に予算化にはなっていないのですが、予算化になっていない部分もありますが、今度ＧＩＧＡスクールが始まりますけれども、子どもたちへの目の影響というのが最もまず懸念されるわけでございまして、この健診費用、年１回ということでございましたけれども、やはり子どもたちは刻々と状況が変わってきますし、目というのは、一度悪くなると、本当に取り返しがつかない状況でございますので､目への対策をしっかりと予算的にもさらなる積み上げを求めるものでございます。

また、タブレットは４Ｇでございまして、電磁波過敏症のお子様には、それなりの影響がございますので、そのような対策についても念頭に入れて進めていただきたいと考えるものでございます。

給食の調理部分の民営化については、確かに予算書には上がっておりませんけれども、調理員は、どこの部分でも大変過酷で賃金が安いということで、そう簡単にその調理員が見つかるという状況では、全体的には今ございませんので、これが民営化になったから調理員が安心して働けるというような状況でもないということもまた申し上げたいところでございます。そして、今まで培ってきた矢巾町の……

○議長（藤原由巳議員）　小川議員、先ほど申し上げましたが、予算に関係する討論。

○14番（小川文子議員）　これもないですか。はい、分かりました。では、それはちょっとここで中断をさせていただいて、給食費の無償化とかというのはどうですか。

○議長（藤原由巳議員）　それ予算に……

○14番（小川文子議員）　予算にはないかもしれないけれども……

○議長（藤原由巳議員）　今まで審議やってきた部分の……

○14番（小川文子議員）　無償化を求めて私はこれで反対討論といたします。

○議長（藤原由巳議員）　私語は慎んでください。許可を受けてから発言してください。

次に、賛成討論ございますか。

５番、村松信一議員。

（５番　村松信一議員　登壇）

○５番（村松信一議員）　議席番号５番、村松信一でございます。令和３年度の一般会計ほか

全ての当初予算に賛成のため、各課の特に評価できる点を申し上げたいと思います。

まず、総務課、企画財政課、産業観光課であります。総務課の役場庁舎の非常用発電機と関連設備の更新及び防災士養成事業と女性消防団員増加に向けた取組。次に、企画財政課のメディカルフィットネス事業でウェルベース以外でも実施しているサテライト教室の取組。将来的に各公民館と連携し、公民館を健康活動の拠点とする取組。産業観光課の城内山の整備による西部地域の各施設と連携した観光振興また町の花であるヤマユリの増殖に向けた計画にも期待し、各課の取組を評価いたします。

次に、道路住宅課、農業委員会、町民環境課、税務課についてであります。道路住宅課の矢巾住宅、高田住宅の整備に向けた取組。また、市街化区域の拡大について、令和４年３月の都市計画決定を目指した手続の推進。農業委員会の農地利用最適化の活動による中心経営体への集積化、耕作放棄地、担い手不足解消等の農業振興の強化。次に、町民環境課の昨年の気候非常事態宣言を受けた温暖化阻止に向けた行動の浸透を目指した啓発の取組。税務課のコロナ禍での各種減免、徴収猶予制度について周知徹底を図る取組。以上、４担当課の取組を評価したいと思います。

次に、福祉課、健康長寿課、子ども課についてであります。福祉課の医療的ケア児等と、その家族の日中の居場所づくりや活動の支援を総合的に実施する事業。健康長寿課の認知症地域支援推進員１名増員の２名体制による施策の充実。新型コロナワクチン接種の円滑な実施。子ども課の待機児童解消のため３歳未満を保育する小規模保育事業所の定員を２か所、29名から４カ所53名に拡充する地域型保育給付事業、またこれらの課にまたがる重層的支援体制整備事業の取組を評価したいと思います。

次に、文化スポーツ課、学校教育課、上下水道課についてであります。文化スポーツ課の田園ホール30周年記念事業の音楽、芸術活動の推進。学校教育課の令和２年度のハード面の整備に続き、ソフト面としてギガサポーターの配置による教員の指導。上下水道課の防災力強化のため、内水ハザードマップ作成及び事業継続を見据えた使用料算定業務。以上、３課の取組を評価したいと思います。

日頃行政を担う職員の皆様の町民に対する心温まる対応に感謝を申し上げたいと思います。各課の事業が計画どおりに確実に施行されますことと、またコロナウイルス感染症が早期に収束することを願い、賛成討論といたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に討論ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　議席番号13番、日本共産党の川村よし子です。私は、議案第18号から議案第23号までの反対討論をさせていただきます。

消費税開始30年が経過し、３％、５％、８％と値上げされ、町民の生活は、大変徐々に苦しくなってきています。2019年の10月から消費税10％になり、各種年金はマクロ経済スライド制により年々減額され、普通に生活していくのが大変になっている状況です。世界は、グローバル化を目指して外需頼みの政治が普通に行われてきています。このような状況の中で、2020年新型コロナウイルス感染症がアメリカとかブラジル、インドなど世界中に発生し、海外交通網の窓口でもある東京を中心に発生してきて、収束がなかなか見えない状況です。岩手でも３月17日現在571名、うち死亡者は30人という結果です。

そういう中で、中小企業が多い県内は、経済が冷え切っております。そのような中で矢巾町の2021年度予算の状況は、説明段階では、経済の冷え込みを説明されましたが、数字的には表れておりません。まず、一般会計106億9,200万円で、前年度比5.1％の増、自主財源前年度比較では1.4％の減、歳入に占める割合は、前年度比2.8％の減です。地方交付税は、前年度比3,443万円の減です。国庫支出金は１億5,551万円減、県支出金は604万円の減。歳出では、義務的経済前年度比0.8％の増、人件費は0.6％の減、扶助費1.7％の増、公債費は0.9％の増、19年度に借りたこの公債費の増は、19年度に借りた臨時財政対策債の償還が始まったことが主な要因のようです。

地方自治体の仕事は、ＩＴ企業を含めた大企業の仕事を増やすのではなく、住民の社会保障を中心に暮らしや子ども、教育、福祉を考えることを求めてまいります。非正規で働く労働者、個人の生活に厳しさ、生活苦や家族とともに女性、子どもの貧困の格差が広がり、自殺や不登校の状況が表れてきています。身近にも親子心中や独り暮らしの事故等で亡くなったという昨今です。

現在の政権は、自助、共助、公助といいますが、今でも精いっぱい自助努力しているのに、もっと頑張れというのですか。これでは、自殺とか虐待につながるようなことが起きることははっきりしています。以上から３点反対討論させていただきます。

１点目、コロナ関連拡大による経済対策を根本にして、安定した生活、社会保障を担うことが求められているのに、矢巾町はふるさと納税の仕組みの貧富の格差を広げることを重要視しています。不安定な雇用を余儀なくしている中小企業を応援する仕組みではないはずです。所得の多い世帯には、身近にパソコンがあり、インターネットでふるさと納税制度を利用できますが、ぎりぎりの生活の人は、パソコンもないし、お金もない状況で利用できませ

ん。ふるさと納税は、ポータルネット、ＩＴ企業に利益が多い制度です。町民の50％以上が中小企業で働き、零細企業で働く、こういうことでは無縁の制度ではないでしょうか。

２点目は、ウェルベース矢巾の活用、町民の700人ほどの利用で、その中でも某病院の健康や生活習慣病の研究施設になっているのではないかと危惧しております。この２点目の②として、町営住宅の今後の建て替え計画についてです。ＰＦＩ法をやるということですが、これは大企業を応援する仕組みです。私は、町内の業者で組合等をつくるような方向で町内の中小企業がもうかるような仕組みを考えるべきだと考えます。

３点目は、社会保障についてです。国民健康保険制度は、世界的にも優れた制度です。これを……

○議長（藤原由巳議員）　はい、終わります。

○13番（川村よし子議員）　収入のない人も誰でも……

○議長（藤原由巳議員）　時間です。

○13番（川村よし子議員）　安心して使うことが……

○議長（藤原由巳議員）　時間です。

○13番（川村よし子議員）　できるよう……

○議長（藤原由巳議員）　川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　改善していくことです。子どもの均等割をなくすことを……

○議長（藤原由巳議員）　川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　進めていただきたい、こういうことを……

○議長（藤原由巳議員）　時間です。

○13番（川村よし子議員）　まとめて反対討論とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　後で議会運営委員会で諮ってもらいます。時間オーバーです。

他に討論ございますか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、おおむね１時間になろうとしてございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開をここの時計で11時５分といたします。よろしくお願いします。

午前１０時５６分　休憩

――――――――――――

午前１１時０５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き、これより採決に入ります。

議案第18号　令和３年度矢巾町一般会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号　令和３年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号　令和３年度矢巾町介護保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号　令和３年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号　令和３年度矢巾町水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号　令和３年度矢巾町下水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第　９　議案第２４号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１０　議案第２５号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１１　議案第２６号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１２　議案第２７号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１３　議案第２８号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１４　議案第２９号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１５　議案第３０号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１６　議案第３１号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１７　議案第３２号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求める

ことについて

日程第１８　議案第３３号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１９　議案第３４号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第２０　議案第３５号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第２１　議案第３６号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第２２　議案第３７号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第２３　議案第３８号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第２４　議案第３９号　矢巾町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　お諮りします。

日程第９、議案第24号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてから日程第24、議案第39号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてまでの16議案は、農業委員会の人事案件でありますので、会議規則第37条の規定により、一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、日程第９、議案第24号から日程第24、議案第39号までの16議案については、一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま一括上程されました議案第24号から議案第39号までの矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

現在の農業委員会の委員の任期は、４月23日で満了となることから、農業委員会の委員の

任命に当たり、募集を行った結果、15人の被推薦者及び１人の応募者があり、矢巾町農業委員会の委員候補者審査委員会における審査の結果の報告を受け、いずれも農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことのできる方々として適任であると認めたことから、議案第24号、矢巾町大字赤林第17地割43番地、高橋かおるさん。議案第25号、矢巾町大字南矢幅第６地割49番地１、藤原幸藏さん。議案第26号、矢巾町大字下矢次第７地割４番地１、川村和男さん。議案第27号、矢巾町大字室岡第７地割８番地２、白澤克美さん。議案第28号、矢巾町大字広宮沢第５地割403番地、佐々木昭英さん。議案第29号、矢巾町大字東徳田第12地割130番地、川村良道さん。議案第30号、矢巾町大字白沢第８地割６番地、高原弘明さん。議案第31号、矢巾町大字北伝法寺第15地割74番地１、白澤和実さん。議案第32号、矢巾町大字南矢幅第８地割389番地、佐藤俊孝さん。議案第33号、矢巾町大字北郡山第12地割１番地、金子忠博さん。議案第34号、矢巾町大字煙山第19地割42番地、佐々木達也さん。議案第35号、矢巾町大字北伝法寺第３地割83番地１、星川忠博さん。議案第36号、矢巾町大字赤林第15地割20番地３、熊谷洋司さん。議案第37号、矢巾町大字間野々第13地割79番地２、阿部江利子さん。議案第38号、矢巾町大字太田第８地割４番地、佐々木博さん。議案第39号、矢巾町大字高田第５地割44番地２、中川和則さんを農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、令和３年４月24日から令和６年４月23日までの３年間となるものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

採決に入ります。採決は、議案ごとに行います。

議案第24号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第25号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第26号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第27号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第28号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第29号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第30号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第31号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第32号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第33号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第34号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第35号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第36号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第37号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第38号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第39号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

―――

日程第２５　議案第４０号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第25、議案第40号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第40号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、町長部局における福祉部門の体制強化を図るため、職員定数に関して所要の改正をするものであります。

その内容ですが、福祉に関する業務が多様化、複雑化してきているほか、町民の皆さんからの相談件数が年々増加しており、今後においても業務や相談に関わる事務の増大が見込まれることから、町長部局の職員定数を増員するものであります。

なお、農業委員会事務局及び企業会計の職員定数を減員とし、本町職員の定数の総数には変更はないものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　１点お伺いします。福祉部門の職員の増ということなのですけれども、今度令和３年度は、重層的支援整備事業が始まりますが、私は反対討論では述べなかったのですけれども、述べる時間がありませんでしたけれども、会議時間が多くなると、私は討論に入れたかったのですけれども、今までの福祉部門の会議数というのはどのくらいで時間的にはどうなのでしょうか。そして、来年度はどのように考えて、この人数を多くして

いるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えします。

会議数の細かい数字までは持ち合わせておりませんが、それぞれの担当分野で定例の会議、それから随時の緊急も含めた会議を行っております。福祉課におきましては、生活困窮における様々な会議、県社協、町社協関連機関が入って定例で毎月行っておりますし、そのほかに随時で本当に緊急性があるような場合は、関係課を交えて、関係機関交えて行っているところでございます。

今回の重層的支援体制整備事業を行うことによって、会議が増えるのは否めないところかなというふうには捉えておりますが、むしろ関係機関が集まって、それをどういうふうに課題解決するかというようなきちっと決める場であるというところで、よりそういうふうな場にしていくべきものというふうに捉えておりますので、その点は今回の人員増によって、より効果的、効率的な会議体制の在り方を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　人員の関係につきましては、個別の事業の積み上げというふうな考え方というよりは、現状、これまでの各課の職務の遂行状況とか、端的に言いますと、時間外勤務がどの程度あるのかとか、そういった部分をまず優先的に考慮して人員配置を定めておるものでございます。

なお、今回は185人の同数としておりますが、これまでも職員定数条例につきましては、直近で言いますと、平成21年に185名にしたきりで、それ以後は、ずっと変更しておりませんでした。今回いわば内訳の変更のみとしておりますが、今後定員管理計画というものを定めまして、それによりまして、どうもスリム化し過ぎていろいろ大変な状況でございましたので、増員の方向でそういった計画を定めてまいる予定でございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

11番、藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　今お話ししたとおり、ちょっとスリム化するということに対して私も危惧しておりましたので、そこのところは、やっぱり必要なサービスということを考えると、きちっとした人員配置というのが必要になるでしょうから、そこは詰めていただくとい

うことにしたいと思います。

それから、今回農業委員会からそちらのほうに２名移るわけですけれども、それは農業委員会の仕事が移るわけではないですよね、そこのところで農業委員会の体制というのは、どのような形になるのか、そこのところをちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　農業委員会に関しましては、４名から２名になるというふうな形になってございますが、これはやはり矢巾町ぐらいの職員数の規模ですと、専任者をどのぐらいそこに置くのかという部分でなかなか辛いものがございましたので、今回、正直申しますと、専任２名に加えて兼務をする産業観光課の職員の２名を農業委員会の兼務といたしまして、実質的には兼務を含めて４名の体制、これまでよりは充実させるようにしたいということで、そういった体制を取りますが、今回は、定数のお話になっていましたので、これまで定数上は４名なところが、実際は３名でいたところでございましたので、兼務ではありますが、３名を４名にするということ、実際的には。というふうな形にしてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋　保君）　それでは、担当課のほうから加えて説明させていただきます。

農業委員会の事務といいますと、まず農地の権利異動が一番重要でして、これは毎月の総会で審査をしております。それ以外に農地転用に絡むものにつきましては、産業観光課で担当している農業振興地域と関連してきます。さらには、今人・農地プランで実質化を進めておりますけれども、これも今現在産業観光課の職員とともに進めておりますので、こういった体制を、先ほど総務課長答弁ありましたとおり兼務することによって、より体制強化で進められるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第40号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　賛成多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第２６　議案第４１号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第１４号）について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第26、議案第41号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第41号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、1款町税の個人町民税及び固定資産税、7款地方消費税交付金、16款財産収入の土地売払収入を増額補正し、１款町税の法人町民税、12款分担金及び負担金の農地耕作条件改善事業分担金、14款国庫支出金の特別定額給付金給付事務費補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、15款県支出金の子ども医療費助成事業補助金及び多面的機能支払交付金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、２款総務費の公共施設等総合管理基金積立事業及び財政調整基金積立事業、７款商工費の中小企業振興資金貸付事業、８款土木費の除雪事業を増額補正し、４款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、６款農林水産事業費の農地等整備事業及び農地耕作条件改善事業、９款消防費の常備消防事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,319万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億6,295万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　議案第41号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）の詳細を説明いたします。

６ページをお開き願います。第２表、繰越明許費です。款、項、事業名、金額の順でご説明いたします。２款総務費、１項総務管理費、勤怠管理システム導入事業1,848万円、高速無線インターネット通信網構築事業992万5,000円、Ｗｉ―Ｆｉアンテナ15基分でございます。

４款衛生費、１項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,636万4,000円、こちらは接種予約センター業務委託、接種券作成送付委託が入ります。

６款農林水産業費、１項農業費、特用林産施設等体制整備事業1,765万2,000円、こちらは原木ほだ木の種菌導入に係る補助となっております。産地生産基盤パワーアップ事業124万1,000円、いわて型野菜トップモデル産地創造事業31万1,000円、こちらいずれも農業用機械リース導入に係る補助となっております。

７款商工費、１項商工費、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給事業1,490万2,000円、こちらは新型コロナウイルス感染症対策資金に係る利子補給の令和２年度の支払いが５月中となるために、このような形になります。

８款土木費、２項道路橋梁費、道路維持管理事業659万9,000円、こちらは安庭線に係る内容。防災安全対策事業１億318万1,000円、こちらは矢次線、島線、田中縦道線に係る内容でございます。橋梁維持補修事業1,158万1,000円、こちらは安庭１号橋喜平治橋に係る内容。同じく３項河川費、河川改良事業800万円、こちらは上赤林地内の水路改修に係る内容。同じく４項都市計画費、街路総務事業1,382万2,000円、こちらは都市計画道路調査検討業務委託となっております。まちづくり推進事業479万6,000円、こちらは市街地調整区域の地区計画策定業務委託となっております。合計で２億3,685万4,000円となっております。

７ページに進んでいただきまして、第３表、債務負担行為補正です。１、変更。こちらは全て期間の変更となります。中小企業振興利子補給、補正後期間、令和７年度まで。小規模小口資金保証料補給、令和８年度まで。農業近代化資金利子補給事業、こちらは令和８年度までとなります。

次に、２、廃止。こちらは今年度申請がなかったため廃止となります。内容は、水洗化普及資金融資利子補給となります。

８ページに進んでいただきまして、第４表、地方債補正です。初めに、追加分のご説明をいたします。起債の目的は、減収補填債、限度額は800万円でございます。起債の方法は、普

通貸借または証券発行でございます。利率は、年６％以内、償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、その他の場合には、その債権者と協定するものによります。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えることができることといたします。

なお、減収補填債は、地方税の減収を補填する目的で発行できる地方債となります。今年度に限り対象となる税目が追加され、本町では地方揮発油税剰余金、町たばこ税の減収について発行可能額が示され、借入れを行うものでございます。

次に、変更です。変更は、限度額のみですので、補正前後の限度額のみの説明とさせていただきます。起債の目的、農村総合整備事業、補正前限度額1,410万円、補正後限度額1,300万円、道路整備事業１億4,590万円、１億6,120万円、公営住宅整備事業1,240万円、1,590万円となります。

次に、事項別明細によりまして説明いたします。15ページをお開き願います。今回の歳入補正につきましては、年度末の見込みによる精算が中心となります。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。

歳入。１款町税、１項町民税179万円、同じく２項固定資産税4,552万2,000円、同じく３項軽自動車税３万4,000円。

７款地方消費税交付金、１項地方消費税交付金1,698万7,000円、こちらにつきましては税率改正による税収が見込みを上回ったためでございます。

16ページにお進みいただきまして、12款分担金及び負担金、１項負担金1,991万円の減、主なものといたしましては、農地耕作条件改善事業分担金の減で1,483万3,000円となります。今年度実施予定の要望１件を取り下げたものによる内容となっております。

13款使用料及び手数料、１項使用料、計は17ページに進んでいただきまして171万6,000円の減。同じく２項手数料94万1,000円の減。

14款国庫支出金、１項国庫負担金、計は18ページにお進みいただきまして47万6,000円、なお主なものといたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減368万9,000円となっておりまして、こちらは接種費用が令和３年度の支出になるための皆減となっております。同じく２項国庫補助金4,037万1,000円の減、主なものといたしましては、まず上段から特別定額給付金給付事業費補助金の減250万円、下に下がっていただきまして、特別定額給付金給付事務費補助金の減1,084万8,000円、こちらはいずれも事業完了に伴う精算となります。下に下がっていただきまして、地域生活支援等事業費補助金の減596万5,000円、

こちらは国の補助額の確定に伴う内容となっております。また、下に下がっていただきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の減1,738万6,000円、こちら令和２年度の支出額確定に伴う減額となっております。下に下がっていただきまして、公立学校情報機器整備費補助金の減349万円、こちらにつきましては、事業完了に伴う精算による減となっております。19ページにお進みいただきまして、同じく３項委託金９万円。

15款県支出金、１項県負担金291万1,000円の減、同じく２項県補助金、20ページにお進みいただきまして、主なものといたしまして、中段よりやや上でございます、子ども医療費助成事業補助金の減1,242万6,000円、こちらは給付費減による補助金の減となっております。下に下がっていただきまして、多面的機能支払交付金の減1,576万6,000円、こちらにつきましては、県割当額の減によりまして補助金額が減額となっております。下に下がっていただきまして、農地耕作条件改善事業補助金の減1,066万7,000円、こちらは要望意見取下げによる減となっております。計は21ページにお進みいただきまして、こちら4,757万9,000円の減となります。同じく３項委託金282万7,000円。

16款財産収入、１項財産運用収入、主な要因といたしましては、土地貸付収入の増、流通センター地内の土地貸付収入となります。計は22ページにお進みいただきまして311万8,000円。同じく２項財産売払収入3,985万4,000円、主な内容といたしましては、土地売払収入の増3,900万円でございまして、こちらは消防団４分旧屯所及び駐車場敷地売却収入となっております。

17款寄附金、１項寄附金515万円、一般寄附金の増となります。寄附者から公表の承諾をいただいておりますので、ご紹介いたします。岩手電工株式会社様から500万円、矢巾ライオンズクラブ様から15万円、それぞれご寄附をいただいております。

18款繰入金、２項基金繰入金35万3,000円。

23ページにお進みいただきまして、20款諸収入、１項延滞金加算金及び過料４万9,000円の減。同じく２項町預金利子１万5,000円。同じく４項雑入、こちら主なものといたしまして、一番上です。岩手県市町村振興協会市町村振興交付金1,246万3,000円、こちらにつきましては、ハロウィンジャンボ宝くじとサマージャンボ宝くじの収益金の市町村交付分となります。下に下がっていただきまして、台風19号被災地派遣職員負担金370万8,000円、こちらにつきましては、山田町に派遣している職員人件費の負担金となります。下に下がっていただきまして、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合解散に伴う剰余金配分金1,050万9,000円、こちらは組合の精算金となります。なお、盛岡市には333万8,000円が配分となります。下に下がっ

ていただきまして、医療費給付事業高額医療費返還金の減770万円は、実績確定による減となっております。計は24ページにお進みいただきまして2,008万8,000円。同じく５項受託事業収入533万7,000円の減、こちらにつきましては、文化財保護受託事業収入の減となりまして、民間開発中止等による受託事業収入が皆減となるものでございます。

25ページにお進みいただきまして、21款町債、１項町債3,570万円、主なものといたしまして、公共事業等債の増300万円、地方道路整備事業債の増2,230万円、公営住宅建設事業債の増350万円、こちらにつきましては、いずれも事業費確定に伴う借入金の増となります。下に下がっていただきまして、減収補填債800万円、地方債補正で説明したとおり地方揮発油譲与税と町たばこ税の減収分の補填する内容となっております。

続きまして、歳出にまいります。29ページにお進み願います。歳入補正と同様に、年度末見込みによる精算に係る内容となっております。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。

歳出。１款議会費、１項議会費49万6,000円の減。

２款総務費、１項総務管理費、主なものといたしまして、一般職員給与費の増2,502万3,000円、こちらにつきましては、退職手当特別負担金となります。30ページにお進みいただきまして、中ほどです。特別定額給付金給付事業の減1,334万6,000円、こちらにつきましては、事業完了による精算となります。31ページにお進みいただきまして、こちら中ほどよりやや下です。公共施設等総合管理基金積立事業の増3,900万円、こちらは町有地売却収入を積み立てるものでございます。これによりまして、公共施設等総合管理基金の残高は１億2,596万6,000円となります。33ページにお進みいただきまして、こちら下です。財政調整基金積立事業の増１億954万円、こちらこれによりまして、財政調整基金の残高は５億9,085万8,000円となります。34ページにお進みいただきまして、こちら中ほど電子計算事業の減1,129万8,000円、こちらにつきましても事業完了に伴う内容となります。合計といたしまして１億3,896万1,000円となります。同じく２項徴税費、計は35ページにお進みいただきまして167万2,000円の減。同じく３項戸籍住民基本台帳費1,260万円の減。36ページにお進みいただきまして、同じく４項選挙費83万8,000円の減。同じく５項統計調査費138万円の減。37ページにお進みいただきまして、同じく６項監査委員費６万6,000円の減。

３款民生費、１項社会福祉費、38ページにお進みいただきまして、下段になります。こちら障害者自立支援事業の増790万円、こちらにつきましては、主なものといたしまして、利用実績の増によるものでございます。39ページにお進みいただきまして、中ほど、こちら障害

児福祉事業の増527万8,000円は、利用実績の増による内容となっております。下がっていただきまして下段、介護予防事業の増318万円は、こちらにつきましては、高齢者世帯の除雪作業委託が降雪が多かったために実績が増となったものによるものでございます。40ページにお進みいただきまして中ほど、後期高齢者医療運営事業の減454万8,000円は、負担金の確定に伴う減額となります。これによりまして、計は362万1,000円となります。41ページにお進みいただきまして、同じく２項児童福祉費。42ページにお進みいただきまして、こちら下段になります、保育委託事業の減587万3,000円は、年間の入所児童数の確定に伴うものでございます。下に下がっていただきまして、認定こども園施設型給付事業の増588万8,000円、こちらも年間の入所児童数の確定に伴うもの。43ページにお進みいただきまして、上段でございます、幼稚園施設型給付事業の増429万7,000円、こちらにつきましては対象施設が増えたことによる内容となっております。計は242万5,000円の減額となります。

４款衛生費、１項保健衛生費、44ページにお進みいただきまして、中段よりやや下になります、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の減1,738万5,000円は、令和２年度分の事業費の確定による減額となります。一番下、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減368万9,000円、こちらにつきましては、令和３年度の支出になるための皆減となります。45ページにお進みいただきまして、補正額計は2,287万6,000円の減額となります。同じく２項環境衛生費206万円の減。

46ページにお進みいただきまして、５款労働費、１項労働諸費153万1,000円。

６款農林水産業費、１項農業費、48ページにお進みいただきまして、中段よりやや上になります、主な内容といたしまして、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業の減268万2,000円は、当初予定しておりました経営体が申請を取り止めて、事業費が少ない別の経営体が採択になったことによるもの。下に下がっていただきまして、経営体育成支援事業の減233万4,000円は、事業採択とならなかったことによる皆減となっております。49ページにお進みいただきまして、中ほどでございます、多面的機能支払・長寿命化交付金2,100万2,000円の減。こちらにつきましては、県からの配当額の減に伴いまして補助金額が減るものでございます。下に下がっていただきまして、農地耕作条件改善事業の減2,550万円につきましては、要望、意見取下げによる減額となります。50ページにお進みいただきまして、補正額計は6,112万円の減となっております。同じく２項林業費、計は51ページにお進みいただきまして24万6,000円の減。

７款商工費、１項商工費、主な内容といたしまして、こちらにつきましては、中段付近、

資金融資事業の増1,840万1,000円は、融資金額の確定に伴う基金積立金の増となっております。残高は9,475万4,000円となります。53ページにお進みいただきまして、補正額計は1,403万8,000円となります。

８款土木費、１項土木管理費16万円の減。同じく２項道路橋梁費、こちら主なものといたしまして、下段でございます、除雪事業の増2,860万円、こちらは降雪が多かったことによるものでございます。54ページにお進みいただきまして、補正額計は3,947万1,000円となります。同じく３項河川費60万円の減。同じく４項都市計画費、計は55ページにお進みいただきまして、678万5,000円の減、こちらにつきまして内容といたしましては、矢幅駅東西自由通路等維持管理事業の減410万3,000円、こちら東西自由通路の窓清掃業務委託等の実績確定による減額となります。同じく５項住宅費、こちらにつきましては、財源更正となります。

56ページにお進みいただきまして、９款消防費、１項消防費、主な内容といたしまして、こちら常備消防事業の減1,447万2,000円は、矢巾分署維持管理運営費負担金の減による内容となっております。57ページにお進みいただきまして、こちら補正額計1,631万2,000円の減額となります。

10款教育費、１項教育総務費196万円の減、58ページにお進みいただきまして、同じく２項小学校費242万6,000円の減、同じく３項中学校費405万3,000円の減、主な内容といたしましては、中学校教育振興事業の減447万円でございまして、こちらは給食費の減及び修学旅行中止による援助費の減額となっております。同じく４項社会教育費、59ページにお進みいただきまして、下段になります。埋蔵文化財保護事業の減533万円でございます。こちらにつきましては、民間開発中止に伴います発掘調査事業の減となっております。60ページにお進みいただきまして、補正額の計は1,102万1,000円の減額となります。同じく５項保健体育費、こちら矢巾町体育協会運営補助金313万2,000円の減額。こちらコロナ禍によりまして事業中止に伴い、体育協会の補助金額の減額となるものでございます。61ページにお進みいただきまして、補正額計667万6,000円の減額となります。

以上で議案第41号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりました。

ここで間もなく正午となろうとしてございますので、昼食のための休憩に入ります。

再開を午後１時、13時といたしますので、よろしくお願いします。

午前１１時５７分　休憩

―――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開をします。

それでは、休憩前に引き続き、補正予算の審議に入ります。

提案理由及び詳細説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

９番、赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　53ページの除雪費についてお伺いします。

今年雪が多くて深夜の除雪、本当にお疲れさまと、感謝と敬意を表します。それで、３シーズン前も結構多かったと思いますが、３シーズン前と比較して、今年はどれぐらいそれよりも多かったのか。それから、今シーズン全町内にフル出動回数を何回かけたのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　３年前のときも多かったわけなのですが、そのときは１億5,000万円ほどの委託料でした。今年度は、まだ確定ではありませんけれども、約２億5,000万円ということで１億円の増という形になろうかと思います。今年度の全車の出動というのは13回あります。２月18日が最後でしたけれども、12月の暮れから２月の中頃までで13回という、そのほかにも西部地区とか、部分的な出動はもっと出ていますので、ちょっと回数ではなかなか述べられませんけれども、そういった状況でありました。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

15番、山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　かなりボリュームありますので、６ページの繰越明許費の中でちょっとお聞きしたいと思いますが、たしか防災安全対策事業の中に矢次線とか、島線とか、田中横道線の整備が入っているように私は受け止めたのですが、その工事内容と、それからこの予算の中で、どの程度の配分になるのか、それぞれ３つの事業に対して、それをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　防災安全対策事業ということで、こちらのほうには矢次線、あと高田の島線、そういった部分が入っておりますが、矢次線につきましては、用地費、補償費になりますし、大体ちょっと金額はあれなのですけれども、用

地費と補償費、あと島線の土地購入費を継続して行っておりますし、あとその中には補償費、こちらも１件家屋移転がありまして、こちらのほうはもう既に契約済みですけれども、まだこれから所有者さんの方が移転をするということで取り壊しになってから支払うということで繰越事業ということで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　15番、山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　島線の土地購入費というのは、例えば歩道設置とかなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　島線というのは、高田の国道４号のところに前昆松商店がありましたけれども、そこから西のほうに上がってきまして、北高田保育園のちょっと西側のところから中央１号線までの区間の歩道整備を予定しておりまして、そこに係る事業になりまして、用地説明会までは済んでおりまして、数件用地補償の契約しておりますけれども、引き続き用地のほうを購入して、工事のほうを今年度あたりからかかれればなということで用地費の繰越しという形になっております。

○議長（藤原由巳議員）　15番、山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　寄附金の中で500万円という非常にありがたい大きな額のお話がありましたが、岩手電工ということでお聞きをしたと思いますが、その使い道については、特に指定とかというのがあるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　正確な文面ではないのですが、たしか町勢発展のためというような、一般的な内容でございました。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　今ちょっと私のミスでしたが、本会議におきますところの質問回数は、１議案につき２回までということになっていますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　今の議長の発言は１回に３問質問してもいいのですか。

○議長（藤原由巳議員）　２回まで。

○13番（川村よし子議員）　では、一気に３問質問させていただきます。

すみません。ページ数で25ページ、これ歳入なのですけれども、町債のところに土木費、２節の公営住宅整備事業債の350万円のところなのですけれども、このことについて、ちょっと町債ですから、国の状況とかどういう、何となく分かるのですけれども、そこを説明をお願いします。

それから、２点目は、ページ数で39ページ、社会福祉費の中の老人福祉費の介護予防事業の増の軽度生活援助事業委託料350万円なのですけれども、これは福祉施設というか、事業所だと思うのですけれども、何施設に適用になるのかお伺いします。

それから、ページ数で42ページの児童福祉費、３児童福祉施設費の保育委託事業の減、町外保育運営費が減になって、それから町内保育園運営事業費がプラスになって、認定こども園のところが増になっているのですけれども、子どもの人数は同じ状況でも、町外に委託するのが少なくなっているのか、そこら辺の状況をお知らせお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長(佐々木芳満君)　１点目の住宅の事業債になりますが、これは今年度森が丘住宅の改修工事を行っておりまして、それの金額の確定に伴う起債の金額の増額というふうな形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

39ページの下から３行目の軽度生活援助事業委託料、これにつきましては、新年度予算におきまして名称が変わって、除雪支援ということで、要は高齢者の独り暮らしあるいは高齢者のみの世帯の方で除雪が困難な方、若い人も対象にはなるのですけれども、そういった方々に対してシルバー人材センターに委託して、雪が10センチ以上積もったときは、あらかじめ登録された方々に対して除雪支援を行うという事業内容となってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　３問目の質疑にお答えいたします。

保育委託事業と認定こども園の施設型給付事業の関係の質問ですけれども、今年度４月から１月までは、保育給付はもう終わっていまして、その実績に基づいて、あとは２月と３月分を推計して決算見込額を計上しているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

11番、藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　１点だけちょっと確認させてください。20ページの県支出金で子ども医療費の助成事業、補助金の減ということで1,200万円強減っているのですけれども、これは前年度と比較してどうなのかと、あとなぜこれだけ減ったのかという、その確認です。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

子どもの医療費につきましては、県で対応する部分と、あと県の対象から漏れて町で単独で助成しているものがありまして、大まかに申し上げますと、結構矢巾町は高校生に対する医療費助成をはじめ、かなり単独で取り組んでおるところでございまして、県の対象につきましては、子どもの医療費につきましては、未就学児が対象になりますし、あとはどうしても町で持ち出す部分が多いものですから、全体の子ども医療費としては増額になっておりますが、県の助成対象分は、主に小さいお子様の医療費になるわけですが、傾向としては減少傾向にあって、県補助については、結果として減額になるという形でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　前年比。

○健康長寿課長（村松　徹君）　大変失礼しました。前年比でございますが、子どもの未就学児対象人数につきましては、令和元年度は1,446名でしたが、令和２年度の見込みといたしましては1,363人ということで約83人の見込み減ということになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第41号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第２７　議案第４２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第27、議案第42号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第42号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、１款国民健康保険税、３款県支出金の特別交付金、７款諸収入を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、１款総務費、４款保健事業費を減額補正し、５款基金積立金の財政調整基金積立金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,717万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,031万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　議案第42号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）の詳細についてご説明いたします。

なお、今回の補正予算は、令和２年度末を控え、主に決算を見込んだ予算の調整を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算補正事項別明細書にてご説明いたします。11ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順番でご説明いたします。なお、今回は年度末決算見込みの補正でありますので、少額なものにつきましては省略をさせていただき、主要なものについてご説明をさせていただきます。

それでは、11ページ、２、歳入でございます。１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、

項の補正額につきましては、12ページをお開き願います。項の補正額1,955万2,000円の増となります。

３款県支出金、１項県補助金、項の補正額736万5,000円の増、主に保険者努力支援分に係る取組評価分と事業費分の交付決定によるものとなります。

歳入を終わりまして、次に歳出でございます。17ページをお開き願います。３、歳出でございます。18ページにお進み願いたいと思います。４款１項保健事業費、補正額569万9,000円の減、令和２年度の特定健診につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴い、日程や会場などの変更が生じたため、当初見込みよりも減額となったものでございます。

５款基金積立金、１項基金積立金、補正額3,365万円の増となりますが、これによりまして、基金積立て後の年度末基金残高につきましては7,096万8,000円となるものでございます。

以上をもちまして、議案第42号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第42号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２８　議案第４３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について

○議長（藤原由巳議員）　日程第28、議案第43号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第43号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、５款支払基金交付金の介護給付費交付金を増額補正し、５款支払基金交付金の地域支援事業支援交付金、６款県支出金の介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、２款保険給付費の居宅介護サービス計画費給付事業、特定入所者介護サービス費給付事業を増額補正し、１款総務費の認定調査事業、３款地域支援事業費の地域介護予防活動支援事業、認知症総合支援事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ477万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,345万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　議案第43号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）の詳細につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、令和２年度予算について、年度末に向けた決算見込みによりまして必要額を増減するものでございます。

また、国、県等の特定財源につきましては、介護保険事業特別会計の性質上、歳出の保険給付費、地域支援事業費等の支出の状況に合わせて負担金あるいは補助金等の割合を増減するものでございます。

なお､今回は年度末決算見込みの補正でありますため､少額のものにつきましては省略し、主要なものについてご説明をさせていただきます。

11ページをお開き願いたいと思います。前例同様、説明につきましては、款、項の名称、項の補正額を読み上げまして、特記事項についてご説明をいたします。

４款国庫支出金、２項国庫補助金でございます。101万7,000円の減額でございますが、地域支援事業の介護予防生活支援サービス事業費や一般介護予防事業費の増減に伴いまして、

地域支援事業費交付金が減額となるものでございます。

５款支払基金交付金、１項支払基金交付金でございますが、こちらは27％の割合で交付をされるものでございますが、保険給付費の増、地域支援事業費の減によりまして、差引きで51万3,000円の増額となります。

12ページを御覧いただきたいと思います。６款県支出金、２項県補助金、こちらにつきましては367万1,000円の減額ということで、４款２項国庫補助金と同様地域支援事業費の減額に伴うものでございます。

７款財産収入、１項財産運用収入5,000円の増ということでございまして、こちらは介護給付費準備基金利子の増ということで益金の部分の増額でありまして、年度末の介護給付費準備基金総額は１億3,149万3,440円となります。

続きまして、８款繰入金、１項一般会計繰入金でございます。総額55万5,000円の減額ということでございます。それぞれ負担割合で調整してございます。

歳出に移らさせていただきます。17ページを御覧いただきたいと思います。３、歳出。１款総務費、２項徴収費24万5,000円の減でございます。３項介護認定審査会費117万1,000円の減でございます。こちらにつきましては、認定調査員の増員を見込んでおりましたが、なかなか採用に至らなかったということで減額になるものでございます。４項運営協議会費18万円の減でございます。

18ページを御覧願います。２款保険給付費、１項介護サービス等諸費でございます。総額で124万9,000円の増でございますが、こちらについては、給付費を年度末でございますので、不用額と調整させていただいたという内容でございますが、６目居宅介護サービス計画給付費が500万円の増となってございます。こちらにつきましては、居宅介護サービス計画の利用件数の増加に伴う増額となります。19ページに移らさせていただきます。２項介護予防サービス等諸費95万円の減でございます。20ページとなります、４項高額介護サービス等費ということで24万円の増額になります。６項特定入所者介護サービス等費150万円の増でございます。こちらは、入所施設等の利用者の入所者の方の住民税非課税である場合の食費及び居住費の負担への補助となります。

20ページから21ページにかけてでございますが、３款地域支援事業費、１項介護予防・生活支援サービス事業費155万6,000円の減額でございます。こちらにつきましては、要支援認定を受けた方が利用する通所介護サービスに係る第１号通所事業負担金と要支援認定を受けた方に対するケアプラン作成にかかる負担金の減でございます。２項一般介護予防事業費は

194万6,000円の減となります。こちらは、住民主体の通いの場の活動が新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、一時的ではありましたが、自粛されたことに伴って当初の計画に対して講師謝礼等の減額が生じたためになります。同じく３項包括的支援事業・任意事業でございます。22ページを御覧願いたいと思います。173万8,000円の減でございますが、認知症施策総合推進事業委託料の減及び不用額の調整となります。５項高額介護予防サービス費相当事業につきましては１万2,000円の増となります。

令和２年度予算につきましては、第７期介護保険事業計画に定められました３年間の最終年度ということになるわけでございますが、令和２年度の保険給付費の歳出見込みの割合は、計画に対しましては100.6％でございました。３年間にならしますと98.8％となる見通しでございます。令和３年度からの第８期介護保険事業計画におきましても事業費を繰越しや基金の積立て、取崩しなどの調整を行いながら適正な事業運営を行ってまいりたいと思います。

以上をもちまして議案第43号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）の詳細説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　17ページの認定調査事業ですけれども、調査員が集まらなかったと、昨年度も聞いたような気がするのですけれども、この集め方、どのようにしてこれから集めようとしているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

通常いわゆる職安のほうにも照会をかけながら、こちらの認定調査に係る条件をお示しした上で応募を待つという状況でございまして、今２名体制で行っているわけでございますけれども、なかなかそういう確保に向けては、今後も工夫しながら、どのような形がいいのか、いろいろ検討はしておりますけれども、新年度に向けて、いずれ認定調査は、まず２人で何とか十分にはやりこなさせていただいているところですけれども、そういった部分で長期的に、それが途切れることがないように人材確保を図ってまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　従来の方法であれば、多分集まらないと思いますので、委託したり

というのも必要で、しているかなと思うのですけれども、やっぱりもうちょっと報酬を上げられてしていかなければ集まらないのではないかなと思うので、そこら辺工夫していただければと思います。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　ご助言ありがとうございます。やはり介護人材もそうですが、待遇改善というのが求められる部分もありますし、あとどうしても委託という方法もあるにはあるのですけれども、新規の場合は、ご案内のとおり町で直接調査ということがありますので、まずそういう部分でちょっとこれまでの発想をさらに変えながら確保に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第43号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２９　議案第４４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第29、議案第44号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第44号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、１款後期高齢者医療保険料を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、２款広域連合納付金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,375万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億3,050万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　それでは、議案第44号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の詳細についてご説明をいたします。

今回の補正予算につきましても、前例同様令和２年度末を控えまして、決算を見込んだ予算の調整でございますので、前例同様の説明をさせていただきたいと思います。

事項別明細書の９ページをお開き願います。２番、歳入でございます。１款後期高齢者医療保険料、１項後期高齢者医療保険料、補正額1,375万8,000円の増でございまして、こちらは収入見込みの増によるものとなります。

歳入を終わりまして、13ページをお開き願いたいと思います。２款広域連合納付金、１項広域連合納付金、補正額1,375万5,000円の増となります。こちらは、保険料収入分を広域連合に対して支出するものでございます。

以上をもちまして、議案第44号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の詳細説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第44号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第３０　議案第４５号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第30、議案第45号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第45号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容でありますが、収益的収入及び支出のうち、収入の第１款水道事業収益の営業収益及び営業外収益を913万1,000円増額補正して、総額を８億9,244万4,000円とし、支出の第１款水道事業費用の営業費用及び営業外費用を1,965万2,000円減額補正して、総額を６億58万1,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第１款資本的収入の負担金を620万5,000円増額補正して、総額を2,937万5,000円とし、支出の第１款資本的支出の建設改良費を4,558万2,000円減額補正して、総額を５億3,945万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼　亨君）　議案第45号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）の詳細についてご説明いたします。

なお、詳細は、補正予算明細書で行いますので、８ページ、９ページをお開き願います。令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第４号）の款、項及び詳細を説明します。収益的収入及び支出の収入ですが、１款水道事業収益、補正予定額は913万1,000円、１項営業収益132万6,000円、主な内容ですが、その他の営業収益における手数料101万7,000円であ

ります。内容といたしましては、給水装置工事検査等手数料の増ほかであります。２項営業外収益780万5,000円。

10ページ、11ページをお開き願います。支出ですが、１款水道事業費用、補正予定額は1,965万2,000円の減、１項営業費用3,265万2,000円の減、原水及び浄水費における委託料1,140万7,000円の減、これは東部浄水場宿日直委託料の減ほかであります。修繕費621万9,000円の減、これは水道施設修繕費の減であります。配水及び給水費における委託料579万8,000円の減、これは台帳データ更新委託料の減ほかであります。修繕費610万8,000円の減、これはメーター取替費の減ほかであります。２項営業外費用1,300万円、内訳といたしましては、消費税同額であります。

12ページ、13ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入ですが、１款資本的収入、補正予定額は620万5,000円、１項負担金同額です。

次に、支出ですが、１款資本的支出、補正予定額は4,558万2,000円の減。１項建設改良費同額です。内訳といたしまして、営業設備費における備消耗品費1,117万2,000円の減、これはメーター購入費の減ほかであります。第３次拡張事業費における工事請負費3,042万7,000円の減、これは精算見込額に整合させました水道施設工事費の減であります。

以上で議案第45号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第45号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第３１　議案第４６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第31、議案第46号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第46号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容でありますが、収益的収入及び支出のうち収入の第１款公共下水道事業収益の営業収益及び営業外収益を2,511万5,000円増額補正して、総額を９億1,616万円とし、第２款農業集落排水事業収益の営業収益及び営業外収益を4,946万5,000円増額補正し、特別利益を１億4,966万1,000円計上して、総額を５億3,873万1,000円とし、支出の第１款公共下水道事業費用の営業費用及び営業外費用42万3,000円を減額補正して、総額を７億6,941万6,000円とし、第２款農業集落排水事業費用の営業費用を2,578万2,000円減額補正し、特別損失２億3,055万3,000円を計上して、総額を５億6,520万7,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第１款公共下水道資本的収入の負担金及び企業債を3,205万2,000円増額補正して、総額を6,251万7,000円とし、第２款農業集落排水資本的収入の負担金を162万円増額補正して、総額を440万6,000円とし、支出の第１款公共下水道資本的支出の建設改良費を158万3,000円減額補正して、総額を３億8,484万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼　亨君）　議案第46号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）の詳細について説明いたします。

なお、説明は、補正予算明細書で行いますので、10ページ、11ページをお開き願います。令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第３号）の款、項及び詳細を説明します。収益的収入及び支出の収入ですが、１款公共下水道事業収益、補正予定額は2,511万5,000円、

１項営業収益324万9,000円。主な内訳ですが、他会計負担金における汚水処理負担金314万3,000円、これは流通センターの一部北１丁目のほうは盛岡市ですので、盛岡市の汚水が矢巾町の管渠を通って最終的に流域のメーターに入っております。その流通センター内における矢巾町と盛岡市の比によって分けておりますので、その盛岡市の汚水負担金分となります。

２款農業集落排水事業収益、補正予定額は１億9,913万5,000円。３項特別利益、その他の特別利益同額です。この内訳は、全員協議会でもお話ししましたように、矢次地区が集落排水から公共下水道へ移る、そのことに伴う、移管に伴う長期前受金戻入の一括分となります。これは非現金収入となります。

12ページ、13ページをお開き願います。支出ですが、１款公共下水道事業費用、補正予定額は42万3,000円の減。１項営業費用574万5,000円の減。管渠費における委託料1,000万円の減、これは管渠等清掃調査委託料の減であります。２項営業外費用532万2,000円、消費税同額であります。

14ページ、15ページをお開き願います。２款農業集落排水事業費用、補正予定額は２億477万1,000円。１項営業費用2,578万2,000円の減。管渠費における委託料956万2,000円の減、これは管渠調査委託料の減ほかであります。３項特別損失２億3,055万3,000円、固定資産譲渡損、同額であります。これは、矢次地区の公共下水道事業への移管に伴う譲渡損、減価償却費の一括計上となります。これは非現金支出になります。

16ページ、17ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入ですが、１款公共下水道資本的収入、補正予定額は3,205万2,000円。２項負担金105万2,000円。３項企業債3,100万円、これは流域下水道事業債であります。

２款農業集落排水資本的収入、補正予定額は162万円、１項負担金同額であります。

支出ですが、１款公共下水道資本的支出、補正予定額は158万3,000円の減。１項建設改良費同額です。管渠建設改良費における工事請負費456万円の減、これは管渠費工事費の減、精算見込額に整合させました。流域下水道建設費、施設利用権取得費として468万7,000円の増。流域下水道建設負担金としてトータルで3,114万4,298円を負担することになっております。

以上で議案第46号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第46号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第３２　発議案第２号　高田第三行政区内道路整備に関する意見書の提出について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第32、発議案第２号　高田第三行政区内道路整備に関する意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明を求めます。

15番、山﨑道夫議員。

（15番　山﨑道夫議員　登壇）

○15番（山﨑道夫議員）　発議案第２号　高田第三行政区内道路整備に関する意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、３請願第１号　高田第三行政区内道路整備に関する請願について産業建設常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、矢巾町に意見書を提出するものであります。意見書の概要は、今回請願のあった高田第三行政区内の町道について、十分な道路幅員が確保されていないため、相互通行ができない路線や近年大型化している緊急車両の通行に支障を来している場所も多く見られました。地域住民の安全、安心な生活環境の確保と交通事故未然防止のためには、道路整備が必要不可欠であることから、計画的に道路整備を進めることを強く要請するものであります。

また、意見書の提出先については、矢巾町となります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第２号　高田第三行政区内道路整備に関する意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、発議案第２号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

―――

町長挨拶

○議長（藤原由巳議員）　ここで高橋町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　本日は、議会の最終本会議ということで矢巾町議会定例会３月会議が先月の18日から本日まで29日間にわたって、本当に皆さん方にはお世話になりました、藤原由巳議長さんをはじめ議員各位には。

そして、まず代表質問では、町民の会の廣田清実議員、それから一心会の廣田光男議員、それから矢巾明進会の村松信一議員から、まず大きな項目として７項目代表質問をいただいたわけです。一般質問は、昆秀一議員、赤丸秀雄議員、山﨑道夫議員、そして高橋安子議員、藤原信悦議員、水本淳一議員、藤原梅昭議員、そして小笠原佳子議員、川村よし子議員、小川文子議員、谷上知子議員と11名の方々から33項目にわたっていろいろ活発なご議論をいただいたわけです。だから、代表質問７項目と一般質問の33項目と合わせて40項目にわたる、

まさに町政課題の本当に重要なところをいろいろとご質疑をいただいたということで、議員各位の思いをしっかり受け止めて今後の町政課題に取り組んでまいりたいと、こう考えているところでございます。

それから、今回の議会には諮問が３件、それから議案が43件、私どもからお願いして、全て原案どおりご可決、そして同意をいただいたということで、改めて感謝を申し上げます。

それで、特にも３月会議は予算議会と言われておりまして、一般会計、そして３つの特別会計、２つの企業会計合わせて６会計ですが、総額188億8,363万8,000円という、本当にこれ一つ一つあれするとあれなのですが、総額で見ると、もう本当に200億円に近いお金、やはりこういった予算を適正に執行していかなければならないということで、そういった意味でも藤原議長さんをはじめ議員の皆様方には、大所高所の立場からご指導、ご助言を賜りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、今回の３月会議を通して、私ども当局ももう一度原点に立ち返って襟を正していかなければならないなという思いを強くしたところでございます。私がいわゆる尊敬する、また使われもしたのですが、谷村長三郎町長は、議場というのは、神聖な場で礼に始まって礼に終わるのだということを厳しく言われたものです。そして、そこでは大いに論戦を取り交わして、そして議員の皆さん方の思いを大切にすることが私らの使命なのだと。私も今振り返ってみたら、ここの町議会のこの議場で課長として、助役として、そして今の立場で通算24年間お世話になりました。その中で今回の３月会議で私どもが、もう今谷村長三郎町長にはそういったことを肝に銘じてしっかり取り組まなければならないのだということを言われている中で、肝を冷やすような質問等があって、私どもも答弁に非常に苦慮したということだけは、もう本当に残念なことだなということで、そして議場で議長さんとか、委員長さんの静止を振り切って当局がこんなことをやったら許されるはずがない。だから、私はもう一度副町長以下課長たちにはもう一度、先ほど申し上げたとおり原点に立ち返って、私たちもどうか、そういうことがないのか、もう一回身を引き締めていきたいなと、こう思っておるところでございます。

そういったことで今後この議場で、神聖なるこの議場で大いに論戦を取り交わして、そしてそれを矢巾町の町政課題を一つ一つ、特にも今回予算決算常任委員会の審査報告書に15項目にわたって附帯決議が示されたわけです。これは、まさに私どもがこれから心血を注いで一つ一つできることから取り組んでいきたいなと、こう思っておりますので、そういった中で、今回の３月会議の残念なこと、いわゆる私に言わさせていただければ、私お世話になっ

た中では、初めてのことだなということで、いずれ私どもも今後こういうことのないように身を引き締めて取り組んでいきたいと思いますし、また藤原議長さんをはじめ議員各位もそういったことをお互いに町勢の発展のために車の両輪のごとく力を合わせて邁進してまいりたいと思いますので、よろしくひとつご指導をお願いして私の御礼の挨拶に代えさせていただきます。

本当に長丁場の３月会議、ありがとうございました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（藤原由巳議員）　以上をもちまして３月会議に付託されました議案の審議は全部終了しました。

ここで本来であれば､矢巾町民歌の斉唱を行っておりましたが､コロナ禍でありますので、歌わずに町民歌の演奏をお聞き願います。

○議長（藤原由巳議員）　これをもちまして令和３年矢巾町議会定例会３月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後　２時０６分　散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員

署名議員